

令和 6 年度

# 再犯の防止等に関する施策

法務省

この文書は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第10条の規定に基づき、再犯の防止等に関する施策について報告を行うものである。

本書は再生紙を使用しております。

## 特集

## 広がりを見せる再犯防止分野の新たなステークホルダー

第1節	はじめに	2
第2節	新たなステークホルダーの取組	3
	事例1 丸善雄松堂株式会社	3
	事例2 一般社団法人 Arc & Beyond	6
	事例3 日本政策投資銀行	9
	事例4 静岡市	12
第3節	おわりに	14

## 第1章 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

第1節	就労の確保等	16
①	職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得	16
(1)	職業適性の把握等【施策番号1】	16
(2)	施設内から社会内への一貫した指導・支援スキームの確立【施策番号2】	16
(3)	就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた処遇等【施策番号3】	16
(4)	刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等【施策番号4】	18
(5)	刑事施設における職業訓練等の充実【施策番号5】	18
(6)	資格制限等の見直し【施策番号6】	20
②	就職に向けた相談・支援等の充実	21
(1)	刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号7】	21
(2)	非行少年に対する就労支援【施策番号8】	24
③	協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実	25
(1)	多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】	25
(2)	協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】	27
(3)	協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】	27
(4)	協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号12】	29
(5)	国による雇用等の推進【施策番号13】	29
④	就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援【施策番号14】	29
⑤	一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保	30
(1)	障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号15】	30
(2)	農福連携に取り組む企業・団体等やソーシャルビジネスとの連携【施策番号16】	32

COLUMN 1	Shinzone が描く未来への教育プログラム 「Woman's Fashion Education」 Women to Girls, Girls to Women. 女性から少女たちへ、少女から女性たちへ ..... 34
COLUMN 2	被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施 ..... 35
第2節	住居の確保等 ..... 37
①	矯正施設在所中の生活環境の調整の充実 ..... 37 (1) 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実【施策番号 17】 ..... 37 (2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号 18】 ..... 37
②	更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保 ..... 38 (1) 更生保護施設の整備及び受入れ・処遇機能の充実【施策番号 19】 ..... 38 (2) 自立支援の中核的担い手としての更生保護施設等の事業の促進及び委託費構造の見直し【施策番号 20】 ..... 39 (3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号 21】 ..... 40
③	地域社会における定住先の確保 ..... 41 (1) 居住支援法人との連携の強化【施策番号 22】 ..... 41 (2) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号 23】 ..... 41 (3) 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号 24】 ..... 42 (4) 満期釈放者等に対する支援情報の提供等の充実【施策番号 25】 ..... 42
COLUMN 3	更生保護施設西本願寺白光荘における被保護者の特性に応じた専門的処遇の実情 ..... 43
COLUMN 4	抱樸における居住支援の取り組みについて ..... 45

## 第2章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

第1節	高齢者又は障害のある者等への支援等 ..... 48
①	関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実 ..... 48 (1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号 26】 ..... 48 (2) 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号 27】 ..... 49 (3) 矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等【施策番号 28】 ..... 50
②	保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化 ..... 51 (1) 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号 29】 ..... 51 (2) 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号 30】 ..... 51 (3) 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施【施策番号 31】 ..... 51

(4) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための研修・体制の整備 【施策番号 32】	53
---	----

**COLUMN 5 高知地方検察庁における社会復帰支援の取組について ..... 55**

<b>第2節 薬物依存の問題を抱える者への支援等 ..... 56</b>
① <b>薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実 【施策番号 33】 ..... 56</b>
② <b>刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等 ..... 57</b>
(1) 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施 【施策番号 34】 ..... 57
(2) 増加する大麻事犯に対応した処遇等の充実 【施策番号 35】 ..... 62
(3) 更生保護施設等による薬物依存回復処遇の充実 【施策番号 36】 ..... 63
(4) 麻薬取締部が実施する薬物乱用防止対策事業の拡大 【施策番号 37】 ..... 63
③ <b>治療・支援等を提供する保健医療機関等の充実及び円滑な利用の促進 ..... 63</b>
(1) 薬物依存の問題を抱える者等に対応する専門医療機関等の拡充及びその円滑な利用の促進 【施策番号 38】 ..... 63
(2) 自助グループ等の民間団体と共同した支援の強化 【施策番号 39】 ..... 66
(3) 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成 【施策番号 40】 ..... 66
(4) 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職や心理専門職等の育成 【施策番号 41】 ..... 67
④ <b>薬物事犯者の再犯防止施策の効果検証及び効果的な方策の検討 【施策番号 42】 ..... 67</b>

**第3章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組**

<b>第1節 学校等と連携した修学支援の実施等 ..... 72</b>
① <b>児童生徒の非行の未然防止等 ..... 72</b>
(1) 学校における適切な指導等の実施 【施策番号 43】 ..... 72
(2) 地域における非行の未然防止等のための支援 【施策番号 44】 ..... 74
② <b>非行等による学校教育の中止の防止等 ..... 76</b>
(1) 学校等と保護観察所が連携した支援等 【施策番号 45】 ..... 76
(2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 【施策番号 46】 ..... 78
(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実 【施策番号 47】 ..... 79
③ <b>学校や地域社会において再び学ぶための支援 ..... 79</b>
(1) 学校や地域社会における修学支援 【施策番号 48】 ..... 79
(2) 矯正施設・保護観察所職員と学校関係者の相互理解の促進等 【施策番号 49】 ..... 79

**COLUMN 6 「孤立を希望に変える場所」  
～出所者支援の新しいかたち 「リ・トライ！」の取組～ ..... 81**

## 第4章

### 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

第1節	特性に応じた効果的な指導の実施等	84
①	刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化と関係機関等が保有する情報の活用 【施策番号 50】	84
②	特性に応じた指導等の充実	89
(1)	性犯罪者・性非行少年に対する指導等	89
ア	性犯罪者等に対する効果的な指導等の実施【施策番号 51】	89
イ	子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号 52】	92
(2)	ストーカー・DV 加害者に対する指導等	92
ア	被害者への接触防止のための措置【施策番号 53】	92
イ	ストーカー加害者等に対するカウンセリング等【施策番号 54】	93
(3)	暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等【施策番号 55】	93
(4)	少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等	95
ア	刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号 56】	95
イ	関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号 57】	97
ウ	非行少年に対する立ち直り支援活動の充実【施策番号 58】	98
エ	保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号 59】	98
(5)	女性の抱える困難に応じた指導等【施策番号 60】	99
(6)	発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号 61】	100
(7)	各種指導プログラムの充実【施策番号 62】	103
③	犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号 63】	111

#### COLUMN 7

発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業について	115
-------------------------------------	-----

## 第5章

### 民間協力者の活動の促進等のための取組

第1節	持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援	118
①	持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号 64】	118
②	保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進【施策番号 65】	119
③	保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供【施策番号 66】	119
④	地方公共団体からの支援の確保【施策番号 67】	119
⑤	国内外への広報・啓発【施策番号 68】	120

#### COLUMN 8-1

再犯防止を支える民間協力者の方々 保護司	121
----------------------	-----

<b>第2節</b>	<b>民間協力者（保護司を除く）の活動の促進</b>	123
<b>①</b>	<b>民間ボランティアの活動に対する支援の充実</b>	123
(1)	少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号69】	123
(2)	更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号70】	123
<b>②</b>	<b>民間協力者との連携強化</b>	123
(1)	地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等【施策番号71】	123
(2)	弁護士・弁護士会との連携強化【施策番号72】	124
(3)	犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号73】	124
<b>③</b>	<b>民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進【施策番号74】</b>	125
<b>④</b>	<b>民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実</b>	127
(1)	民間協力者の活動に関する広報の充実【施策番号75】	127
(2)	民間協力者に対する表彰【施策番号76】	128
<b>COLUMN 8-2</b>	<b>再犯防止を支える民間協力者の方々 教誨師</b>	129
<b>COLUMN 8-3</b>	<b>再犯防止を支える民間協力者の方々 篤志面接委員</b>	131
<b>COLUMN 8-4</b>	<b>再犯防止を支える民間協力者の方々 千葉刑務所読書クラブ</b>	133
<b>COLUMN 8-5</b>	<b>再犯防止を支える民間協力者の方々 菊陽町更生保護女性会</b>	134
<b>COLUMN 8-6</b>	<b>再犯防止を支える民間協力者の方々 茨城県BBS連盟</b>	135
<b>COLUMN 8-7</b>	<b>再犯防止を支える民間協力者の方々 協力雇用主</b>	136
<b>COLUMN 8-8</b>	<b>再犯防止を支える民間協力者の方々 更生保護協会</b>	137
<b>COLUMN 9</b>	<b>知りたい、学びたいと願う全ての人にまなびのつながりを育む</b>	138

## 第6章 地域による包摶を推進するための取組

第1節 地方公共団体との連携強化等	142
1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援	142
(1) 市区町村による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号 77】	142
(2) 都道府県による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号 78】	142
2 地方再犯防止推進計画の策定等の支援【施策番号 79】	143
3 地方公共団体との連携の強化	145
(1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号 80】	145
(2) 再犯の防止等の推進に関する知見等の提供及び地方公共団体間の情報共有等の推進【施策番号 81】	146
(3) 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号 82】	146
4 支援の連携強化	147
(1) 更生保護に関する地域援助の推進【施策番号 83】	147
(2) 更生保護地域連携拠点事業の充実等【施策番号 84】	148
(3) 法務少年支援センターにおける地域援助の充実【施策番号 85】	148
5 相談できる場所の充実	149
(1) 刑執行終了者等に対する援助の充実【施策番号 86】	149
(2) 更生保護施設による訪問支援事業の拡充【施策番号 87】	149

COLUMN 10 更生保護分野を対象としたフードバンク活動	151
--------------------------------	-----

## 第7章 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

第1節 再犯防止に向けた基盤の整備等	154
1 関係機関における人的・物的体制の整備	154
(1) 関係機関における人的体制の整備【施策番号 88】	154
(2) 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号 89】	154
(3) 矯正施設の環境整備【施策番号 90】	154
2 業務のデジタル化、効果検証の充実等	154
(1) 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実のための基盤整備【施策番号 91】	154
(2) 再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用【施策番号 92】	155
(3) 再犯防止施策の効果検証の充実と検証結果等を踏まえた施策の推進【施策番号 93】	155
3 再犯防止関係者の人材育成等【施策番号 94】	156

<b>4</b>	<b>広報・啓発活動の推進</b>	156
(1)	啓発事業等の実施【施策番号 95】	156
(2)	法教育の充実【施策番号 96】	159

**COLUMN 11** 更生保護における EBPM に基づく施策の推進 ..... 160

**COLUMN 12** 4月17日は「国際更生保護ボランティアの日」 ..... 161

**COLUMN 13** 社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス ..... 163

## 第1章

### 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

<b>資 1-3-1</b>	就労準備指導の概要	17
<b>資 1-5-1</b>	少年院における職業指導種目の再編	20
<b>資 1-7-1</b>	刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要	21
<b>資 1-7-2</b>	矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要	22
<b>資 1-7-3</b>	更生保護就労支援事業の概要	23
<b>写真 1-7-1</b>	就労支援説明会の様子	24
<b>写真 1-8-1</b>	就労支援の様子	24
<b>写真 1-9-1</b>	スタディツアーチの様子	25
<b>資 1-9-1</b>	地方公共団体による協力雇用主支援等の現状	26
<b>資 1-11-1</b>	身元保証制度の概要	28
<b>資 1-11-2</b>	刑務所出所者等就労奨励金支給制度の概要	28
<b>資 1-15-1</b>	就労系障害福祉サービスの概要	31
<b>資 1-15-2</b>	就労準備支援事業の概要	31
<b>資 1-15-3</b>	就労訓練事業の概要	32
<b>資 1-19-1</b>	特定補導について	39
<b>資 1-20-1</b>	更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要	40
<b>資 1-21-1</b>	緊急的住居確保・自立支援対策の概要	41

## 第2章

### 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

<b>資 2-26-1</b>	刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移	48
<b>資 2-27-1</b>	社会復帰準備指導プログラムの概要	49
<b>資 2-28-1</b>	特別調整の概要	50
<b>資 2-31-1</b>	被疑者等支援業務の概要	52
<b>資 2-32-1</b>	更生保護施設における特別処遇の概要	54
<b>資 2-34-1</b>	薬物依存離脱指導の概要（1）	58
<b>資 2-34-2</b>	薬物依存離脱指導の概要（2）	59
<b>資 2-34-3</b>	少年院における特定生活指導	60
<b>資 2-34-4</b>	保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの概要	61
<b>資 2-38-1</b>	依存症対策の全体像	64
<b>資 2-38-2</b>	第六次薬物乱用防止五か年戦略の概要	65
<b>資 2-38-3</b>	薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの概要	65
<b>資 2-38-4</b>	ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ	66
<b>資 2-42-1</b>	刑の一部の執行猶予制度の概要	68
<b>資 2-42-2</b>	札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」	69

## 第3章

### 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

資 3-43-1	薬物乱用防止教室の開催状況	73
資 3-44-1	「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要	74
資 3-44-2	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	75
資 3-44-3	子どもの学習・生活支援事業の概要	76
資 3-45-1	修学支援の充実に向けた文部科学省との連携状況について	77
資 3-48-1	保護観察所における修学支援パッケージ	80
資 3-48-2	地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の概要	80

## 第4章

### 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

資 4-50-1	受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要	86
資 4-50-2	法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の概要	87
資 4-50-3	Case Formulation in Probation／Parole（CFP）の概要	88
資 4-51-1	刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要	90
資 4-51-2	少年院における性非行防止指導の概要	91
資 4-51-3	保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの概要	92
資 4-55-1	暴力団離脱指導の概要	94
資 4-55-2	離脱者数の推移（概数）	95
資 4-56-1	少年院における処遇の概要	96
資 4-56-2	若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇	97
資 4-58-1	非行少年を生まない社会づくりの概要	98
資 4-60-1	女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要	99
資 4-61-1	長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業概要	101
資 4-61-2	発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業概要	102
資 4-61-3	発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン改訂の概要	103
資 4-62-1	刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ	105
資 4-62-2	刑事施設における特別改善指導の受講開始人員	105
資 4-62-3	刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要	106
資 4-62-4	刑事施設における暴力防止プログラムの概要	107
資 4-62-5	保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員	108
資 4-62-6	保護観察所における暴力防止プログラムの概要	108
資 4-62-7	保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要	109
資 4-62-8	保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の概要	109
資 4-62-9	保護観察所における類型別処遇の概要	110
資 4-62-10	保護観察における社会貢献活動	110
資 4-63-1	刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要	112
資 4-63-2	少年院における被害者の視点を取り入れた教育の概要	113
資 4-63-3	保護観察所におけるしょく罪指導プログラムの概要	114

## 第5章

### 民間協力者の活動の促進等のための取組

資 5-64-1	持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（報告書概要）	118
資 5-67-1	更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進	120
資 5-74-1	SIBによる非行少年への学習支援事業	125
資 5-74-2	更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要	126
資 5-74-3	PFS推進交付金の概要	127
資 5-76-1	令和6年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者・受賞団体と活動概要	128

## 第6章

### 地域による包摶を推進するための取組

資 6-77-1	第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割	142
資 6-79-1	地方再犯防止推進計画策定の手引きについて	143
資 6-79-2	地域福祉（支援）計画の概要	144
資 6-79-3	地方再犯防止推進計画策定数（策定方法別）	144
資 6-79-4	医療計画の概要	145
資 6-83-1	更生保護に関する地域援助の概要	147
資 6-84-1	更生保護地域寄り添い支援事業の概要	148
資 6-87-1	更生保護施設における訪問支援事業の概要	150

## 第7章

### 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

写真 7-95-1	第74回“社会を明るくする運動”ポスター	158
写真 7-95-2	イエローライトアップ	158

#### 凡例

- ① 本白書は、原則として、令和7年3月31日までの各省庁等の再犯防止施策に関する実績や統計資料に基づいて記載している。
- ② 年（年度）の表記は、原則として、和暦を使用している。
- ③ 「年」とあるものは暦年（1月から12月まで）を、「年度」とあるものは会計年度（4月から翌年3月まで）を指している。
- ④ 令和元年の実績や統計資料には、平成31年1月1日から同年4月30日までの取組や数値を、令和元年度の実績や統計資料には、平成31年4月1日から同月30日までの取組や数値をそれぞれ含む。

# 特集



あじさい？

## 広がりを見せる再犯防止分野の 新たなステークホルダー

第1節	はじめに	2
第2節	新たなステークホルダーの取組	3
第3節	おわりに	14

## 第1節 はじめに

政府は、令和5年3月、第二次再犯防止推進計画（以下「第二次計画」という。）を閣議決定した。第二次計画は、7つの重点課題と96の具体的施策により構成されており、重点課題の一つとして、「民間協力者の活動の促進等のための取組」が掲げられ、「現状認識と課題等」として、以下のとおり記載されている。

### 第5 民間協力者の活動の促進等のための取組

#### 1. 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられている。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われている。こうした民間協力者の活動は、SDGsに掲げられたマルチステークホルダー・パートナーシップを体现し、「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせない尊いものであり、社会において、高く評価されるべきものである。（以下省略）

このように、再犯防止のためには、刑事司法手続段階のみならず、終了後においても、民間協力者の活動が必要不可欠であり、これまで保護司、篤志面接委員、教誨師、更生保護女性会員等の多くの民間協力者の方々の御協力に支えられてきた。そこで、第二次計画では、具体的施策として、以下のとおり「地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等」が掲げられ、民間協力者の積極的な開拓を行うこととしている。

#### ②民間協力者との連携強化

##### ア 地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等【施策番号 71】

法務省は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、地域で再犯の防止等に資する取り組みを行うNPO法人、社会福祉法人、企業、弁護士、社会福祉士や、自らの社会復帰経験に基づいて相互理解や支援をし合う自助グループといった民間協力者の把握に努めるとともに、こうした民間協力者を積極的に開拓し、より一層の連携を図る。（以下省略）

再犯防止においては、犯罪をした者等が立ち戻っていくことができる環境をいかに整備するかということが重要であるが、そういう環境をより充実したものにするためには、従前から御活躍いただいている保護司等の民間協力者のみならず、地域社会において、より多様な関係者（ステークホルダー）と連携していくことが求められている。

このように、再犯防止分野における民間協力者の役割の重要性がますます大きくなっている中、近年、民間企業等をはじめとした新たなステークホルダーに再犯防止分野に参画いただく事例が増えており、再犯防止分野の活動の輪は広がりを見せつつある。

従前から再犯防止に御協力をいただいている民間協力者は、犯罪をした者等に対する直接的な支援に携わることが中心であった。他方、近時は、間接的な支援、つまり、広報・啓発活動等の再犯防止の裾野を広げるような活動をしていただいている企業・団体が増えてきている。直接的な支援はハードルが高いと感じていても、間接的な支援であれば、参画について前向きに検討いただける企業・団

体も潜在的に存在するものと思われる。

そこで、本特集においては、再犯防止分野に新たに参画していただいている企業及び団体の先駆的な取組を紹介する。

## 第2節 新たなステークホルダーの取組

### 事例1 丸善雄松堂株式会社

丸善雄松堂株式会社は、出版業のほか、学校教育事業に関する経営コンサルティング業務、図書館業務の請負等の多岐にわたる事業を展開している。同社は、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”（【施策番号95】参照）の趣旨に共鳴し、同運動の強調月間である7月に、同社が指定管理者として運営する全国の図書館や、グループ企業である株式会社丸善ジュンク堂書店の店舗において同運動のポスターを掲示するなどの協力をしていただいていることに加え、再犯防止に関するシンポジウムを法務省と共に開催するなどしていただいている。

語り：丸善雄松堂株式会社地域共育事業本部 後藤 英紀さん  
石川 章子さん

#### 1. 再犯防止分野への参画のきっかけについて教えてください。

（後藤さん）

最初は、令和4年12月に、PFI<sup>\*1</sup>の刑務所（【施策番号60】参照）である美祢社会復帰促進センターにサウンディング調査<sup>\*2</sup>に来ないかと他社に誘われたことがきっかけです。刑務所のことは全く知らなかったのですが、心惹かれるものがありました。同センターを見学し、ワークショップに参加して、ニュースの世界では知っていると思っていたことを初めて目の当たりにしたことで、自分にとってはショックというか、とても良い気付きをいただいたという実感がありました。また、その際に、初めて、立ち直りを支援している刑務官の方や、協力雇用主、更生保護に携わる方々の存在を知りました。

当社の理念として、学びの力で世の中を良くしていくということを掲げていることもあり、会社に戻ってから、罪を犯した人たちの立ち直りに何か貢献できることはいかと考え、役員に相談しましたが、「気持ちはわかるけれど、どうすればいいか分からないね」と指摘を受けました。その段階では確かにそのとおりで、当時は“社会を明るくする運動”という言葉すら知らず、具体的に自分たちに何ができるのか全く分からぬ状態だったのです。

それから1年くらい経過した後、今度は、同じくPFIの刑務所である島根あさひ社会復帰促進センターを見学する機会がありました。私も、そのときは、キャリア採用で入社してきた石川さんに行つてもらったのですが、石川さんも、私と同様に大きな感銘を受けたようでした。私自身一人では悶々としたままだったかもしれません、自分と同じ思いを持つに至った人が出現したことで、改めて、再犯防止のために何か自分たちにできることはないかと考えるようになりました。

ある日、石川さんが更生保護に関する記事を見つけ、私に見せてくれました。やや古い記事でしたが、法務省保護局の問合せ先が書いてあったため、電話してみることにしました。電話する前は、法務省は役所の中でもとても固いというか、怖いというようなイメージがありました。しかし、実際に電

\*1 PFI（Private-Finance-Initiative）

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

\*2 サウンディング調査

国や地方公共団体が所有する土地や施設の活用方法について、民間事業者との意見交換等を通じ、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査。マーケットサウンディングともいう。

話してみると、とても真摯に我々の話を聞いてくれました。その後、保護局の幹部の方とお会いしてみて、我々に何ができるか尋ねてみたところ、まずは、“社会を明るくする運動”的広報で協力してもらえないかという依頼を受けたので、7月の“社会を明るくする運動”的強化月間に、当社の関連書店や、運営管理を受託している公共施設等のスタッフに、“社会を明るくする運動”的シンボルマークである黄色い羽根を着用してもらったり、関連書店等でポスターを掲示したりしました。また、保護局からは、もう一つの取組として、再犯防止に関するシンポジウムを一緒に開催できないかとお声掛けいただき、これまで、全国各地でシンポジウムを開催してきました（【コラム9】参照）。

具体的な取組がイメージできるようになり、役員にも説明しやすくなったことに加え、私だけでなく、石川さんもこの分野に大きな関心を持ってくれ、社内の理解者が増えたことも大きな後押しになりました。

## 2. 再犯防止分野に携わることになった際の社内の反応について教えてください。

（後藤さん）

最初に再犯防止分野に関与すると決めた際、社内から「ほかのCSR（企業の社会的責任）の活動と何が違うのか（新たに取り組む必要があるのか。）」といった声が上がることもあり、社内で広く理解を得ることが最初のハードルでした。そのような中で、最初に理解を示してくれたのが、株式会社丸善ジュンク堂書店の社長でした。理解を示してくれた背景には、書店業界にまつわる「万引き」の問題がありました。書店の中には、万引きが原因で潰れてしまうお店もあり、万引きは書店業界にとって決して看過できない問題です。しかし、高校生くらいの若者の場合、自身の行動が書店に与える影響を考えることなく、軽い気持ちで万引きに及んでしまうこともあるのではないかと考え、彼らにはしっかりと反省し、更生してもらいたいという思いがもともと社長の中にあったそうです。そこで、関連書店での協力活動が始まることになりました。

（石川さん）

営業に行ってプレゼンをした際、我々の取組の一つとして、“社会を明るくする運動”に貢献していることを話したところ、大きな拍手をいただいたということがありました。また、新入社員向けに研修を行った際、半分眠たそうにしていた新入社員が“社会を明るくする運動”に関する話の最中は背筋を伸ばして聞いてくれ、「この会社に入ってよかった」という感想を書いてくれた人もいました。少しづつではありますが、理解を示してくれる人が増えてきているという実感があります。

## 3. 取組を行う上で、課題を感じている点について教えてください。

（後藤さん）

更生保護についての知名度が低いと感じています。私を含め、社内においても更生保護を知らない人もいますが、県庁や市役所等の行政の方ですら黄色い羽根を知らないという人もいます。取組を進めていく上で課題なのは、やはり知名度の低さだと思います。

## 4. 今後の展望について教えてください。

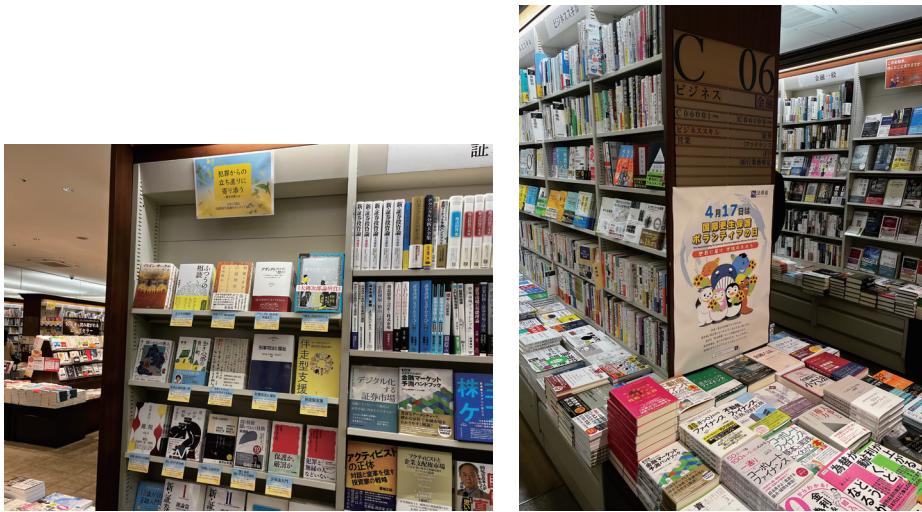
（石川さん）

非行少年や、不登校の青少年等、複雑な家庭環境の中で、学びたくても学ぶ機会に巡り合えない方が多くいます。当社は、全国の図書館等の公共施設の指定管理者として、様々な施設の運営管理を請け負っていますので、例えば、地元の保護司会と連携するなどして、非行に限らず、孤独・孤立等の様々な問題の解消に貢献できるようにしていきたいという思いがあります。若者からお年寄りまで、地域の方々と共に育て、共に育ちながら、ただの公共施設ではなく、様々な課題を抱えた人たちの居場所になるような施設にしていけたらと思っています。

## 5. 再犯防止分野への参画を考えている企業・団体へメッセージをお願いします。

(石川さん)

再犯防止は、「社会全体で取り組むべき課題」です。企業は再犯防止や更生保護の専門的な部分を担うわけではありませんが、広報、教育、イベント等において、自らが持つ強みを生かして関与することができます。再犯防止や更生保護の分野は、CSR の一つとしても、企業が取り得る選択肢になると 생각ています。他の企業や団体が、再犯防止分野に参画をするためには、まずこの分野について知ってもらうことが大切だと思います。当社としては、今後も、我々の強みである「学びの力」を通じて再犯防止や更生保護に協力していきたいと考えています。



「国際更生保護ボランティアの日」（【施策番号 68】参照）の広報

## 事例2 一般社団法人 Arc & Beyond

一般社団法人 Arc & Beyond（アークアンドビヨンド）は、ソニーグループ株式会社（以下「ソニー」という。）の社員たちによって設立された団体で、多様なパートナーと共同して社会課題の解決を目指す事業活動に取り組んでいる。特に、再犯防止分野においては、ソニーのプログラミングツール「MESH<sup>TM</sup>\*3」を活用した教育プログラムを全国の少年院で展開している。

語り：一般社団法人 Arc & Beyond 石川 洋人さん  
萩原 丈博さん  
原 援又さん

### 1. 再犯防止分野に御関心を持ったきっかけについて教えてください。

(石川さん)

アメリカで、「ディスコネクテッド・ユース」という、学校に通えず、仕事にも就けない、社会的に孤立しているこどもたちと出会い、そういうこどもたちに対して何かできることがないかと考えたことが最初のきっかけです。

平成27年、私はアメリカで「Takeoff Point」というソニーの100%出資子会社を立ち上げました。当時の私は、萩原さんが開発したMESHをアメリカで販売することが仕事で、そのような中、ディスコネクテッド・ユースのこどもたちの存在を知り、どうしたらそのようなこどもたちが学び続けられる環境を作れるかということを、萩原さんと一緒に考えるようにになりました。

最初の頃は、日本でいうところの区民センターのような地域の施設で、学校に通えなくなったこどもたちを対象に、ボランティアとしてMESHを使った授業を実施していました。そこで、学校の先生や他のボランティアと一緒に、ディスコネクテッド・ユースのこどもたちに対するMESHを活用した教育プログラムを考案しました。

ディスコネクテッド・ユースのこどもたちは、基本的に、「学び」において三つの困難を抱えていると言えます。一つ目は、楽しい学び経験をしたことがないということ。二つ目は、「自分にはできない」と思っていること。そして、三つ目は、「学ぶことは無駄だ」と思っていることです。そこで、そうしたこどもたちを対象とした教育プログラムでは、単にプログラミングを教えるのではなく、「MESHを使って何かを作つてみないか」、「身の回りの課題を解決してみないか」というアプローチをとったところ、こどもたちに、主体的に学んだり、取り組んだりする姿勢が見えるようになりました。そのような教育プログラムの普及を進めていたところ、アメリカの少年院の関係者の方から、少年院の更生プログラムの一環として活用できないかというお声掛けをいただき、少年院での活動を開始しました。

アメリカでの活動を行う中で、日本にもディスコネクテッド・ユースのこどもたちが多いことを知り、この教育プログラムを日本の少年院でも展開したいと考えるようになりました。そこで、令和3年に萩原さんと二人で法務省矯正局を訪問し、日本でもこの教育プログラムを実施できないか相談したことが、日本の少年院での活動のスタートとなりました。

\*3 MESH<sup>TM</sup>

MESHは、専門知識がなくてもセンサーやプログラミングによって仕組みをつくることができるツールであり、全国の学校教育や人材育成に活用されている。

## 2. 全国の少年院で、模擬授業<sup>\*4</sup>を行った際の在院生や、少年院の教官（法務教官）の反応や変化について教えてください。

(原さん)

私たちの授業はワークショップ形式になっており、最初に、「MESHを使って、日用品をより便利なものにする」等、その授業のテーマを設定します。在院生からは「そんなことできるのだろうか」という懐疑的な反応や、「どうしてこんなことをやるのか」という授業自体に対するネガティブな反応を示されることもあります。しかし、授業を進めていくと、「MESHが直感的に使えて楽しい」、「ツールを組み合わせていくことで、発想がどんどん広がった」、「最初はできないと思っていたものを作ることができて嬉しい」などの前向きな反応が増えていき、最終的には、授業終了の時間になっても、「まだ授業を続けてほしい」という声が上がるくらい、前のめりになって取り組んでくれることが多いです。

授業の前後では、在院生からアンケートを取るのですが、その中のコメントでも「身の回りにも問題解決をすべきことはいっぱいあると思うので、どんどん挑戦していきたい」等の前向きなコメントをいただくことがあります。

社会の中で自立していくためには、他者からやらされるのではなく、自分の中にあるエネルギーを原動力に、主体的かつ前向きに、自ら学んでいくというマインドが必要だと考えていますが、この授業を通じて、こうした姿勢を身に付けてもらうことができるのではないかという感触を得ています。

(萩原さん)

また、変化という点では、職員の皆さんの意識の変化も大きいと思っています。いろいろな感想や御意見をいただきましたが、「普段は主体性が余り感じられない在院生であっても、自分たちで主体的にアイデアを考えて、生き生きと発表している姿を見て、驚いた」、「在院生が良い方向に成長していく能力があるということを、改めて痛感した」、「MESHのプログラムを通じた成長が、彼らの普段の生活態度や今後の生き方に良い影響を与えてくれる可能性を感じた」といったものが特に印象に残っています。

## 3. 初めて少年院で授業をした際に、不安はありましたか。また、在院生の第一印象を教えてください。

(原さん)

初めて少年院に伺ったときには、やはり、少年院がどういう状況なのか完全には分からなかったので、正直に言って、手に汗を握るようなところがありました。在院生は、結構大きな声で挨拶をされるので、最初に教室に入ったときには圧倒されましたが、授業が始まると、彼らのコミュニケーションを見て、「普通の少年だな」という印象を受けました。

(萩原さん)

私も、原さんとほぼ同じような印象でした。令和3年に初めて新潟少年学院を訪れた際に、在院の方々の最初の挨拶には少し驚きましたが、いざ授業を始めてみると、「普通の子たち」という印象で、こども向けに行っている一般のワークショップと全く変わらない感触でした。逆に、「なぜ彼らが少年院に入ってしまうことになったのだろうか?」「その背景や彼らの環境にはどのような課題があったのだろうか?」という疑問が湧いてくるくらいでした。

## 4. 今後の展望について教えてください。

(原さん)

今までやってきたことに引き続きしっかりと取り組んでいくことと、新たなことにチャレンジするという二つになるかと思います。

\*4 全国の少年院での模擬授業

令和6年にソニーマーケティング株式会社が受託した法務省委託事業「少年院在院者に対するプログラミングを活用した効果的な課題解決型授業に係る調査研究業務の請負」における模擬授業。同社が一般社団法人 Arc & Beyond と連携して取り組んでいる。

一つ目は、全国の少年院に MESH を使った授業を導入することです。令和 7 年度から、少年院で実施する職業生活設計指導の選択制のプログラムに MESH を活用した我々のプログラムを取り入れていただいているので、各施設の法務教官の方に選択いただけるように取り組みたいと思っています。少年院によっては、MESH の実施について不安に思われている方もいらっしゃると思いますので、授業がしっかりとできているという事例の提示等を含めて、展開を図っていきたいと思います。

二つ目は、社会の側でも、少年たちが学び続ける場や、働き続けられるなどの活躍できる場を創っていきたいということです。少年院ですごく前向きな思考になって、問題解決に取り組む意欲が出てきたとしても、結局、社会の側でその受け皿がないと、意欲を失ってしまいます。そういう場所を創っていくために、我々にできることは何かというのを考えたときに、当法人は民間企業によって立ち上げられたという背景もありますので、いろんな企業とのネットワークを生かしながら、一緒にそういった場を創っていけるような取組をしていければと思っています。現在行っている具体的な活動として、法務省矯正局とともに「Sync to HOPE」というイベントをシリーズで行うこととしています。「Sync to HOPE」は、法務省と我々だけではなく、民間企業や NPO 等の様々なセクターの方や行政の方をお呼びして、どのようにしたらみんなで社会側の場を創ることができるのかを考えたり、そもそもこういった問題に関心がないような企業や個人の方に関心をもっていただききっかけを作ったりと、様々な人たちと一緒に課題意識を共有するイベントです。このイベントの延長線上で、各団体の具体的なアクションにつなげていくということを考えています。

## 5. これから再犯防止分野に参画しようとする企業や個人の方にメッセージをお願いします。

(原さん)

非行には、環境要因の問題もあると思っています。例えば、虐待や不遇な家庭環境といった社会課題が挙げられます。そのような環境に育った人たちは、非行をして少年院に入る人もいれば、そこまで至らないまでも、社会的に孤立してしまうことなどもあると思います。再犯防止や少年矯正と聞くと、自分には無関係と感じる人も多いと思いますが、そうした社会課題の解決に関心を持っていただけるのであれば、その背景に共通する再犯防止や少年矯正といった分野の重要性についても理解していただけるのではないかと考えています。多種多様な方々とこの分野での活動を展開していくべきだと思います。



少年院での模擬授業の光景

### 事例3 日本政策投資銀行

株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）は、「金融力で未来をデザインする」という企業理念の下、サスティナブルファイナンスやインパクト投資に積極的に取り組んでおり、その中でも成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success）（以下「PFS」という。）やソーシャル・インパクト・ボンド（Social Impact Bond）（以下「SIB」という。）は社会課題解決に資する官民連携の重要な手法であると考え、国内外の市場調査、各種情報発信等を通じ、国、地方公共団体、中間支援組織、サービス事業者たる民間企業、金融機関等、PFS／SIB 市場の関係者とのネットワークを構築し、先進的なノウハウを獲得してきた。また、同行は、令和3年度から令和5年度まで、法務省が実施した民間資金を活用した PFS による非行少年への学習支援事業（以下「法務省 SIB 事業」という。）において、株式会社公文教育研究会（以下「公文教育研究会」という。）を中心とした共同事業体に対する資金提供者として関与した（PFS、SIB 及び法務省 SIB 事業のいずれも【施策番号 74】参照）。

語り：DBJ ストラクチャードファイナンス部 杉浦 克実さん  
 村田 瑞穂さん  
 (法務省 SIB 事業当時所属)  
 東條 恭章さん

#### 1. 法務省 SIB 事業にはどのような立場として参画いただきましたか。

(杉浦さん)

当行は元々日本開発銀行という特殊法人でした。平成 20 年に民営化し、現在の株式会社日本政策投資銀行となりましたが、「社会に何らかの形で貢献したい」というパブリックマインドが DNA として深く根付いています。そのため、当行の職員の中には、金融というツールを活用して、世の中に貢献したいという人が多いです。古くは PFI（【施策番号 60】参照）等の、国や地方が実施していた事業に民間の資金やノウハウを活用するというような案件に多く取り組ませていただき、当行が触媒のような機能を果たしてきました。PFI がある程度普及してきてからは、次に取り組むべき新しい分野について常に考えていました。

そのような中で、行内の若い職員から、DBJ の新たな取組としてふさわしいものは何かということを募った際に、選ばれたものの一つが SIB でした。

(東條さん)

当行は以前から PPP<sup>\*5</sup> の事業に幅広く関与していたので、この SIB という取組については、PPP の新たなプロダクトの一つであると考え、令和元年辺りから調査をしていました。当時は、プロトタイプの SIB という感じで、日本でもいくつかのプロジェクトがあるにはあったのですが、中々大きな案件ができているわけではありませんでしたので、まず、SIB 発祥の地であるイギリスの市場や事例について調査を行いました。イギリスでは、既に SIB に関する様々なプレーヤーがいましたので、そのような方々のヒアリング等を行いました。そこで、私たちが一から日本でプロジェクトを立ち上げるよりも、まずはイギリスの投資会社と連携するのがよいと考え、彼らが運用しているファンドに投資し、イギリスの SIB に参画しながら、様々な勉強をさせていただきました。

イギリスで学んだことを踏まえて、実際に日本でもプロジェクトを立ち上げたいと検討していたところ、内閣府に成果連動型事業推進室<sup>\*6</sup>が設置され、日本でも様々な事業が進んでいくという段階

\*5 PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

\*6 内閣府成果連動型事業推進室

<https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html>



となっていました。そのような状況の中、法務省がSIBの事業を検討しているとお聞きし、私たちもマーケットサウンディングの一環として参画させていただきました。その後、法務省SIB事業が始まるタイミングで、公文教育研究会と出会いました。

公文教育研究会が中心となって検討された非行少年に対する学習支援の内容等について、当行は、金融機関として、それが本当に実現可能な事業プランであるのかといった観点から諸々の助言をさせていただきました。加えて、当行も資金提供者という立場で法務省SIB事業に参画することにしました。金融には、元本が保証されているような「融資」という考え方もありますが、当行としては、元本毀損等のリスクのある「投資」として関わらせていただくことにしました。SIBは、事業者のパフォーマンスによって報酬が変わりますので、事業者にとっては、インセンティブが強く働きますが、一方で、成果が低ければ非常にリスクの高い取組ですので、その部分のリスクシェアを図るのが、金融機関である私たちに求められている役割ではないかと思います。

## 2. 再犯防止分野に参画することを検討された際の行内での反応等についてご教示ください。

(東條さん)

「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」<sup>※7</sup>において、PFS／SIB重点3分野の一つとして「再犯防止」を掲げていただいたので、行内へ説明を行う際には非常に助かりました。「そもそもSIBとは何か」「なぜ再犯防止なのか」といったことを問われることが多かったですが、私たちは元々PFIに関わっていたこともあり、その中で、広い意味での再犯防止に関わるようなプロジェクトもありましたので、比較的行内での反対意見等は少なかったです。むしろ、「DBJらしい取組なので頑張れ」といった声をいただくこともありました。

## 3. 御行の立場から見た、今回の事業の社会的意義とはどのようなところにありますでしょうか。

(東條さん)

我々は資金提供者という立場でしたが、事業実施中に定期的に行われていたプロジェクトチェックについては能動的に関与していました。月に複数回ある事業の東京拠点及び大阪拠点とのモニタリングには、必ず参加するようにしていました。

非行少年が立ち直っていくプロセスの中で、少年院在院中から出院後にかけて継続性のある支援が重要であると聞いてはいましたが、実際に法務省SIB事業に携わってみたら、少年院の中と外との連携の難しさを実感させられました。一方で、SIBというツールを通じて、今までつながりが薄かった方々、例えば、少年院の教官と学習支援の実務家等の、近い分野にいるようで、これまでコミュニケーションが余りなかった方々が、一堂に会して議論をする機会に恵まれたということは、非常に大きな価値があったのではないかと思っています。また、今回の法務省SIB事業では、どのような目標を達成すれば、どれくらいの報酬が支払われるのかという面が明確であったので、この事業に関わるステークホルダーが同じ方向を向いて議論できたという点でも、非常に価値のある取組でした。

(村田さん)

PFI等も市場が広がってきましたが、民間資金の活用によって、全ての行政サービスの質が向上したかというと、必ずしもそうでないと思います。事業の件数は積み重なってきているかもしれませんが、私たちが望むような本来あるべきPFI等ばかりではありません。法務省の取組がモデルケースとなり、今後も、継続的に好事例が出てくることを期待しています。

※7 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン  
<https://www8.cao.go.jp/pfs/actionplan.html>



#### 4. 法務省SIB事業への参画前後における行内の意識の変化（特に若手の職員の方々）について教えてください。

(東條さん)

法務省SIB事業は、私たちから見ても、極めて先進的な取組だったので、私を含め、職員にとってチャレンジしがいのある刺激的な取組だったと思います。先ほどお伝えした、普段あまり関わらない人たちが一堂に会して議論するという点に関して、少年院の教官や、学習支援の専門家といった方々は、私たちの通常業務の中では余り関わることがない存在でした。行内には、何かしら社会に貢献したいという職員が非常に多いので、具体的な社会課題を目の前に感じることができ、また、多くの関係者と同じ目標に向かって貢献できたことで、特に若手の職員にとっては、挑戦することの重要性ややりがいを感じられる、大変意義のある取組だったのではないかでしょうか。

また、この事業については、新聞等にも取り上げていただいたため、他の金融機関からこの事業について問合せをいただき、説明をさせていただく機会が多くありました。そういう観点から、行内だけではなく、他の金融機関や企業にも影響を与えられたのではないかと思っています。

#### 5. 再犯防止分野に民間企業が参画する意義について教えてください。

(東條さん)

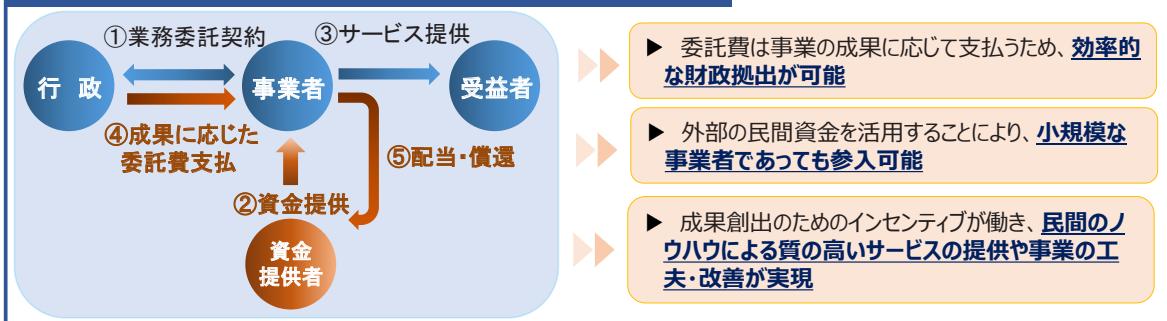
SIBは、経済的なリターンだけではなく、社会的なインパクトもしっかり考えなければならないという時流に沿ったプロジェクトです。なぜSIB事業ができるのか。それは、そこに社会課題があるからです。そのような中で、リスクをとって投資をし、事業者と一緒に汗を流してプロジェクトを進めることができるのは、社会的意義が大きいだけでなく、私たち自身の仕事におけるやりがいの向上にもつながっています。

### 再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）事業について

#### ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは

あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる成果連動型民間委託契約方式（PFS）の一類型であり、外部の民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組み

#### ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）のスキームとメリット



#### 再犯防止分野におけるSIB事業（非行少年への学習支援（令和3年度から））

官民連携の柔軟かつきめ細やかな学習支援により、学びの継続と充実を図る

少年院在院中	少年院出院後	
学習支援計画の策定	学習環境の整備	▶ 少年院在院中から学習支援計画の策定等を開始し、 出院後最長1年間の継続的な学習支援を実施
在院者との関係構築	寄り添い型の学習支援	▶ 対象者の学習継続率や再処分率等を成果指標とし、 事業の成果を評価
将来の可能性の広がり	学習相談の実施	

法務省SIB事業の概要

## 事例4 静岡市

第二次再犯防止推進計画では、再犯防止分野において、国、都道府県及び市区町村が担う具体的役割について明記されており、市区町村は、地域住民に最も身近な地方公共団体として、福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけ、こうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施することとされている。静岡市は、再犯防止分野に理解のある市民を増やすことを目的として、令和5年度から「再犯防止に関する支援者養成講座」を実施している。この静岡市の取組は、市民を対象として、再犯防止に関わるステークホルダーの輪を広げようとするものもあると言える。

語り：静岡市保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課 三室 智吉さん

濱 卓也さん

再犯防止に関する支援者養成講座受講者 鈴木いづみさん

### 1. 講座の概要について教えてください。

(三室さん)

当市の「再犯防止に関する支援者養成講座」は令和5年度から実施しており、令和7年度で3年度目となります。静岡市内に居住する又は通勤・通学する方で、再犯防止に関心のある方を受講対象として募集させていただきました。

講座の目的として、「市民が市民に寄り添う再犯防止推進」を掲げ、再犯防止や更生保護制度に理解のある市民の増加を図ることとしています。また、講座終了時に、再犯防止の推進に携わりたいと希望していただいた方を、本市が「静岡市再犯防止推進員」に任命しています。静岡市再犯防止推進員の方々には、満期釈放者や起訴猶予処分で保護観察が付かない人等を対象に、支援機関につなぐための最初の支援をサポートしていただいている。

講座の内容については、実施年度ごとに若干マイナーチェンジを行っていますが、令和6度は7単元分を実施しました。実施概要は次のとおりです。

回数	講師等	内容
第1回	静岡地方検察庁	・刑事事件の流れ
第2回	静岡保護観察所 駿河区保護司会	・更生保護制度
第3回	静岡少年鑑別所	・少年鑑別所の業務 ・施設見学
第4回	静岡刑務所	・刑務所の業務 ・施設見学
第5回	静岡県就労支援事業者機構 静岡公共職業安定所 協力雇用主	・出所者の就労支援
第6回	更生保護法人少年の家 居住支援法人WAC清水さわやかサービス	・出所者の居住支援 ・施設見学
第7回	更生保護法人少年の家 静岡市健康福祉長寿局健康福祉部福祉総務課	・当事者の講話

### 2. どのような検討を行い、この講座の開設に至りましたか。また、この講座の成果について教えてください。

(濱さん)

当市では、令和3年度から、保護司（【施策番号 64～68】参照）の皆さんに、静岡市再犯防止推

進員として、満期出所した方たちを福祉支援等の窓口につなぐ役割を担ってもらう事業と、生活の基盤が不安定な方に対する伴走型支援等のサポートを行う事業を実施しています。一方で、犯罪をしてしまった人への支援を求めるだけでなく、そもそも、市民の皆さんに再犯防止分野に興味を持つもらうための広報・啓発を進めていくことも重要ではないかと考え、令和5年度からこの講座を実施することとしました。

再犯防止に关心を持ってもらい、付き添い支援等を理解し、将来的には保護司についても关心を持つていただくことを視野に入れています。

これまでの成果として、令和5年度については、修了者15名のうち4名の方を、また、令和6年度については、修了者15名のうち5名の方を、御本人の希望に基づいて静岡市再犯防止推進員に任命させていただきました。静岡市再犯防止推進員は年々着実に増えています。

### 3. 実際に講座を受けた感想について教えてください。

(鈴木さん)

私は、当講座を受講し、現在は静岡市再犯防止推進員として付添い支援活動に携わっています。講座を受けたり、実際に支援を行ったりする中で思うのは、人が犯罪をしてしまう状況と、そうではない状況は紙一重であり、誰もが犯罪者になる可能性があるということです。

また、再犯防止に向けた支援を行う立場としては、犯罪の背景にある、家庭崩壊や貧困、薬物依存等の多面的な問題について理解した上で、当事者に寄り添っていく必要があると考えています。

講座の中では、薬物依存症者の自助グループであるダルク（【施策番号71】参照）の方の話を聞く機会がありました。私個人としても、支援されている立場の方の声を聞いてみたかったこともありましたので、色々と質問をさせていただきました。そのときのことは、支援活動を行っている現在でも時折思い出すなど、非常に印象に残っています。

### 4. 一般の方に再犯防止分野に広く関心を持っていただくためにはどのようなことが必要でしょうか。

(鈴木さん)

一般の企業では、年に一度、防災訓練を行うことがあると思いますが、それと同様に、会社の行事として再犯防止のための集会等を定期的に行うことができたら良いのではないかと思います。例えば、地域で再犯防止のための活動をしている方の紹介や、再犯防止に関する広報のビデオ等を社員に見てもらうといった取組もいいかもしれません。静岡市や浜松市には、様々なバックボーンを持っている方も多いいらっしゃるので、そのような行事の中で関心を持った方々が、再犯防止の活動に協力してくれるようになれば、地域における再犯防止の取組がより良いものになるのではないかと思います。

### 5. 当講座の今後の展望について教えてください。

(三室さん)

現在は、鈴木さんのような講座を受講した静岡市再犯防止推進員の方々に、刑事施設を出所してから、支援機関につながるまでの付添い支援等を行っていただいている。しかし、こうした支援により、出所者の方々にとって、一時的には安定した生活環境が整ったとしても、その生活を長期的に維持できるかという点については懸念が残ります。そのため、支援を受けた方がもっと長いスパンで生活を維持できるように、静岡市再犯防止推進員の方にもっと長期的に関わっていただくことができないかということを考えています。そのような観点から、令和8年度以降の支援者養成講座の編成や静岡市再犯防止推進員の取組についても、より良いものにできるよう、引き続き検討していきたいです。

### 第3節 おわりに

本特集では、4つの企業・団体等の取組について取り上げた。

再犯防止分野においては、これまでにも、保護司、篤志面接委員、教説師、更生保護女性会員等の多くの民間協力者の方々に多大な御協力をいたわいてきた。政府としては、引き続き、こうした民間協力者の方々への支援を強化していく必要がある。

同時に、上述のとおり、再犯防止の取組を更に進めるためには、こうした民間協力者に加え、新たなステークホルダーとの連携を進めていく必要がある。しかしながら、第2節のインタビューの中でも指摘があったように、そもそも、社会の中で再犯防止が広く認識されておらず、多くの企業等にとっては、再犯防止への参画を検討すらできていないのが実情であると思われる。また、一般に、再犯防止の活動には高い使命感が求められると感じられることがあるためか、多くの企業等においては、再犯防止分野への参画はハードルが高いというイメージを持たれることが少なくなく、結果として、再犯防止分野における民間協力者の裾野が広がりにくい現状があつたことも否めない。

今後、「地域による包摂の推進」を更に展開していくためには、本特集で取り上げた企業等のように、既存の民間協力者の枠組みによらない協力も欠かせないものであり、そのためには、再犯防止の認知度を高め、企業等の協力を得られやすくするような環境を整備していくことが重要である。本特集で取り上げた企業等においては、矯正施設の見学等をきっかけとして、再犯防止分野に関心を持ったケースもあったように、より多くの方に再犯防止分野との接点を持っていただけるよう、国や地方公共団体から、再犯防止分野について積極的に情報発信していくことの重要性を改めて認識した。

加えて、犯罪をした者等と関わることに対する漠然とした不安等により、実際に再犯防止分野に協力することについては心理的なハードルが高いということも考えられるため、実際に再犯防止分野に関わっていただしたこととなった後も、国や地方公共団体が適切なフォローアップをしていくことが求められる。

これまででは、再犯防止分野に携わっていただく方々に、矯正施設の被収容者や保護観察対象者等への直接的な支援を担っていただくことが多かったが、今回、事例で取り上げた間接的な支援を実施していただいている企業等をはじめとした新たなステークホルダーの参画は、再犯防止施策の裾野を広げ、より多くの人々に再犯防止に関心を持っていただくなきつかけとなり得る。そして、新たに関心を持った企業や市民が再犯防止分野の輪に加わることで、「地域による包摂の推進」がより強固なものとなり、「安全・安心な社会」の実現に一層近づくものと考えられる。

本特集が、企業や市民の方々にとって、再犯防止分野に関心を持ち、それぞれが可能な範囲で再犯防止の取組に関与していただくなきつかけとなれば幸いである。政府としては、第二次再犯防止推進計画に基づき、引き続き、国・地方公共団体・民間協力者等が一体となった再犯防止の取組の更なる推進を図っていくこととしたい。

# 第1章



夏やさい

## 就労・住居の確保等を通じた 自立支援のための取組

第1節 就労の確保等

16

第2節 住居の確保等

37

## 第1節 就労の確保等

## 1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

(1) 職業適性の把握等【施策番号1<sup>\*1</sup>】

## (2) 施設内から社会内への一貫した指導・支援スキームの確立【施策番号2】

法務省は、一部の矯正管区及び刑事施設<sup>\*2</sup>において、令和2年度から、就労の確保及び職場定着に困難が伴う受刑者に対して、更生保護官署<sup>\*3</sup>と連携して、アセスメントに基づく矯正処遇、生活環境の調整、就労の確保に向けた支援等を一体的に行う包括的な就労支援を実施している（令和6年4月現在、札幌刑務所、川越少年刑務所、名古屋刑務所、加古川刑務所、福岡刑務所の5庁を実施庁に指定）。

また、令和5年12月からは、全ての新受刑者の処遇調査<sup>\*4</sup>において、必要に応じて福祉専門官、就労支援専門官<sup>\*5</sup>等も加わるなどし、社会復帰支援への意向・動機付けの程度、希望職種、職歴等の職業適性等に係る情報をより詳細に把握した上で、改善更生及び円滑な社会復帰に資する作業並びに改善指導の指定等ができるよう努めている。

その他、平成26年度から、保護観察所から委託を受けた民間事業者が、矯正施設<sup>\*6</sup>在所中における就職先確保のための支援から就職後の就労継続に必要な寄り添い型の支援までを行う更生保護就労支援事業（【施策番号7ウ】参照）を実施しており、令和7年度は、28庁の保護観察所において実施することとしている。

## (3) 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた処遇等【施策番号3】

法務省は、矯正施設において、就労支援体制の充実のため、平成18年度から非常勤職員である就労支援スタッフ<sup>\*7</sup>を配置し、令和元年度からは常勤職員である就労支援専門官を配置している。

刑事施設では、受刑者に対して、特別改善指導（【施策番号62】参照）として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けて就労準備指導（**資1-3-1** 参照）を実施している。令和6年度の受講開始人員は982人（令和5年度：2,791人）であった。

\*1 第二次再犯防止推進計画（[https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00036.html](https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00036.html)）との対応関係を明らかにするために付しているもの。



\*2 刑事施設  
刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。

\*3 更生保護官署  
地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。

\*4 処遇調査  
刑事施設において受刑者の処遇に必要な基礎資料を得られるよう、その資質及び環境に関し、必要に応じて医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、面接、診察、検査、行動観察その他の方法によって行う科学的調査のこと。

\*5 就労支援専門官  
キャリアコンサルタント等の資格を有する常勤職員。就労支援対象者のうち、特に配慮を要する受刑者等に対する面接・指導のほか、就労支援スタッフ等に対する助言指導等を行っている。

\*6 矯正施設  
刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。

\*7 就労支援スタッフ  
キャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員。受刑者等に対する面接・指導のほか、ハローワークや事業主との連絡調整業務等を担っている。

## 資料 1-3-1

## 就労準備指導の概要

地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

## 就労準備指導

■ 指導の目標	社会復帰後の就労を目的として、就労意欲を喚起するとともに、職場の人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式を身に付けさせる。
● 対象者	以下の要件の全てに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働能力を有する者</li> <li>・円滑な社会復帰のために就労することが必要である者</li> <li>・本指導を受講することにより、就労意欲の喚起が期待できる者</li> <li>・就労に関する知識及び経験の不足等により、勤労習慣が身に付いていない者</li> <li>・具体的な就労予定及びその見込みがない者</li> <li>・釈放の見込日までの期間がおおむね6月以上の者</li> </ul>
● 指導者	刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、関係機関（公共職業安定所の職員、刑務所出所者の雇用経験を有する事業主等）等
● 指導方法	グループワーク、講義、視聴覚教材の視聴、ゲストスピーカーによる講話 等
● 実施頻度等	1単元60～90分 10単元 標準実施期間：3～6か月

## カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させ、受講に対する動機付けを行う。	講義
出所後の暮らしと就労	出所後の暮らしを想起させ、在所中に考えるべきこと、決めるべきこと等について考えさせる。	講義、グループワーク
就労の目的	これまでの就労生活を振り返らせ、就労の目的について考えさせるとともに、就労の重要性について理解させる。	講話（ゲストスピーカー等）、グループワーク、視聴覚教材の視聴
自己理解	自己の長所及び短所を理解させるとともに、働き方を選択する上で大切にしたいものについて考えさせる。	講義、グループワーク
様々な働き方	様々な働き方の利点及び欠点を理解させ、自己にとって適当な働き方について考えさせる。	講話（ゲストスピーカー等）、グループワーク、視聴覚教材の視聴
仕事で必要とされる心構え等	出所者の事例、事業主の講話等を通して、出所後働くことについて具体的に考えさせるとともに、職場における人間関係に適応するのに必要となる心構え及び行動様式を身に付けさせる。	

出典：法務省資料による。

また、平成23年度からは、受刑者の勤労意欲を喚起するとともに、社会への貢献を実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、公園の清掃作業などの社会貢献作業を実施している。令和6年度は、刑事施設50庁（令和5年度：50庁）が、73か所（令和5年度：79か所）の事業主体と協定を結んで実施した。

刑事施設及び少年院では、受刑者等の職業意識を涵養し、就労意欲を喚起することを目的として、協力雇用主<sup>\*8</sup>等の出所者等を雇用した経験のある事業主等による職業に関する講話を実施している（令和6年度には、93庁（令和5年度：55庁）において延べ170回（令和5年度：72回）の講話を実施し、延べ7,947人（令和5年度：3,009人）の受刑者等が受講）。

少年院では、職場への定着が出院後の再非行防止に有効であるとの観点から、在院者に対し、職業指導の一環として、就労及び職場定着のために必要な知識及び技能の習得を図ることを目的とした職業生活設計指導科を設けており、受講者個々の必要性を踏まえながら指導を実施している。少年院における処遇の概要については【施策番号56】を参照。

保護観察所では、ハローワークと連携して、保護観察対象者等のうち、就労体験の乏しい者、就労に必要な知識・技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号7ア】参照）による就労支援を行っている。また、少年の保護観察対象者に対しては、必要に応じて、職業人として望ましい勤労観・職業観を醸成することを目的としたジョブキャリア学習を実施し、社会的・職業的自立に向けた基礎となる能力や態度の育成に努めている。

#### （4）刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等【施策番号4】

法務省は、府中刑務所において、令和2年度から高齢により日常生活に支障が生じている者や心身の疾患等を有する者に対して、作業療法士等の専門的評価やアドバイスを得ながら、身体機能及び認知機能の維持・向上を図り、段階的に一般的な生産作業に移行させるとともに、社会復帰に向けて身体機能及び認知機能を維持又は向上させる機能向上作業を試行している。令和7年度からは府中刑務所を含め、同様の取組を14庁で実施することとしている。

さらに、広島刑務所及び広島少年院において、令和元年度から令和4年度まで、知的能力に制約がある、又は集中力が続かないなどの特性を有しているため、一般就労が困難な者や継続できない者について、矯正施設在所中に、社会復帰に必要な認知機能等を向上させることにより就労や職場定着を図ることを目的として、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの実施等を試行した。この試行の結果を踏まえて、刑事施設においては、令和5年度から、10庁を実施指定庁として、認知機能維持・向上プログラムを実施している。

#### （5）刑事施設における職業訓練等の充実【施策番号5】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。令和6年度には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計60科目（令和5年度：59科目）の職業訓練を実施し、8,428人（令和5年度：9,168人）が受講した。そのうち、溶接技能者、自動車整備士、介護福祉士実務者研修修了証といった各種資格等を取得した者は、延べ6,536人（令和5年度：6,829人）であった。また、職業訓練がより出所後の就労に資するものとなるよう、有効求人倍率や企業からの受刑者雇用に係る相談件数、内定率、充足率等を考慮しながら、社会ニーズに沿った訓練科目等への見直しを行っており、令和7年度には、既存の情報処理科について、その訓練体系を改め、対象者の能力に応じて、基礎的なものから専門的なものまで幅広く知識や資格を取得できるようにす

\*8 協力雇用主

保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。

るなど、訓練内容の更なる充実化を図ることとしている。

平成30年度からは、イメージと実際の就労環境の乖離を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種での就労を体験する職場体験制度を導入しており、令和6年度は13庁で33人（令和5年度：9庁15人）が職場体験を実施した。

また、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人<sup>※9</sup>や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある（令和6年度は、外出44件（令和5年度：36件）、外泊3件（令和5年度：0件））。さらに、円滑な社会復帰を図るために必要なときに、刑事施設の外で民間企業の事業所等に通勤させて、作業を行わせる外部通勤作業を実施しており、令和6年度末時点では、19庁において24か所の木工・金属・農業等の外部事業所がある。

少年院では、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。令和4年度には、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に合わせて、職業指導の再編（[資1-5-1 参照](#)）を行い、新たに製品企画科、総合建設科、生活関連サービス科及びICT技術科を設け、時代のニーズに対応したスキルの習得を目指している。なお、職業指導により、コンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修等、何らかの資格を取得した在院者は、令和6年は、延べ3,075人（令和5年：2,816人）であった。

保護観察所では、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに、矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

※9 引受人

刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に同居するなどしてその生活の状況に配慮し、その改善更生のために特に協力をする者をいう。

## 職業指導種目の発展的再編

### 少年院法第25条(職業指導)

少年院の長は、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるため必要な職業指導を行うものとする。

### ▶ 時代のニーズに応じて再編



### <職業指導種目>

#### 職業生活設計指導

##### 種目

- ・職業生活設計指導科
- ・職業生活技能向上指導科

#### 職業能力開発指導

##### 種目

- |         |            |
|---------|------------|
| ・製品企画科  | ・介護福祉科     |
| ・総合建設科  | ・生活関連サービス科 |
| ・自動車整備科 | ・ICT技術科    |

##### 【職業生活技能向上指導科】

情緒の安定を図りながら、職業生活における自立を図るための知識及び技能を習得する。  
(農園芸コース、手工芸コース)

##### 【製品企画科】

製品の企画から展示・販売までを実践的に学ぶ。  
(アグリコース、クラフトコース)



##### 【総合建設科】

幅広く建築に関連する技能を習得する。  
(土木・建築コース、建物設備コース)



##### 【生活関連サービス科】

洗濯、清掃、環境整備等の生活に関連する技能を取得する。  
(クリーニングコース、サービスコース)



##### 【ICT技術科】

ITパスポート、マイクロソフトオフィススペシャリストの取得、プログラミング  
学習等、幅広くICT技術を学ぶ。



出典：法務省資料による。

### (6) 資格制限等の見直し【施策番号6】

法務省は、令和3年度に、外部有識者を構成員とした「前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ」<sup>\*10</sup>を設置し、同ワーキンググループにおいて、制限を緩和すべき資格に関する

\*10 前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループの開催状況  
[https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04\\_00050.html](https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00050.html)



ニーズ調査や、資格を所管する関係省庁からのヒアリングを行うなどして所要の検討を進め、令和5年3月にその結果を取りまとめた。法務省は、令和5年4月、同取りまとめ結果に基づき、関係省庁に対し、前科による資格制限の在り方等の見直しについての検討を依頼し、令和6年度には、その検討状況を確認するなどのフォローアップを行った。

## 2 就職に向けた相談・支援等の充実

### (1) 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号7】

#### ア 刑務所出所者等総合的就労支援対策

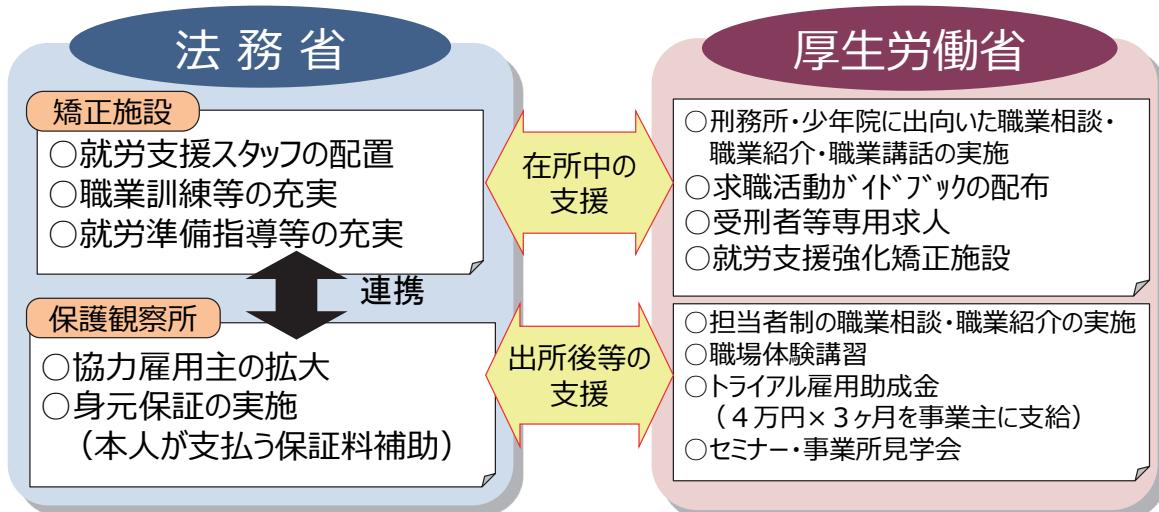
法務省及び厚生労働省は、平成18年度から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策（[資料1-7-1](#) 参照）を実施している。

[資料1-7-1](#)

刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

## 刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（矯正施設・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化



出典：法務省資料による。

この取組は、矯正施設在所者に対して、ハローワークと矯正施設が連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、職業紹介、事業主との採用面接、職業講話等を実施するなどして計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対して、ハローワークと保護観察所が連携して、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施するものである。令和6年度は合計6,370人（令和5年度：6,185人）に対して支援を実施し、合計3,431件（令和5年度：3,072件）の就職が実現した。

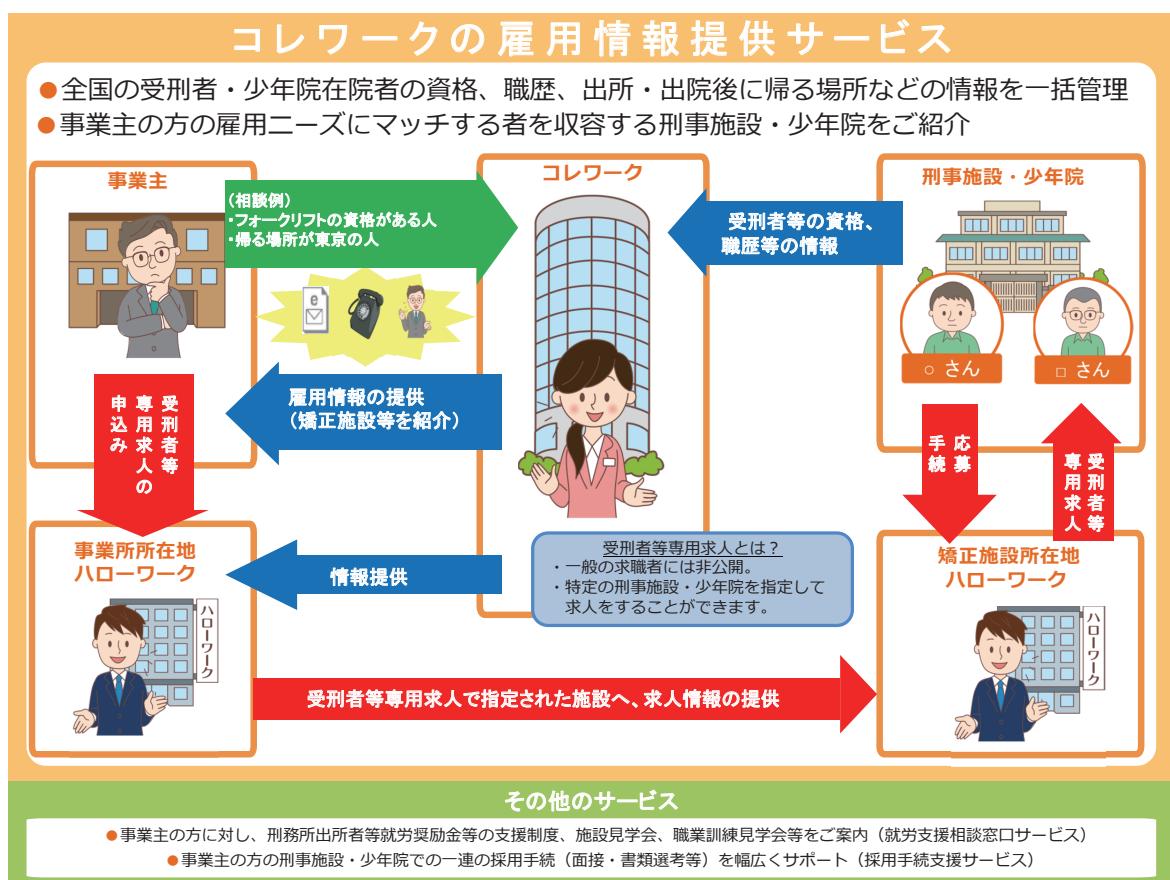
また、保護観察所とハローワークが連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、事業所に対する

理解の促進を図る「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長3か月間、月額4万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを提供している。令和6年度は、セミナー・事業所見学会を20回（令和5年度：21回）開催し、トライアル雇用により50人（令和5年度：52人）が採用された。

#### イ 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省は、全国8矯正管区に矯正就労支援情報センター室<sup>※11</sup>（通称「コレワーク」。以下「コレワーク」という。[資料1-7-2](#)参照）を設置し、各矯正管区が所管する地域の雇用情勢等に応じた、きめ細かな支援体制等の充実を図っている。

[資料1-7-2](#) 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要



出典：法務省資料による。

コレワークでは、受刑者等の帰住予定地<sup>※12</sup>や取得資格等の情報を一括管理し、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介などしている。令和6年度、事業者からの相談数は4,355件（令和5年度：3,232件）、採用内定件数は888件（令和5年度：754件）であった。

※ 11 コレワークウェブサイト  
<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/index.html>



※ 12 帰住予定地  
刑事施設・少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。

## ウ 更生保護就労支援事業

法務省は、保護観察所において、平成26年度から、更生保護就労支援事業（[資料1-7-3](#)参照）を実施しており、令和7年度は、28庁（令和6年度：28庁）で実施することとしている。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな就労支援を行う「就職活動支援」並びに就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び刑務所出所者等の双方に行う「職場定着支援」の各取組を行っている。令和6年度は、就職活動支援を2,177件（令和5年度：2,052件）、職場定着支援を1,132件（令和5年度：1,224件）実施した。

### 資料1-7-3 更生保護就労支援事業の概要

## 更生保護就労支援事業

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受け、保護観察所と連携しつつ、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に對し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業



- 専門的知識や経験を有する「就労支援員」を配置
- 令和7年度 全国28庁で実施（札幌、釧路、盛岡、仙台、福島、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、東京、横浜、新潟、静岡、岐阜、名古屋、津、京都、大阪、神戸、岡山、広島、山口、高松、松山、福岡、熊本、那覇）

### 就職活動支援業務



#### 矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

### 職場定着支援業務



#### 出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など
- 対人関係の向上
- 良好な勤務態度の醸成など

出典：法務省資料による。

## エ その他

法務省は、厚生労働省と連携し、矯正施設において、平成26年度から、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者専用求人」の運用を行っている。

平成27年度からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も実施している。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施している（令和7年度は刑事施設38庁、少年院3庁に駐在することとしている）。

また、平成30年度からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」（写真1-7-1参照）を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。令和6年度は、「就労支援説明会」を延べ259回（令和5年度：延べ116回）開催し、これに、延べ9,618人（令和5年度：延べ3,767人）の受刑者等が参加しており、20件（令和5年度：24件）の採用内定に結び付けた。

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

## （2）非行少年に対する就労支援【施策番号8】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号58】参照）の一環として、問題を抱え再び非行に及ぶ可能性がある少年及びその保護者に連絡し、専門的な機関との協働による活動も念頭に、継続的に声を掛けるほか、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

こうした取組の一環として、少年サポートセンター<sup>※13</sup>が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている（写真1-8-1参照）。

写真1-7-1 就労支援説明会の様子



写真提供：法務省

写真1-8-1 就労支援の様子



写真提供：警察庁

※ 13 少年サポートセンター

都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。

### ③ 協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実

#### (1) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、コレワーク（【施策番号7イ】参照）において、刑務所出所者等の雇用に興味がある企業等に対して、刑務所出所者等の雇用に関する制度等について説明する雇用支援セミナーや、同セミナーと矯正施設の見学をセットにしたスタディツアー（写真1-9-1参照）等を開催するなど、刑務所出所者等の雇用に関する働き掛けを積極的に実施しており、令和6年度には、2,449件（令和5年度：1,934件）の広報活動を実施した。

また、平成27年度から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績を評価する

総合評価落札方式による競争入札を実施している。さらに、更生保護官署が少額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。その結果、更生保護官署が発注した公共調達について、協力雇用主が受注した件数は令和6年度は16件（令和5年度：25件）であった。

以上のほか、令和6年12月末現在、全国の都道府県及び市区町村のうち、協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績等について、入札参加資格の審査において評価している地方公共団体は203団体、総合評価落札方式において評価している地方公共団体は78団体であった（資1-9-1参照。法務省取りまとめ）。

写真1-9-1

スタディツアーの様子



写真提供：法務省

## 資料 1-9-1

## 地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

## 地方公共団体による協力雇用主支援等の現状

## 取組の根拠

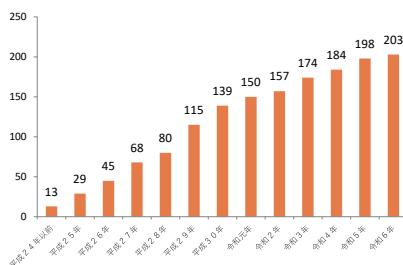
再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（抄）

第十四条 国は、国を当事者的一方とする契約で國以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し國が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。）の受注の機会の増大を図るよう配慮することと、犯罪をした者等の國による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

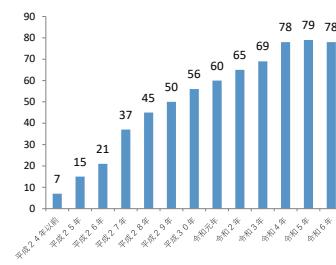
第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

入札参加資格審査における  
優遇措置総合評価落札方式における  
優遇措置

入札参加資格審査又は総合評価落札方式において、協力雇用主として登録している場合、あるいは、協力雇用主として保護観察対象者や更生緊急保護対象者を雇用した実績がある場合に、社会貢献活動や地域貢献活動として加点するもの。



203団体



78団体

令和6年12月末現在で、それぞれの優遇措置を実施していることを保護観察所で把握できた団体数

出典：法務省資料による。

保護観察所では、各都道府県の就労支援事業者機構<sup>※14</sup> や更生保護関係者、矯正施設、労働局・ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、協力雇用主募集パンフレット<sup>※15</sup> の配布、協力雇用主募集ポスター<sup>※16</sup> の掲示、事業所への個別訪問、説明会の開催等を通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、協力雇用主の少ない業種を含め多様な業種の協力雇用主の開拓・確保に努めるとともに、保護観察対象者等の雇用についての理解と協力を求めている。

協力雇用主の数は、令和6年10月現在、2万5,164社となっている。

なお、保護観察所においては、警察庁及び厚生労働省と協議した上で平成30年度に作成した「協力雇用主登録等要領」に基づき、協力雇用主を登録する手続を適切に運用している。

農林水産省は、平成28年度から、農林漁業の関係団体のほか、個別の事業者に対しても、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。農林漁業関係の協力雇用主の数は、令和6年10月現在、437社（令和5年：457社）であった。

※ 14 就労支援事業者機構

犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人。認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（全国機構）と50の都道府県就労支援事業者機構（都道府県機構）がある。

全国機構は、中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立され、都道府県機構等に対する助成や協議会の開催等全国的なネットワークでの事業推進を図っており、都道府県機構は、協力雇用主等を会員に持ち、保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っている。

※ 15 及び 16 協力雇用主募集のパンフレット及びポスター

[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02\\_00030.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html)



## (2) 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号 10】

法務省は、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。

保護観察所では、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行うとともに、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、当該刑務所出所者等から同意を得た上で提供している。

また、協力雇用主の間では、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、相互に情報交換が行われている。

## (3) 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号 11】

法務省は、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（[資 1-11-1 参照](#)）の活用、刑務所出所者等と雇用主の双方への寄り添い型の支援を行う更生保護就労支援事業（【施策番号 7ウ】参照）の実施、刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対し年間最大 72 万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金支給制度（[資 1-11-2 参照](#)）の活用等により、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。刑務所出所者等就労奨励金支給制度においては、令和 4 年度に、他の年齢層と比べて、職場定着に困難を抱えやすい 18・19 歳の者を雇用し、かつ、その者に対して手厚い指導を行う協力雇用主に対する加算金を導入した。その後も加算金の対象を拡大し、令和 5 年度からは被雇用者が 20 歳未満の場合も加算対象とし、令和 7 年度からは被雇用者が 50 歳以上の場合も加算対象とし、協力雇用主への支援の更なる充実を図ることとしている。令和 6 年度は、身元保証を 1,320 件（令和 5 年度：1,403 件）、刑務所出所者等就労奨励金の支給を 2,577 件（令和 5 年度：2,661 件）実施した。

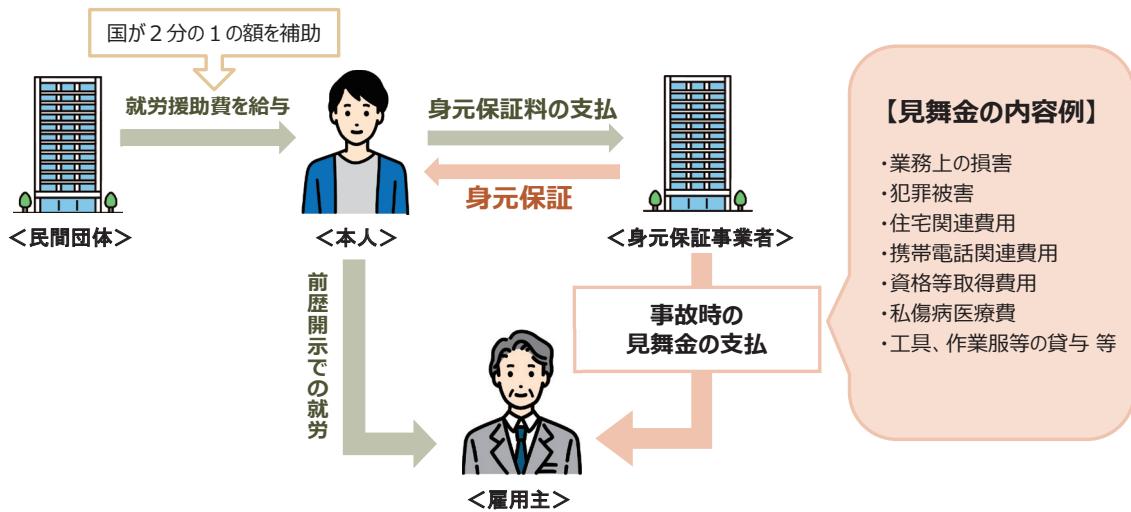
加えて、平成 30 年度からは、企業がコレワーク（【施策番号 7イ】参照）に無料で電話相談ができる無料通話回線を開設しているほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安や負担の軽減等に努めている。

また、農林水産省は、農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付する雇用就農資金において、就農希望者が刑務所出所者等の場合に、通常よりも資金を加算する措置を設け、刑務所出所者等を受け入れた農業法人等の負担軽減に努めている。

## 資料 1-11-1 身元保証制度の概要

## 身元保証制度

就職時の身元保証人を確保できない刑務所出所者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

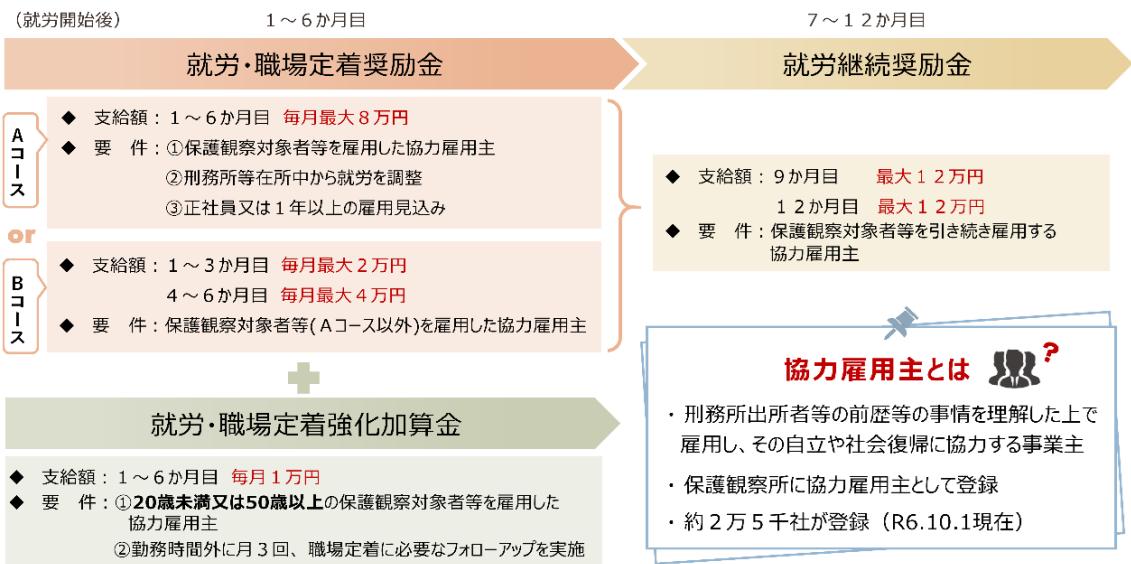


出典：法務省資料による。

## 資料 1-11-2 刑務所出所者等就労奨励金支給制度の概要

## 刑務所出所者等就労奨励金支給制度

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、保護観察所の依頼を受け、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導・助言を行った協力雇用主に対して、最長1年間、奨励金を支給する制度



出典：法務省資料による。

#### (4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号12】

法務省及び厚生労働省は、関係省庁における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、協力雇用主募集のパンフレット及びポスター（【施策番号9】参照）を作成し、関係省庁に配布した上で、これらを活用し、積極的に広報するよう協力を依頼している。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、隨時更新や見直しを行っている。

#### (5) 国による雇用等の推進【施策番号13】

法務省及び厚生労働省は、平成25年度から、保護処分を受けた保護観察対象者<sup>\*17</sup>を非常勤職員として雇用する取組を行っており、令和6年度末までに、法務省95人（うち少年鑑別所84人）、厚生労働省1人の合計96人の少年を雇用した。雇用期間中は、少年の特性に配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じるなどのサポートを行っている。

法務省は、これらの取組実績を踏まえ、保護処分を受けた保護観察対象者を雇用する上での留意事項を整理した上で、令和元年度に、他の関係省庁に参考指針を示し、令和5年度には、これを改定して、改めて関係省庁に対し、保護観察対象者の雇用受入れについて協力を求めている。

なお、地方公共団体のうち、保護観察対象者等を雇用する取組を実施している団体は、令和6年12月末時点で71団体であり、平成22年から令和6年までで、延べ84人の保護観察対象者等が雇用された（法務省取りまとめ）。

#### 4 就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援【施策番号14】

法務省は、少年院において、平成30年度から、就労した者の離職を防止することを目的に、（公財）日本財団が実施している職親プロジェクト<sup>\*18</sup>の参加企業の協力を得て、少年院在院者を対象に職場体験を積極的に実施している。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度（少年院法第146条）を設けており、令和6年には退院者等からの相談を759件（令和5年：729件）受け付けた。また、少年院を出院した者を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けているほか、コレワークにおいても、協力雇用主の相談に応じるなど継続的支援を行っている（【施策番号7イ】参照）。さらに、退院者等からの相談制度の積極的な活用を促すため、令和6年度からメールによる相談受付システムを導入した。

少年鑑別所では、「法務少年支援センター」という名称を用いて、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応しており、令和6年は、1万5,843件（令和5年：1万5,210件）の相談等を受け付けた。その一環として、犯罪をした者等に対しても、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所では、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認められる場合、保護観

\*17 保護処分を受けた保護観察対象者

非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年や、非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院した者。

\*18 職親プロジェクト

（公財）日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間づくりの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。令和6年12月までに、累計799名の少年院出院者や刑務所出所者が職親企業（職親プロジェクトに参加している企業をいう。）に内定している。

察官が適時適切に保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、離職の防止に努めている。また、更生保護就労支援事業（【施策番号7ウ】参照）における「職場定着支援」では、国から委託を受けた民間事業者が、被雇用者である保護観察対象者等への就労後の継続的な訪問・指導等の支援に加えて、協力雇用主に対しても、被雇用者への適切な指導方法等について助言を行うなど、被雇用者と協力雇用主双方への継続的な支援を行っている。

さらに、保護観察所において、離職した保護観察対象者等に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしている。加えて、更生保護就労支援事業（【施策番号7ウ】参照）における「就職活動支援」では、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、更生保護就労支援事業所がきめ細かな支援を行っている。また、地域によっては、協力雇用主らが、協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を組織し、情報交換等を行なながら、保護観察対象者等の雇用に取り組んでいることから、同会との連携を通じて、離職者も含めた無職の保護観察対象者等の就職支援を進めている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した保護観察対象者等や雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

ハローワークの取組は【施策番号7】を参照。

## 5 一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保

### （1）障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号15】

法務省及び厚生労働省は、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、障害者、生活困窮者も含めて、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している（【施策番号7ア】参照）。

法務省は、矯正施設在所者のうち、障害等により就労が困難な者に対し、社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレットを配布している。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲や障害の程度等に応じて就労できるよう、引き続き、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業及び就労定着支援事業（以下「就労系障害福祉サービス」という。[資1-15-1](#)参照）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携等の手厚い専門的な対応が必要であるため、「社会生活支援特別加算」において、訓練系、就労系障害福祉サービス（就労定着支援事業を除く。）事業所が、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害者を支援していること又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価することで、受け入れの促進を図ることとしている。

また、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく、就労準備支援事業（[資1-15-2](#)参照）や認定就労訓練事業（[資1-15-3](#)参照）により、犯罪をした者等を含む一般の企業等での就労が困難な生活困窮者に対する就労支援を行っており、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、平成30年度から、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

## 資 1-15-1

## 就労系障害福祉サービスの概要

## 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10の4)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動・職場体験等の活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就労後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間:2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者が雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上で各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間:3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ② 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態がない者  ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となつた者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6ヶ月を経過した者
事業所数	2,836事業所 (国保連データ令和7年3月)	4,382事業所 (国保連データ令和7年3月)	18,704事業所 (国保連データ令和7年3月)	1,717事業所 (国保連データ令和7年3月)
利用者数	37,086人 (国保連データ令和7年3月)	85,339人 (国保連データ令和7年3月)	388,016人 (国保連データ令和7年3月)	18,874人 (国保連データ令和7年3月)

出典：厚生労働省資料による。

## 資 1-15-2

## 就労準備支援事業の概要

## 就労準備支援事業

## 対象者

長期離職者や対人関係の不安等により、すぐに就職活動をすることが難しく、就労に向けた準備が必要な者

※世帯全体でみると収入があるなど、収入・資産要件に該当しなくとも、本人には収入がなく、家族の失職などのきっかけで困窮に陥りやすいケースなど就労準備支援事業による支援が必要と認める者は幅広く対応。

## 支援の概要

- （利用前）自立支援機関のアセスメント、支援方針の決定の過程から就労準備支援員も積極的に関与し、就労準備支援事業のプログラムを試行的に利用しながら、就労面でのアセスメントを行う。
- （利用決定）支援プログラムを作成し、原則1年の利用とする（必要に応じて延長可能）。

## 本人の状態像

- 就労するための生活習慣が整っていない
  - 他者との関わりに強い緊張や不安を抱えており、コミュニケーションが苦手（避けてしまう）
  - 自尊感情や自己有用感を喪失しており、就労に向けた一步が踏み出せない
  - 就労の意思が希薄・就労に関するイメージが持てない、就労に必要な情報が不足している
- 等

## 様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 本人のニーズ・課題に合わせ、日常生活自立、社会生活自立、経済的自立の3つの自立を想定した多様な支援メニューを開発し、通所、合宿等の様々な形態で実施する。



(グループワーク)



(農作業体験)



(職場見学・就労体験)

- 地域を支援の場として活用すると、多様な人との関係性の中で本人の気持ちの変化や自己理解が深まる効果がある。

## 期待される効果

- ・社会生活の基礎能力の習得や社会体験活動を通して、就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。

## 資料 1-15-3 就労訓練事業の概要

## 認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

## 対象者

本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者

## 支援の概要

- 認定を受けた法人で、実際の業務を体験するなどの実践的な訓練を段階的（非雇用型・雇用型）に行うことにより、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。

## ①認定の仕組み



## ②訓練の種類

- |   |   |
|---|---|
| <b>非雇用型</b><br>・無償・有償での就労訓練が可能<br>・本人の体調や作業内容について調整 | <b>雇用型</b><br>・最低賃金～給与規定に沿った賃金<br>・就労条件における一定の配慮や対応 |
|---|---|

## ③就労訓練事業の実施モデル



## 期待される効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- また、認定就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。

出典：厚生労働省資料による。

## (2) 農福連携に取り組む企業・団体等やソーシャルビジネスとの連携【施策番号 16】

法務省は、保護観察所において、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との間で、雇用や受入れ等の連携を実施している。また、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催するなどして、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉的就労との狭間にいる者への就労支援について協議を行い、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについて、協力雇用主としての登録も促している。

令和元年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン」に掲げた取組を更に推進していくため、令和6年6月、農福連携等推進会議において、「農福連携等推進ビジョン（2024 改訂版）<sup>※19</sup>」が決定され、「社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進」として、「犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた取組」の推進等の施策が盛り込まれた。また、農業経営体等や障害者就労施設のみならず、高齢者施設、矯正施設、更生保護施設、特別支援学校、ユニバーサル農園等において、農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに1万2千以上とする目標が新たに設定された。

加えて、法務省は、一部の刑事施設において、農福連携<sup>※20</sup>に関する団体（以下「農福連携関係団体」という。）との意見交換会を開催しているほか、農福連携関係団体の職員等による就農意欲を有する受刑者への面接や指導を実施している。さらに、一部の少年院においては、職員が「農福連携技術支援者育成研修」を受講し、農業や福祉に関する学び、農園芸指導等に農福連携の視点を取り入れる取組等を行っている。令和6年度からは、一部の刑事施設及び少年院において、敷地内に農園芸

※ 19 農福連携等推進ビジョン（2024 改訂版）

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/suisin\\_kaigi.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/suisin_kaigi.html)



※ 20 農福連携

農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

用のハウスを設置するなど、年間を通じて被収容者が農園芸作業や就農体験を行うことができる環境を整備し、継続的・体系的な就農指導・教育を実施している。

また、国民的運動として農福連携等を展開していくため、経済団体、農林水産業団体、福祉団体その他の関係団体、地方公共団体、関係省庁等の様々な関係者が参加し、令和2年3月に「農福連携等応援コンソーシアム」を設立し、農林水産省がその事務局を担っている。令和2年度からは、同コンソーシアムにおいて、農福連携に取り組んでいる優れた事例を表彰し、全国への発信を通じて展開を図る「ノウフク・アワード」を実施している。

## COLUMN

1

## Shinzone が描く未来への教育プログラム 「Woman's Fashion Education」Women to Girls, Girls to Women. 女性から少女たちへ、少女から女性たちへ

株式会社シンゾーン 代表取締役 染谷 裕之

株式会社 Shinzone は、女子少年院「愛光女子学園」（東京都狛江市）と協働し、少女たちの改善更生を後押しする職業教育プログラム「Woman's Fashion Education」を立ち上げました。第一弾のプロジェクトでは、在院生が職業指導の授業で編んだクロッシェレースを用い、キッズ用ベースボールキャップ、ベビースタイ、そして 68 枚のレースを弊社の社員が 1 つ 1 つ手作業で縫い合わせた一点物のオートクチュールドレスを作成いたしました。1 針ずつ在院生が時間と根気をかけて紡いだレースは、ハンドメイドならではの繊細な美しさと温かみを感じさせてくれます。これらは、令和 7 年 3 月 8 日（国際女性デー）に合わせ、表参道本店で限定発売を行いました。

本取組は、私が愛光女子学園を初めて訪れた時、少女たちはなぜこの施設で過ごさなくてはならないのか、何らかの理由でここにいる子どもたちの力になりたいと思ったことがきっかけで始まりでした。

社内からは「加害者の改善更生とブランド活動は両立するのか」という慎重論もありましたが、Shinzone のモットーは“役に立とう、感謝されよう、心を満たそう”としていることから、私は迷わずこの協働を開始することを即断しました。今、最も力を必要としている人に寄り添うことが、何よりも重要だと思いました。この取組を通じて、在院生に「社会とつながる希望」を見つけてほしいと思いました。

今回の一連の制作プロセスでは、Shinzone のものづくりを中心とした講話形式の授業を行い、その後、在院生と社員が商品開発に向けてアイデアを交わし合うワークショップを経て、最終的には、Shinzone ディレクター兼デザイナーである染谷由希子がビジョンをまとめ上げました。

ただし、実際には、授業時間が限られ、技量の差もあるため、品質を維持したまま発売日をゴールに設定すると、当初の想定以上に生産計画は難航しました。しかし、完成品を見た在院生は「自分が時間を費やして生み出したものに価値が付いた」と大きな達成感を感じ、涙されていた姿を見て、我々としても言葉にならない感動の瞬間でした。プロジェクト終了後、在院生の皆さんから頂いたお手紙を拝見し、当初自分が抱いていた、この取組が社会とつながる希望となってほしいということへの一步が実現できたのではないかと思いました。

また、このプロジェクトを実行していくに当たっては、二つの壁に直面しました。一つ目の課題は、国と連携したプロジェクトとして、営利を排しつつ品質を保持することでした。もう一つは、改善更生を目的とした活動とはいえ、被害者やその御家族の方々への配慮も必要である点でした。これによって様々な声が上がることも予想されますが、寄せられる声には今後も真摯に向き合いながら取組を続けていきたいと思っています。

現在、令和 7 年度の第 2 回プロジェクトも決まっており、今後も、Shinzone だからこそできることを模索し、継続していきたいと思っています。このプロジェクトを通してレース職人や衣類生産工場への就職など、就労支援にまでつなげていきたいです。

Shinzone は、ファッションとウェルフェアの架け橋として、今後も在院者の皆さんを支援してまいります。



ドレス



キャップ



## COLUMN

2

## 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施

## 特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構

刑務所からの出所者等を対象とする再犯防止のための「出口支援」に対して、不起訴となったり、罰金刑や執行猶予判決を受けて釈放され、刑務所で服役することなく刑事手続を終えた者に対する再犯防止のための支援が「入口支援」です。

特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構（以下「当機構」という。）は、広島県を窓口として広島地方検察庁総務部刑事政策総合支援室（以下「刑事政策総合支援室」という。）から対象者の就労支援の依頼を直接受け、最初に「就職活動支援」として対象者が勾留されている広島拘置所や各警察署等に出向き、初回面接を起点として支援を開始し、協力雇用主の下での採用が決まれば、次に「職場定着支援」に移行するなど、伴走型の支援で継続就労につながるように努力しています。こうした取組は、令和3年度からスタートし、これまで、110名以上の対象者の支援を行っています。

「入口支援」については、当機構等が毎年主催する「就労支援研修会」において、構成メンバーである県下の保護司会及び協力雇用主会等に対して、刑事政策総合支援室から「入口支援」の導入に至った経緯等の詳細な説明がなされました。その説明は、広島県及び広島保護観察所との数次にわたる協議や協力雇用主へのアンケート調査等により、再犯防止の現況を直視した上で、刑事政策総合支援室として「入口支援」に何が必要と考えているかをきめ細かく分析検討されたものであり、当機構としても、「入口支援」の重要性を再認識しました。

また、広島地方検察庁の先駆的・画期的な取組が、「令和3年度検事総長功績表彰」を受賞したとの知らせを受け、就労支援の実戦部隊として一層気が引き締まる思いがしました。

以下、当機構が関わった「入口支援」の3件の事例を挙げることとします。

1件目の支援対象者（40歳代・財産犯・罰金刑）は、令和3年10月に協力雇用主に採用されてから、会社寮で生活しながら3年7か月以上継続就労しています。刑事政策総合支援室から対象者への就労支援の依頼があり、同室との数回の打合せを経てスタートしました。対象者は、人とのコミュニケーションに難がありました。就労意欲はあり、運送関係の仕事を希望しているものの、住居がありませんでした。支援は決してスムーズにいったものではありませんでしたが、何より協力雇用主の対象者に対する思いには感動しました。その後も対象者と会う機会がありますが、生き生きとして自信に満ちた表情をしています。

2件目は、ごみ屋敷を解消した事例で、支援対象者は40歳代、性犯罪で執行猶予判決を受けた者です。自宅訪問し、あ然としました。ドアを開けた瞬間、顔全体に異臭が降り注ぎ、部屋に立錐の余地なくごみが何重にも積まれ、玄関に一歩も踏み込めない状態となっていました。これは就労支援をする以前の問題であり、正業に就くことができるかどうか疑問視しました。そこで、ある協力雇用主に相談したところ、「誰でも人に見せたくないものを持っている。彼はそれがごみの処理である。」と言われました。その後、対象者は、その協力雇用主に採用され、社長の指揮で全てのごみを搬出しました。今も継続就労し、部屋も片付けられています。

3件目は、重症を負いながらリハビリ後に復職した事例で、支援対象者は70歳代、万引きで執行猶予判決を受けた者です。集団生活を行う施設で、本人の正義感に起因したトラブルから、同室者に2階から突き落とされ、重症を負いました。年齢的にも再起できるのかを心配しましたが、就労支援者としてやるべきことは、協力雇用主に事情を説明して、回復を待って復職を得ることでした。そこで、社長に掛け合い、リハビリ期間が約4か月の長期に及びましたが、復職しました。今も継続就労しています。

当機構が実施している定例会議では、令和6年8月から「事例検討会」を立ち上げ、支援で問題があった事案、寮からの無断退去や短期離職等にスポットを当て、広島県（環境県民局県民活動課）、刑事政策総合支援室、広島保護観察所との合同で、その問題点等をあらゆる角度から提起し合い、それを分析し、課題の解決に向けた試行を開始しています。

ある対象者が土曜日の仕事が終了した直後に「ここでまた仕事ができる。月曜日が待ち遠しい。」と言いました。支援対象者のうちの何人からこの声が聴き出せるか、これが、当機構における就労支援のテーマです。

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



対象者との面談風景



事例検討会の様子



## 第2節 住居の確保等

### 1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

#### (1) 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実【施策番号 17】

法務省は、保護観察所が行う矯正施設に収容中の者に対する生活環境の調整<sup>\*21</sup>を充実させるため、生活環境の調整について地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から矯正施設に収容中の者に対し帰住先<sup>\*22</sup>や必要な支援等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、福祉サービスや民間の依存症回復支援施設等への帰住調整も含め、適切な帰住先や必要な支援等を迅速に確保するための取組を行っている。令和6年は、地方更生保護委員会における矯正施設に収容中の者に対する帰住先等の調整に関する面接調査が3,999件（令和5年：4,317件）行われた。また、令和7年度は、専ら当該調査及び調整を行う地方更生保護委員会の保護観察官を全国の刑事施設11庁<sup>\*23</sup>に駐在させ、生活環境調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用を図ることとしている。

#### (2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号 18】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院では、在院者の保護者を対象とする保護者会を開催し、同会に参加した保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施等への理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の働き掛け等を行っている。令和6年は、994回（令和5年：859回）の保護者会を実施し、延べ2,657人（令和5年：2,001人）の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育<sup>\*24</sup>への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するために努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。令和6年は、207回（令和5年：173回）の保護者参加型プログラムを実施し、延べ1,371人（令和5年：1,072人）の保護者が参加した。

保護観察所では、矯正施設に収容中の者の出所後の生活環境の調整の一環として、矯正施設に収容中の者の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある矯正施設に収容中の者の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言等を行うため、引受人・

\* 21 矯正施設に収容中の者に対する生活環境の調整

刑や保護処分の執行のために矯正施設に収容されている者の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。これに加えて、地方更生保護委員会において、調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所に対して指導や助言を行っているほか、収容中の者との面接等による調査も行っている。これらの調整結果は、仮釈放等審理のほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察や満期釈放後の更生緊急保護（【施策番号 25】参照）等に活用されている。

\* 22 帰住先

帰住先とは、刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設等がある。

\* 23 地方更生保護委員会の保護観察官が駐在する刑事施設

札幌（札幌刑務支所を含む。）、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松及び福岡刑務所

\* 24 矯正教育

少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体的かつ組織的な指導。

家族会<sup>\*25</sup>を開催している。令和6年度は、引受人・家族会を146回（令和5年度：147回）実施し、909人（令和5年度：770人）の引受人や家族が参加した。

## 2 更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保

### （1）更生保護施設の整備及び受け入れ・処遇機能の充実【施策番号19】

法務省は、出所後の適切な住居等がない刑務所出所者等について、一時的な受け入れ、社会適応に必要な生活指導の実施等を更生保護施設<sup>\*26</sup>に委託し、刑務所出所者等の居場所の確保に取り組んでいる。令和6年度の更生保護施設への委託実人員は6,327人（令和5年度：6,371人）であり、そのうち、新たに委託を開始した人員は4,888人（令和5年度：4,959人）であった。また、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は53万1,001人（令和5年度：53万4,884人）で、1人当たりの平均委託期間は83.9日（令和5年度：84.0日）であった。法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの特性等に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復に重点を置いた処遇を行う薬物処遇重点実施更生保護施設に指定した上で、これらの施設に、専門の職員を配置すること等により更生保護施設の受け入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号32イ】を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号36】を参照）。

また、令和5年4月からは、保護観察所が更生保護施設に対して、入所者や施設を退所した者等の特性に応じた多様な措置（特定補導）の委託を開始し、令和6年度は、98施設において登録があった（**資料1-19-1**参照）。

\*25 引受人・家族会

保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けられること等を目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象とした引受人・家族会を定期的に実施している。

\*26 更生保護施設

更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に定める施設で、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護（【施策番号25】参照）の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供、社会復帰のための就職援助や生活指導、施設退所者に対する通所又は訪問による支援等を行う。令和6年4月現在、全国に102施設あり、更生保護法人（同法第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業（【施策番号20】参照）を営むことを目的とする団体が、同法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人）により99施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が87施設、女性のみ受け入れている施設が7施設、男女とも受け入れている施設が8施設となっている。収容定員の総計は2,403人であり、男性が成人1,888人と少年318人、女性が成人150人と少年47人である。

## 資 1-19-1

## 特定補導について

## 更生保護施設における特定補導について

## 背景

- 「これからの更生保護事業に関する提言」（平成31年3月、これからの更生保護事業に関する有識者検討会）等により、更生保護施設において、個別の問題に対応可能な各種処遇メニューを更に広く取り入れ、その内容を充実させていくことなどが提言
- 令和5年施行の改正更生保護事業法で、更生保護施設における「特定の犯罪的傾向を改善するための援助」が明記

»> 更生保護施設において「特定補導」を開始（R5.4～）

## 目的

更生保護施設が、犯罪をした者等に対する処遇の専門施設として、対象者の特性に応じた専門的な指導や支援を実施すること

## 概要

## 内容

更生保護施設が行う処遇のうち、日常的な生活指導など基礎的な処遇以外の処遇を、その内容や負担等に応じて4つの類型に分類して実施

## 対象者

- ・更生保護施設入所者
- ・更生保護施設退所者等の通所者 ※これらの者のうち、個々の特性や問題性などに応じて対象者を選定

## 類型

A群 認知行動療法等 (薬物依存回復プログラム等)	認知行動療法等に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順により対象者の認知の偏りなどを修正し、問題行動を変容させることを内容とするもの
B群 依存回復訓練 (グループ・ミーティング等)	グループ・ミーティング等の形式で実施され、薬物、アルコール、ギャンブル等に対する依存からの回復に向けた取組を実施又は維持させることを内容とするもの
C群 社会適応訓練 (ソーシャルスキル・トレーニング等)	SST、就労セミナー、コーチング療法等、自立した生活を営む上で改善すべき個別の課題や問題性を解消するために個別的に働き掛けることを内容とするもの
D群 地域移行支援 (社会奉仕活動、地域交流活動等)	社会奉仕活動、地域交流活動等、自立した生活を営む上で必要な集団における体験や機会を提供することを内容とするもの

出典：法務省資料による。

## (2) 自立支援の中核的担い手としての更生保護施設等の事業の促進及び委託費構造の見直し【施策番号 20】

法務省は、保護観察所において、高齢者又は障害のある者等に対する特別処遇（【施策番号 32】参照）、薬物依存者への薬物依存回復処遇（【施策番号 36】参照）等、入所者の特性に応じた処遇はもとより、更生保護施設退所者等が地域生活に定着するまでの間の継続的な支援として、生活相談支援や特定補導（【施策番号 19】参照）の実施を更生保護施設（【施策番号 19】参照）に委託する取組を行っている。平成29年度からは、更生保護施設に委託し、更生保護事業<sup>※27</sup>の一つである通所・訪問型保護事業として更生保護施設退所者等が更生保護施設に通所して支援を受ける「フォローアップ事業」（資 1-20-1 参照）を、令和3年10月からは、更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う「訪問支援事業」（【施策番号 87】参照）を実施している。

また、令和5年4月から、保護観察所が更生保護施設に対して、入所者や施設を退所した者等の特性に応じた多様な措置（特定補導）の委託を開始するなど、更生保護事業の見直しに取り組んでいる（【施策番号 19】参照）。

※ 27 更生保護事業

更生保護事業法第2条第1項に定める事業で、「宿泊型保護事業」、「通所・訪問型保護事業」及び「地域連携・助成事業」をいう。宿泊型保護事業とは、保護観察対象者等を更生保護施設に収容して、宿泊場所を供与し、必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助等を行い、その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

通所・訪問型保護事業とは、更生保護施設その他の適当な施設に通所又は訪問する等により、保護観察対象者等に対し、宿泊場所への帰住、医療又は就職を助け、必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（宿泊型保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

地域連携・助成事業とは、保護観察対象者等の改善更生に資する事業として、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との地域における連携協力体制の整備、地域住民の参加の促進を行う等のほか、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他保護観察対象者等の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業をいう。

## 資 1-20-1 更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

### 更生保護施設に対する「通所処遇」の委託 (フォローアップ事業：平成29年度～)

## 目的

(更生保護施設を退所するなどして) 地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした継続的な支援を実施するもの。

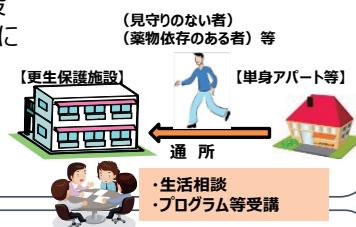
## 内容

- **生活相談支援**  
更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応**（自立更生に向けた**助言・支援**）
- その他、**薬物等への依存からの回復支援**など、**改善更生に資する様々な働きかけ**を集団又は個別で実施

## 対象

**保護観察対象者**及び**更生緊急保護対象者**のうち、**支援内容に応じて**、次の者が対象

- ①生活相談支援  
原則として**更生保護施設を退所した者**のうち、更生保護施設への**通所が可能**であり、自立更生に向けた生活上の課題解決に向けて生活相談支援が有用であると認められる者
- ②その他  
更生保護施設への通所が可能な者のうち、**薬物への依存**を有するなど、**改善更生に向けた働きかけが必要**と認められる者

法制上  
位置付け

- **通所・訪問型保護事業**（更生保護事業法第2条第3項）
- 補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適応させるために必要な生活指導**」（更生保護法第58条第6号、第85条第1項）の委託

出典：法務省資料による。

### (3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号 21】

法務省は、保護観察所において、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」（**資 1-21-1 参照**）を実施しており、自立準備ホーム<sup>※28</sup>としてあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活支援（自立準備支援）を委託している。令和6年度の委託実人員は1,686人（令和5年度：1,775人）（そのうち、新たに委託を開始した人員は1,330人（令和5年度：1,394人））、1日当たり1人を単位とした年間収容延べ人員は11万8,151人（令和5年度：12万6,404人）であり、1人当たりの平均委託期間は70.1日（令和5年度：71.2日）であった。

※ 28 自立準備ホーム

「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、保護観察対象者等に対して、民間法人・団体等が提供する宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼ぶ。令和6年4月現在の登録事業者数は530事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が161事業者、会社法人が156事業者、宗教法人が44事業者、その他が169事業者となっており、多様な法人・団体が登録されている。

## 資料 1-21-1

## 緊急的住居確保・自立支援対策の概要

## 緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）の概要

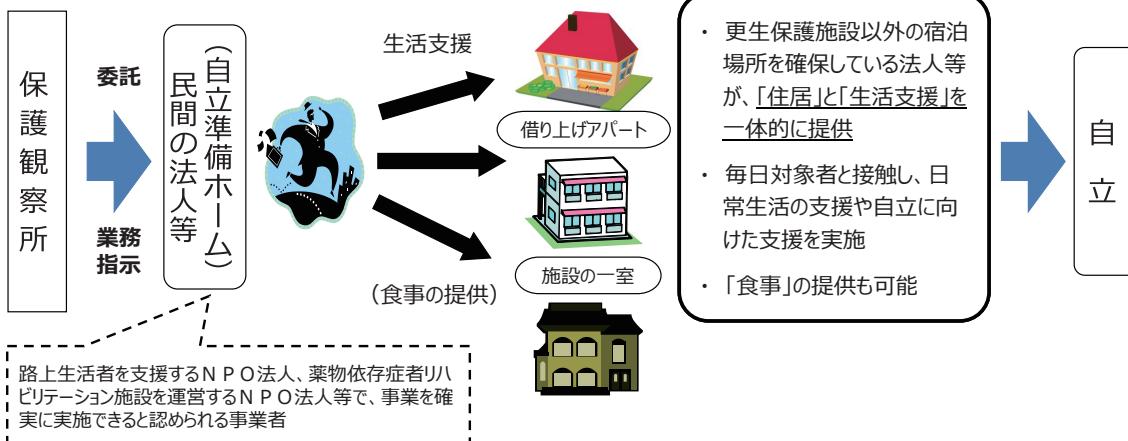
## 更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

## 緊急的住居確保・自立支援対策



出典：法務省資料による。

## 3 地域社会における定住先の確保

## (1) 居住支援法人との連携の強化【施策番号 22】

法務省は、更生保護官署において、犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項が規定する住宅確保要配慮者<sup>※29</sup>に該当する者に対して、個別の事情を踏まえつつ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。また、更生保護施設退所者の住居確保の観点から、保護観察対象者等の入居を拒まない住居の開拓・確保にも努めている。

また、令和 5 年度からは、居住支援法人<sup>※30</sup>との相互理解を深め、連携を強化することを目的として、各矯正管区が中心となって、居住支援法人等の職員を矯正施設に招へいし、施設見学会及び意見交換会を実施している。

## (2) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号 23】

国土交通省は、平成 29 年度に、各地方公共団体に対して通知を発出し、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請し、併せて、矯正施設出所者について、「著しく所得の低い世帯」として優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請するなど、公営住宅への入居における特別な配慮を行った。また、通知の内容について、地方公共団体の担当者を対象と

※ 29 住宅確保要配慮者  
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、保護観察対象者等。

※ 30 居住支援法人  
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 59 条に規定する法人で、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

する研修会等において周知を行っている。

### (3) 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号 24】

法務省は、更生保護官署において、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供している者や公営住宅の事業主体である地方公共団体から、住居の提供に関する相談を受けた際は、その相談内容を踏まえて当該保護観察対象者等に指導又は助言を行うとともに、住居確保のための支援を行う協力雇用主に対する身元保証制度（【施策番号 11】参照）の活用事例について情報提供等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

### (4) 満期釈放者等に対する支援情報の提供等の充実【施策番号 25】

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等による釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先が確保できていないなど、釈放後の生活が不安定となることが見込まれる満期釈放者に対しては、刑事施設に配置された福祉専門官や非常勤の社会福祉士等が個別面接を行うなどして、受刑者本人のニーズを把握しながら、更生緊急保護<sup>\*31</sup>制度や、社会保障等の社会における各種手続に関する知識を付与し、必要な支援につなぐための働き掛けを行っている。

地方更生保護委員会では、満期釈放が見込まれる受刑者等について、継続的に保護観察官による面接を実施し、更生緊急保護制度について説示し、矯正施設収容中の申出への動機付けを図るとともに、保護観察所に更生緊急保護の実施に必要な情報提供を行っている。そして、保護観察所において、矯正施設収容中に更生緊急保護の申出があった場合は、釈放後直ちに必要な支援を受けられるよう、必要な調査や調整を行っている。矯正施設収容中又は釈放後の申出にかかわらず、帰住先を確保できないまま満期釈放となった更生緊急保護対象者に対しては、必要に応じて、更生保護施設等へ委託するほか、保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報提供を行うなど、一時的な居場所の提供や定住先確保のための取組の充実を図っている。令和6年は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,334人（令和5年：2,359人）の満期釈放者等への宿泊場所の提供等を委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。

\* 31 更生緊急保護

更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更生緊急保護の措置のうち、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に6月を超えない範囲内、その他のものについては更に1年6月を超えない範囲内）において行うことができる。なお、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法においては、更生緊急保護の対象者に、処分保留で釈放された者のうち検察官が罪を犯したと認めたものが追加された。さらに、矯正施設収容中の段階から更生緊急保護の申出を行うことができるようとした。

## COLUMN

## 3

## 更生保護施設西本願寺白光荘における被保護者の特性に応じた専門的処遇の実情

### 西本願寺白光荘

西本願寺白光荘は、全国に7つしかない女性専用の更生保護施設です。収容定員20名に対し、職員は常勤9人、非常勤1人の計10人、うち7人が精神保健福祉士や公認心理師等の有資格者です。非行や犯罪に関わる女性の問題は男性に比べて、表面上見えにくいことがあります。本コラムでは、こうした女性の特性に応じた専門的処遇として実施している特定補導【施策番号19参照】を中心にその実情と事例を紹介します。

女性の入所受刑者の約8割は、窃盗と覚醒剤取締法違反で占められています。被保護者には、機能不全の家庭で養育され愛着障害があり、ADHDなどの発達障害もあって、躾と称する虐待を受けてきた者が多い上に、特に女性の場合はDV（ドメスティック・バイオレンス）などによるトラウマ問題を抱えている者が少なくなく、アルコール、タバコ、精神薬等への依存、リストカットなどのほか、違法薬物、万引き、不特定多数の者との性交渉などの問題行動を起こすことが多くありますが、これらは生き延びるための自己治療であるとも言われています。こうした人々は、うつ病や摂食障害など重複した障害を抱え、いつも心の底には、自分は生きる価打ちがない、死にたいという気持ちを持っている傾向があり、当施設では特定補導の制度が始まる前から、自己肯定感を高めるための「なりたい自分になる講座」という集団処遇を行ってきました。特定補導の開始によりこれらを再編成し、特定補導のA群として、ピアソーター<sup>\*1</sup>が参加する薬物依存回復プログラム「SMARPP」<sup>\*2</sup>、窃盗症の人に対する「B-KLARPP」<sup>\*3</sup>、B群として、AA（アルコホーリクス・アノニマス）<sup>\*4</sup>、京都マック<sup>\*5</sup>と連携した依存症ミーティング、トラウマに着目したワインズプログラム、マインドフルネスとタッチケア<sup>\*6</sup>を組み合わせたセルフケア、C群として、SST<sup>\*7</sup>、コーラージュ療法<sup>\*8</sup>、コグニティブトレーニング<sup>\*9</sup>、医療相談、法律相談、D群として、手芸、書道など全15種以上を実施しています。

自分の気持ちを抑え込んできたため自分を語ることが苦手で、自助グループのミーティングには馴染めないとされる人が少なくないのですが、その中には、自分の話を聞いてほしいと思っている人も多くいるので、白光荘のミーティングでは、オープンな形で雑談のように一人ひとりの話に共感したり、語り合うことに時間を掛け、仲間との分かち合いから、新しい自分の生き方を考えてほしいと思っています。

\*1 ピアソーター

自ら障害や疾病的経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行う人のこと。

\*2 SMARPP

Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program（セリガヤ覚醒剤依存再発防止プログラム）の略称であり、薬物依存症の治療を目的とした認知行動療法に基づくプログラムである。

\*3 B-KLARPP

窃盗症の治療を目的とした認知行動療法に基づくワークブックを利用した、窃盗防止プログラム。

\*4 AA（アルコホーリクス・アノニマス）

Alcoholics Anonymous アルコール依存症者の回復を支援する自助グループ。

\*5 京都マック

アルコールや薬物等の依存症者の回復を支援する民間のリハビリテーション施設。

\*6 タッチケア

触れるケアの総称であり、治療（CURE）目的ではなく、ケア（CARE）や癒しとして、家族間や看護・介護等の対人援助の現場、そして、自分自身にも活用できるケア法である。

\*7 SST

Social Skills Training（ソーシャル・スキル・トレーニング）の略称であり、日本語では「社会生活技能訓練」などと訳されている。主に、グループワークを通じて他人との適切なコミュニケーションの取り方等、社会生活を営む上で必要なスキルを身につけるための訓練を行っているものである。

\*8 コラージュ療法

心理療法の一分野であるアートセラピーの一つで、非言語的なコミュニケーションを通じて感情を表現する方法である。具体的には、雑誌やカタログなどの気になった切り抜きを集め、それを1枚の用紙に好きなように貼り付けることで、潜在的な心の分析に役立てられる。

\*9 コグニティブトレーニング

認知〇〇トレーニング（Cognitive ○○ Training）の略称で、認知作業トレーニング、認知機能強化トレーニング、認知ソーシャルトレーニングで構成されている。簡単な計算、図形等の書写、短期記憶に関するトレーニングを通じて、対人スキルや感情統制力、問題解決能力等の基礎となる認知機能を強化する。

事例1 家族を含め周囲に薬物事犯者が多く、覚醒剤は止められないものと考えていた女性

SMARPPでピアサポーターに出会い、その語りに耳を傾ける中で「私もあっち側（支援者側）に行きたい」と言い始め、ピアサポーターの支えもあって退所後も自助グループや依存症専門病院のミーティング、NA（ナルコティクス・アノニマス）<sup>※10</sup>に通い続け、自助グループのスタッフになるところまで回復している。

事例2 家族関係がストレスで万引きを繰り返していた女性

B-KLARPPを通して万引きの原因が家族関係にあったことに気付き、当施設からの退所先を家族のもとから単身生活に軌道修正し、地域の訪問介護や当施設の訪問支援職員の家庭訪問を受けながら、家族に気兼ねしない初めての一人暮らしを維持している。

彼女たちは、白か黒かという二分的な思考をしがちであり、職員に対しても理想の人だと依存したかと思うと、酷い人だ、信頼できないと攻撃してくることがあります。ついお説教や助言をしたくなってしまうのですが、彼女たちの言うことを否定しないように気を付け、適度な距離を保ちながら、職員は決して見捨てないという信頼関係を維持し、自分の力で自己決定するということを体感してほしいと思っています。



スマープの様子

---

※ 10 NA（ナルコティクス・アノニマス）  
Narcotics Anonymous 薬物依存症者の自助グループ。

## COLUMN

## 4

## 抱樸における居住支援の取り組みについて

特定非営利活動法人抱樸 事業担当常務 山田耕司

特定非営利活動法人抱樸（以下「抱樸」という。）は、ホームレスへの炊き出し活動を前身時の昭和63年に開始しました。平成12年11月にNPO法人化し、平成26年に現在の「抱樸」に改称しました。抱樸では、自立支援のみならず、「出会いから看取りまで」の伴走型支援を掲げ、29事業の多様な活動を行っています。

**1. 刑務所出所者等支援を行うきっかけ**

長年の活動の中で、ホームレス状態に陥る方の多くが、単に失業による居所喪失という理由だけではなく、潜在的に軽度の知的障害や精神疾患、家族関係の喪失、多重債務など、複合的な要因を抱え、困窮・孤立状態に陥っていましたことが見えてきました。相談者の中には一定数の刑務所出所者等もあり、犯罪に至った過程には、上記と同様の課題があることが推測されます。また、平成18年1月の「下関駅放火事件」の加害者への支援などを経て、平成22年より、福岡県から福岡県地域生活定着支援センター（以下「地域生活定着支援センター」という。）を受託することとなりました。また、令和7年度より、法務省から更生保護地域寄り添い支援事業【施策番号84参照】をジャパンマック福岡との共同事業体として受託しています。これまでに1,132名の刑務所出所者等への支援を行ってきました（令和7年5月末時点）。

**2. 抱樸の「居住支援」スキーム**

抱樸では以下のようなスキームで居宅設定及び居住支援を行っています。

## ①各相談部署による総合的かつ包括的な相談支援

「住居」のことで困窮している人は、多くの場合、それ以外にも困窮要因を抱えている場合が多いことから、居住支援に関する相談支援は総合的である必要があります。地域生活定着支援センターも含め、各相談部署においては、上記視点に基づき、居宅だけでなく、生活全般の支援プランの策定と支援を行うようにしています。

## ②地域と連携した居住支援の仕組み

平成17年より「自立支援居宅協力者の会」を創設し、不動産会社・事業者とNPOの連携による住居確保支援を行っています。現在、北九州市58社、福岡市10社が加入し、これまでに2,000名以上の住宅提供を行ってきました。入居後も以下④に記載するサポートセンターと連携し、生活の見守り等を行っています。地域生活定着支援センターにおいては、上記に加え、平成29年より、福岡地域生活定着支援協議会を設立し、福岡県内の更生保護施設や自立準備ホーム、福祉事業者、医療機関、司法関係者等との地域連携ネットワークを構築しています（令和7年5月末時点 79団体・個人）。

## ③断らない家賃保証の仕組み

抱樸では居宅設定に当たって連帯保証人を求められる際の対応として、法人独自の「保証人バンク」事業を実施してきました。平成29年以降は、2社の家賃債務保証会社と連携して、「審査で落とさない・生活支援付家賃保証」の仕組みを作ってきました。これは、抱樸が生活支援を行うことを前提に（入居者と生活支援契約を締結）、家賃債務保証会社は原則として審査で落とさない取り決めをしているものです。

## ④専門スタッフによる支援「地域生活サポートセンター」

平成17年よりアフターケア事業として「地域生活サポートセンター」を開設しました。地域生活サポートセンターの支援は多岐にわたり、「就労支援・定着支援」、「住居支援・転居支援」、「福祉事務所との連携支援」、「健康支援」、「親族・地域との交流支援」、「他法活用（年金、雇用保険など）支援」、「法律・人権支援」、「定期訪問」、「互助会連携（後述）」、「葬儀支援」、「金銭管理支援」などがあります。

#### ⑤見守り支援付き住宅「プラザ抱樸」事業

地域での単身生活が困難になりつつある方や、より見守りが必要と考えられる方を対象に、平成25年より「抱樸館北九州」（無料低額宿泊所）や平成30年よりサブリース型の見守り支援付き住宅「プラザ抱樸」事業を開始しました。現在は休眠預金事業助成金\*を活用し、購入した110室あるマンション一棟をこの事業に充て、60室を見守り支援付き住宅（非制度）、12室を障害者グループホーム、20室を日常生活支援住居施設（無料低額宿泊所）という形で一棟の中に制度と非制度を組み合わせながら支援を行っています。

#### ⑥地域参加コーディネート～地域の中でのささえあいの仕組み～

抱樸では、地域のささえあいの仕組みづくりや、家族機能の社会化を目指して、「互助会」による取組を行っています。令和7年3月末時点の会員数は274名、うち88名が、元ホームレスの方です。世話人による定期訪問や、サロン活動、バス旅行などの行事に加え、最後は互助会葬（お葬式）と偲ぶ会（追悼集会）も行っています。「支えられた者が支える側になる」「互いの支え合い」の中で、自己の存在意義を確認したり、役割が創出され、生きがいや生活の安定につながっていくものと思われます。

終わりに、再犯防止において、安定した居所と収入（就労、年金、生活保護など）の確保は重要です。しかし、その状況を維持し続けるためには、本人（あえて言うならば支援者も）だけの努力では限界もあります。抱樸においては、居宅設定だけでなく、居住後も孤立しない、再困窮に陥らない体制やネットワークを構築してきました。これは、ホームレスや生活困窮者に限らず、最も社会から排除、孤立しやすい刑務所出所者等の支援においても、同じように必要と考えます。

本文が皆様の一助となれば幸いです。

---

##### ※ 休眠預金活用事業

平成30年に施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る活用に関する法律」に基づき、一定期間取引のない預金を原資として、子ども若者支援、生活困難者支援、地域活性化等支援等の公益活動に活用する制度であり、社会課題の解決に資する事業へ助成等が行われている。



# 第2章



蓮

## 保健医療・福祉サービスの利用の 促進等のための取組

第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等

48

第2節 薬物依存の問題を抱える者への支援等

56

## 第1節 高齢者又は障害のある者等への支援等

### 1 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

#### (1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号 26】

法務省は、矯正施設において、犯罪をした者等について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするために、社会福祉士又は精神保健福祉士を非常勤職員として配置するほか、福祉専門官（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している（配置施設数の推移は**資 2-26-1** 参照）。また、平成 30 年度から大規模な刑事施設 8 庁、令和元年度から女性刑事施設 2 庁を追加した合計 10 庁<sup>\*1</sup>において、入所時年齢が 60 歳以上の受刑者を対象に認知症スクリーニング検査等を実施してきたところ、令和 5 年度からは、全国の刑事施設において、入所時年齢 65 歳以上の受刑者等を対象に認知症スクリーニング検査等を実施し、認知症等の早期把握に努めている。令和 6 年は、2,086 人に認知症スクリーニング検査等を実施し、そのうち医師による診察を実施した者の中で 132 人が認知症の診断を受けた。

少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助（【施策番号 85】参照）の一環として、検察庁からのいわゆる入口支援<sup>\*2</sup>への協力依頼を受けて、被疑者等の福祉的支援の必要性の把握のために知的能力等の検査を実施しており、令和 6 年は、検察庁から 234 件（令和 5 年：253 件）の依頼を受け、援助を実施した。

また、福祉的支援等を担当する保護観察官に対しては、福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化のための研修を実施し、福祉的支援に関する講義を実施しているほか、社会福祉士会等が主催する研修や刑事司法関係機関と福祉関係機関が参加する福祉的支援に関する事例研究会に積極的に参加させるなどして、保護観察官のアセスメント能力の更なる向上等を図っている。

**資 2-26-1** 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移

区分	矯正施設の別	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
社会福祉士	刑事施設	68	67	67	67
	少年院	22	21	25	25
精神保健福祉士	刑事施設	8	8	8	8
	少年院	2	2	2	2
福祉専門官	刑事施設	58	57	58	59
	少年院	9	10	12	12

出典：法務省資料による。

\*1 令和 4 年度までの認知症スクリーニング検査実施 10 庁  
札幌、宮城、栃木、府中、名古屋、大阪、和歌山、広島、高松及び福岡刑務所

\*2 入口支援  
一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

## (2) 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号 27】

法務省は、全国の刑事施設において、高齢者又は障害のある者等である受刑者の円滑な社会復帰を図るため、「社会復帰準備指導プログラム」(資料2-27-1 参照)を実施している。同プログラムは、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者として招へいするなど、関係機関等の協力の下、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導を行うほか、各種福祉制度に関する基礎知識の習得を図るものである。令和6年度の受講開始人員は567人(令和5年度:872人)であった。

### 資料2-27-1 社会復帰準備指導プログラムの概要


地域社会とともに  
開かれた矯正へ

**刑事施設における一般改善指導**

# 社会復帰準備指導プログラム

<span style="color: #0070C0;">■</span> 指導の目標 高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に対し ① 基本的生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること。 ② 出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせること。	<span style="color: #0070C0;">●</span> 対象者      ①特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる者（現に福祉的支援の対象となっている者を含む） ②その他本プログラムを受講させることにより、改善更生及び円滑な社会復帰に資する見込まれる者 <span style="color: #0070C0;">●</span> 指導者      刑事施設職員（刑務官、法務教官、社会福祉士等）、関係機関・団体職員 <span style="color: #0070C0;">●</span> 指導方法      グループワーク、ロールプレイング、視聴覚教材、講話 等 <span style="color: #0070C0;">●</span> 実施頻度等      1単元60分 全18単元 標準実施期間：4～6か月
--	---

**カリキュラム**

単元	単元項目	概要
1	オリエンテーション	プログラムの目的と意義を理解させ、動機付けを図る。
2	基本的動作能力・体力の維持及び向上（生活動作のトレーニング）	体力・健康の維持が社会生活を送る上で重要であることを理解させ、歩行などに必要な体力等の維持及び向上を図る。
3	基本的思考力の維持及び向上（考える力のトレーニング）	物事を考えることが老化防止につながることを理解させ、日常生活で必要となる基本的な思考力等の維持等を図る。
4	基本的健康管理能力の習得①（身体面の健康管理について）	健康管理の必要性を理解させ、自己管理の方法、病気になった場合の病院のかかり方を学ばせる。
5	同②（心の健康）	心の健康について理解させ、健康を維持する方法を学ばせる。
6	基本的生活能力の習得①、②（対人スキル等）	地域社会の一員として、良好な対人関係を維持することが再犯防止につながることを理解させ、対人関係スキル・会話スキルを学ばせる。
7	基本的生活能力の習得③（金銭管理を考える）	これまでの金銭の使い方などを振り返り、自分の金銭管理の問題性を認識させ、適切な金銭管理について理解させる。
8	各種福祉制度に関する基礎的知識の習得①（概要）	社会復帰後に健康で安定した生活を送るために社会福祉サービスが利用できることや住民登録等の必要性を理解させる。
9	同②（就労支援と年金）	就労の確保の方法を理解させるとともに、老齢年金等の基本的な内容を理解させる。
10	同③（各種福祉制度）	健康保険及び障害者福祉、高齢者福祉、介護保険と出所後に想定される困難場面における具体的な対処方法について学ばせる。
11	同④（生活保護）	生活保護制度の仕組み、受給資格や申請の仕方等について理解させ、社会福祉に対する関心を喚起し、関係窓口の利用の仕方について学ばせる。
12	同⑤（特別調整と地域生活定着支援センター）	特別調整と地域生活定着支援センターの設置目的、業務内容等について理解させる。
13-1	同⑥（更生緊急保護）	更生緊急保護について理解させ、社会復帰後の生活について考えさせる。
13-2	同⑦（まとめ）	出所後に直面することが予想される危機的場面について考えさせる。 出所後利用できる福祉制度や相談の仕方等の確認を行う。
14	再犯防止のための自己管理スキルの習得①（規範遵守）	社会生活においてルールや約束事を遵守する構えを身に付けさせる。
15	同②（安定した生活への動機付け）	安定した生活を送るための具体的な方策を考えさせる。
16	同③（危機場面への対応）	再犯しないために、適切な問題解決の方法を考えさせる。出所後の危機場面を予想させ、適切な対処法を具体化させる。
17	同④（本プログラムのまとめ）	本指導を振り返らせ、受講者が抱えている不安や悩みを整理させ、円滑な社会復帰のための方策を具体的に考えさせる。

出典：法務省資料による。

令和7年版 再犯防止推進白書

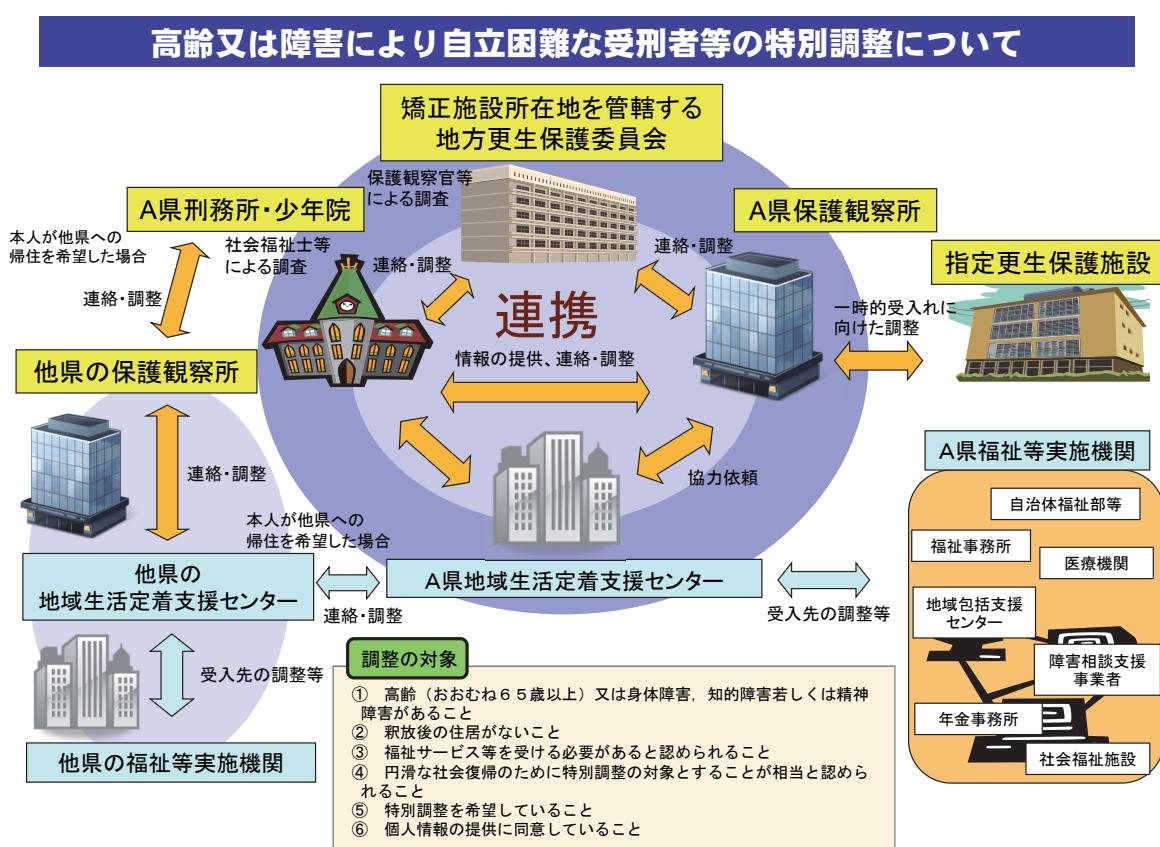
49

### (3) 矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等【施策番号 28】

法務省及び厚生労働省は、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター<sup>※3</sup>等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整（[資料 2-28-1 参照](#)）の取組を実施している。この取組を促進するため、関係機関において、特別調整の対象者等に対する福祉的支援に係る協議会や、各関係機関等が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う連絡協議会等を行っている。

加えて、地域生活定着支援センターでは、平成30年度から、矯正施設入所早期からの関わりや地域の支援ネットワークの構築の推進を強化するなど、連携機能の更なる充実強化を図っている。

**資料 2-28-1 特別調整の概要**



出典：法務省資料による。

※3 地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所、地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成21年度に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業」（現在は地域生活定着促進事業）として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。

## 2 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

### (1) 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号 29】

法務省は、一部の刑事施設において、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳<sup>※4</sup>（以下これらを合わせて「障害者手帳」という。）について、矯正施設在所中の交付手続が一層促進されるよう、令和3年度から、障害者手帳の交付を受けるために必要な医師による診察等を実施している。また、障害福祉サービス等については、出所後に円滑に利用されるように、市町村の認定調査員が矯正施設を訪問するなどして矯正施設在所中の者に対する障害支援区分の認定を行い、障害福祉サービス等の支給決定を行っている。さらに、生活保護については、生活保護制度における保護の実施責任が要保護者の居住地（要保護者の居住事実がある場所）又は現在地により定められるとされていることから、要保護者が矯正施設の出所者の場合、帰住先が出身世帯であるときはその帰住先を居住地とし、そうでないときはその帰住先を現在地とみなすこととし、厚生労働省から地方公共団体へその旨周知している。

法務省は、受刑者等が矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用できるよう、矯正施設職員向けの執務参考資料を作成し、協議会や研修において、保健医療・福祉サービスを利用するための手続等の周知を図っている。

### (2) 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号 30】

障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細かな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携等の手厚い専門的な対応が必要であるため、業務負担に応じた報酬を設定することが求められている。

厚生労働省は、このような状況を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において、障害のある人が共同生活する場であるグループホーム等で、矯正施設出所者等である障害者に対し、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合を報酬上評価している。

また、「社会生活支援特別加算」において、訓練系、就労系障害福祉サービス（就労定着支援事業を除く。）事業所が精神保健福祉士等を配置している場合等に、矯正施設出所者等である障害者に対し、①本人や関係者からの聞き取りや経過記録・行動観察等によるアセスメントに基づき、他害行為等に至った要因を理解し、再び同様の行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた個別支援計画等の作成、②指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催、③日中活動の場における緊急時の対応等の支援を行うことを報酬上評価している（【施策番号 15】参照）。

### (3) 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施【施策番号 31】

法務省及び厚生労働省は、令和3年度から、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対する支援を開始した。具体的には、地域生活定着支援センターが実施している地域生活定着促進事業の業務として、新たに被疑者等支援業務を加え、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、地域生活定着支援センターと検察庁、弁護士会、保護観察所等が連携し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うとともに、釈放後も地域生活への定着等

※4 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長（一部の児童相談所を設置する中核市市長）が交付する手帳である。

のために支援等を行う取組を実施している（**資2-31-1 参照**）。

また、令和4年度からは、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者を被疑者等支援業務による支援に更につなげられるようにするため、弁護士との連携強化を促進している。

保護観察所では、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対する上記の取組を含め、検察庁等と連携した起訴猶予者等に対する更生緊急保護の措置として、一定の期間、重点的な生活指導等を行うとともに、福祉サービス等に係る調整のほか、就労支援等の社会復帰支援を行う「更生緊急保護の重点実施等」を行ってきた。また、令和5年12月に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正後の更生保護法（平成19年法律第88号）が施行されたことに伴い、「更生緊急保護の重点実施等」の運用を踏まえ、勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認めた者について、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行う「勾留中の被疑者に対する生活環境の調整」を開始するとともに、勾留中の被告人についても同様の調整を実施している。令和6年に勾留中の被疑者又は被告人に対する調整を開始した人員は、765人であった。

### 資2-31-1 被疑者等支援業務の概要

#### 被疑者等支援業務（概要）

##### 【要旨】

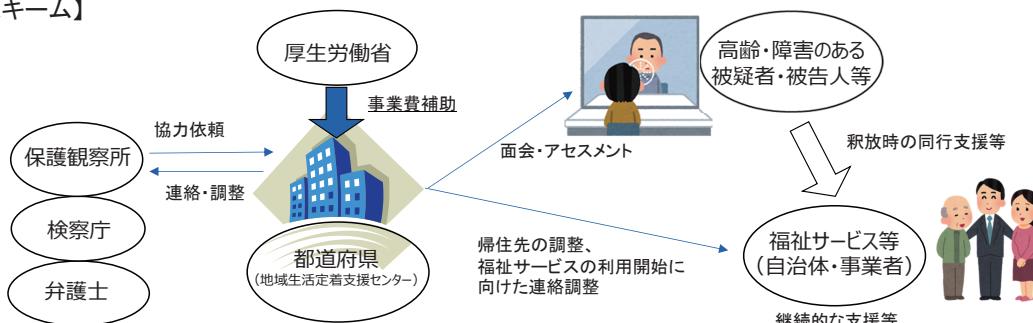
- 刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするために、地域生活定着支援センターが支援を行う。

##### 【事業内容】

- 保護観察所等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続の支援等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な支援等を行う。

【実施主体】 都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）

##### 【事業スキーム】



出典：厚生労働省資料による。

## (4) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための研修・体制の整備【施策番号 32】

### ア 刑事司法関係機関

法務省は、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握し、関係機関等と連携した再犯防止策を講じることができるよう、検察官に対する研修等において、再犯防止の取組等について講義を実施している。また、検察庁において、社会復帰支援業務を担当する検察事務官の配置や社会福祉士から助言を得られる体制の整備により、社会復帰支援の実施体制の充実を図っている。

矯正施設職員に対しては、各種集合研修において、高齢者又は障害のある者等の特性への理解を深めるため、社会福祉施設での実務研修（勤務体験実習）のほか、同施設職員による講義・指導、高齢受刑者に対する改善指導とその課題等に関する講義を実施している。また、令和6年度現在、刑務官を対象とした研修として、認知症サポーター養成研修を合計76 庁、福祉機関における実務研修を合計32 庁でそれぞれ実施している。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たる少年院職員に対し、適切に指導するための知識、技能を付与することを目的とした研修を実施している。

更生保護官署職員に対しては、高齢者又は障害のある者等の特性や適切な支援の在り方についての理解を深めるため、新任の保護観察官、指導的立場にある保護観察官及び福祉的支援を行う保護観察官に対する研修において、地域生活定着支援センター職員等による講義を実施している。

さらに、保護観察所では、社会復帰対策班を設置し、入口支援（【施策番号 31】参照）にとどまらず、更生緊急保護の対象者に継続的に関与し、その特性に応じた支援が受けられるよう関係機関等と調整を行うなどの社会復帰支援の充実を図っている。

### イ 更生保護施設

法務省は、一部の更生保護施設を指定更生保護施設に指定し、社会福祉士等の資格等を持った職員を配置し、高齢者又は障害のある者の特性に配慮しつつ社会生活に適応するための指導を行うなどの特別処遇（[資 2-32-1 参照](#)）を実施している。指定更生保護施設の数は、令和6年度は77 施設であり、令和6年度に特別処遇の対象となった者は、1,877 人（令和5年度：1,860 人）であった。

また、法務省は、地域の保健医療・福祉関係機関の職員等に対し、刑事司法手続等に関する必要な研修を実施している。

## 資料2-32-1 更生保護施設における特別処遇の概要

## 更生保護施設における 高齢者又は障害を有する者の特性に配慮した処遇の充実

- ◎ 全国の更生保護施設（102か所）のうち77施設を、高齢者や障害のある者を積極的に受け入れる施設（＝指定更生保護施設）として指定（※）。
- ◎ 指定された施設に、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の専門資格等を有する職員を配置して、高齢や障害の特性に配慮した処遇を実施。

※ 発達障害等を有する少年に対する処遇の充実を図るために、77施設のうち3施設は、主に少年を受け入れる更生保護施設を指定（令和4年度～）。

**対象者**

①から③までの全てを満たし、かつ、更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所の長が認める者。

- ① 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害（身体・知的・精神のいずれか）があると認められること。
- ② 適当な住居がないこと。
- ③ 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。

**高齢や障害の特性に配慮した処遇の内容**

- ① 高齢又は障害を有する者の特性に配慮した社会生活に適応するための指導・訓練
- ② 医療保健機関と連携した健康維持のための指導、助言
- ③ 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整
  - ・地域生活定着支援センターや社会福祉施設等に対する情報の伝達（対象者の心身の状況、生活状況等）
  - ・更生保護施設退所後の生活基盤の調整（行政・福祉サービスの利用申請手続の支援等）

出典：法務省資料による。

**ウ 地域生活定着支援センター、保健医療・福祉関係機関**

厚生労働省は、地域生活定着支援センターについて、その実施主体である都道府県と協働し、地域の支援ネットワークの構築を通じて活動基盤の充実を図るとともに、令和2年度から、同センター職員の専門性や支援の質の向上を目的とした研修を実施している。

## COLUMN

5

## 高知地方検察庁における 社会復帰支援の取組について

### 高知地方検察庁

高知地方検察庁（以下「高知地検」という。）では、刑事事件の被疑者や被告人ら犯罪をした人の社会復帰支援を捜査・公判と並ぶもう一つの重要な任務と位置付け、社会福祉士の助言を得るなどして福祉へのつなぎ支援を実施してきました。そして、近年は、地元に密着する副検事や検察事務官が、福祉関係者との会議や勉強会等に頻繁に足を運んで顔が見える関係を作り、必要な支援につなぐことも多くなりました。

昨今、農業分野の人手不足を解決するとともに、障害のある人や引きこもり状態にある人など、生きづらさを抱えた人が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現させる「農福連携」の取組が国の施策として進められています。全国の中でも第一次産業就業者の割合が高い高知県では、県や市町村で農福連携の取組が進められているところ、特に、県東部地域においては、自殺対策としてスタートした農福連携が連携先を広げ、福祉保健所や福祉事務所等の行政機関、病院、学校、警察、消防、飲食店、農家等が「ここから東部地域ネットワーク会議」を始動させて、充実した取組を進めています。そして、自殺対策にとどまらず様々な生きづらさを抱える人の支援に裾野を広げ、各機関等の強みをいかして、例えば、アルコール依存症の人には断酒会が、家がない人には不動産会社が、多重債務者には法テラスが、相談先がない人にはお寺が手を差し伸べるといった形で、それぞれの困難に応じた支援が迅速に行われるようになっています。

犯罪をした人の中にも、様々な生きづらさや困難を抱える人がおり、犯罪について処罰を受けるかどうかとは別に、そのような人たちの再犯防止のためには、適切な支援の対象とするべきであると考えられます。もっとも、犯罪をした人は、社会から非難の対象として厳しい目で見られることもあり、また、犯罪をした人の社会復帰について消極的な意見があることも否定できず、これらの事情が犯罪をした人の社会復帰を難しくする要因となっているとの指摘もあります。確かに、犯罪自体は非難されるべきものではありますが、昨今の世の中を見渡すと、健全な批判の域を超えて、意見の異なる人にに対する過剰なバッシングが展開されることがあり、犯罪をした人に「犯罪者」というレッテルを貼つて、インターネットや様々な方法で非難し続ける事案も見受けられます。それらの中には、誤った情報や誤解が含まれている場合もあり、中には人の名誉を毀損しかねないものも見られます。こうした問題に対処するには、人に対する思いやりや寛容の心、自らの行為の先に何が待っているのかという想像力、悪いことをした人であっても、処罰はルールに則って科されなければならないという基本的な法的思考を社会に広く浸透させる必要があると考えされました。そこで、高知地検では、これらの課題解決に法教育が有用であると考え、教職員や福祉関係者との勉強会、中学校から大学までの生徒・学生への出前教室や移動教室等の法教育の場において、他者への思いやりや寛容の心の大切さ、想像力や法的思考の重要性について説明するにとどまらず社会復帰支援や被害者支援がなぜ必要なのかを説明するなどして、若年者を中心とした県民の皆様の理解増進に資するよう努めているところです。

そして、高知地検では、前述の高知県東部地域ネットワークに参加して意見交換に加わるなどしたことにより、生きづらさの行き着く先で犯罪をした人をも支援の対象とすることについて、地域の理解を得ることができました。現在では、高知地検が被疑者等に対するつなぎ支援をしようとしたときに、福祉機関側から断られたり、たらい回しにされたりするようなことはほとんどありません。例えば、統合失調症で粗暴行為に及んだ者について地域生活定着支援センターが訪問支援を行い、アルコール依存状態でDVに及んだ者について福祉保健所が相談支援をし、暴力に依存する者に精神保健福祉センターがカウンセリングをし、万引きを繰り返す高齢者を地域包括支援センターが見守り、さい錢盜を繰り返す者にハローワークが職を紹介するなど、高知県では、様々な機関が、それぞれの強みをいかして犯罪をした人の社会復帰を支えようという土壤が育まれつつあります。

犯罪をした人の社会復帰支援よりもまずは被害者支援を充実させるべきではないかとの意見もありますが、社会復帰支援の効果として生まれる再犯防止は、新たな犯罪被害者が生まれるのを防ぐという側面もあります。そうすると、被害者支援と社会復帰支援の取組は、車の両輪と位置付けて、同時進行で充実させなければならないものであり、そのような考え方方が、高知県内では、教育、福祉、行政、民間等、様々なルートを通じて着実に浸透し、円滑なつなぎ支援（社会復帰支援）の実現につながっているものと思われます。

今後も、高知地検では、引き続き県民の皆様の理解増進に努め、犯罪をした人の社会復帰支援の取組を積極的に進めていきたいと考えています。

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 第2節 薬物依存の問題を抱える者への支援等

### 1 薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実【施策番号 33】

法務省は、少年鑑別所（法務少年支援センター）において、地域援助（【施策番号 85】参照）として、関係機関等からの依頼により、地域の学校等に出向き、大麻等の薬物の危険性や薬物乱用に至る背景要因等について、非行・犯罪に関する専門的な知見を生かした講義等を行っている。

また、更生保護官署においては、“社会を明るくする運動”（【施策番号 95】参照）の一環として、保護司会等が主催する薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、ケース研究等に、職員を講師として派遣している。

厚生労働省では、薬物乱用を未然に防止するため、毎年、地域における国民的啓発運動として不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月1日～11月30日）を実施し、これらの運動を通じ、広く国民に対し、薬物乱用問題に対する認識を高めるとともに、薬物乱用による危害を広く周知することを通じて、違法薬物等の乱用防止を図っている。また、薬物乱用の危険性や有害性、薬物乱用への勧誘等に対する対応方法等について記載している薬物乱用防止読本を青少年の発達段階に応じて作成し、配布を行っている。そのほか、小・中学校を始めとした教育機関等からの要請に応じ、薬物乱用防止教室等へ講師を派遣し、薬物乱用の危険性や有害性、薬物乱用への勧誘等に対する対応方法等について講義を行うなど、薬物乱用防止の広報啓発を行っている。

また、再乱用防止対策の一環として、毎年全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、地域の薬物相談を担う保健所や精神保健福祉センターの職員等に加えて、一般国民にも公開して「再乱用防止対策講習会」を開催しており、令和6年度は秋田県、千葉県、静岡県、滋賀県、山口県及び熊本県で開催した。同講習会では、薬物依存症治療の専門医、地域の薬物依存症者支援に取り組む家族会が講演を行うなど、薬物依存症に対する意識・知識の向上を図っている。

さらに、薬物依存症者を抱える親族等に向けた、薬物再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」<sup>\*5</sup>を作成し、各都道府県の薬務課や精神保健福祉センター<sup>\*6</sup>、保護観察所、矯正施設、民間支援団体等を通じて配布し、正しい知識と相談窓口の周知を図っている。また、依存症に対する誤解や偏見をなくし、依存症に関する正しい知識と理解を深めるため、普及啓発イベントの実施やリーフレット<sup>\*7</sup>のウェブサイトへの掲載等、広く一般国民を対象とした普及啓発事業を行っている。

警察庁は、薬物乱用の危険性や有害性に関する情報や薬物乱用者の手記等で構成する広報啓発用パンフレット「薬物乱用のない社会を」<sup>\*8</sup>を作成し、警察庁ウェブサイトに掲載するとともに、都道府県警察を通じて広く一般国民に配布しているほか、大麻乱用防止対策としてSNSを利用したターゲティング広告や動画配信サイトを利用した乱用防止啓発のメッセージ動画の配信を実施している。

また、特に若年層に向けて、学校や民間企業と連携し、児童、生徒、学生及び若手社員等を対象とした薬物乱用防止教室・講習会等を開催するほか、“大麻に手を染めてしまった未来”と“踏みとどまつた未来”とを対比した少年向け啓発動画を令和7年2月から警察庁ウェブサイトやSNS等で発信す

\*5 薬物再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku\\_dokuhon.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_dokuhon.html)



\*6 精神保健福祉センター  
 都道府県や指定都市に設置されており、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及・調査研究、相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務、精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定、自立支援医療費の支給認定等を行い、地域精神保健福祉活動推進の中核を担っている。

\*7 リーフレット：依存症って？—「依存症を正しく知って」「支える」ためにー<sup>\*</sup>  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001297557.pdf>



\*8 広報啓発用パンフレット「薬物乱用のない社会を」  
<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanbai/yakubuturanyou07.pdf>



るなど、広報・啓発を強化し、薬物乱用の危険性や有害性等について理解の浸透を図っている。

## 2 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

### (1) 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施【施策番号 34】

#### ア 矯正施設内における指導等について

##### (ア) 刑事施設

法務省は、刑事施設において、改善指導（【施策番号 62】参照）のうち、特別改善指導の一類型として、薬物依存離脱指導の標準プログラム（指導の標準的な実施時間数や指導担当者、カリキュラムの概要等を定めたもの。）を定め、同指導を実施している（[資 2-34-1](#)、[資 2-34-2](#) 参照）<sup>\*9</sup>。

同指導は、認知行動療法<sup>\*10</sup>に基づいて、必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に依存があると認められる者全員に対して実施するもの）、専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）、選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）の三種類を整備し、対象者の再犯リスク、すなわち、犯罪をした者が再び犯罪を行う危険性や危険因子等に応じて、各種プログラムを柔軟に組み合わせて実施している。令和6年度の受講開始人員は6,826人（令和5年度：6,869人）<sup>\*11</sup>であった。

また、刑事施設の教育担当職員に対し、薬物依存に関する最新の知見を付与するとともに、認知行動療法等の各種処遇技法を習得させることを目的とした研修を実施している。

##### (イ) 少年院

法務省は、少年院において、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある在院者に対して、特定生活指導として薬物非行防止指導（[資 2-34-3](#) 参照）を実施し、令和6年度は395人（令和5年度：334人）が修了している。また、男子少年院2庁（水府学院及び四国少年院）及び全女子少年院9庁を重点指導施設として指定し、実施施設の中でも特に重点的かつ集中的な指導を実施している。具体的には、薬物依存からの回復をサポートする民間の自助グループ、医療関係者、薬物問題に関する専門家等を指導者として招へいし、グループワークを中心とした指導を実施しているほか、保護者向けプログラムを実施するなどしている。なお、男子少年院2庁においては他の少年院から在院者を一定期間受け入れてこの指導を実施している。

少年院の職員に対しては、医療関係者等の協力を得て、薬物依存のある少年への効果的な指導方法等についての研修を実施しているほか、大麻使用歴を有する在院者に対する指導を充実させるため、職員用の執務参考資料を配布している。薬物使用経験のある女子在院者については、低年齢からの長期間にわたる薬物使用や女子特有の様々な課題を抱えていることが多く、それらの課題に適切に対応し得る専門的な指導能力が求められることから、専門的知識及び指導技術の一層の向上を図るために、平成29年度から女子在院者を収容する施設間において、職員を相互に派遣して行う研修を実施している。

\*9 令和7年度からは、薬物依存離脱指導の標準プログラムに、移行プログラム（社会内の生活においても薬物依存に至らないための知識及びスキルを定着させるとともに、薬物依存から回復に必要となる社会資源について理解させ、治療の継続等の動機付けを高める必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）を加えることとしている（<http://www.moj.go.jp/content/001449184.pdf>）。



\*10 認知行動療法

行動や情動の問題、認知的な問題を治療の標的とし、これまで実証的にその効果が確認されている行動的技法と認知的技法を効果的に組み合わせて用いることによって問題の改善を図ろうとする治療アプローチを総称したもの。問題点を整理することによって本人の自己理解を促進するとともに、問題解決能力を向上させ、自己の問題を自分でコントロールしながら合理的に解決することのできる力を増大させることをねらいとして行われる。（「臨床心理学キーワード【補訂版】」坂野雄二編参考）

\*11 受講開始人員は、必修プログラム、専門プログラム及び選択プログラムの三種類のプログラムに加え、PFI手法を活用した刑事施設におけるプログラムの各受講開始人員の総数である。

## 資2-34-1

## 薬物依存離脱指導の概要（1）

地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

## 薬物依存離脱指導

## ■ 指導の目標

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。

- 対象者 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（薬物担当）、民間協力者（民間自助団体等）
- 指導方法 グループワーク、民間自助団体によるミーティング、講義、視聴覚教材、課題学習、討議、個別面接 等
- 実施頻度等 1単元60～90分 全2～12単元 標準実施期間：1～6か月※  
※ 薬物への依存の程度、再使用リスク等に応じて、必修プログラムのほか、専門プログラム・選択プログラムを組み合わせて実施。

## カリキュラム

項目		指導内容	項目	指導内容
必修	はじめに	プログラム概要を説明し、受講意欲を高めさせる。	オリエンテーション	プログラムの概要を説明し、目的とルールについて理解させる。薬物を使用することの利点と欠点について考えさせてからを理解させる。
	薬物使用の影響	薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせる。	薬物使用の流れ	薬物依存がどのように形成されるのかを理解させ、入所前の自分の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させ、薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。
	引き金に注意	薬物使用につながる「外的引き金」、「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。	外的引き金	薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。
	再使用の予測と防止①	薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまう「リラブス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラブス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。	内的引き金	自分の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンや流れについての理解を深めさせる。
	再使用の予測と防止②	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては、ストレスの自覚と適切な対処が大切であることを理解させ、具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。	回復段階	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ、回復に対する見通しを持たせる。
	活用できる社会資源	社会内で断薬を継続するための支援を行う専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。	リラブスの予測と防止	「リラブス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラブス」の兆候に気付き、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラブス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。
	おわりに	「再使用防止計画書」を作成させ、自分にとってのリラブスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。	いかりの綱	再使用には前兆があることを気付かせ、再使用に至らないための方法を具体的に考えさせる。所内生活において、それらの対処方法を実践するよう促す。
選択	項目及び指導内容については、専門プログラムから項目を選択し、各項目の指導内容に準じた内容とする。	退屈	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。	
		社会内のサポートー自助グループとは	専門機関についての情報提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。	
		仕事と回復	仕事が回復にどのような影響を及ぼすかを理解させ、両者のバランスを取ることの大切さを認識させる。	
		再使用防止計画書	「再使用防止計画書」の発表を通じて、これまで学習してきた内容を確認しながら、自分にとってのリラブスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。また、他の受講者からのフィードバックや発表を聞くことで、それまでの自分になかった新たな気付きを得る機会を提供する。	
		まとめ	回復過程に必要なことは、意志の強さではなく、賢い対処であることを理解させるとともに、これまでのセッションで学んできた効果的な対処方法が身に付いていているかを受講者本人に確認させる。	

## ダルク・NAとの連携



※ ダルク（DARC）：覚醒剤等の薬物依存から回復するためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

※ NA（ナルコティクス・アノニマス）：薬物依存症からの回復を目指す人たちのための自助グループ。

出典：法務省資料による。

## 資料2-34-2 薬物依存離脱指導の概要（2）

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 刑事施設における薬物依存離脱指導

### ◎ 対象者の選定

- 面接調査やアセスメントツールを活用し、薬物への依存の程度や再犯リスク等の薬物事犯者の問題性を把握

### ◎ 指導の目標

- 薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解
- 断薬への動機付けを高める
- 再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる
- 社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる

### ◎ 実施方法等

- 1単元60～90分
- 全2～12単元、標準実施期間：1～6か月

受刑者個々の問題性やリスク、刑期の長さ等に応じ、各種プログラムを組み合わせて実施

### 必修プログラム

### DVD教材・ワークブック

### 専門プログラム

### グループワーク（12回）

### 選択プログラム

### グループワーク

### 民間自助団体によるミーティング

### DVD等の補助教材の視聴

### 面接、個別指導等

### ◎ 更生保護官署との連携

- 必修プログラム及び専門プログラムは、保護観察所と同様、認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入
- 刑事施設における指導実施結果とともに、心身の状況や服薬状況等の医療情報を引き継ぎ、一貫性のある指導・支援を実施

### 受講開始人員の推移

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
8,751	7,707	7,493	7,418	6,869	6,826

出典：法務省資料による。

## 資料2-34-3 少年院における特定生活指導

## 少年院における特定生活指導（薬物非行防止指導）

## ★ 指導目標

薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないこと

● 対象者 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者

● 指導内容 ①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせて実施

● 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

## 指導内容の概要

## 中核プログラム

項目	指導内容	指導方法
ブロングラム ①中核	薬物乱用の防止を目的とした、認知行動療法を基礎とするワークブックを用いた指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>「J.MARPP」を用いたグループワーク又は個別指導</li> </ul>
②周辺プログラム	主として背景要因に焦点を当てた指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>対人スキル指導</li> <li>家族問題指導</li> <li>アサーションを中心とした対人トレーニング</li> <li>固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング）</li> <li>個別面接指導</li> </ul>
	主として問題行動（薬物使用）に焦点を当てた指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>自律訓練法、呼吸法</li> <li>アンガーマネジメント</li> <li>マインドフルネス</li> <li>リラクセーション</li> </ul>
	主として生活設計に焦点を当てた指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別面接指導</li> <li>進路に関する集団指導</li> <li>余暇の過ごし方（薬物以外の楽しみ探し）指導</li> <li>固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング）</li> <li>民間自助グループによる講話</li> </ul>
アラップオブオーバー ③	中核プログラムの確認（復習・自己統制計画の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「J.MARPP」を用いた個別指導</li> </ul>

○ 実施形式 集団指導又は個別指導

○ 指導時間数 12単元

単元	指導科目
第1回	これまでの生活とこれから
第2回	自分へのおもいやり
第3回	まわりにある引き金
第4回	なかにある引き金
第5回	感情のためこみ
第6回	つかうまえの考え方と行動
第7回	スリップするまえにできること
第8回	これから広がる人間関係
第9回	これからの人間関係と相談
第10回	うまくいかないときと相談
第11回	からの生活とスケジュール
第12回	からの自分

出典：法務省資料による。

## イ 社会内における指導等について

法務省は、保護観察所において、犯罪事実に依存性薬物（規制薬物等、指定薬物及び危険ドラッグ）の所持・使用等に当たる事実が含まれる保護観察対象者に対し、薬物再乱用防止プログラム（**資2-34-4** 参照）を実施している。同プログラムは、コアプログラム（依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、薬物再乱用防止のための具体的方法を習得させるもの）及びステップアッププログラム（コアプログラムの内容を定着・応用・実践させるもの）からなる教育課程と簡易薬物検出検査を併せて行うものとなっている。令和6年度は、2,354人（令和5年度：2,661人）が受講した。

また、薬物再乱用防止プログラムを実施する際には、保健医療機関やダルク（【施策番号71】参照）等の民間団体等にも実施補助者として参加を依頼し、保護観察対象者への助言等の協力を得ているほか、保護観察終了後を見据え、保健医療機関や民間団体等が実施するプログラムやグループミーティングに、保護観察対象者をつなげる働き掛けをしている。

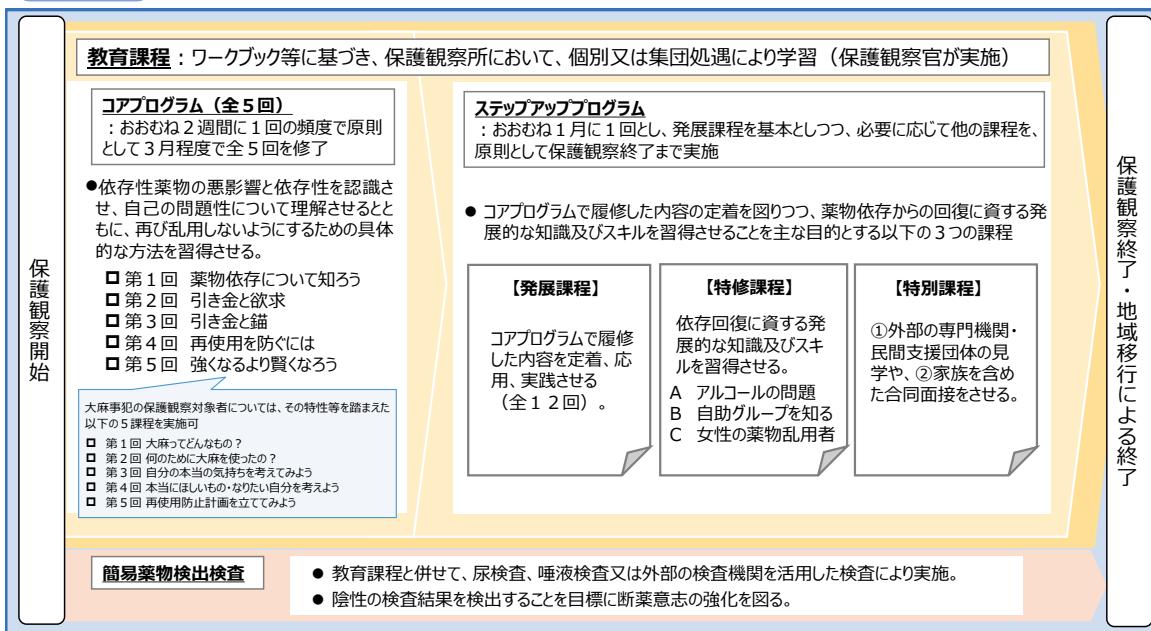
さらに、法務省は、保護観察所において施設内処遇と社会内処遇との連携強化のため、平成29年から、矯正施設職員及び保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施している。同研修においては、SMARPP<sup>※12</sup>の開発者及び実務者のほか、精神保健福祉センター、医療機関及び自助グループにおいて薬物依存症者に対する指導及び支援を行っている実務家を講師として招へいし、薬物処遇の専門性を有する職員の育成を行っている。

### 資2-34-4 保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの概要

#### 薬物再乱用防止プログラム

##### 対象

- 保護観察に付されることになった犯罪事実に、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者（**特別遵守事項で受講を義務付けて実施**）
- ※ 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年については、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- ※ 保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者



出典：法務省資料による。

※ 12 SMARPP

Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program（せりがや覚せい剤依存再発防止プログラム）の略称であり、薬物依存症の治療を目的とした認知行動療法に基づくプログラムである。

## ウ 処遇情報の共有について

法務省は、刑事施設において、施設内処遇と社会内処遇の一貫性を保つため、刑事施設における薬物依存離脱指導の受講の有無のほか、指導結果や理解度、グループ処遇への適応状況、出所後の医療機関や自助グループを含めた民間団体への通所意欲、心身の状況や服薬状況等、多くの情報を保護観察所に引き継いでいる。また、少年院においても、施設内処遇から社会内処遇への継続的な指導の実施に向け、薬物非行防止指導の実施状況を保護観察所に引き継いでいる。さらに、保護観察所においては、保護観察対象者が地域における治療・支援につながるよう働き掛けるとともに、保健医療機関、上記民間団体等に対し、保護観察対象者の同意を得た上で、必要に応じて、保護観察対象者の心身の状況等について情報の共有を図っている。

### (2) 増加する大麻事犯に対応した処遇等の充実【施策番号 35】

令和6年の大麻事犯の検挙人員は6,342人となり、過去最多であった令和5年に比べ減少したものの、依然として、覚醒剤事犯の検挙人員を上回る結果となった。また、大麻事犯の7割以上が30歳未満の若年層であり、若年層における大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況にあることから、引き続き「若年者大麻乱用期」の渦中にあると言える状況にある。また、大麻事犯については「施用罪」がないことが大麻を使用しても良いという誤った認識を助長し、使用のハードルを下げているという調査結果が明らかになったことなどを踏まえ、厚生労働省は、大麻規制の見直しについての検討を進め、令和5年12月に成立した大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）により、大麻の不正な施用についても、麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」としての禁止規定及び罰則を適用するなどの措置を講じ、令和6年12月に第一段階目の改正<sup>\*13</sup>、令和7年3月に第二段階目の改正<sup>\*14</sup>が施行された。

また、インターネット等における「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布が、昨今における大麻事犯増加の要因の一つとなっていると考えられる状況があることも踏まえ、広報・啓発活動においては、若年層のうち、大麻への関心が高い者をターゲットに、インターネット上の行動に応じたバナー広告や動画広告等のデジタル広告を活用している。具体的には、デジタル広告を通じて、大麻についての正確な知識を掲載した特設サイトに誘導し、これを閲覧させることで、大麻乱用に興味がある若年層の行動の変化を促すデジタル広報啓発活動を実施している。

法務省は、令和4年度に大麻に関する基礎的な知識の付与等を目的とした薬物依存離脱指導の補助教材を作成し、全国の刑事施設に配布した。

また、大麻使用経験を有する少年院在院者に対する指導を充実させるため、令和5年度に在院者向けの大麻に関する指導教材を作成し、少年院において同教材を用いた指導を実施している。

加えて、令和4年度に取りまとめられた外部の専門家を構成員とする「薬物処遇の在り方に関する検討会」の報告書<sup>\*15</sup>において、大麻事犯者の特性に応じた薬物再乱用防止プログラム改訂の方向性が示されたことを受け、令和5年度に保護観察所の薬物再乱用防止プログラムを一部改訂し、その教育課程のうち、コアプログラムに大麻事犯の保護観察対象者の特性等に対応した全5課程を設けた。保護観察所においては、大麻事犯者に対して、従来の教育課程に代えてこれらの新課程を必要に応じて実施することで、大麻事犯者の特性に応じた一層の処遇の充実を図っている。

\* 13 第一段階目の改正

大麻等から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備のうち大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者免許に係る事項について改正。

\* 14 第二段階目の改正

大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備のうち、大麻草採取栽培者免許を第一種大麻草採取栽培者免許及び第二種大麻草採取栽培者免許に区分し、第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下の大麻草から採取した種子等を使用して栽培しなければならないこととするなどの事項について改正。

\* 15 薬物処遇の在り方に関する検討会報告書

<https://www.moj.go.jp/content/001388375.pdf>



### (3) 更生保護施設等による薬物依存回復処遇の充実【施策番号 36】

法務省は、一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、精神保健福祉士や公認心理師等の専門的資格を持った専門スタッフを配置して薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施している。薬物処遇重点実施更生保護施設の数は、令和6年度は25施設であり、令和6年度における薬物依存がある保護観察対象者等の受入人員は578人（令和5年度：711人）であった。

また、保護観察所においては、更生保護施設に対し、薬物依存回復プログラムやグループミーティング等を特定補導（【施策番号 19】参照）として委託をしている。

### (4) 麻薬取締部が実施する薬物乱用防止対策事業の拡大【施策番号 37】

厚生労働省は、薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業として、地方厚生（支）局麻薬取締部・支所（以下「麻薬取締部」という。）において、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた薬物事犯者等に対して、1対1の個人面談による直接支援等を行っている。

同事業では、法務省と連携した支援も実施しており、麻薬取締部以外の捜査機関により検挙され、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた薬物事犯者について、地方検察庁から情報提供を受けて麻薬取締部において支援を実施している。

地方検察庁と麻薬取締部の連携については、令和3年から4地区に限定して試行的に行ってきたが、令和5年に、試行対象地区を麻薬取締部の拠点である全ての地区（9地区）に拡大した（【施策番号 42】参照）。

## 3 治療・支援等を提供する保健医療機関等の充実及び円滑な利用の促進

### (1) 薬物依存の問題を抱える者等に対応する専門医療機関等の拡充及びその円滑な利用の促進【施策番号 38】

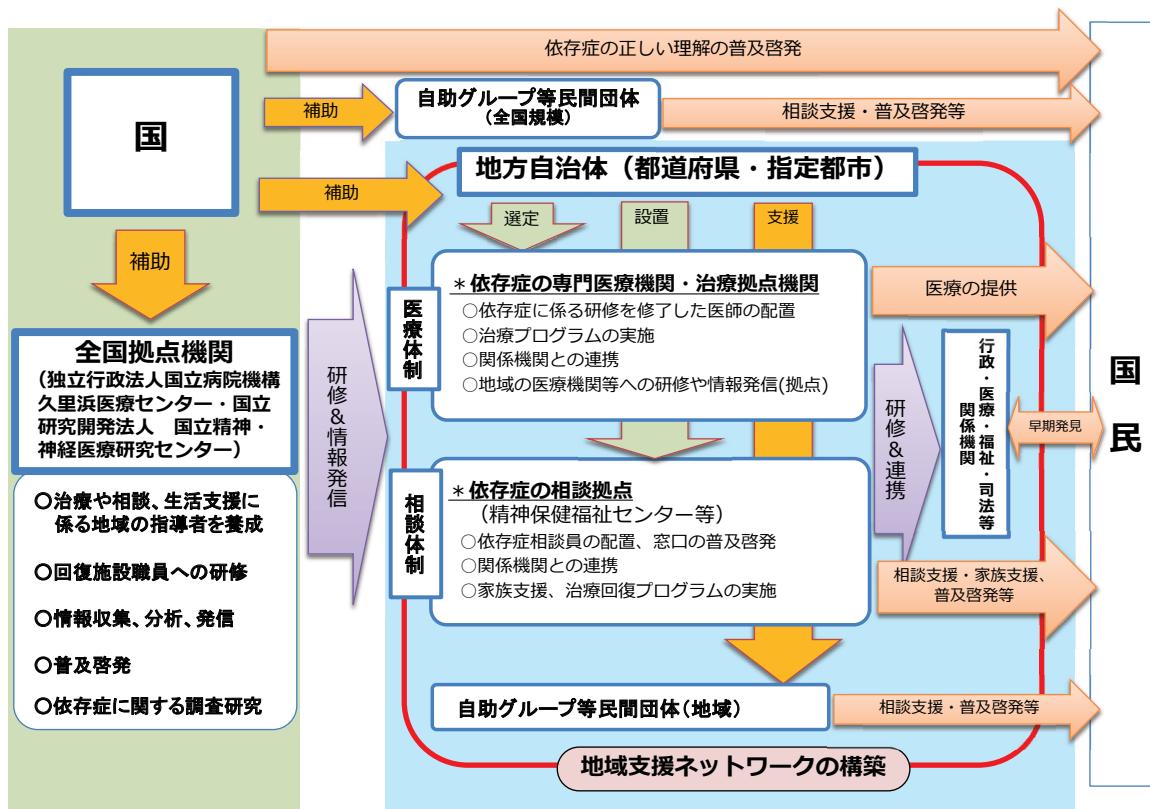
厚生労働省は、薬物依存症を含む依存症対策について、各地域において、医療体制や相談体制の整備を推進するとともに、地域支援ネットワークの構築、依存症全国拠点機関による人材育成・情報発信、依存症の正しい理解の普及啓発等を総合的に推進している（[資 2-38-1](#) 参照）。

また、平成29年度から、依存症対策全国拠点機関として独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを指定している。同センターでは、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して薬物依存症を含む依存症治療の指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の医療従事者を対象とした依存症治療の研修を実施している。このほか、都道府県及び指定都市が薬物依存症の専門医療機関及び治療拠点機関の選定や薬物依存症者への相談・治療等の支援に関わる者（障害福祉サービス事業所や福祉事務所の職員等）を対象とした研修を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。さらに、毎年全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、「再乱用防止対策講習会」（【施策番号 33】参照）と併せて、「薬物中毒対策連絡会議」を主催しており、令和6年度は秋田県、千葉県、静岡県、滋賀県、山口県及び熊本県で開催した。同会議では、薬物依存症治療の専門医のほか、各地方公共団体の薬務担当課・障害福祉担当課・精神保健福祉センター・保健所、保護観察所、矯正施設等の薬物依存症者を支援する地域の関係機関職員が、地域における各機関の薬物依存症対策に関する取組や課題等を共有するとともに、それらの課題に対する方策の検討を行い、関係機関の連携強化を図っている。

加えて、都道府県及び指定都市において、行政や医療、福祉、司法等の関係機関による連携会議を開催するに当たり、財政的、技術的支援を行っている。同会議では、薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援を行うために、地域における薬物依存症に関する情報や課題の共有を行っている。

資料2-38-1 依存症対策の全体像

## 依存症対策の全体像



出典：厚生労働省資料による。

警察は、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（令和5年8月薬物乱用対策推進会議決定。[資料2-38-2](#)参照）※<sup>16</sup>等に基づき、各地域において薬物依存症対策を含めた総合的な薬物乱用対策を目的として開催される「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」等に参加し、地方公共団体や刑事司法関係機関等と情報交換を行っている。また、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者やその家族に向けた再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」※<sup>17</sup>を作成して、全国の薬物依存症相談拠点や家族会等の相談・支援窓口に関する情報提供を行っている。

法務省及び厚生労働省は、平成27年に策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（[資料2-38-3](#)参照）に基づき、保護観察所と地方公共団体、保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他関係機関とが定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を行っている（[資料2-38-4](#)参照）。

法務省は、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方について共通の認識を得ることを目的として、「薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会」を開催し、刑事施設及び保護観察所の指導担当職員等が、双方の処遇プログラムの実施状況等の情報を交換している。同協議会では、依存症の治療を行う医療機関の医師等や自助グループを含む民間団体等のスタッフを外部機関アドバイザーとして招へいするなどしており、今後も、薬物依存症者の支援及び関係機関との連携の在り方を検討していくこととしている。

※ 16 第六次薬物乱用防止五か年戦略

令和5年8月8日、薬物乱用対策推進会議において、令和10年8月までの取組事項等を取りまとめた「第六次薬物乱用防止五か年戦略」が決定された。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iyakuhin/yakubutsuranyou\\_taisaku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/index.html)

※ 17 再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」

<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/R7soudan.pdf>

## 資 2-38-2

## 第六次薬物乱用防止五か年戦略の概要

## 第六次薬物乱用防止五か年戦略（概要）

令和5年薬物乱用対策推進会議決定

## 戦略策定に向けた5つの視点

- ・大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“意の長い支援”強化
- ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化
- ・国際的な人の往来増加への対応強化
- ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

## 5つの目標

## 目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- |                             |                             |                                  |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| ＜大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知＞ | ＜国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化＞    | ＜デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化＞    |
| ○薬物乱用防止教室の充実強化              | ○海外渡航者に向け、ウェブサイトを利用した周知の実施  | ○青少年の目に触れやすい広報媒体の活用              |
| ○研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上       | ○諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資材への反映 | ○科学的知見に基づく情報の広報・啓発資料への反映による内容の充実 |

## 目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- |                            |                           |                           |
|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| ＜関係機関がより一層連携した“意の長い支援”的実施＞ | ＜治療等を提供する医療機関等の充実・強化＞     | ＜大麻事犯の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討＞ |
| ○刑事司法機関等による社会復帰支援の推進       | ○認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実 | ○薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進 |
| ○大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進      | ○治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実   | ○支援方針の研究及び支援による効果検証の推進    |

## 目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- |                       |                           |                           |
|-----------------------|---------------------------|---------------------------|
| ＜薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進＞    | ＜巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り＞ | ＜新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制＞  |
| ○薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化 | ○サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化  | ○未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応 |
| ○合同捜査・共同摘発の推進         | ○大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り   | ○未規制物質等の迅速な指定の推進          |

## 目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- |                               |                        |                             |
|-------------------------------|------------------------|-----------------------------|
| ＜密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化＞ | ＜大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化＞   | ＜国際的な人の往来増加への対応としての水際対策＞    |
| ○関係機関や事件等を通じた情報収集の推進          | ○コントロール・デリバリー検査の積極的な活用 | ○ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化 |
| ○合同取締訓練実施による取締体制の連携・能力向上      | ○関係機関による検査手法の共有及び連携強化  | ○国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施     |

## 目標5 國際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- |                                 |                          |                           |
|---------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| ＜各國・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化＞ | ＜我が国の薬物乱用政策の積極的発信＞       | ＜海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化＞   |
| ○薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化             | ○国際的な理解獲得のための積極的な発信      | ○薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化  |
| ○国際機関等との情報共有体制の強化               | ○国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携 | ○薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化 |

※項目は主なもの記載

出典：厚生労働省資料による。

## 資 2-38-3 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの概要

## 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要

## 策定の背景

- ・薬物依存対策は政府の重要な政策課題の一つであり、薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月から施行。
- ・薬物依存者の再犯（再使用）の防止は、刑事司法機関と、地域の医療・保健・福祉機関等との連携体制の構築が不可欠。
- ・そのため、法務省と厚生労働省が共同で平成27年11月に本ガイドラインを策定し、保護観察所や自治体等に周知の上、平成28年4月から実施。

## ガイドラインの概要

## 総論

## 基本方針

- ・精神疾患としての認識共有
- ・シームレスな支援
- ・民間支援団体との連携

## 関係機関

保護観察所、都道府県等、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、市町村（特別区を含む）障害保健福祉主管課、刑事施設、地方更生保護委員会、依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関

## 地域支援体制の構築

- ・定期的に連絡会議を開催する。
- ・薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。
- ・知見の共有等により、地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。
- ・相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。

## 情報の取扱い

- ・必要な情報は、他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ、共有する。
- ・支援対象者に関する情報共有は、原則として本人の同意を得る。

## 各論

## 薬物依存者本人に対する支援

## (刑事施設入所中の支援)

- ・刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。
- ・保護観察所は、アセスメントの結果を踏まえ、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。

## (保護観察中の支援)

- ・保護観察所は、支援対象者に対する指導監督を行うとともに、必要な支援を受けることができるよう調整する。
- ・医療機関は、支援対象者の治療や、必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。

- ・都道府県、精神保健福祉センター又は保健所は、支援対象者の希望に応じ、回復プログラム等を実施する。

- ・福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は、支援対象者の希望に応じ、必要な福祉的支援を実施する。

- ・関係機関は、保護観察所等の求めに応じ、支援対象者に対する支援に関するケア会議等に出席する。

## (保護観察終了後の支援)

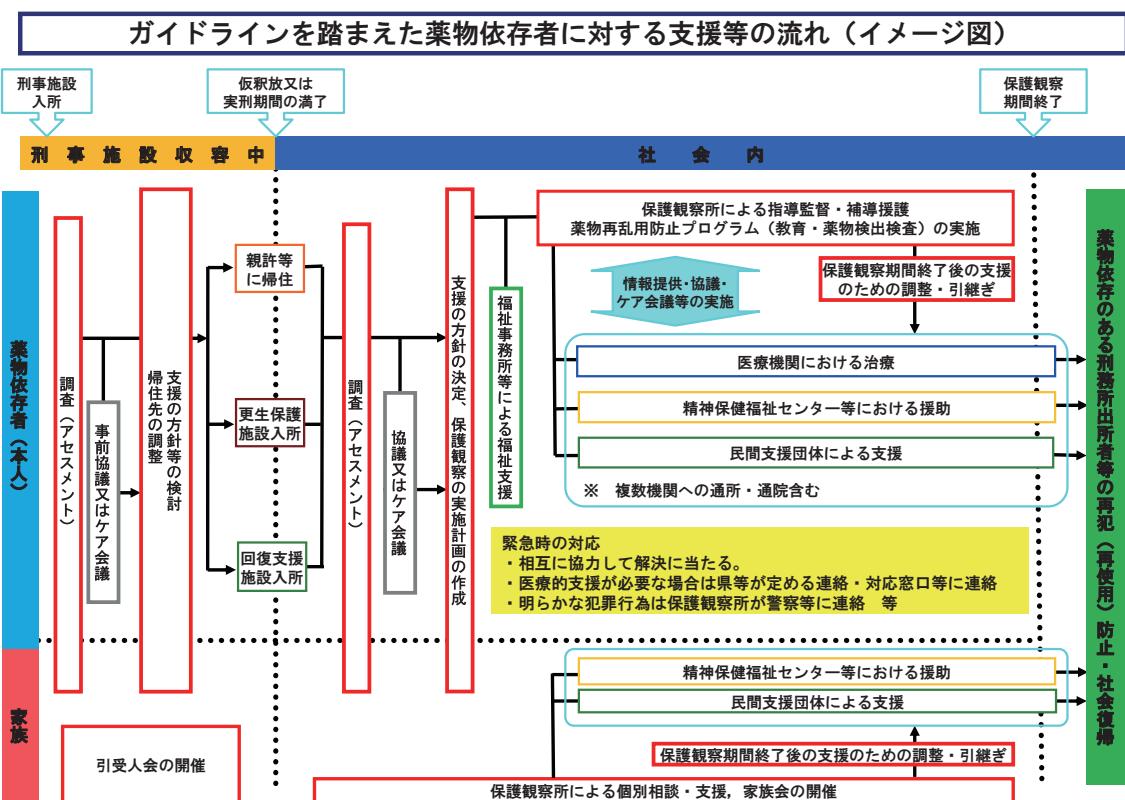
- ・保護観察所は、支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。

## 家族に対する支援

- ・関係機関は、支援対象者に対する支援に当たっては、本人の意向とともに家族の意向を汲む。
- ・関係機関は、相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに、希望に応じ、保護観察終了後も支援を行う。

出典：法務省・厚生労働省資料による。

## 資料2-38-4 ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ



出典：法務省・厚生労働省資料による。

### (2) 自助グループ等の民間団体と共同した支援の強化【施策番号 39】

法務省は、刑事施設において、受刑者に対する薬物依存離脱指導の実施に当たり、自助グループや専門機関関係者等との連携を図ることとしている。少年院においては、在院者に対する薬物非行防止指導の実施に当たり、自助グループや医療関係者等の協力を受けることとしている。

また、保護観察所においては、依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者等について、自助グループ等の民間団体等に薬物依存回復訓練を委託して実施している。薬物依存回復訓練では、民間団体等が行う依存性薬物の使用経験のある者のグループミーティングにおいて、依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを内容としている。

さらに、民間団体等が行う専門的な援助であって、法務大臣が定める基準に適合するものを受けることを特別遵守事項として保護観察対象者に義務付ける制度を令和5年度から導入した。これは、保護観察対象者が地域での援助や支援を受けるきっかけを作り、それによって保護観察終了後も継続して民間団体等とつながり、援助や支援を受け続けることができるようすることを目的としたものである。

厚生労働省は、平成29年度から、地域で薬物依存症に関する問題に取り組む自助グループ等民間団体の活動を地方公共団体が支援する「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（地域生活支援促進事業）」を実施しており、平成30年度からは、全国規模で活動する民間団体の活動を支援する「依存症民間団体支援事業」を実施している。

### (3) 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号 40】

厚生労働省は、令和2年度からの医師臨床研修制度において、精神科研修を必修化するとともに、経験すべき疾病・病態の一つとして「依存症（ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博）」を位置付けたところであり、引き続き臨床研修を推進する。

#### (4) 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職や心理専門職等の育成【施策番号 41】

厚生労働省は、薬物依存を始めとする各依存症について教育内容を充実させるため、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを行い、令和3年度から、複数の科目において、心理面や社会問題、地域生活課題といった視点で依存症を学ぶこととしている。

また、公認心理師<sup>\*18</sup>の養成カリキュラムにおいて、公認心理師となるために必要な科目として、「健康・医療心理学」、「精神疾患とその治療」、「保健医療分野に関する理論と支援の展開」等の科目を規定しており、大学等によっては、それらの科目の中で薬物依存症を取り上げている。

### 4 薬物事犯者の再犯防止施策の効果検証及び効果的な方策の検討【施策番号 42】

法務省及び検察庁は、薬物事犯者の再犯を防止するため、刑事施設内における処遇に引き続き、社会内における処遇を実施する刑の一部の執行猶予制度（[資 2-42-1 参照](#)）の適切な運用を図っている。

法務省は、同制度の施行を契機として、刑事施設及び保護観察所における薬物事犯者に対するプログラムについて効果検証<sup>\*19</sup>を実施した。その結果、同プログラムには、再犯防止に一定の効果が認められた。この結果を踏まえ、より効果的かつ一貫性のある指導を実施するため、プログラムの一層の充実に向けた検討を行っている。

刑事施設では、薬物事犯者の再犯防止のための取組として、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能となるプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行う女子依存症回復支援事業を、令和元年度から5年間のモデル事業を経て、継続実施している（[資 2-42-2 参照](#)）。

更生保護官署では、官民一体となった“息の長い”支援を実現するため、薬物依存のある受刑者について、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、薬物依存症者が地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を実施する取組を行っており、令和7年度は、9施設において実施することとしている。

\* 18 公認心理師

心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する相談、援助等の業務に従事する者。平成27年に成立した公認心理師法（平成27年法律第68号）に基づく国家資格であり、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の様々な分野で活躍している。

\* 19 刑事施設及び保護観察所における薬物事犯者に対するプログラムの効果検証結果について

[https://www.moj.go.jp/hogoi/soumu/hogoi10\\_00030.html](https://www.moj.go.jp/hogoi/soumu/hogoi10_00030.html)



厚生労働省は、令和元年度から、麻薬取締部に公認心理師等の専門支援員を配置し、麻薬取締部において薬物事犯により検挙された者のうち、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた薬物初犯者を主な対象として、希望者に対し、「直接的支援（断薬プログラムの提供）」、「間接的支援（地域資源へのパイプ役）」、「家族支援（家族等へのアドバイス）」の三つの支援を柱とする再乱用防止対策事業を実施している。令和3年度からは、法務省と連携し、本事業の対象者を麻薬取締部以外の捜査機関において薬物事犯により検挙され同様の判決を受けた者等にも拡大している。さらに、同連携については、令和3年から4地区に限定した上で試行的に行ってきましたが、令和5年に、試行対象地区を麻薬取締部の拠点である全ての地区（9地区）に拡大した。

また、医薬品医療機器制度部会の下に医学・薬学・法学等の専門家、医療関係団体、地方公共団体関係者を構成員とする「大麻規制検討小委員会」を設置し、令和4年5月から計4回開催した。同年10月に公表したとりまとめ<sup>\*20</sup>において、大麻規制等に関する法改正の方向性と合わせ、薬物乱用者に対する回復支援の対応を推進し、薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策も充実させるべきとの基本的な方向性も示された。その後、令和5年の法改正により大麻施用罪が設けられたことを踏まえ、麻薬取締部が実施する再乱用防止対策事業の対象者に大麻不正施用者も含めた上で支援を実施している。

法務省及び厚生労働省は、平成30年度から「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会」を開催しており、令和6年度は同検討会実務担当者会議において、薬物事犯者の再乱用防止に向けた効果的な方策の具体化に向けた検討を進めた。

## 資料 2-42-1 刑の一部の執行猶予制度の概要

### 刑の一部の執行猶予制度

#### ○ 刑の一部執行猶予制度とは

裁判所が、3年以下の刑期の拘禁刑を言い渡す場合に、その刑の一部について、1~5年間、執行を猶予することができる制度

（例）拘禁刑2年、うち6月につき2年間執行猶予



対象

#### ○ 初入者等

- ・ 実刑前科のない者、執行猶予中の者など（対象犯罪による限定なし）
- ・ 裁判所の裁量により、執行猶予の期間中、保護観察に付することができる。

#### ○ 薬物使用者（初入者等を除く。）

- ・ 薬物自己使用等事犯（※）を犯した累犯者  
〔※規制薬物（覚醒剤、麻薬（大麻を含む。）等）・毒劇物（トルエン等）の自己使用・単純所持の罪〕
- ・ 執行猶予の期間中、必ず保護観察に付される。

出典：法務省資料による。

\*20 大麻規制検討小委員会 とりまとめ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25666.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25666.html)



## 資料 2-42-2 札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」

## 札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」

～受刑段階から出所後の支援と直結した指導を実施～

### ○ 女性特有の問題に着目した多様なプログラムの実施

#### 週間プログラム（例）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	生活術	コアプログラム	刑務作業	コアプログラム	個別指導／刑務作業
午後	NA／AA メッセージミーティング	プリズン・ブック・クラブ／センターミーティング	ヨガ／手仕事＆アート	刑務作業	個別指導／刑務作業

※プログラムがない時間帯は作業を実施

※ 週1回、プログラムと並行してカンファレンスを実施する。

#### コアプログラムの概要

##### <特徴>

- ・女性特有の事情を反映し、出所後も継続使用できるプログラム構成
- ・オープンエンド方式による編入

##### <内容（主なセッション）>

- ・あなたがここにいる理由
- ・依存症（デイクション）ってなんですか？
- ・止めなければいけない？
- ・わたしの応援団
- ・変化していく女性のからだ
- ・グチと相談
- ・依存先を増やす

など

### ○ プログラムとの相乗効果を期待した特徴的な処遇の実施

#### 刑務作業

農作業を通じて、心身の安定を図る



#### その他

##### <所内での生活>

- ・薬物の自己使用からの回復という同じ目的を持った者による自主性を重んじた共同生活
- ・出所後の生活環境に近い処遇環境

##### <出所にあたって>

- ・施設内で使用したテキストを持ち帰り、出所後の更生意欲を喚起

### ○ 処遇環境の整備

コンセプト：出所後の生活（回復支援施設）に近い環境

#### 居室棟（みのり寮）

～夜間・休日の生活エリア～



#### 女子依存症回復支援センター

～日中活動のエリア～



出典：法務省資料による。



# 第3章



心の中の入れ物

## 学校等と連携した修学支援の 実施等のための取組

## 第1節 学校等と連携した修学支援の実施等

### 1 児童生徒の非行の未然防止等

#### (1) 学校における適切な指導等の実施【施策番号 43】

##### ア いじめの防止

文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）等の趣旨を踏まえ、道徳教育等を通じたいじめ防止のための取組を推進している。また、各都道府県教育委員会等の生徒指導担当者向けの行政説明において、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等の外部専門家の協力を得ながら、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるよう、周知徹底に努めている。あわせて、令和 5 年 2 月に文部科学省から発出した「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」では、犯罪に相当するいじめ事案については直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことや児童生徒への指導支援の充実等、いじめ対応において改めて留意すべき事項についても周知した。また、いじめ等の諸課題への適切な対応について、教育委員会が専ら教育行政に関与する弁護士（いわゆるスクールロイヤー）への法務相談を行える体制の構築が重要であることから、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」（令和 4 年 3 月改訂）<sup>\*1</sup>を作成している。なお、都道府県・指定都市教育委員会が弁護士等への法務相談を行う経費については普通交付税措置されている。

##### イ 人権教育

文部科学省は、日本国憲法及び教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定、平成 23 年 4 月 1 日一部変更）に基づき、人権尊重の意識を高める教育を推進している。

##### ウ 非行の防止

文部科学省は、再非行の防止の観点も含めた学校における非行防止のための取組を推進しており、令和 6 年度は、全国の生徒指導担当者等が出席する会議において、いわゆる「闇バイト」を含め、非行防止に関する具体的な取組について周知した。

また、各学校に対して、警察官等を外部講師として招へいし、非行事例等について児童生徒に直接語ることにより、犯罪についての正しい理解を図る「非行防止教室」や、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養を図る犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の実施を促している。

さらに、警察庁との共催で、教育委員会、警察、保護観察所等の関係機関が参加する「問題行動に関する連携ブロック協議会」を開催しており、令和 6 年度には東北地方と近畿地方で実施した。

##### エ 薬物乱用の防止

文部科学省は、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（【施策番号 38】参照）を踏まえ、薬物乱用防止教育の充実に努めている。

\*1 「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/houmusoudan/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/houmusoudan/index.htm)



学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう周知を図るとともに、全ての中学校及び高等学校において年1回は薬物乱用防止教室を開催し、地域の実情に応じて小学校においても同教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等に対して指導している（**資3-43-1** 参照）。

また、指導者の資質向上を図るため、令和5年度版に改訂された「薬物乱用防止教室マニュアル」<sup>\*2</sup>（公財）日本学校保健会作成）を参考にしつつ、関係機関との連携を図りながら薬物乱用防止教室指導者研修会等の内容の充実を図るよう学校の設置者等と連絡協議を行っている。さらに、令和6年度には各学校における指導の充実に資するよう、日本学校保健会と協力し、「薬物乱用防止教育のスライド資料集」<sup>\*3</sup>及びスライド活用例等を掲載した手引きを作成した。

加えて、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレット<sup>\*4</sup>の作成・周知等を通して、薬物乱用防止に関する啓発の強化を図っている。

厚生労働省では、青少年の発達段階に応じた薬物乱用防止啓発読本を作成しており、具体的には小学6年生保護者向け、高校卒業予定者向け、有職・無職の未成年者向けの読本を作成し配布を行っている。また、小・中学校を始めとした教育機関等からの要請に応じ、薬物乱用防止教室等へ講師を派遣し、薬物乱用の危険性や有害性、薬物乱用への勧誘等に対する対応方法等について講義を行うなど、薬物乱用防止に関する啓発を行っている。

### 資3-43-1 薬物乱用防止教室の開催状況

【令和2年度～5年度】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校段階 (義務教育学校前期課程を含む)	開催校数	13,476	14,353	14,950	
	開催率 (%)	70.7	75.5	79.4	
中学校段階 (義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む)	開催校数	8,210	8,607	8,962	
	開催率 (%)	81.9	86.0	90.0	
高等学校段階 (中等教育学校後期課程を含む)	開催校数	3,605	3,829	4,055	
	開催率 (%)	77.9	82.5	87.0	
全学校種	開催校数	25,291	26,789	27,967	
	開催率 (%)	75.0	79.6	83.6	

出典：文部科学省資料による。

注 令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開催状況調査は未実施。

なお、薬物乱用防止教室の開催状況調査について、令和5年度以降は隔年で実施することになったことから、令和6年度は実施していない。

### オ 中途退学者等への就労支援

文部科学省及び厚生労働省は、高等学校等と地域若者サポートステーション<sup>\*5</sup>（以下「サポステ」という。）との連携強化を図ることで、中途退学者等への切れ目のない支援を実施している。具体的には、全国に179か所設置されているサポステにおいて、中途退学者等の希望に応じて学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の相談支援を実施している。

\*2 「薬物乱用防止教室マニュアル - 令和5年度改訂 -」  
[https://www.mext.go.jp/content/20240403-mxt\\_kenshoku-000031518\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240403-mxt_kenshoku-000031518_1.pdf)



\*3 薬物乱用防止教育のスライド資料集・「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の使用に関する手引き  
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/277>



\*4 薬物乱用防止のためのパンフレット  
[https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt\\_kenshoku-000033160\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt_kenshoku-000033160_1.pdf)

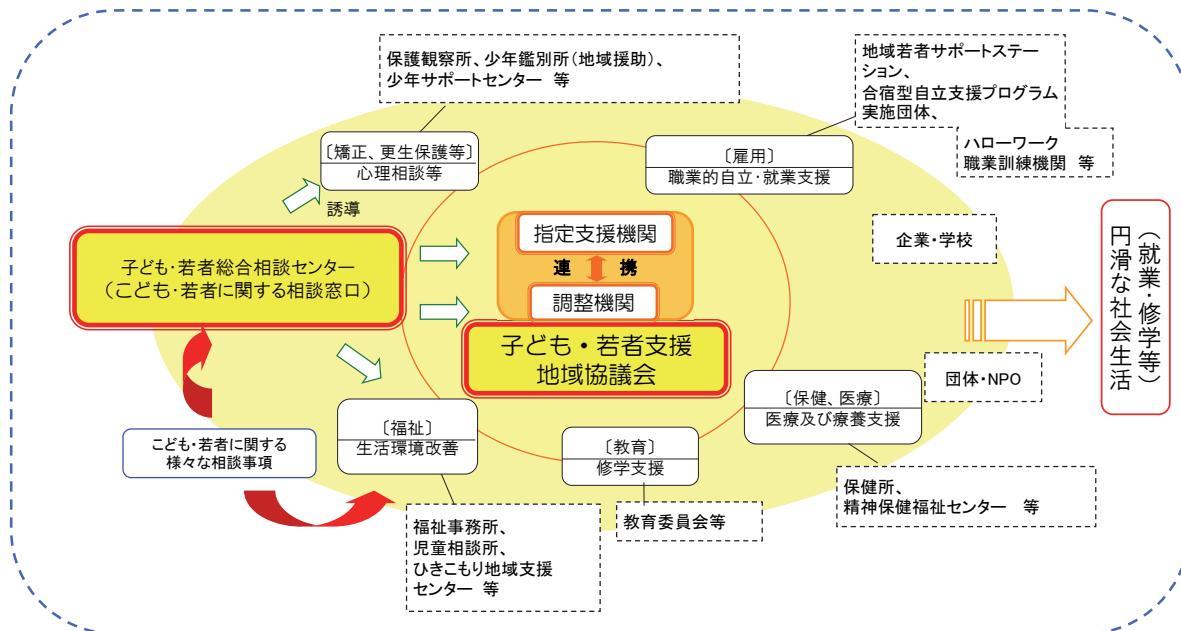


\*5 地域若者サポートステーション  
働くことに悩み・課題を抱えている15歳から49歳までの方に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談や各種プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを提供している。

## (2) 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号 44】

子ども家庭庁では、社会生活を円滑に営む上で困難を有することも・若者への支援を効果的に行うためのネットワーク（子ども・若者支援地域協議会<sup>※6</sup>）及び子ども・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター<sup>※7</sup>）（[資 3-44-1 参照](#)）の地方公共団体における整備を促進するとともに、更なる機能向上等を推進している。令和6年4月現在、子ども・若者支援地域協議会が142の地方公共団体に、子ども・若者総合相談センターが122の地方公共団体に、それぞれ設置されている。

資料3-44-1 「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要



出典：こども家庭庁資料による。

また、地域におけるこども・若者の相談・育成に関わる取組や活動等に従事している職員を対象に、アウトリーチ（訪問支援）や相談業務に関する知識・技法の向上等に資する研修を実施している。

警察は、少年警察ボランティア（少年補導員<sup>\*8</sup>、少年警察協助員<sup>\*9</sup>及び少年指導委員<sup>\*10</sup>）等と連携して、社会奉仕体験活動等を通じた問題を抱えた少年の居場所づくりや、非行の未然防止等を図るための街頭補導活動を行ったり、学校における非行防止教室を開催したりしている。また、少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的知識を有する警察職員が面接や電話等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

法務省は、地域援助として、少年鑑別所（法務少年支援センター）が地域の小学校、中学校、高等学校、

## ※ 6 子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 19 条で、地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとなっている。

## ※ 7 子ども・若者総合相談センター

子ども・若者育成支援推進法第13条で、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制を、単独又は共同して確保するよう努めるものとなっている。

※ 8 少年補導員

街頭補導活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

※ 9 少年警察協助員

非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

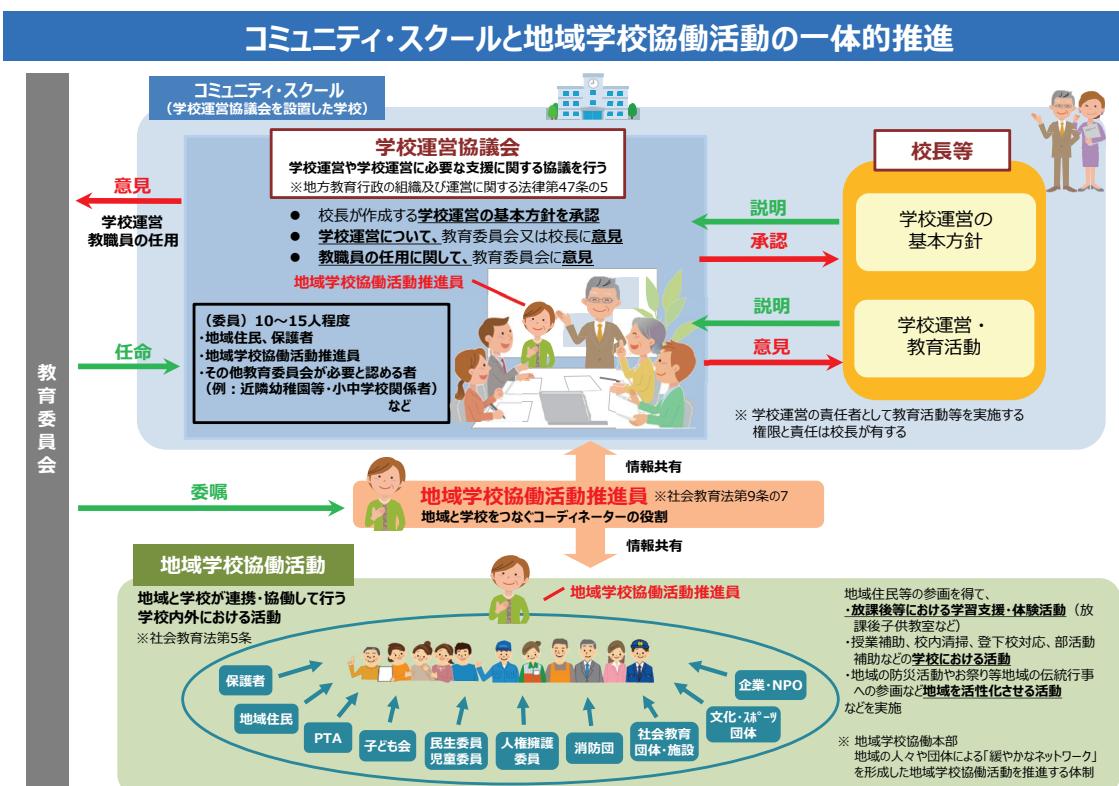
※ 10 少年指導委員

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るために少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

特別支援学校等からの心理相談等を受け付けている。令和6年の小学校、中学校、高等学校、教育委員会等を含む教育関係機関からの相談件数は、4,358件（令和5年：3,935件）であった。支援の内容は、問題行動への対応から発達上の課題を有する児童生徒本人の学校適応に関する相談、進路相談等に至るまで幅広く、知能検査や性格検査、職業適性検査のほか、暴力や性的な問題行動に係るワークブック等を用いた心理的支援等も行っている。特に、令和5年2月に文部科学省から発出された「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（【施策番号43ア】参照）を踏まえ、令和5年度から東京、大阪、令和7年度から名古屋の少年鑑別所（法務少年支援センター）に、「地域教育支援調整官」として専門職を配置することとし、いじめ問題への的確な対応に向けた学校との連携強化に努めている。令和元年度からは、各地の少年鑑別所（法務少年支援センター）を主催者とした「地域援助推進協議会」を開催しており、学校や自治体等の関係機関との一層の連携強化を図り、地域における非行の未然防止等を推進している。また、保護司、更生保護女性会<sup>\*11</sup>、BBS会<sup>\*12</sup>がそれぞれの特性を生かして行う犯罪予防活動、「こども食堂」等の地域社会におけるこども等の居場所づくり、非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよう、必要な支援を行っている。

文部科学省は、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画する「コミュニティ・スクール」と、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て行う「地域学校協働活動」を一体的に推進し（[資3-44-2 参照](#)）、放課後等における学習支援、体験・交流活動、見守り活動等のこどもたちの学びや成長を支える地方公共団体の取組を支援する事業を実施している。

### 資3-44-2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



出典：文部科学省資料による。

\*11 更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、令和6年4月現在の会員数は12万742人である。

\*12 BBS会

BBSとは、Big Brothers and Sistersの略称で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、令和7年1月現在の会員数は4,631人である。

また、中途退学者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体の取組を支援する事業を実施している（【施策番号48】参照）。

さらに、薬物、飲酒、ギャンブル等に関する依存症等が社会的な問題となっていることを踏まえ、将来的な依存症患者数の遞減や青少年の健全育成を図る観点から、依存症予防教育の推進のため、依存症予防教育推進事業を実施している。令和6年度においては、厚生労働省との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、各地域において社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの依存症予防に関する啓発を行う「依存症予防教室」等の取組を支援した。

厚生労働省は、貧困によって子どもの将来が閉ざされることがないよう、子どもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者を対象に、「子どもの学習・生活支援事業」（[資3-44-3 参照](#)）により、学習支援や、生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整等、子どもの将来の自立に向けたきめ細かい支援を行っており、令和6年度は、602（令和6年6月時点。実施予定も含む。）（令和5年度：597）の地方公共団体において同事業を実施した。

### 資3-44-3 子どもの学習・生活支援事業の概要

## 子どもの学習・生活支援事業について

### 事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供・助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

### 支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

### ＜子どもの課題とその対応＞

#### 生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

##### 学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

##### 生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

##### 親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

### 子どもの学習・生活支援事業

#### 学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



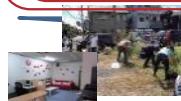
#### 生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



#### 教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



出典：厚生労働省資料による。

## 2 非行等による学校教育の中止の防止等

### (1) 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号45】

法務省は、保護観察所において、学校に在籍している保護観察対象者等について、類型別処遇（【施策番号62】参照）における「就学」類型として把握した上で、必要に応じて、学校と連携の上、修学に関する助言等を行っている。

文部科学省は、児童生徒が非行問題を身近に考えることができるよう、外部講師として保護観察官

や保護司、BBS会員を招へいして講話を実施するなど、非行防止教室を積極的に実施するよう学校関係者に依頼している。

また、保護司会においては、犯罪予防活動の一環として行っている非行防止教室や薬物乱用防止教室、生徒指導担当教員との座談会等の開催を促進するなどして、保護司と学校との連携強化に努めている。

法務省及び文部科学省は、令和元年6月に、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等の入学者選抜及び編入学における配慮を促進するため、相互の連携事例を取りまとめ、矯正施設、保護観察所及び学校関係者に対して周知し（**資料3-45-1** 参照）、さらに令和5年12月には、改訂版<sup>※13</sup>の周知を行った。

### 資料3-45-1 修学支援の充実に向けた文部科学省との連携状況について

#### 修学支援の充実に向けた文部科学省との連携状況について (通知の説明)

令和元年9月に「修学支援に向けた学校等との連携強化について」が発出され、再犯防止推進計画で重点課題となっている「学校等と連携した修学支援」の推進に向けて、文部科学省と連携し、非行少年の円滑な社会復帰を充実・強化するものになっている。

**再犯防止推進計画【抜粋】**  
イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実  
法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知する。

#### 法務省

- ①「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」の作成
- ②上記資料を活用して関係強化に努めること
- ③少年院等の学習の状況等を適切に学校に連絡すること
- ④少年院の評価を適切に行い、学校等に連絡すること
- ⑤少年院で行われる健康診断及び各検査について結果を学校に連絡すること

#### 文部科学省

- ①各都道府県教育委員会等に資料の周知を行う
- ②学校は、対象少年に関して矯正施設等と連絡体制を整えておくこと
- ③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等と連携すること
- ④少年院の矯正教育の日数を指導要録上出席扱いとすること
- ⑤就学義務の猶予・猶予を適切に運用すること
- ⑥中学校等の卒業等についても認めること

#### 社会復帰後の居場所の確保＋進路の選択肢の増加

##### 「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」

###### 連携事例

- 在院中に卒業式を迎える、中学校から卒業証書を授与
- 中学校及び高等学校の協力を得て少年院在院中に高校を受験
- 学校と少年院が課題を共有して指導に当たり円滑に復学

少年院と学校が連携することで、従来よりも選択肢の多い社会復帰支援が行える。

出典：法務省資料による。

※ 13 「保護観察・少年院送致となった生徒の復学・進学等に向けた支援について」（令和5年12月改訂版）  
([http://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt\\_syokyo02-100002865-5.pdf](http://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_syokyo02-100002865-5.pdf))



## (2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号 46】

法務省は、刑事施設において、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導を実施しており、令和6年度の受講開始人員は補習教科指導<sup>※14</sup>が768人（令和5年度：666人）、特別教科指導<sup>※15</sup>が291人（令和5年度：362人）であった。松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入させ、地元中学校教諭、職員等が、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。また、松本少年刑務所及び盛岡少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で受刑者に指導を行う取組を実施しており、そのうち松本少年刑務所では全国の刑事施設から希望者を募集して、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与されている。

少年院では、義務教育未修了者に対する学校教育の内容に準ずる内容の指導のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる在院者に対して教科指導を実施しており、喜連川少年院では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で在院者に指導を行う取組を実施している。また、在院者が出院後に円滑に復学・進学等ができるよう、矯正施設や学校関係者の研修等の際に講師を相互に派遣するなどして、相互理解に努め、通学していた学校との連携や、進学予定である学校の受験機会の付与等を行っている。さらに、在院者の高等学校教育における学びの継続に向けた方策として、令和3年度から、一部の少年院において、少年院在院中から通信制課程を設置する高等学校に入学し、インターネット等を活用して学習することを可能とする取組を試行していたところ、令和6年度からは、全ての少年院において、希望する在院者に対して高等学校教育の機会の提供を開始した。その他、少年院において高等学校学習指導要領に準じて行った矯正教育について、高等学校が単位として認定する際の情報提供等に係る便宜供与を行っている。令和6年には、123人（令和5年：85人）が復学又は進学が決定した上で出院した。

少年鑑別所では、在所者に対する健全な育成のための支援として、学習用教材を整備しており、在所者への貸与を積極的に行うとともに、学習図書の差入れ等についても配慮している。また、小・中学校等に在学中の在所者が、在籍校の教員等と面会する際には、希望に応じて、教員等による在所者の学習進度の確認、学習上の個別指導の実施が可能となるよう、面会の時間等に配慮している。

平成30年度から、少年鑑別所在所者が希望した場合には「修学情報ハンドブック」を配付し、自分の将来について考え、学ぶ意欲を持つことができるよう配意している。また、少年院では、出院後に中学校等への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っている。特に、修学支援対象者等については、修学情報ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、少年院内で実施した修学に向けた支援に関する情報を保護観察所等と共有することで、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう配意している。さらに、民間の事業者に委託して、修学支援対象者が希望する修学に関する情報の収集と提供を行っており（修学支援デスク）、令和6年度には、延べ317人（令和5年度：286人）が利用した。

法務省及び文部科学省は、令和5年12月に、矯正施設における復学手続等の円滑化を図るため相互の連携事例を取りまとめた資料を改訂し、矯正施設、保護観察所及び学校関係者に対して周知している（【施策番号45】参照）。あわせて、文部科学省は、出院後の復学を円滑に行う観点から、学齢児童生徒が少年院及び少年鑑別所に入・出院（所）した際の保護者の就学義務や当該児童生徒の学籍、指導要録の取扱い等に関し、少年院における矯正教育や少年鑑別所における学習等の支援に係る日数について、学校は一定の要件下で指導要録上出席扱いにできることとするなど、適切な対応を行うよ

※14 補習教科指導  
学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校又は中学校の教科の内容に準ずる内容の指導

※15 特別教科指導  
学校教育法による高等学校又は大学の教科の内容に準ずる内容の指導

う各都道府県教育委員会等に周知している。

### (3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号 47】

法務省及び文部科学省は、受刑者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院内で高等学校卒業程度認定試験を実施している。

法務省は、4 庁（川越少年刑務所、笠松刑務所、加古川刑務所及び姫路少年刑務所）の刑事施設を特別指導施設に指定し、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。全国の刑事施設における令和6年度の同試験受験者数は276人（令和5年度：303人）であり、同試験合格者（同試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。以下同じ。）が122人（令和5年度：129人）、一部科目合格者（同試験の合格に必要な科目のうち一部の科目に合格した者をいう。以下同じ。）が151人（令和5年度：151人）であった。

少年院では、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、同試験の重点的な受験指導を行うコースを13 庁に設置し、外部講師を招へいするなどの体制を整備している。全国の少年院における令和6年度の同試験受験者数は523人（令和5年度：424人）であり、同試験合格者が220人（令和5年度：162人）、一部科目合格者が288人（令和5年度：239人）であった。

## 3 学校や地域社会において再び学ぶための支援

### (1) 学校や地域社会における修学支援【施策番号 48】

法務省は、保護観察所において、保護司やBBS会員による「ともだち活動」<sup>\*16</sup>としての学習支援、保護司による学習相談や進路に関する助言等を実施している。また、類型別処遇（【施策番号 62】参照）における「就学」類型に該当する中途退学者等の保護観察対象者に対しては、処遇指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえ、就学意欲の喚起や就学に向けた学校等の関係機関との連携、学習支援等の処遇を実施している。さらに、令和5年度から、修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施する「修学支援パッケージ」を実施している（[資 3-48-1 参照](#)）。修学支援パッケージでは、保護観察対象者の希望する修学・就労イメージの明確化やその実現に向けた動機付けを高めることを目的としたキャリア教育も積極的に実施することとしており、保護観察対象者向けのキャリア教育ツールである「CANVAS」（Career education for Appreciating New Values and Adventurously Sailing against the wind）を株式会社リクルートと共同で開発し、令和5年から試行している。

文部科学省は、平成29年度から、学力格差の解消及び中途退学者等の進学・就労に資するよう、中途退学者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について実践研究を行うとともに、令和2年度からその研究成果の全国展開を図るための事業（地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業）を実施しており、令和6年度においては、7つの地方公共団体（北海道、群馬県、愛知県、京都府、高知県、大分県及び札幌市）が同事業を実施した（[資 3-48-2 参照](#)）。

### (2) 矯正施設・保護観察所職員と学校関係者の相互理解の促進等【施策番号 49】

法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、学校関係者に対し、矯正施設・保護観察所の職員を講師とした研修を積極的に実施するよう周知している。

\* 16 ともだち活動

BBS会員が、非行のある少年等生きづらさを抱えるこども・若者と「ともだち」になることを通して、それぞれの立ち直りや再チャレンジを支え、自分らしく前向きに生きていくことを促す活動。

## 資3-48-1

## 保護観察所における修学支援パッケージ

## 保護観察所における修学支援パッケージ



## 目的

修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察対象者に対し、個々の対象者の抱える課題や実情等に応じた様々な修学支援を複合的に実施することにより、その再犯・再非行を防止し、修学を通じた円滑な社会復帰を図る。

## 対象

- 「就学」類型に認定された保護観察処分少年又は少年院仮退院者
  - 上記以外の者で、保護観察所の長が、修学の継続のために支援が必要と認める保護観察対象者
- ※「就学」類型
- ・現に学校に在籍しており、その継続が改善更生に資すると認められる者
  - ・現に不就学の状態にあるが、進学又は復学の希望を有しており、その実現のために必要な支援を行うことが改善更生に資すると認められる者



## 【支援の内容】

## ◆ 修学に係る意向及びニーズ把握

支援の説明を行い、修学の継続に関する意向及びそのための支援のニーズを把握

把握した支援のニーズ等を踏まえ、必要な支援を組み合わせて実施

## ◆ 学習支援の実施

BBS会員や保護司等の「学習支援センター」を指導者として、教科指導や進路相談を行う（※）

※本人の希望する将来のイメージの明確化やその実現に向けた動機付けを高めるため、将来の進路や修学の継続に関する相談などを含むキャリア教育も積極的に実施

## ◆ 学校等の関係機関とのケース会議の実施

修学の継続に向け、対象者が在籍している学校や教育委員会等の関係機関とケース会議を行う

## ◆ 必要な情報の提供

自治体において実施している学習支援に関する情報や教育に係る経済的負担の軽減に関する情報等を提供する（※）

※「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業（文部科学省補助事業）」等の地方公共団体等が行う学習相談及び学習支援とも積極的に連携

出典：法務省資料による。

## 資3-48-2

## 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業の概要

## 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

令和7年度予算額  
(前年度予算額)  
9百万円  
9百万円

【補助率】
国 1/3
都道府県 1/3
市町村 1/3

又善材料

※市町村が単独実施の場合、市町村が2/3負担で実施が可能（国は1/3補助）

## 事業の方向性 現 状

・20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約89万人（令和2年国勢調査より）。令和5年度の高等学校中退者は約4万6千人で前年度より増加（文部科学省調査より）。

・高校認定試験出願の動機は、「大学進学等が約63.8%、就職が約17.6%となっている（複数回答、令和5年度出願者アンケート）」。高校卒業資格を得ることで進学や就職、資格試験の受験資格取得等の機会増加が期待される。

## 課 題

・自治体に対する意向調査では、高校中退者等への学習支援等を実施している自治体は約5%にとどまった。現状、学習支援等を実施できていない理由としては以下のようないくつかの課題が挙げられた。（文部科学省調べ）

- ①事業実施のためのノウハウがない（37%）
- ②予算や人員の確保が困難（33%）
- ③上記の課題に対して、国からの取組の支援や、事業実施のノウハウを横展開することは重要。

## これまでの取組（平成29年～）・今後の方向性

・これまで、37の自治体等が事業を実施（＊一部、継続回数の重複あり）

・受講者の進学・就労実績のモデル構築・展開

・地域資源活用やスクールルーダーとの連携について、広報誌や全国協議会を通じ自治体、厚労省、法務省と連携し情報提供

・補助要綱改正で基礎自治体への直接補助を実現。（令和3年度より）

・250以上の自治体は、国の支援があれば高校中退者等への学習支援等の取組実施を検討したいと回答しており（文部科学省調べ）、国の後押しによる取組拡充の余地は大きい。

## 事業概要

高校中退者等を対象に、地域資源（高校、サポステ、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けるための学習相談及び学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援する。

【実施主体】都道府県・市町村

件数・単価（国庫補助額）：9箇所×約100万円（予定）

## ① 支援体制の構築

● 地域住民・企業・民間団体・労働局・保護観察所等との連携体制構築など、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援するとともに、優良事例の横展開を目指し、全国的な取組の推進・強化を図る。

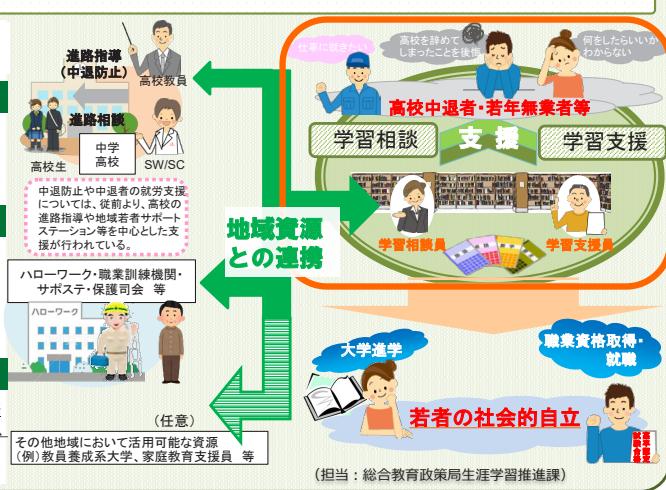
## ② 学習相談等の提供

● 教育委員会OBや退職教員、福祉部局職員、保護司等による①学びに応じた教科書や副教材の紹介、②高校認定試験の紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介、④就労に関する相談や職業訓練に関する紹介など関係機関と連携し学習・就労に関する相談・助言をアウトドアの手法を含めて行う。

## ③ 学習支援等の実施

● 図書館、公民館等の地域の学習施設等を活用し、学習の場を提供するとともに、ICTの活用も含めた学習支援を退職教員、ボランティア、NPO等の協力を得て、実施する。

また、就労希望者にはES添削や面接練習等を併せて実施する。



出典：文部科学省資料による。

## COLUMN

6

## 「孤立を希望に変える場所」 ～出所者支援の新しいかたち 「リ・トライ！」の取組～

### 認定特定非営利活動法人 Switch

宮城県仙台市を拠点に、平成23年から、若年層を中心とした「生きづらさ」を抱える人々の支援に取り組んできた認定特定非営利活動法人Switchは、令和6年度より「リ・トライ！宮城県刑務所出所者等就労・定着ネットワーク事業」に取り組んでいます。本事業は、刑務所や少年院を出所した人々が再出発を果たすに当たり直面する困難を乗り越えることを支援し、再犯防止に資することを目的としています。

本事業の特徴は、出所者が自ら望む職場に就職し、継続的に働きながら自立した生活を送るため、本人に寄り添いながら支援する機能を持っていることがあります。

出所後の生活において、本人の意思で働き、継続的に自立した生活をしていくためには、制度や情報の壁、社会的孤立、過去の履歴による偏見など、さまざまな困難を乗り越える必要があります。本事業では、そうした困難に寄り添いながら、本人が安心して相談できる環境づくりを最優先に進めました。

まず、本人が誰にも知られることなく気軽にアクセスできるよう、専用WEBサイトを設置しました。相談の申し込みがあった方には個別面談を実施し、公認心理師やキャリアコンサルタントなどの専門職が時間かけて丁寧に問わり、対象者の希望や人生の背景を受け止め、安心できる「居場所」や各種プログラムへの参加につなげていきます。

居場所プログラムは月に1～2回実施され、金銭管理、ストレス対処法、雇用主との対話、職場体験実習、さらには薬物依存との向き合い方や、特殊詐欺、オンラインカジノへの対応を学ぶ法律の講座など、多岐にわたる内容が用意されています。全体はソーシャルスキルズトレーニング(SST)を中心に構成されており、実生活や就労の場面での課題を想定したロールプレイを通じて、実践的な力を養っていく仕組みです。

事業開始時の参加者は6名でしたが、徐々に参加が広がり、令和7年3月31日までに31名の対象者が延べ106回のプログラムに参加しました。個別相談は266回にのぼり、24名の就職が決定しました。そして驚くべきことに、最初は表情も硬く、どんな場所なのか心配そうに入ってきていた方々も、回を重ねるごとに表情が明るくなり、就労が決まった後も継続して通い続ける方や、次の開催を心待ちにする方も現れ始めました。

対象者の多くは、過去の出来事について周囲に語ることが難しく、地域の中で孤立しがちな傾向にあります。こうした中で、同じ境遇にある仲間と共に学び合う経験は、孤立の解消と社会参加への第一歩となつたのではないかと考えています。

本事業のSSTを企画・指導いただいたルーテル学院大学名誉教授・SST普及協会認定講師の前田ケイ先生は、プログラムの中でこう語っています。

「どんなに理不尽な状況におかれただとしても、そのなかで前に進むことができるかどうか、それがとても大切なことです。」

この言葉は、まさに本事業の支援のあり方を象徴していると私たちは考えています。

参加者アンケートからは、厳しい成育環境、逆境的な体験、貧困、就職氷河期によるキャリア形成の困難さ、さらには精神・発達面の課題など、本来本人の責によらない困難が多く浮かび上りました。こうした背景を踏まえたとき、本人だけでなく、社会の側も変わること、その視点を持ち続けることが、私たちの支援の根幹にあります。

本事業は、公益財団法人日本財団の助成及び法務省保護局の協力を得て、NPO法人宮城県就労支援事業者機構、職親プロジェクト宮城支部、更生保護法人宮城県更生保護協会、仙台保護観察所を始めとする県内の更生保護関係機関の皆様の多大な御協力のもと実現することができました。対象者本人を軸として、関係機関が一枚岩でネットワークを組めたことは、この取組の大きな成果だったと考えています。皆様のご尽力に、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

再犯を防ぐために必要なことは、彼らの行動を正したり、何かを教えたりするということだけではなく、彼らの過去や、現在、そして未来への思いに耳を傾け続ける誰かの存在が必要なのだと思います。

今後も対象者一人ひとりの再出発に寄り添い、支え続ける存在として、この取組を継続してまいります。

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

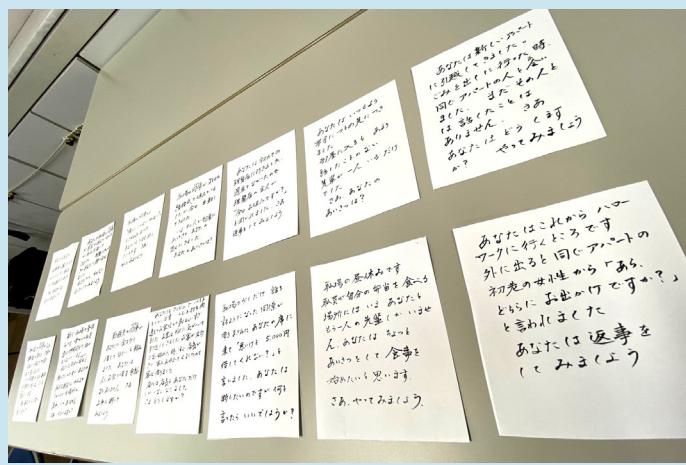
第5章

第6章

第7章



## プログラムの様子



ロールプレイで使用する「場面カード」

# 第4章



月の明かりが指す場所

犯罪をした者等の特性に応じた  
効果的な指導の実施等のための取組

## 第1節 特性に応じた効果的な指導の実施等

1 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化と関係機関等が保有する  
情報の活用【施策番号 50】

法務省は、刑事施設において、犯罪者処遇の基本理念となっている「RNR 原則<sup>\*1</sup>」にのっとった処遇を実施するため、平成 29 年 11 月から「受刑者用一般リスクアセスメントツール」(以下「G ツール」という。) (資 4-50-1 参照) を活用している。G ツールは、原則として、全受刑者を対象としており、入所時等に実施する刑執行開始時調査において、これまでの受刑回数や犯罪の内容等、主に処遇によって変化しない要因(静的領域の要因)から、出所後 2 年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するものである。G ツールの実施結果については、犯罪傾向の進度の判定や各種改善指導プログラム(【施策番号 62】参照)の対象者選定の際の基礎資料として活用している。令和 7 年 2 月からは、静的領域に加え、本人の価値観や認知の偏り等、刑事施設内における指導等を通じて今後も変化し得る要因(動的領域の要因)及び評価への意識や矯正処遇への動機付け、小児期逆境体験等、処遇の浸透のしやすさ等に関わる要因(個別特性領域の要因)の定量的把握ができるよう、G ツールを改訂した「受刑者用一般リスクアセスメントツール改訂試行版」の運用を開始した。また、令和 5 年 12 月からは、刑事施設の長からの依頼に基づく少年鑑別所における処遇鑑別も活用しており、若年者を対象とする鑑別等を通じて蓄積した少年鑑別所の専門的知識及び技術について、若年受刑者を始めとする受刑者に対する処遇に活用することにより、一層の充実を図っている。

少年鑑別所では、法務省式ケースアセスメントツール(以下「MJCA<sup>\*2</sup>」という。) (資 4-50-2 参照)を用いて、鑑別対象少年の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握し、その情報を少年院や保護観察所等の関係機関へと引き継いでいる。非行名や動機から、性非行に係る再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握する必要があると判断した場合には、MJCA に加え、性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール(性非行)(MJCA (S))を実施している。

また、少年院在院者に対し、少年鑑別所が積極的に処遇鑑別を行い、面接や各種心理検査、行動観察のほか、MJCA の再評定等を通じて、少年院入院後の処遇による変化等を把握・分析し、社会復帰後も見据えた処遇指針を提案している。加えて、少年院在院者を、1 週間程度、一時的に少年鑑別所に移して生活させ、集中的にアセスメントを行う収容処遇鑑別を実施している。さらに、児童自立支援施設<sup>\*3</sup>や児童養護施設<sup>\*4</sup>の求めによりアセスメントを実施するなど、少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を推進している。

\*1 RNR 原則

リスク原則(Risk)、ニーズ原則(Needs)、レスポンシビティ原則(Responsivity)から成り立っており、再犯防止に寄与する処遇をするためには、対象者の再犯リスクの高低に応じて、犯罪や非行を誘発する要因に焦点を当てて、対象者に合った方法によって実施する必要があるという考え方のこと。

\*2 MJCA

Ministry of Justice Case Assessment tool の略称。

\*3 児童自立支援施設

非行問題を始めとした児童の行動上の問題や、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童に対応する児童福祉法に基づく施設。

\*4 児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する児童福祉法に基づく施設。

さらに、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の一部施行により令和5年12月からは、懲役又は禁錮の刑の執行を受ける20歳以上の受刑者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者についても鑑別の対象となった。このうち、若年受刑者については、特に「若年受刑者ユニット型処遇」や「少年院転用型処遇」（【施策番号56】参照）の対象者を中心に、処遇要領の策定や処遇の経過を踏まえた処遇指針の提案等を観点とした鑑別を重点的に実施することとしているほか、上記以外の受刑者についても、刑事施設の長からの依頼に応じ、釈放後の関係機関による支援を見据えた課題、被害等に対する認識等の把握等を観点とした鑑別を実施している。

保護観察所では、保護観察対象者に対して効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（以下「CFP<sup>※5</sup>」という。）（[資4-50-3](#) 参照）を開発し、令和3年1月から実施している。CFPは、保護観察対象者の特性等の情報について、犯罪や非行に結び付く要因又は改善更生を促進する事項を抽出し、それぞれの事項の相互作用、因果関係等について分析して図示することにより、犯罪や非行に至る過程等を検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。引き続き、保護観察所における活用状況をモニタリングしつつ、保護観察終了後も見据えた刑事司法関係機関や医療・保健・福祉機関等との連携にも資するものとすることを目指している。

そのほか、一部の刑事施設及び保護観察所において、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じて、刑が確定した場合に弁護人から提供される更生支援計画書<sup>※6</sup>等の処遇に資する情報を活用する取組の試行を平成30年度から開始し、試行の結果を踏まえて、令和5年度からは、同取組を全国の刑事施設及び保護観察所において実施している。

また、少年院や保護観察所では、家庭裁判所の少年調査記録や少年鑑別所の少年簿に記載された情報を引き継ぎ、必要に応じて、在籍していた学校や、児童相談所等の福祉関係機関等からも情報を収集し、これらの情報を踏まえた処遇を実施している。

※5 CFP  
Case Formulation in Probation/Parole の略称。

※6 更生支援計画書  
弁護人が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面。

## 資料4-50-1

## 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

## 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

※Gは「General」（一般的）の頭文字

## Gツールの概要・構成

■受刑者の再犯の可能性、改善更生に向けた処遇の必要性及び処遇上の留意事項を定量的に把握するツール

■Gツール2017：下記のうち静的領域で構成（H29年度運用開始）

■Gツール改訂試行版：動的領域、個別特性領域を加えた下記の3領域で構成（R6年度運用開始）

## 【調査項目の構成】

## Gツール改訂試行版



## Gツールの実施・結果の活用

## 【実施要領】

- ✓ 対象者・・原則として刑事施設に収容された全受刑者
- ✓ 実施時期・・刑執行開始時（確定施設（男性）・処遇施設（女性））  
　　処遇経過時（各施設の実情に応じ、動的領域及び個別特性領域を実施可能）
- ✓ 実施及び解釈上の留意点・・実施手引に従い、他の情報と合わせて総合的に実施

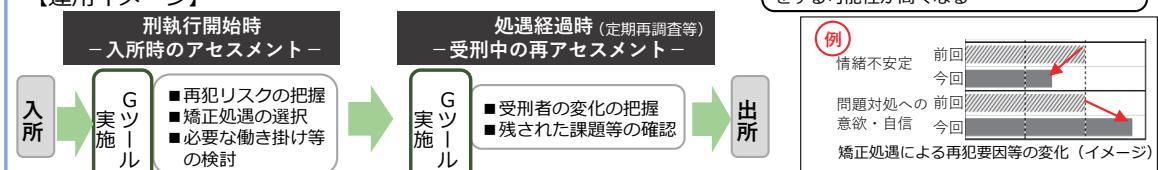
## 【結果の活用】

- ✓ 矯正処遇課程等の指定
- ✓ 処遇要領における矯正処遇の目標、内容等の設定
- ✓ 特定の改善指導プログラム（薬物、アルコール、暴力）等  
　　の対象者選定



再犯率及び再犯リスクレベルが上がるごとに、刑務所出所後2年以内に受刑に至る再犯をする可能性が高くなる

## 【運用イメージ】



## 開発の背景と経過・今後の予定

## 開発の背景・経過

犯罪対策閣僚会議の「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日策定）から・・

“再犯リスクの高い者を適切に把握すること”  
が再犯防止対策の課題として定められた。

## Gツール2017の開発・運用

## 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

拘禁刑の施行（令和7年6月1日）  
等を踏まえると・・

刑事施設のアセスメント機能の更なる充実強化  
が喫緊の課題とされた。

H24～H28	Gツール開発に向けた動向調査、運用に向けた試行調査等
H29	Gツール2017運用開始
H30～R2	改訂試行版の運用方針案の多角的検討等
R3～R6	第一次試行、第二次試行の実施、試行データの解析、改訂試行版運用の最終準備
R7.2～	改訂試行版運用開始

## 今後の予定

実施結果を検証し、Gツール改訂版（仮称）の運用へ

出典：法務省資料による。

## 資料 4-50-2

## 法務省式ケースアセスメントツール (MJCA) の概要

# 法務省式ケースアセスメントツール Ministry of Justice Case Assessment tool

## 概要

- 少年鑑別所入所者等の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握するアセスメントツール
- 平成25年から、全ての入所者に実施
- 諸外国の同種ツールと同等の、高い信頼性と妥当性を確認

## 開発

- 少年鑑別所入所者約6,000名に対し、2年間、少年鑑別所への再入所の有無を調査し、統計的分析により、再非行と密接に関連する要因を特定
- 統計学やリスク・ニーズアセスメントツールに造詣の深い外部有識者からの開発に係る手続きや構成等の継続的な助言

## 構成

静的領域		動的領域	
		項目例	
生育環境	5項目	「家族に少年を虐待する者がいた。」	
学校適応	3項目	「学業不振があった。」	
問題行動歴	6項目	「小学生時に喫煙又は飲酒があった。」	
非行・保護歴	6項目	「財産非行がある。」	
本件態様	4項目	「本件は同種事案の再非行である。」	

鑑別担当者が、面接、行動観察、外部資料等を踏まえて評定

プロフィール		区分・所見	
		所見	
動的領域	T得点	静的領域	所見
保護者との関係性	14	Level I	■ 領域ごとに再非行の可能性及び教育上の必要性の高さを、区分で表示
社会適応力	13	Level II	■ I → II → III → IV とレベルが上がるにつれて、再非行の可能性及び教育上の必要性が高くなる
自己統制力	12	Level III	
逸脱親和性	4	Level IV	

**運用**

**継続的なアセスメント**

**少年鑑別所 - 審判鑑別時 -**

面接	による多様な情報収集方法	非行要因等の分析 なぜ非行等に及んだのか 処遇方針の提示 どうすれば立ち直れるのか	処遇機関へ伝達
心理検査			
行動観察			
診察			
外部資料収集			

MJCA より精度の高い鑑別を実現

実証データに基づく、再犯・再非行の要因を踏まえた**対象者の理解・分析の促進**

再犯・再非行の可能性と教育上の必要性を参考に**処遇意見の提示**

再犯・再非行防止に向け、優先度を踏まえた、**実効ある処遇方針の提示**

**少年院・保護観察所等 - 処遇鑑別等時 -**

The flowchart illustrates the MJCA process across different stages of justice:

- Initial Assessment (MJCA):** MJCA results are reflected in sentencing guidelines.
- Probation and Institutional Placement:**
  - At the start of supervision:** MJCA results are used to set individualized corrective education plans for juvenile offenders.
  - During supervision:** MJCA is used to monitor and evaluate the effectiveness of treatment plans.
  - At the end of supervision:** MJCA is re-evaluated to determine improvements and residual issues.
- Overall Analysis:** Data accumulation and analysis provide insights into trends and characteristics of non-compliance and juvenile crime.

出典：法務省資料による。

## 資料4-50-3 Case Formulation in Probation／Parole (CFP) の概要

## CFPを活用した保護観察

## 1 CFP (Case Formulation in Probation/Parole)とは

○保護観察官が保護観察対象者のアセスメント（見立て）を行うためのツール

- この人の再犯（再非行）を防ぐためには・・・
- ・どれくらい手厚く関わる必要がある？
- ・何を指導（支援）する必要がある？
- ・どのような関わり方をする必要がある？



○令和3年1月から本格導入（試行は平成30年10月から実施）

## 2 CFPの目的

これまで

保護観察官がアセスメント（見立て）を行う体系的な手法が確立されていない  
⇒アセスメントや、アセスメントを踏まえた処遇方針の決定が、個々の保護観察官の経験や力量に左右されてしまうことがあった

CFPの導入

保護観察官は、CFPを活用した体系的なアセスメントを実施  
⇒より適切に処遇方針を決定  
⇒より効果的に再犯防止・改善更生を実現

CFPは、犯罪者の再犯防止等に関する理論的・実証的根拠を踏まえて開発されている

## 3 CFPの内容

①再犯又は再非行の再犯リスクを評価  
統計的分析ツールにより判定（高・中・低）

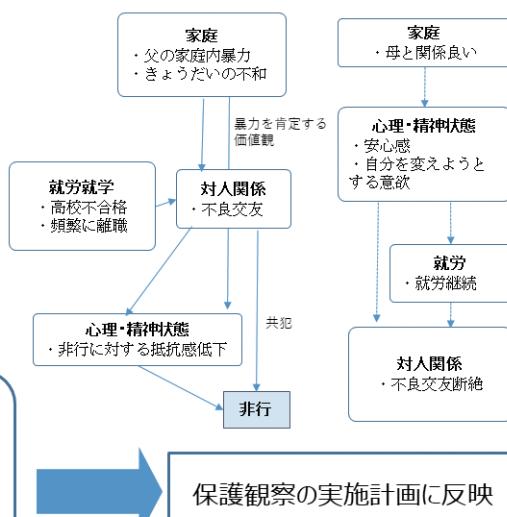
## ②「問題」と「強み」をとりまとめる

保護観察対象者の犯罪又は非行の背景にある、**犯罪又は非行に結び付く要因（問題）**と、犯罪又は非行を抑制し、**改善更生を促進する要因（強み）**について、8つの領域（家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行や保護観察の状況、心理・精神状態）ごとに整理

## ③犯罪・非行に至る過程と改善更生を促進する要因を分析（右図参照）

犯罪又は非行に至る過程

改善更生を促進する要因



## 処遇方針の決定

- どれくらい手厚く関わるか（処遇密度）
- 何を指導（支援）するか（指導監督及び補導支援の内容）
- どのような関わり方をするか（保護観察実施上の留意事項）

保護観察の実施計画に反映

出典：法務省資料による。

## 2 特性に応じた指導等の充実

### (1) 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

#### ア 性犯罪者等に対する効果的な指導等の実施【施策番号 51】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号 62】参照）として、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導（**資 4-51-1** 参照）を実施し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を考えさせたり、習得させたりするなどしている（令和6年度の受講開始人員は 544 人（令和5年度：526 人））。

同指導では、知的能力に制約がある者を対象とした「調整プログラム<sup>\*7</sup>」や、刑期が短いこと等により受講期間を十分確保できない者を対象とした「集中プログラム<sup>\*8</sup>」を開発し、指導の充実を図っている。また、同指導については、令和元年度に効果検証の結果を公表しており、プログラム受講群の方が、非受講群よりも再犯率が 10.7 ポイント低いことが示され、一定の再犯抑止効果が認められた。令和4年度からは、対象者の達成したい目標や強みをより一層活用するとともに、特定の問題性や特性を有する者にも対応した内容にプログラムを改訂する<sup>\*9</sup>など、刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導の充実を図っている。さらに、グループワーク指導担当者が効果的な指導を行うことができるよう、集合研修の充実、指導担当者による事例検討会の定期的な開催、外部の専門家による指導担当者への助言等による指導者育成を行っている。

少年院では、不同意性交等、不同意わいせつといった性非行や、例えば、下着の窃盗等、性的な動機による非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導（**資 4-51-2** 参照）を実施しており、令和6年度は、179 人（令和5年度：132 人）が修了した。また、男子少年院2庁（北海少年院及び福岡少年院）が重点指導施設として指定されており、他の少年院から在院者を一定期間受け入れ、認知行動療法等の技法に通じた外部の専門家等の協力を得て、グループワークを中心とした指導を行うなど、実施施設の中でも特に重点的かつ集中的な指導を実施している。これらの指導の結果は、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

保護観察所では、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、その問題性を改善するため、認知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムを実施してきた。令和元年度に実施した効果検証の結果においては、プログラム受講群の方が非受講群よりも性犯罪の再犯率が 11.1 ポイント低く、一定の再犯抑止効果が示唆された。令和4年度からは、対象者の達成したい目標や強みにより焦点を当てた指導を行うことや性的な興味関心・問題への対処状況の継続的な点検等を行うことを目的として、従前のプログラムの改訂を行い<sup>\*9</sup>、性犯罪再犯防止プログラム（**資 4-51-3**）を実施している。令和6年度のプログラム受講者数は 875 人（令和5年度：846 人）であった。

また、法務省では、令和5年に、地方公共団体が利用可能な支援ツールとして、「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」<sup>\*10</sup>を策定し、各都道府県等に提供した。法務省としては、各都道府県等に対し、引き続き、その活用を働き掛けるとともに、保護観察所において、同ガイドラインの活用に当たっての相談や問合せ等に対応することによって、同ガイドラインが活用されるよう、支援を行っていくこととしている。

※ 7 調整プログラム

知的能力に制約がある者を対象としたプログラムであり、イラスト等の視覚情報や SST 等の補助科目を効果的に取り入れるなどして実施する。

※ 8 集中プログラム

刑期が短いこと等の理由で通常の実施期間を確保できない者を対象としたプログラムであり、通常のプログラムの内容を凝縮し、短期間で実施する。

※ 9 刑事施設及び保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの改訂の詳細は以下を参照

刑事施設及び保護観察所の連携を強化した性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和4年度～）

[https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo06\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06_00002.html)

※ 10 性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～

[https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00091.html](https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00091.html)



## 資料4-51-1

## 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要

地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

## 性犯罪再犯防止指導

## ■ 指導の目標

不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

- 対象者 性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当。認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
- 指導方法 グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
- 実施頻度等 1単元100分、週1回又は2回、標準実施期間：4～9か月※

※ 再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適合性等に応じて、  
高密度（9か月）・中密度（7か月）・低密度（4か月）のいずれかの  
プログラムを実施。ただし、知的能力に制約がある者には調整プログラム  
(11か月)、刑期が短い者等には集中プログラム（4か月）を実施。

## カリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導の構造、実施目的について理解させる。</li> <li>・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。</li> <li>・対象者の不安の軽減を図る。</li> </ul>			
準備プログラム	グループワーク	・受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。	必修	必修	一
本科					
第1科 自己統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。</li> <li>・事件につながった要因が再発することを防ぐための再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）を作成させる。</li> <li>・今後達成したい目標、自分の強み等を踏まえ、効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。</li> </ul>	必修	必修	必修 (凝縮版)
第2科 認知のくせと 新たな認知	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知が感情、行動及び身体に与える影響について理解させる。</li> <li>・再犯につながりやすい認知に代わり、新たな思考スタイルを身に付けさせ、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。</li> </ul>	必修	選択	一
第3科 他者と社会との関わり	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知が人間関係に与える影響について理解させ、適切な自己主張の方法を身に付けさせる。</li> <li>・出所後の人間関係について検討し、再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）に組み込ませる。</li> </ul>	必修	選択	一
第4科 感情統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感情が認知、行動、身体及び他者との関係に与える影響について、理解させる。</li> <li>・感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。</li> </ul>	必修	選択	一
第5科 被害者等理解	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な視点から事件を振り返らせ、被害の影響を学ばせる。</li> <li>・行動選択の責任について考えさせる。</li> </ul>	必修	選択	一
メンテナンス	個別指導 グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。</li> <li>・作成した再発防止計画（セルフ・マネージメント・プラン）の見直しをさせる。</li> <li>・社会内処遇への円滑な導入を図る。</li> </ul>			

出典：法務省資料による。

## 少年院における特定生活指導（性非行防止指導）

### ★ 指導目標

性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けること

#### ● 対象者

本件の非行名が性非行に該当する者（強盗・不同意性交等、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行をじゃっ起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるもの

#### ● 指導内容

①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせて実施

#### ● 実施結果

更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

### 中核プログラム

- 実施形式 集団指導又は個別指導
- 指導時間数 12単元

単元	指導科目
第1回	どんな自分でありたいか
第2回	これが私です
第3回	モチベーション
第4回	行動の選択
第5回	思考について
第6回	気持ちについて
第7回	性へのとらわれ
第8回	周囲の人との関係
第9回	自分にとっての大きな出来事
第10回	観察する自分
第11回	自分らしい生き方
第12回	新しい出発

項目	指導内容	指導方法
①中核プログラム （共通）	ワークブック教材を用いた、性非行に関する自己理解（気づき）を深め、自らの価値に基づく適応的な行動を活性化し、心理的柔軟性・共感性を向上させるための指導	・「J-COMPASS」を用いたグループワーク又は個別指導
②周辺プログラム	自己の感情・思考への気付き、自己統制力の向上、受容的態度の育成、ストレスの低減及び集中力の向上を図るための指導	・マインドフルネス（呼吸に注意を向けるエクササイズ、ボディスキャン等）
	対象者にとつて選択して必要性の高い指導にとつて選択して必要性の高い指導	・怒りの感情と向き合い、適切な対処方法を学び、円滑な人間関係を育むための指導 ・非行の重大性や被害者の心情を理解するための指導 ・正しい性知識を身に付け、男女の性差や平等性を理解して互いに尊重する姿勢を養い、適切な意思決定をする力を育むための指導
	各種指導のフォローアップ、性被害や被害者への対応、生活上の問題等、対象者の性非行に関する個別の事情についての指導	・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等
③フォローアップ指導	中核プログラムの復習・見直しを行うとともに、出院後の生活を見据えた対処方法等を考えるための指導	・「J-COMPASS」を用いた個別指導

知的能力に制約のある者に対しては、特別プログラム（JUMP）を実施

出典：法務省資料による。

## 資料4-51-3 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの概要



出典：法務省資料による。

## イ 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号 52】

警察は、16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている<sup>※11</sup>。

### （2）ストーカー・DV 加害者に対する指導等

#### ア 被害者への接触防止のための措置【施策番号 53】

警察及び法務省は、平成25年度から、ストーカーやDV事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようしている。

また、保護観察所では、警察から得た情報等を基にして、必要に応じ再加害を防止するための指導を徹底するなどしており、遵守事項<sup>※12</sup>違反の事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー・DV加害者に対する適切な措置を実施している。

※11 令和5年7月13日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が施行され、刑法（明治40年法律第45号）の性犯罪に関する規定が改正されたことを受け、警察は、16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、再犯防止に向けた措置を講じるよう制度を見直した。

※12 遵守事項  
保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。全ての保護観察対象者に共通して定められる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。遵守事項に違反した場合には、仮釈放の取消しや刑の執行猶予の言渡しの取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある。

## イ ストーカー加害者等に対するカウンセリング等【施策番号 54】

警察は、加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、当該連携に関する技能や知識の向上に係る研修を受講させている。

さらに、令和6年3月から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進している。

法務省では、一般改善指導「暴力防止プログラム」の中で、再加害防止に向けて、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付けさせるとともに、配偶者等の親密な相手に対する暴力に関するカリキュラムも実施している。

また、ストーカーやDVの加害者である保護観察対象者について、保護観察所における類型別処遇（【施策番号 62】参照）に基づき、その処遇指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえた処遇を行っている。具体的には、ストーカーやDVの加害者である保護観察対象者を各類型に認定した上、加害行為のきっかけや、加害行為に結び付きやすい考え方等に焦点を当てるなどし、その特性を踏まえた処遇を実施している。

### （3）暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等【施策番号 55】

法務省は、刑事施設において、警察、弁護士等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るため、特別改善指導（【施策番号 62】参照）として暴力団離脱指導（[資4-55-1](#) 参照）を実施している（令和6年度の受講開始人員は388人（令和5年度：408人）であった）。

また、保護観察所では、暴力団関係者の暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実させるため、警察、暴力追放運動推進センター<sup>※13</sup>及び矯正施設との連携を強化しており、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有して必要な指導等を行っている。

さらに、警察及び暴力追放運動推進センターでは、矯正施設及び保護観察所と連携し、離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど暴力団離脱に向けた働き掛けを行っている（この働き掛けによる暴力団離脱人員については、[資4-55-2](#) 参照）。

警察は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会復帰・定着を促進するため、都道府県単位で、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用するなどして、就労や預貯金口座の開設を支援するなど暴力団離脱者のための安定した雇用の場を確保し、社会復帰の促進に取り組んでいる。

金融庁は、警察庁からの要請を受け、暴力団離脱者が口座開設を申し込んだ場合に、口座の利用が個人の日常生活に必要な範囲内であるなど、反社会的勢力を不当に利するものではないと判断される場合にまで、一律に排除を求める趣旨のものではないこと、その上で、警察が行う預貯金口座開設支援の内容及びその趣旨を踏まえた判断がなされるよう、業界団体を通じて、傘下金融機関に周知している。

※ 13 暴力追放運動推進センター

暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織であり、各都道府県公安委員会又は国家公安委員会に指定される。

令和6年4月からは、法務省と金融庁が連携して、現に協力雇用主の下で就労し、社会復帰を目指し努力している保護観察対象者等について、過去の前歴等だけでなく現在の状況も踏まえた口座開設の判断がなされるよう、保護観察所から金融機関への保護観察等に係る事項や就労状況等の情報提供を行うことを推進している。

## 資料4-55-1

## 暴力団離脱指導の概要



地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導 暴力団離脱指導

■ 指導の目標	
暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。	
● 対象者	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
● 指導者	・刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、関係機関（警察、都道府県暴力追放運動推進センター、公共職業安定所職員）等
● 指導方法	・講義、グループワーク、個別面接、課題作文、視聴覚教材の視聴 ・離脱意志の程度に応じた集団編成 等
● 実施頻度等	1単元50分 9単元、標準実施期間：2～4か月

## カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的及び意義を理解させる。	講義
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	グループワーク、課題作文、面接
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。	課題作文、面接
周囲（家族、社会等）に与えた影響	家族をはじめとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。	グループワーク、課題作文、面接、役割交換書簡法
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。	講義（警察関係者等）、視聴覚教材の視聴
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。	講義、視聴覚教材の視聴
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための、具体的な方法について考えさせる。	グループワーク、課題作文、面接
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自己の対応について考えさせる。	講義（警察関係者等）、グループワーク、面接
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。	講義（公共職業安定所職員等）、課題作文
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。	講義、グループワーク、面接、課題作文

出典：法務省資料による。

## 資 4-55-2

## 離脱者数の推移（概数）

(令和2年～6年)

年 次	離脱者数（概数）
令和2年	510
3	430
4	360
5	310
6	320

注 1 警察庁調査による。

2 離脱者数は、警察、暴力追放運動推進センターが離脱支援をしたことで暴力団から離脱した者の数である。

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

**(4) 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等****ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号 56】**

法務省は、少年院において、適正な処遇（[資 4-56-1 参照](#)）を展開するため、生活の場である集団寮における指導を複数職員で行う体制の充実を図っている（令和6年度は、23 庁（令和5年度:22 庁）で複数指導体制を実施）。

少年鑑別所においては、在所者の自主性を尊重しつつ、職員が相談に応じたり助言を行ったりしている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、地域の関係機関や民間ボランティア等の協力を得ながら、在所者に対して、学習、文化活動その他の活動の機会を与えていた。

また、令和2年の法制審議会諮問第103号に対する答申において、若年受刑者を対象とする処遇内容の充実が求められた。具体的には、刑事施設において、少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実を図ることとされ、①少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行うこと、②特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行うことが求められた。

これを踏まえ、①については、川越少年刑務所及び美祢社会復帰促進センターにおいて、若年受刑者のうち、犯罪傾向が進んでいない者を収容し、小集団のユニットで共同生活を送らせることにより、基本的な生活能力、対人関係スキル等の向上を図り、受刑者と職員間の対話を通じた信頼関係に基づく処遇を行う「若年受刑者ユニット型処遇」を令和4年度から実施している。

また、②については、少年院であった「市原学園」を刑事施設に転用した「市原青年矯正センター」（[資 4-56-2 参照](#)）において、知的障害等を有し、特に手厚い処遇が必要な若年受刑者を収容の上、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心として行う「少年院転用型処遇」を令和5年度から実施している。

## 資料4-56-1 少年院における処遇の概要

# 少年院の処遇

## 個々の在院者の特性に応じた指導・支援

- 個人別矯正教育計画の策定（矯正教育の目標、期間等）
- 目標の達成状況・矯正教育への取組状況等に応じて進級
- 関係機関と連携した社会復帰支援



各種指導を組み合わせて実施

### 矯正教育

関連付けて実施

### 社会復帰支援

各種支援を並行して実施

犯罪的傾向の矯正／社会生活への適応に必要な知識・能力の習得

#### 生活指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度の習得

特定生活指導  
(被害者、薬物、性、暴力、交友、家族、成年社会参画指導)



基本的生活訓練

問題行動指導

治療的指導

被害者心情理解指導

保護関係調整指導

進路指導

#### 職業指導

勤労意欲の向上・職業上有用な知識及び技能の習得

#### 教科指導

義務教育指導・高等学校教育指導・補習教育指導

#### 体育指導

健全な心身を培う



#### 特別活動指導

情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養う

## 退院者等からの相談対応・保護観察所との連携

### 入院3級

問題改善に向けた意欲喚起

### 2級

改善に向けた具体的指導

### 1級

社会生活への円滑な移行

### 出院

出院後に自立した生活を営む上で困難を有する者への支援

#### 帰住先の確保

保護観察所と連携した調整

保護者に対する協力の求めの活用

帰住予定先への訪問等

#### 修学支援

復学・進学等の調整

学校に関する情報提供

高等学校卒業程度認定試験等の受験機会の提供

#### 就労支援

就労先の確保

キャリアカウンセリング

ハローワークとの連携

採用面接の実施

職場体験

#### 医療・療養を受けることの支援

切れ目ない支援体制の構築に向けた取組  
～処遇ケース検討会の開催等～

出典：法務省資料による。

## 資料 4-56-2

## 若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇

## 若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇（令和5年1月から開始）

法務省矯正局

## 背景

【法制審議会諮詢第103号答申】

刑事施設において、**少年院の知見・施設**を活用して、**若年受刑者（おむね26歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実**を図ること。

1 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。

2 **特に手厚い処遇が必要な者**について、**少年院と同様の建物・設備を備えた施設**に収容し、**社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇**を行う。

## 少年院転用型処遇対象者

おむね26歳未満の男性受刑者のうち、心身が発達段階にあって可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇を実施する必要があり、かつ、**知的障害、情緒障害**若しくは**発達障害**を有し、又はこれらに準ずる者であって、**社会適応のための訓練を要する者**等を対象者として選定

## 少年院転用型処遇の基本的枠組

- ・少年院を転用した刑事施設に収容し、**少年院の処遇環境を活用した少人数の寮単位での処遇**を実施
- ・少年院の知見を活用し、**個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援**を展開
- ・**刑務官、教育専門官、調査専門官、福祉専門官等、多職種の職員が高密度に連携**

市原青年矯正センター（千葉県市原市）

定員：72名特徴：全受刑期間において若年受刑者少年院転用型処遇を実施

## カリキュラム（イメージ）

	月	火	水	木	金
AM	刑務作業（職業訓練）				
PM	コグトレ 特別改善指導 個別面接	体育 障害特性別指導 個別面接	アサーショントレーニング 自己理解指導 個別面接	教科指導 集会活動 集会活動	体育 ライフスキル指導 個別面接

※個別指導・集団指導を適切に組み合わせ、役割活動なども実施

## 社会復帰支援（イメージ）

在所中の療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整出所後の社会適応を見据えた社会復帰支援（支援体制の構築、支援者等との関係構築等）の実施

## 特性に応じた矯正処遇（イメージ）

## 【改善指導】

- ・自己理解指導
- ・障害特性別指導
- ・ライフスキル指導
- ・認知機能・身体能力向上指導（コグトレ、ビジョントレーニング）
- ・対人関係円滑化指導（SST、アサーショントレーニング）等

## 【教科指導】

- ・ICT機器の活用
- ・高卒認定試験受験指導

## 【作業・職業訓練】

- ・機能向上作業
- ・就労実務科
- ・ビルハウスクリーニング科 等

出典：法務省資料による。

## イ 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号 57】

法務省は、少年院において、家庭裁判所や保護観察所、少年鑑別所、児童相談所等の関係機関の担当者が一堂に会して、少年院在院者を対象とした処遇ケース検討会を実施し、処遇の一層の充実を図るとともに、関係機関との実質的な連携・協力体制を強化している（令和6年度は、全少年院において、合計250回（令和5年度：253回）の処遇ケース検討会を実施）。

少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助を通じて、地域における関係機関との連携に係るネットワークの構築に努めている。児童相談所や児童福祉施設、福祉事務所等を含む福祉・保健機関からの心理相談等の依頼が多く寄せられており、依頼内容も、問題行動への対応や、その背景に知的な問題や発達障害等が疑われる者への支援等、幅広いものとなっている。令和6年におけるこれら福祉・保健機関等からの心理相談等の依頼件数は、3,161件（令和5年：2,704件）であった。また、少年鑑別所（法務少年支援センター）が、所在する地域の警察と少年の立ち直り支援活動に関する協定書を結ぶなど、都道府県警察少年サポートセンター等との連携を強化している。そのほか、令和2年度から、法務省児童虐待対策強化プランに基づき、全国の少年鑑別所（法務少年支援センター）が、法務省の児童虐待担当窓口の一つとして位置付けられたことを踏まえ、児童相談所等関係機関と一層緊密に連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に協力できる体制の維持・構築を推進している。

保護観察所では、被虐待経験や、心身の障害を有するなどして何らかの支援を必要とする保護観察対象者について、児童相談所等の関係機関の担当者との情報共有や協議を行うなど、必要に応じて関係機関との連携を行い、きめ細かな支援等を実施している。

## ウ 非行少年に対する立ち直り支援活動の充実【施策番号 58】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（[資料 4-58-1 参照](#)）の一環として、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティア（【施策番号 44】参照）や、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して、非行少年の立ち直りを支援する活動を取り組んでいる。この活動では、個々の少年の状況に応じて指導・助言を実施しているほか、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることを目的として、社会奉仕体験活動、農業体験等の生産体験活動、スポーツ活動等への参加の促進を図っている。

### 資料 4-58-1 非行少年を生まない社会づくりの概要

## 非行少年を生まない社会づくりの推進について

### 非行少年を生まない社会づくり

少年非行情勢については、依然として、社会の耳目を集める凶悪な事案が後を絶たないほか、大麻事犯の少年の検挙人員は増加傾向であり、受け子として特殊詐欺に関与する少年の検挙人員は高水準で推移している。また、刑法犯少年の再犯者率についても、依然として3割を超えている実態がある。

そこで、次代を担う少年の健全育成を図るために、問題を抱えた個々の少年に対し積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずな強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会機運を向上するなど、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

### 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

#### 支援を必要としている少年及び保護者に対して、積極的に連絡をとり、立ち直りを支援を推進

- 少年及び保護者に対する継続的な助言・指導の実施
- 少年警察ボランティア、地域住民、関係機関等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動の実施



学習支援



農業体験

### 少年を見守る社会気運の向上

#### 少年を取り巻く地域社会のきずな強化と少年の規範意識の向上

- 少年警察ボランティア等の協力による通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導活動、社会奉仕体験活動等大人と触れ合う機会の確保
- 非行防止教室の開催等



非行防止教室



社会奉仕体験活動

出典：警察庁資料による。

## エ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号 59】

法務省は、少年院において、在院者とその保護者との関係改善や在院者の処遇に対する保護者の理解・協力の促進、保護者の監護能力の向上等を図るために、保護者に対して、「保護者ハンドブック」の提供や面接等を実施するとともに、在院者が受ける矯正教育を共に体験してもらう保護者参加型プログラムを実施している（【施策番号 18】参照）。

保護観察所では、保護観察対象少年に対し、保護者との関係改善に向けた指導・支援を行うとともに、保護者に対する措置として、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っている。具体的には、「保護者のためのハンドブック」<sup>※14</sup>の提供や、講習会、保護者会を実施しており、令和6年度の保護者会等の実施回数は34回（令和5年度：34回）であった。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、児童相談所等の関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活に向けた指導・支援を行っている。

※ 14 保護者のためのハンドブック  
[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02\\_00049.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00049.html)



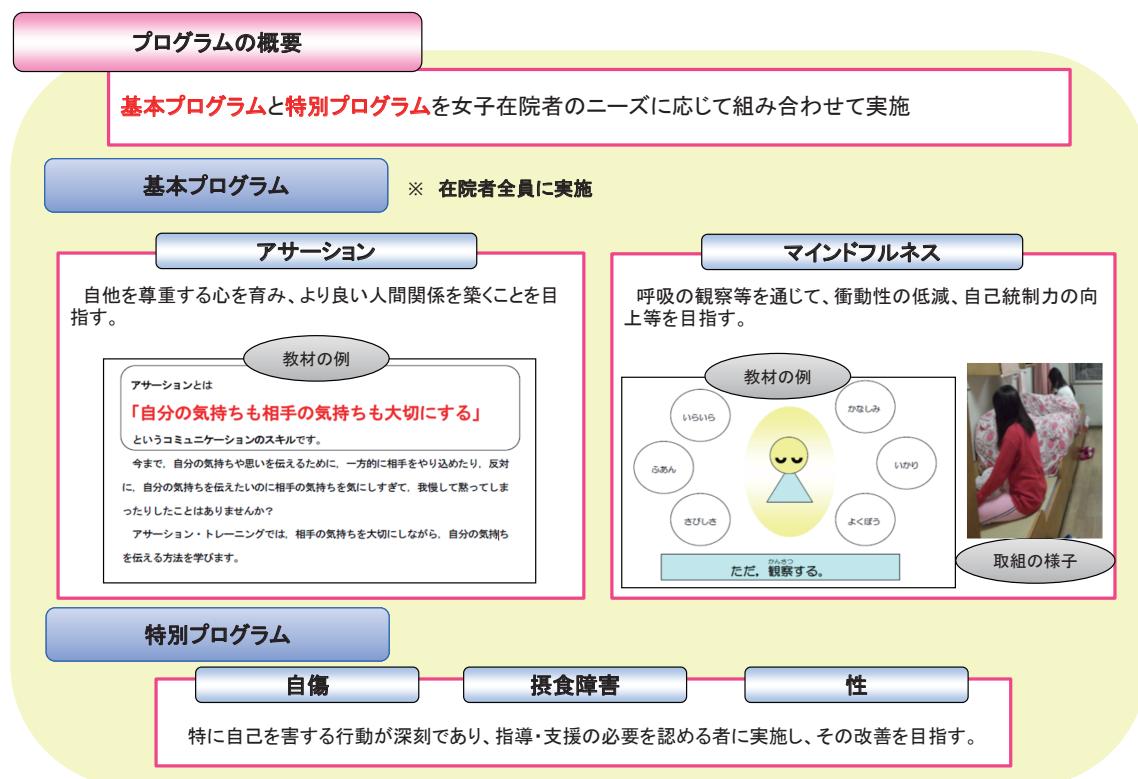
## (5) 女性の抱える困難に応じた指導等【施策番号 60】

法務省は、全国の女性刑事施設 12 庁のうち、PFI 手法を活用した刑事施設<sup>※15</sup>である美祢社会復帰促進センター及び公共サービス改革法を活用した刑事施設<sup>※15</sup>である喜連川社会復帰促進センター以外の 10 庁の女性刑事施設において、女性受刑者特有の問題に対処するため、看護師、助産師、介護福祉士等、医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女性受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行う、「女子施設地域連携事業」を実施している。さらに、医療専門施設である東日本成人矯正医療センター、西日本成人矯正医療センター及び北九州医療刑務所に臨床心理士を配置し、全国の摂食障害女性受刑者を収容することで、より効果的な治療が受けられる体制の整備を行っており、全国の女性刑事施設に収容中の摂食障害女性受刑者を当該医療専門施設に移送し、治療を実施している。

少年院では、女子の少年院入院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、平成 28 年度から、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（[資 4-60-1 参照](#)）を試行し、同プログラムの効果検証を進め、令和 4 年度から本格的な運用を開始した。

### 資 4-60-1 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要

#### 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム



出典：法務省資料による。

※ 15 PFI 手法や公共サービス改革法を活用した刑事施設

刑事施設の整備・運営に PFI (Private Finance Initiative) 手法（公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）や公共サービス改革法の活用が図られている施設。美祢社会復帰促進センター及び喜連川社会復帰促進センターにおいても、民間のノウハウとアイデアを活用し、女性受刑者特有の問題に着目した指導・支援を行っている。

## (6) 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号 61】

法務省は、長崎刑務所において、令和4年度から、障害者福祉の専門的知見やノウハウを有する社会福祉法人と業務委託契約を締結して、知的障害を有する又はその疑いのある受刑者を対象とした処遇・支援を行う事業を展開している（[資 4-61-1 参照](#)）。

また、令和6年度から、大阪府、大阪市及び堺市と連携協定を締結し、大阪刑務所に収容された受刑者のうち、発達上の課題を有する受刑者を一定数集約し、西日本成人矯正医療センターに編成された多職種の職員から成るチームの連携協力の下、特性に応じた処遇や、関係機関等と綿密に連携した社会復帰支援を行うモデル事業を開始している（[資 4-61-2 参照](#)）。

さらに、少年院において、在院者の年齢や犯罪的傾向の程度等に着目し、一定の共通する類型ごとに矯正教育課程<sup>\*16</sup>を定め、発達上の課題を有する者については、その特性に応じて、支援教育課程<sup>\*17</sup> I～Vのいずれかを履修するよう指定している。令和6年に支援教育課程 I～Vのいずれかを指定された在院者は684人（令和5年：578人）であった。発達上の課題を有する在院者の処遇に当たっては、平成30年度からは、身体機能の向上に着目した指導を導入しているほか、令和7年3月に「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」（[資 4-61-3 参照](#)）を改定し、その充実に努めている。

保護観察所では、類型別処遇（【施策番号 62】参照）における「発達障害」類型に該当する、又はその他発達上の課題を有する保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。また、更生保護官署職員及び保護司に対し、発達障害に関する理解を深め、障害特性を理解した上で的確な支援を行うための教材の整備等を実施している。

\* 16 矯正教育課程

在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、社会生活への適応に必要な能力等、一定の共通する特性を有する在院者を類型ごとに、その類型に該当する在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたもの。

\* 17 支援教育課程

障害又はその疑い等のため処遇上の配慮が必要な者に対して指定する矯正教育課程をいう。支援教育課程のうち、Iは知的障害、IIは情緒障害若しくは発達障害、IIIは義務教育終了者で知的能力の制約や非社会的行動傾向のある者等に対して指定する。また、IVは知的障害、Vは情緒障害若しくは発達障害のある者等で、犯罪的傾向が進んだ者に対して指定する。

資料4-61-1

## 長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業概要



## 長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業概要



## 現状・問題点

- 全受刑者のうち知的障害を有する者又はその疑いのある者（以下「知的障害受刑者」という）は、全国で**1,345名**であり、このうち療育手帳を取得している者は**414名（30.8%）**であることが判明（令和2年9月矯正局特別調査）
- 知的障害受刑者の再犯期間は短く、刑事施設への入所度数が多い傾向（必要な支援がないまま短期間で再犯を反復）
- 知的障害受刑者の再犯防止を推進するためには、①障害特性の把握と就労等を見据えた処遇の実施、②福祉サービス等を受けるための療育手帳の取得、③社会復帰後の継続した寄り添い型支援等が必要であるところ、矯正施設だけでこれら障害特性に目を向けた取組を行うには専門知識やノウハウが不十分
- 長崎刑務所**は、刑事施設では全国唯一の「社会復帰支援部門」が設置されており、社会福祉関係機関との連携実績あり

## 対策概要

長崎刑務所をモデル事業実施庁に指定し、九州各県所在の刑事施設から知的障害受刑者を一定数集約（50名程度）した上で、障害者福祉の専門的知見・ノウハウを有する社会福祉法人南高愛隣会に業務委託を行い、①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案、②処遇計画に基づく訓練・指導、③療育手帳等の取得に向けた調整、④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整を実施

## 事業イメージ

## 【対象者】

- ・福岡矯正管区内の刑事施設において、スクリーニング等により、知的障害及びその疑いがあるとされた者
- ・心身に重大な疾患を有しない者
- ・集団又は個別のプログラム等の処遇が実施可能な者
- ・移送時、残りの刑期が少なくとも1年以上ある者

## 【業務フロー】

福岡矯正管区において対象候補者の選定

移送

## 長崎刑務所



連携協力・  
情報共有

## 社会福祉法人 南高愛隣会 OK!

## 施設内処遇

## ○特性に応じた作業・訓練

- 👉 一般作業
- 👉 職業訓練
- 👉 職場体験

## ○特性に応じた指導

- 👉 一般改善指導（SST等）
- 👉 特別改善指導（犯罪の内容等に応じた指導を指定）
- 👉 教科指導

+

## 療育手帳の取得に向けた調整

+

## 社会復帰に向けた調整

## ○更生保護官署・地域生活定着支援センター等との調整

出所 （それぞれの地元などに帰住）

- 👉 一般就労（一般企業・特例子会社）
- 👉 福祉的就労等（農福・就労移行・継続支援）
- 👉 福祉的支援 など

## ① 特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案

- 👉 対象者の特性に応じた作業・訓練・指導内容の選定に係るアセスメントの支援を行い、処遇計画を立案

## ② 処遇計画に基づく訓練・指導

- 👉 就労を見据えて、知的障害者を多く雇用している企業の協力を得た作業の導入
- 👉 就労移行支援事業所等のノウハウを取り入れた職業訓練
- 👉 社会生活を見据えたライフスキル・ソフトスキルの習得など
- 👉 福祉的制度等への理解の促進

## ③ 在所中の療育手帳等の取得に向けた調整

- 👉 対象者が出所後に必要となる療育手帳について、在所中の取得に向けた調整
- 👉 必要に応じて障害受容に向けたカウンセリング

## ④ 息の長い寄り添い型支援を可能とする調整

- 👉 一般就労が可能な者は就労支援
- 👉 一般就労と福祉的支援の狭間にいる者は福祉的就労等
- 👉 福祉的支援を要する者は必要なサービスへの引き継ぎ
- 👉 出所して、それぞれの地元などに帰住した後も息の長い寄り添い型支援を可能とする施設内外が有機的に連携した包括的取組【調整機関等】

対象者が帰住予定の自治体福祉関係部局、社会福祉協議会、知的障害者更生相談所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行・継続支援事業所など

出典：法務省資料による。

資料4-61-2

## 発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業概要



## 発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業概要

## 現状・課題

- 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対して、その特性に応じた指導等の充実等を図ることが不可欠  
(第二次再犯防止推進計画・施策番号61)
- 一部の受刑者を対象とした一定期間の特別調査では、発達障害又はその疑いのある者は約12%
- 発達上の課題を有する受刑者（発達障害に加え、その疑いのある受刑者やこれに準じた者も含む）  
の特性を把握し、その特性に応じた矯正処遇・支援等を実施することが不十分
- 一般刑事施設においては、発達上の課題を有する受刑者の特性に応じた適切な処遇や医療的措置、  
福祉的支援を行うための専門知識やノウハウがやや不足
- 令和7年6月に導入される拘禁刑下においては、個々の受刑者の特性に応じた処遇・支援体制が不可欠

## 対策

- 拘禁刑の導入を見据え、大阪刑務所で、同所に収容している発達上の課題を有する受刑者を一定数集約し、  
西日本成人矯正医療センターの協力の下、医学、心理学、社会福祉学等の専門的知見を踏まえ、  
その特性に応じたきめ細やかな処遇・社会復帰支援体制を構築するモデル事業の実施
- 西日本成人矯正医療センターに、令和6年度から編成されている  
発達上の課題を有する受刑者の再犯防止と社会復帰に資する中核的な役割を担う多職種チーム  
の援助・協力

## 大阪モデル事業概要



- 大阪刑務所に収容されている発達障害又はその疑いのある受刑者及びこれに準じた者で、  
処遇上配慮を要する者のうち、一定の要件に該当する者



## 大阪刑務所

- 対象者を選定し、ユニット編入
- 定員：30名程度
- 処遇・支援期間：標準12か月

## 継続的なアセスメント

## 個人別処遇・支援計画の策定・定期的な見直し

## 特性に応じた、一貫した矯正処遇

- ⌚ 機能向上作業、特性に応じた刑務作業等
- ⌚ 日常生活での自立に役立つ各種改善指導

## 適切な治療・服薬指導

## 個別担任の指名とチームカンファレンス

## 出所後を見据えた早期からの社会復帰支援

- ⌚ 地方更生保護委員会・保護観察所・関係機関等との綿密な連携・調整
- ⌚ 関係機関等の協力を得て行う各種支援
- ⌚ ケース会議、引受人等への助言指導等

派遣・援助

## 西日本成人矯正医療センター

- 発達上の課題を有する受刑者への処遇・支援、  
医療等に係る専門的知見を踏まえた協力・援助

## 多職種チーム

- 刑務官
- 教育専門官（法務教官）
- 調査専門官（心理技官）
- 福祉専門官（精神保健福祉士）
- 作業療法士
- 看護師



## &lt;多職種チームの主な業務内容&gt;

- ⌚ アセスメント
- ⌚ 個別処遇・支援計画の立案・策定
- ⌚ 処遇・支援プログラムの開発・メンテナンス
- ⌚ 刑事施設の職員の対応能力向上のための各種研修

等

地方更生保護委員会  
保護観察所

- 刑事施設収容中に<sup>行う</sup>  
出所後の生活環境の調整
- 出所後の処遇・支援 等

協定に基づく  
連携・協力

## 地方公共団体等

- 発達障害者支援センターによる  
刑事施設職員への研修等
- 地域社会の各種支援につなげるため  
の情報提供や連絡調整 等

出典：法務省資料による。

## 資 4-61-3

## 発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン改訂の概要

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

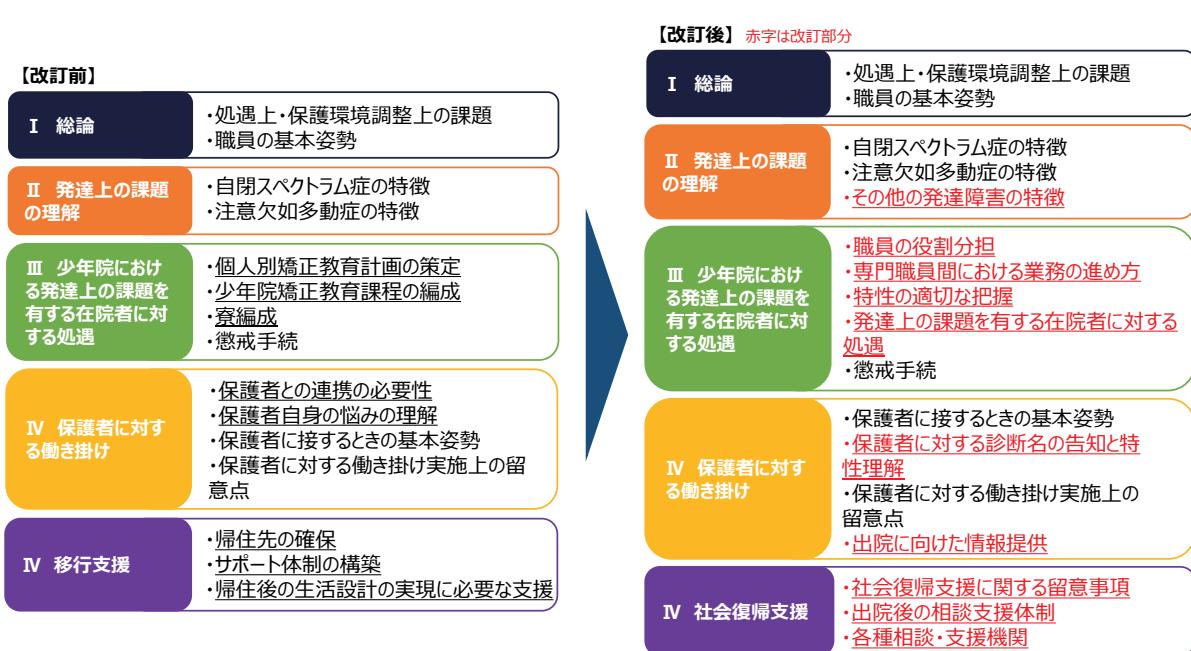
第5章

第6章

第7章

## 発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン

- 平成28年6月、少年院における処遇を一層充実させていくための指針となるようガイドラインを作成。
- 少年院においては、発達障害の診断を有する新収容者数が増加しており、支援教育課程以外の矯正教育課程においても発達上の課題を有する者が一定数いることから、全ての少年院の職員が、発達上の課題を有する在院者に対する処遇に関する理解を深め、処遇上の様々な課題に対応していくため、令和7年3月、ガイドラインを改訂。



出典：法務省資料による。

## (7) 各種指導プログラムの充実 【施策番号 62】

法務省は、刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（【施策番号 51】参照）や薬物依存離脱指導（【施策番号 34】参照）等の特別改善指導（**資 4-62-1** 参照、同指導の受講開始人員は**資 4-62-2** 参照）のほか、一般改善指導（**資 4-62-1** 参照）としてアルコール依存回復プログラム（**資 4-62-3** 参照）、暴力防止プログラム（**資 4-62-4** 参照）等を実施している。

特に、児童等に対する虐待行為をした受刑者に対しては、暴力防止プログラムの中で、再加害防止に向けて、本人の責任を自覚させ、暴力を振ることなく生活するための具体的なスキルを身に付けるとともに、家族を始めとした親密な相手に対する暴力に関するカリキュラムを実施しているほか、必要に応じて、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるための被害者の視点を取り入れた教育（【施策番号 63】参照）も実施している。

少年院では、平成 30 年から、特殊詐欺の問題性を理解させ、再犯・再非行を防止するための指導を一層充実・強化するための教材整備を行っており、ワークブックに加え、被害に関する理解等を深めるため、被害者の方々に協力いただいて視聴覚教材を作成し、令和 3 年度から、特殊詐欺に関与した少年院在院者を対象に、これらを用いて特殊詐欺非行防止指導を体系的に実施している。また、在院者本人は日本国籍であっても、両親が外国籍であったりするなど、外国にルーツを持つ者が一定数存在しており、そのことに起因した特有の課題を有している者もいることから、令和 6 年度、外国にルーツを持つ在院者を対象とした指導教材として、「多文化共生プログラム」（ワークブック形式の教材及び視聴覚教材）を作成した。

保護観察所では、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施している（同プログラムの開始人員は**資 4-62-5** 参照）。専門的処遇プログラムは、性犯罪再犯防止プロ

グラム（【施策番号51】参照）、薬物再乱用防止プログラム（【施策番号34】参照）、暴力防止プログラム（**資4-62-6** 参照）及び飲酒運転防止プログラム（**資4-62-7** 参照）の4種類がある。保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けるほか、必要に応じて生活行動指針<sup>\*18</sup>として設定するなどして実施している。なお、令和4年度からは、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に伴い、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇の充実を図ることを目的として、各プログラムを特別遵守事項として義務付けて実施することを可能とする対象者の範囲を、従来の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のみならず、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者にまで拡大し、特定の犯罪的傾向の改善のため、各プログラムを実施している。

令和元年から、児童に対する虐待行為をした保護観察対象者に対しては、暴力防止プログラム（児童虐待防止版）（**資4-62-8** 参照）を試行的に実施し、身体的虐待につながりやすい考え方の変容、養育態度の振り返り、児童との適切な関わり方の習得、身体的虐待を防止するために必要な知識の習得を図っている。

また、令和2年3月から、保護観察対象者のうち嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、「窃盗事犯者指導ワークブック」や、自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用し、窃盗の背景要因や問題を分析し、窃盗を止める意欲を高め、具体的な行動計画を考えさせること等を通じて、その問題性に応じた保護観察処遇も実施している。

さらに、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇として「類型別処遇」（**資4-62-9** 参照）を実施している。類型別処遇では、保護観察対象者に対する類型ごとの処遇指針として、「類型別処遇ガイドライン」を定め、同ガイドラインをアセスメント、保護観察の実施計画の作成及び処遇の実施等に活用している。例えば、「特殊詐欺」類型の保護観察対象者については、特殊詐欺グループ以外の居場所を持てるよう、就労や就学を中心とした健全な生活を送るための指導等を行うとともに、特殊詐欺が被害者に与えた影響について理解させ、<sup>しょく</sup>贖罪の意識を深めさせることにより、謝罪や被害弁済等の今後行うべきことを考えさせている。

以上に加え、保護観察対象者について、自己有用感の涵養、規範意識や社会性の向上を図るため、公園や河川敷等公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行う社会貢献活動（**資4-62-10** 参照）を、特別遵守事項として義務付けたり、必要に応じて生活行動指針として設定したりして実施している。

令和6年度末現在、社会貢献活動場所として2,035か所（令和5年度：2,101か所）が登録されており、その内訳は、福祉施設が1,005か所（令和5年度：1,033か所）、公共の場所が788か所（令和5年度：820か所）、その他が242か所（令和5年度：248か所）となっており、社会貢献活動を343回（令和5年度：364回）実施し、延べ579人（令和5年度：642人）が参加した。

\*18 生活行動指針

保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときに保護観察所の長が定める保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針である。保護観察対象者は、生活行動指針に即して生活し、行動するよう努めることを求められるが、これに違反した場合に、直ちに不良措置をとられるものではない点で、特別遵守事項とは異なる。

## 資料4-62-1

## 刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ



出典：法務省資料による。

## 資料4-62-2

## 刑事施設における特別改善指導の受講開始人員

(令和2年度～6年度)

プログラムの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
薬物依存離脱指導	7,707	7,493	7,418	6,869	6,826
暴力団離脱指導	551	383	374	408	388
性犯罪再犯防止指導	424	433	553	526	544
被害者の視点を取り入れた教育	538	468	530	481	423
交通安全指導	1,659	1,583	1,621	1,607	1,382
就労支援指導	2,952	2,900	2,868	2,791	982

注 1 法務省資料による。

2 就労支援指導について、令和5年12月以降は、就労準備指導として実施。

## 資料4-62-3

## 刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要

地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における一般改善指導

## アルコール依存回復プログラム

## ■ 指導の目標

自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。

- 対象者
  - 1 交通安全指導対象者のうち、アルコール依存回復プログラムを受講することが効果的であると認められるもの
  - 2 飲酒の問題が本件や本人の心身の健康に影響を与えている者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（民間自助団体等）
- 指導方法 認知行動療法に基づき、グループワークの手法を用いる。
- 実施頻度等 1単元60分から90分、8単元、標準実施期間：2～4か月

## カリキュラム

単元	項目	指導内容
1	オリエンテーション	プログラムの流れを理解して、飲酒行動についてふり返り、今後の飲酒行動を考える。
2	なぜお酒を飲みたくなるのか？	飲酒の流れについて理解し、自分の飲酒の引き金について考える。
3	お酒を飲みたくなったら…？ (1)	飲酒の流れと自分の外側にある引き金への対処法を学習し、引き金につながる状況への対処を考える。
4	お酒を飲みたくなったら…？ (2)	自分の内側にある引き金への対処法を学習し、引き金につながる状況への対処を考える。
5	またお酒を飲みたくなるサイクル	再飲酒につながる、行動や思考のサインについて学習し、その対処法について考える。
6	ストレスと飲酒の関係	再飲酒とストレスの関係について学習し、その対処法について考える。
7	飲まない生活のための人間関係	飲酒行動のコントロールを支える人間関係について学習し、また、対人場面での対処について考える。
8	出所後を考える	出所後のスケジュールについて学習し、出所後の目標について確認する。

出典：法務省資料による。

## 資料4-62-4

## 刑事施設における暴力防止プログラムの概要



## 刑事施設における一般改善指導

## 暴力防止プログラム

- 指導の目標
  - 1 暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう、非暴力への動機付けを高めさせる。
  - 2 暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに、そこから抜け出し、暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる。
  - 3 暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて、施設在所中から実践を通じて身に付けさせる。
- 対象者 本件が暴力事犯の者又は過去に暴力の問題を有する者
- 指導方法 認知行動療法の手法を取り入れたグループワーク、ロールプレイ、課題学習、討議、個別面接等
- 実施頻度等 1回60~90分、全18回、おおむね4~6か月間で実施

## カリキュラム

単元	項目	概要
1	オリエンテーション	自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの、失ったものについて考える。
2	危ない場面での対処法	簡単にできる対処法を理解・修得する。
3	間を取って落ち着く	リラックス方法や間の取り方を理解・修得する。
4	暴力の道筋ときっかけ	暴力に至る道筋ときっかけに気づき、そうならないための方法を考える。
5	暴力と身体的反応（体の変化）	暴力と自己の身体的反応を理解する。
6	暴力と感情（気持ち）	暴力と感情の関係を理解する。
7	暴力と思考（心のつぶやき）	暴力と思考の関係を理解する。
8	思考チェンジ ～「MCC法」について～	暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。
9	親密な相手への暴力（理解①）	DVや児童虐待等について理解する。
10	親密な相手への暴力（理解②）	
11	親密な相手への暴力（対処法）	親密な相手へ暴力を振るわないよう、対等な人間関係について考える。
12	理想のライフスタイル	理想のライフスタイルを考え、その実現のための段取りを考える。
13	暴力に近づかないためのコミュニケーション	暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
14	アサーション ～適切な自己主張～	適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
15	問題を解決する（計画）	問題を解決する手段を理解するとともに、ロールプレイを通した実践を行う。
16	問題を解決する（実践）	
17	これまで振り返る	プログラムを振り返り、自分の変化を確認する。

出典：法務省資料による。

### 資料4-62-5 保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員

## ①仮釈放者

(令和2年～6年)

プログラムの種類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
性犯罪再犯防止プログラム	510	442	455	465	450
薬物再乱用防止プログラム	1,797	1,661	1,588	1,334	1,188
暴力防止プログラム	153	118	117	134	115
飲酒運転防止プログラム	173	177	143	140	132

## ②保護観察付全部執行猶予者

プログラムの種類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
性犯罪再犯防止プログラム	256	273	241	270	274
薬物再乱用防止プログラム	298	323	265	242	219
暴力防止プログラム	103	92	82	78	79
飲酒運転防止プログラム	51	53	51	50	45

## ③保護観察付一部執行猶予者

プログラムの種類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
性犯罪再犯防止プログラム	25	16	19	14	15
薬物再乱用防止プログラム	1,407	1,255	1,173	883	636
暴力防止プログラム	4	7	2	0	2
飲酒運転防止プログラム	3	1	3	2	2

## ④18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者

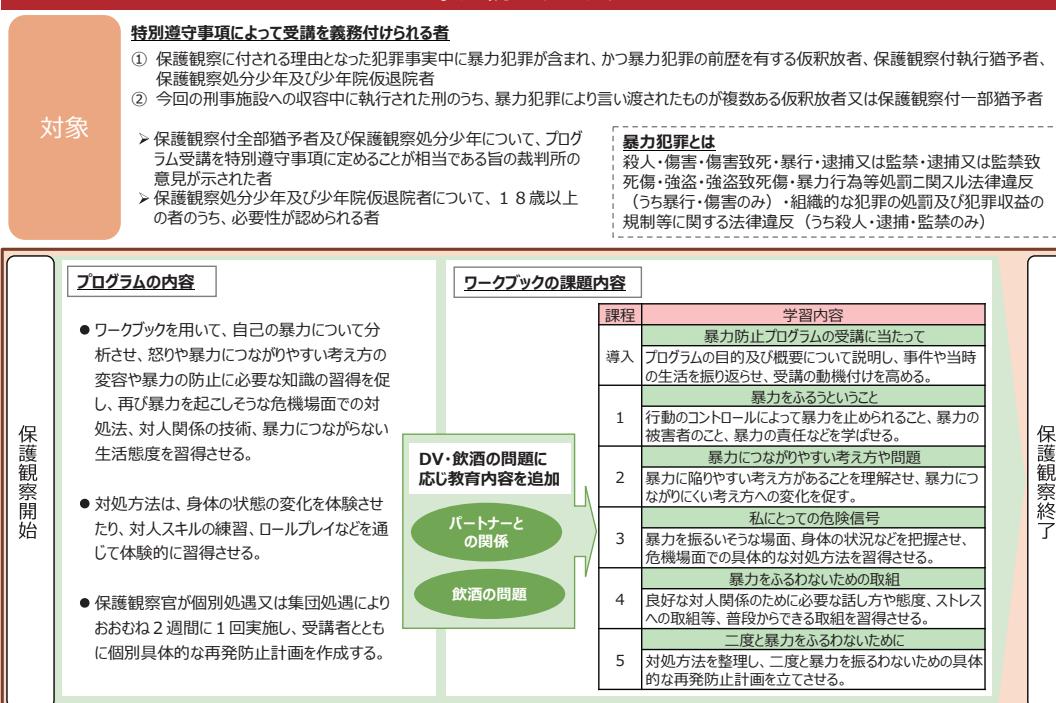
プログラムの種類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
性犯罪再犯防止プログラム	—	—	77	97	136
薬物再乱用防止プログラム	—	—	106	202	311
暴力防止プログラム	—	—	39	82	78
飲酒運転防止プログラム	—	—	2	2	2

注 1 法務省資料による。

- 2 ①から③において、「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。
- 3 「性犯罪再犯防止プログラム」については、平成29年から令和4年3月までは、「性犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
- 4 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者」とび「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

### 資料4-62-6 保護観察所における暴力防止プログラムの概要

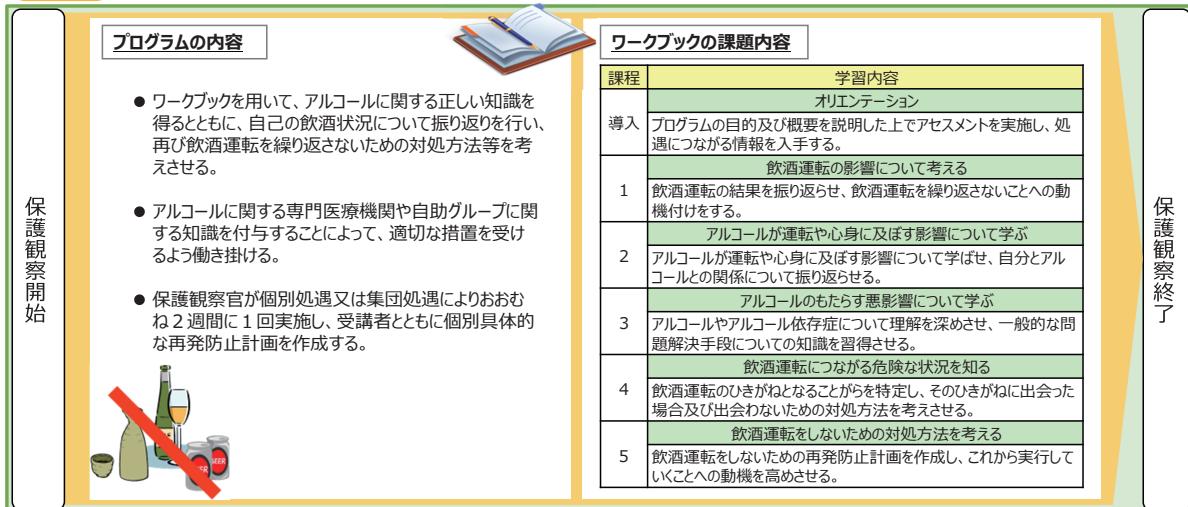
## 暴力防止プログラム



出典：法務省資料による。

## 資料 4-62-7

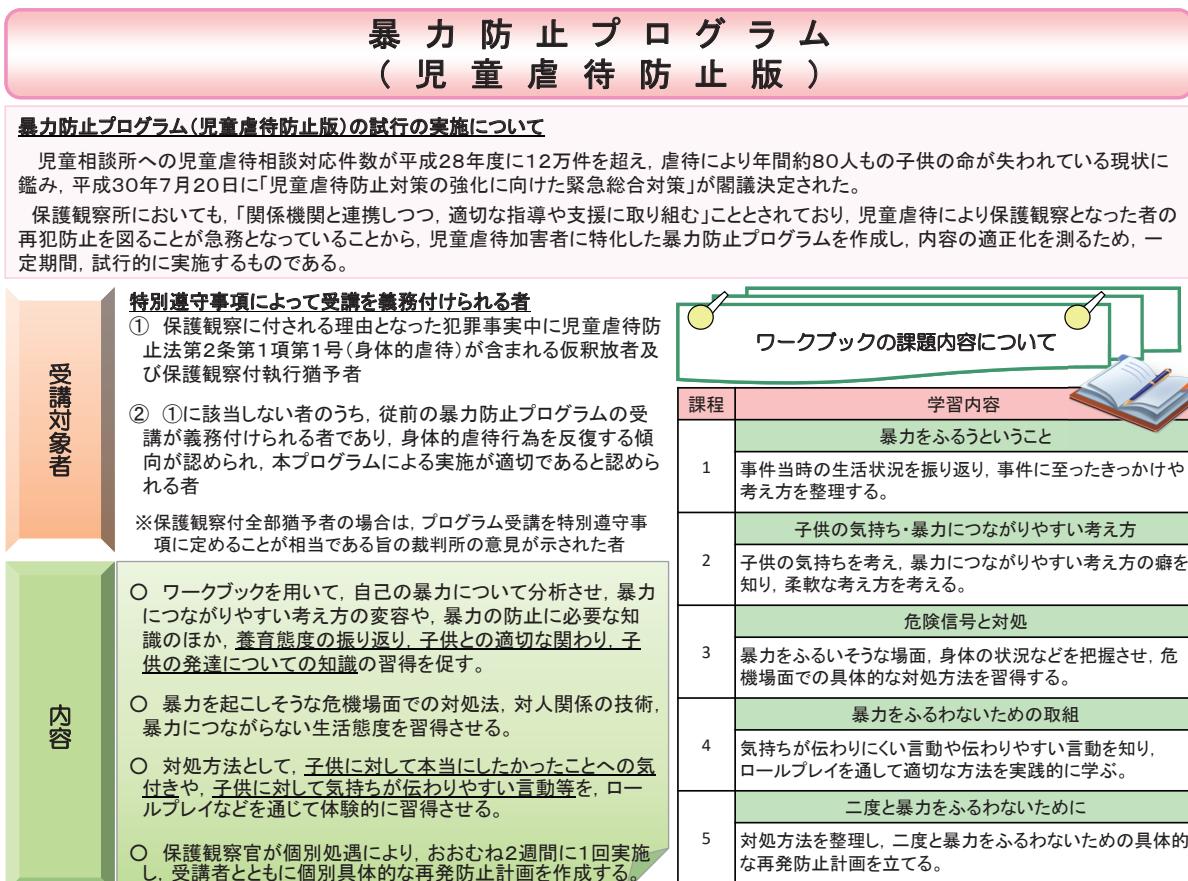
## 保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要



出典：法務省資料による。

## 資料 4-62-8

## 保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の概要



出典：法務省資料による。

## 資料4-62-9 保護観察所における類型別処遇の概要

## 類型別処遇

類型別処遇の目的		類型の区分
<p>保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇の方法等に関する知見を活用した保護観察を実施するための指針（※）を定め、犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析、保護観察の実施計画の作成並びにその実施等に活用することにより、保護観察の実効性を高めることを目的とするもの。</p>		児童虐待
<p>※類型別処遇ガイドライン</p> <p>類型別処遇を実施するための指針として作成したものであり、右記4領域16類型について、その定義を述べた上で、見立てをするための視点を提示し、そのための情報収集の留意事項を記載したほか、各類型に適合した処遇の方法の例を記載している。</p>		配偶者暴力
		家庭内暴力
		ストーカー
		暴力団等
		暴走族
		特殊詐欺
		就労困難
		就学（中学生）
		精神障害（発達障害、知的障害）
		高齢
		薬物
		アルコール
		性犯罪
		ギャンブル
		嗜癖的窃盗

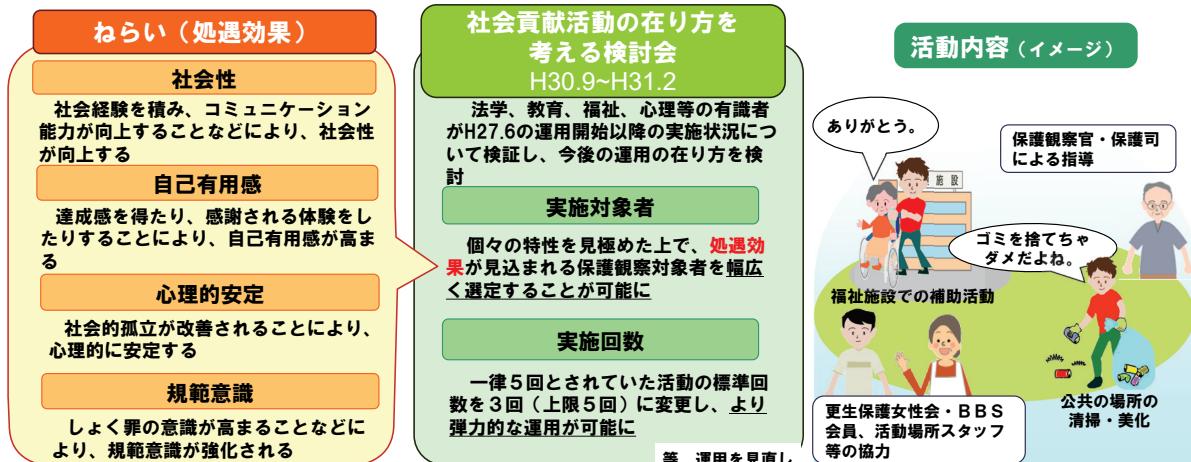
出典：法務省資料による。

## 資料4-62-10 保護観察における社会貢献活動

## 保護観察における社会貢献活動

## ! Point 社会貢献活動とは

保護観察対象者に地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行わせ、特別遵守事項で設定  
善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図るもの



出典：法務省資料による。

### ③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号 63】

法務省は、刑事施設において、罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させるとともに、犯罪被害者等に誠意を持って対応し、謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせるため、特別改善指導（【施策番号 62】参照）として「被害者の視点を取り入れた教育」（[資 4-63-1 参照](#)）を実施している（令和6年度の受講開始人員は423人（令和5年度：481人））。

少年院では、全在院者に対し、被害者心情理解指導を実施している。また、特に被害者を死亡させ、又は被害者的心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等について考える必要がある者に対しては、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育（[資 4-63-2 参照](#)）を実施しており、令和6年度は、63人（令和5年度：45人）が修了した。これらの指導の結果は、継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

また、刑事施設及び少年院では、令和5年12月から、受刑者・在院者の矯正処遇等に被害者等の心情等をより直接的に反映し、被害者等の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者等に反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図ることを目的として、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用を開始しており、令和6年中に心情等を伝達した件数は129件（刑事施設：92件、少年院37件）であった。

保護観察所では、犯罪被害者等の申出に応じて犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等聴取・伝達制度）において、当該対象者に被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるための指導監督を徹底している（令和6年中に、心情等を伝達した件数は181件（令和5年：154件））。

なお、本制度は刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法が令和5年12月から施行されたことに伴い、犯罪被害者等からの申出に応じて、保護観察対象者に伝達する場合に限らず犯罪被害者等の心情等を聴取することができることとされ、聴取した心情等を保護観察における指導監督を行うに当たって考慮するなど、その適正な運用を図っている。

また、上記の改正更生保護法において、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが保護観察対象者に対する指導監督の方法として加えられ、また、犯罪被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に申告し又は当該事実に関する資料を提示することが、保護観察における遵守事項の類型に加えられたことから、これらに基づく指導監督の充実を図るなど、犯罪被害者等の思いに応える保護観察処遇の一層の充実を図っている。なお、特に被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対しては、しょく罪指導プログラム（[資 4-63-3 参照](#)）による処遇を行い、犯罪被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導している（令和6年に、しょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は1,726人（令和5年：1,502人））。

なお、矯正施設及び保護観察所では、家庭裁判所や検察庁等から送付される処遇上の参考事項調査票等に記載されている犯罪被害者等の心情等の情報を指導に活用している。

加えて、一定の条件に該当する保護観察対象者を日本司法支援センター（法テラス）<sup>\*19</sup>に紹介し、被害弁償等を行うための法律相談を受けさせたり、弁護士、司法書士等を利用して犯罪被害者等との示談交渉を行うなどの法的支援を受けさせており、保護観察対象者が、犯罪被害者等の意向に配慮しながら、被害弁償等を実行するよう指導・助言を行っている。

\* 19 日本司法支援センター（法テラス）  
国により設立された、法による紛争解決に必要な情報やサービスを提供する公的な法人

## 資料4-63-1

## 刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要



## 刑事施設における特別改善指導

## 被害者の視点を取り入れた教育

地域社会とともに  
開かれた矯正へ

- 対象者 被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯し、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要がある者
- 指導者 刑事施設の職員（教育専門官、調査専門官、刑務官）、民間協力者（犯罪被害者及びその遺族等、被害者支援団体、犯罪被害者問題に関する研究者、警察及び法曹関係者等）
- 指導方法 ゲストスピーカー等による講話、講義、視聴覚教材の視聴、グループワーク、役割交換書簡法、課題作文、個別面接等を適宜組み合わせて実施
- 指導内容等

【導入プログラム】 刑執行開始時指導終了後おおむね1年以内に実施 1単元60～90分 全3単元  
標準実施期間：1～3か月

【準備プログラム】 導入プログラム終了後から本科プログラム開始までの間、年1回以上を標準とし対象者の刑期、資質及び指導の効果等を考慮して実施

【本科プログラム】 1単元50分 全12単元 標準実施期間：3～6か月

【継続プログラム】 本科プログラム終了後、年1回以上を標準とし、釈放前おおむね1年間は2回以上実施

■ 導入プログラム：受刑に対する気持ちを整理させ、犯した罪やその影響に向き合う心構えを作る。

- |  |  |
|--|--|
| オリエンテーション                                    | ・受講の目的と意義について理解させる。等   |
| 事件の振り返り                                      | ・自分の事件を振り返り、事件に至った自己の問題点について考えさせる。   |
| 被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況の理解と今後の受刑生活の在り方 | ・被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況について、事例を基に学ばせる。<br>・受刑期間を通じて事件や被害者及びその遺族等に向き合う動機付けを高めさせる。等 |

■ 準備プログラム：自己の問題に目を向けさせ、被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等に向き合わせるなどして、自らのしょく罪の在り方を模索させる。

- |             |   |
|-------------|---|
| 本科プログラムへの準備 | ・本科プログラムの実施に向け、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち、対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。 |
|-------------|---|

■ 本科プログラム：自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等を認識させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固める。

- |  |  |
|--|--|
| オリエンテーション                                  | ・受講の目的と意義を理解させる。   |
| 命の尊さの認識                                    | ・命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。                                     |
| 被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等の理解 | ・被害者及びその遺族等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等について、様々な観点から多角的に理解させる。 |
| 罪の重さの認識                                    | ・犯罪行為を振り返らせ、自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。                              |
| 謝罪及び被害弁償についての責任の自覚                         | ・被害者及びその遺族等に対して、謝罪や被害弁償の責任があることについて自覚させる。                      |
| 具体的な謝罪及び被害弁償の方法                            | ・具体的な謝罪及び被害弁償の方法について自分の事件に沿って考えさせる。                            |
| 再び罪を犯さない決意                                 | ・再び罪を犯さないための具体的な方策を考えさせる。                                      |

## ゲストスピーカー講演

■ 継続プログラム：再び罪を犯さない具体的な方法を考えるとともに、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる。

- |           |  |
|-----------|--|
| 継続的な指導の実施 | ・謝罪及び被害弁償についての責任の自覚を深め、その方法を具体化するため、導入プログラム及び本科プログラムの各項目のうち、対象者に指導する必要性が高いと認められるものについて、当該項目に準じて行う。 |
|-----------|--|



被害者及びその遺族等の心情や置かれている状況等について、犯罪被害者等を刑事施設に招へいし、講演等を実施。

出典：法務省資料による。

## 資料 4-63-2

## 少年院における被害者の視点を取り入れた教育の概要

## 少年院における特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育）

## ★ 指導目標

自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者及びその家族に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考える。

- 対象者 被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある者

- 指導内容 ①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせて実施

- 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供



## 中核プログラム

## 指導内容の概要

項目	指導内容	指導方法																											
① 中核 プログラム  <small>(共通)</small>	自己の与えた被害を直視し、非行の重大性や被害者等の現状を認識するとともに、被害者等に対する謝罪等の気持ちを高めるための指導	・「責任を考える」（ワークブック）を用いた個別指導又はグループワーク	<input type="radio"/> 実施形式 個別指導又はグループワーク <input type="radio"/> 指導時間数 12単元																										
② 周辺 プログラム	被害者等の心情を正面から受け止めるための指導（3級及び2級の段階に実施することが望ましい）	・ゲストスピーカーによる講話 ・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単元</th><th>指導科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td><td>被害者の方等が受けた被害について理解する</td></tr> <tr> <td>第2回</td><td>自分と向き合う</td></tr> <tr> <td>第3回</td><td>事実と向き合う①</td></tr> <tr> <td>第4回</td><td>事実と向き合う②</td></tr> <tr> <td>第5回</td><td>事件への自分の関与について考える</td></tr> <tr> <td>第6回</td><td>被害者の方等の視点から考える</td></tr> <tr> <td>第7回</td><td>償いについて考える①</td></tr> <tr> <td>第8回</td><td>償いについて考える②</td></tr> <tr> <td>第9回</td><td>償いについて考える③</td></tr> <tr> <td>第10回</td><td>償いを実現するための方法について考える①</td></tr> <tr> <td>第11回</td><td>償いを実現するための方法について考える②</td></tr> <tr> <td>第12回</td><td>これからの生き方について考える</td></tr> </tbody> </table>	単元	指導科目	第1回	被害者の方等が受けた被害について理解する	第2回	自分と向き合う	第3回	事実と向き合う①	第4回	事実と向き合う②	第5回	事件への自分の関与について考える	第6回	被害者の方等の視点から考える	第7回	償いについて考える①	第8回	償いについて考える②	第9回	償いについて考える③	第10回	償いを実現するための方法について考える①	第11回	償いを実現するための方法について考える②	第12回	これからの生き方について考える
単元	指導科目																												
第1回	被害者の方等が受けた被害について理解する																												
第2回	自分と向き合う																												
第3回	事実と向き合う①																												
第4回	事実と向き合う②																												
第5回	事件への自分の関与について考える																												
第6回	被害者の方等の視点から考える																												
第7回	償いについて考える①																												
第8回	償いについて考える②																												
第9回	償いについて考える③																												
第10回	償いを実現するための方法について考える①																												
第11回	償いを実現するための方法について考える②																												
第12回	これからの生き方について考える																												
自己の非行に目を向けるとともに、罪障感を高め、謝罪等に向けた決意を固めるための指導（2級及び1級の段階に実施することが望ましい）	・ロールレタリング ・個別面接指導 ・課題作文指導 等																												
③ フォローアップ	中核プログラムの復習・見直しを行うとともに、出院後の生活を見据えた対応等を考えるための指導	・「責任を考える」（ワークブック）を用いた個別指導																											

出典：法務省資料による。

## 資料4-63-3 保護観察所におけるしょく罪指導プログラムの概要

## しょく罪指導プログラム

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件により保護観察に付された者（短期保護観察、交通短期保護観察及び更生指導を受けている者を除く）</li> <li>○ その他、被害の状況や被害者感情等も踏まえ、指導プログラムを実施することが必要と判断された者</li> </ul>
目的	対象者に、犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とする。
実施方法	保護観察官及び保護司による個別指導 ワークブックに沿って各課程の内容について実施対象者と話し合いながら学習を行う
内容	<p>導入 保護観察開始当初の面接等において、指導プログラムの内容、方法等必要な事項を説示するほか、自己の犯罪行為を振り返らせ、指導プログラムに取り組む動機付けを行う。</p> <p>第1課程 自己の犯した罪の重さを認識させるとともに、加害者として負うべき責任について考えさせる。</p> <p>第2課程 被害者等の心情や置かれている状況等を理解させる。</p> <p>第3課程 被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考え方について整理させる。</p> <p>第4課程 具体的なしょく罪計画を策定させる。</p>



しょく罪計画の実行に向けた指導、しょく罪計画の見直し

出典：法務省資料による。



## COLUMN

## 7

## 発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業について

大阪刑務所・西日本成人矯正医療センター

刑事施設においては、成人期の発達障害（いわゆる大人の発達障害）を有する者が一定数おり、その特性を踏まえた処遇・社会復帰支援のためには、医学、心理学、社会福祉学等の様々な専門的な見地から多角的にアプローチしていくことが重要です。

大阪刑務所では、令和6年11月から、発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）を開始しました（【施策番号61】参照）。モデル事業では、西日本成人矯正医療センターに編成された、刑務官、調査専門官、教育専門官、作業療法士、福祉専門官及び看護師からなる多職種の職員によるチーム（以下「多職種チーム」という。）を大阪刑務所に派遣し、同所での発達上の課題を有する受刑者に対する様々な処遇・社会復帰支援を実施しています。多職種チームは、それぞれが有する経験や専門性を持ち寄り、協力し合うことで、発達上の課題を有する受刑者の特性に応じた処遇、社会復帰支援の充実強化を図ることを目的としています。

モデル事業の対象者は、大阪刑務所に収容されている、発達障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で、処遇上配慮を要するもののうち、一定の要件を満たすものとしており、その選定については、スクリーニングとしての「第一次選定」と、より詳細にアセスメントを行う「第二次選定」により行っています。対象者選定後は、モデル事業実施専用ユニット<sup>\*</sup>に編入され、多職種チームと大阪刑務所が連携・協力しながら、継続的なアセスメント、個人別処遇・支援計画の策定・定期的な見直し、個別担任の指名とチームカンファレンス等の取組を通じて、対象者に対し、特性に応じた作業と指導を柔軟に組み合わせた矯正処遇を実施するとともに、出所後を見据えた社会復帰支援を実施しています。また、処遇の実施に当たっては、発達上の課題を有する受刑者の特性に起因する精神的・心理的ストレスの緩和等を図るべく、生活空間に植物との触れ合いを介在させ、落ち着いた色合いを取り入れるなどの処遇環境への配慮も行っています。

令和6年11月18日には、大阪刑務所において、大阪府、大阪市、堺市、近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、大阪矯正管区（令和7年度から近畿矯正管区に名称変更）、大阪刑務所及び西日本成人矯正医療センターの8機関が連携・協力し、発達上の課題を有する受刑者の再犯防止及び円滑な社会復帰に向けた新たな処遇・社会復帰支援に取り組むことを内容とした連携協定を締結しました。

本モデルの実施に当たっては、対象者が個々の発達上の課題を認識し、それを受容し、自身にとって、どのような支援が必要なのか、自身が抱えている生きづらさをどのように克服していくことができるかなどを主体的に考えられるようになることが非常に重要であり、社会復帰支援に関しても、一人一人の特性やニーズを踏まえ、出所後の生活を見据えた上で、在所中から必要な支援をする必要があります。それらの実施は簡単なことではなく、課題も多くあると感じていますが、刑事施設の職員による働き掛けだけではなく、在所中から関係機関等との連携・協力を密に進めることで、対象者に対する息の長い支援を実施し、対象者の円滑な社会復帰及び再犯防止の実現につなげていきたいと思います。



協定締結式の様子



改善指導でのグループワークの様子

\* 本モデル事業の対象となる受刑者が、生活をしたり作業や改善指導を受けたりする専用のエリアであり、対象者の特性に配慮した居室、工場、教室、面接室等を整備している。



# 第5章



ここだけが幸

## 民間協力者の 活動の促進等のための取組

第1節 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援	118
第2節 民間協力者（保護司を除く）の活動の促進	123

## 第1節

## 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援

## 1 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号 64】

昭和 25 年の保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）制定により、現在の保護司制度の骨格が作られてから、保護司<sup>※1</sup>は、罪を犯した人や非行のある少年たちの立ち直りを支援する処遇活動を行うとともに、広報啓発や犯罪予防などの地域活動にも積極的に取り組んできた。しかし、近年、保護司の担い手確保が次第に困難となり、高齢化が進んでいることが課題となっている。

こうした状況を踏まえ、第二次計画に基づき、令和 5 年 5 月から、法務省において「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、所要の検討を進め、令和 6 年 10 月に報告書が取りまとめられた（[資 5-64-1 参照](#)）。

報告書には、公募の取組の試行、保護司の安全確保等、政府が今後講じていくべき 78 の施策等が盛り込まれている。

## 資 5-64-1

## 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（報告書概要）

法務省保護司

## 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（報告書概要）

## 1 第二次再犯防止推進計画（令和 5 年 3 月 1 日開議決定）

## ○持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号 64】

法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推進、委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2 年を目標として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。

## 2. 論点ごとの課題事項

## ①推進・委嘱の手順・年齢条件

○保護司法第 3 条第 1 項（推薦及び委嘱）、同法第 7 条（任期）

○公募の導入

○委嘱時の手順、再任時上限年齢の取扱い

等

## ②職務内容の在り方・保護観察官との協働態勢の強化

○保護司法第 8 条の 2（職務の遂行）

○処遇活動又は地域活動のみを行う等担当制（保護司活動の限定）の導入

○事件を担当することへの不安・負担の軽減

○平日休間・休日の会合・研修実施等保護観察官対応

等

## ③待遇・活動環境

○保護司法第 2 条（設置区域及び定数）、同法第 1 条（費用の支給）、同法第 13 条（保護司会）

○会費・実費負担分の取扱い

○報酬制の導入

○デジタル化の推進

○更生保護サポートセンターの在り方

○保護機関・保護司会の在り方

○社会的認知度の向上・広報の在り方

## ④保護司の使命

○保護司法第 1 条（保護司の使命）

○これからの中時代を見据えた保護司の使命とは

## ⑤保護司の安全確保

○保護司活動における安全・安心の確保策の在り方

○保護司や家族の不安の整備

○自宅以外の面接場所の確保

等

## 3. スケジュール

令和 5 年 5 月 1 日	第 1 回	論点と論点ごとの課題について意見交換
6 月 20 日	第 2 回	保護司・保護司会の視察・ヒアリング
7 月 27 日	第 3 回	推進・委嘱の手順・年齢条件、保護司の使命
8 月 30 日	第 4 回	職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命
9 月 21 日	第 5 回	待遇、活動環境、保護司の使命
12 月 21 日	第 6 回	保護司の使命等
令和 6 年 2 月 21 日	第 7 回	中間取りまとめの確定
3 月 28 日	第 8 回	有識者からのヒアリング・意見交換
6 月 27 日	第 10 回	保護司の安全確保等
7 月 29 日	第 11 回	保護司の安全確保
8 月 29 日	第 12 回	報告書案について意見交換
9 月 27 日	第 13 回	報告書案について意見交換
10 月 3 日	第 14 回	報告書の確定（法務大臣への報告）

## 4. 標員（1 名）

ペテラン・若手の現役保護司 5 名を含む学識経験者等有識者から構成

## 5. 今後講じていく施策等

## ①推進・委嘱の手順・年齢条件

## ✓ 保護司の取組実行

➢ 保護司の個人の手に離らず、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、いわゆる公募の取組を保護司会の意向を十分に踏まえつつ試行。

## ✓ 委嘱時上限年齢を増加

➢ 社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢を延長していることを踏まえ、令和 7 年度から、保護司会における年齢層のバランスに留意しつつ、新任委嘱時の上限年齢（原則 66 歳以下）を拡張。

## ✓ 任期の見直し

➢ 長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるに十分な期間を確保するという観点から、2 年の任期を見直す。

## ✓ 國際化への更なる対応

➢ 保護司会の意向や地域の実情を十分に踏まえ、外国語や外国文化に精通している人材を保護司や保護司活動の協力者として確保。

## ②職務内容の在り方・保護観察官との協働態勢の強化

## ✓ 保護司活動の分担制はましまない

➢ 保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通してより良く達せられるものであり、どちらか一方のみを担当する分担制はましまない。ただし、多忙により活動に割かれてしまう現役世代にも配慮し、今後も活動の在り方を模索。

## ✓ デジタル技術を活用した保護司活動の負担軽減

➢ 保護司専用 HP（H@）の活用促進や利便性向上のため機能拡充、土日・夜間を含めて広く研修の機会を確保するためのリモート研修の実施。

## ✓ 犯罪被害者の心の傷を十分に考慮した処遇の強化

➢ 保護観察官及び保護司会において、保護観察等対象者に、自らの犯罪の責任を自覚させ、被害者等の心の傷を理解せることにつなげ、誠実に被害弁償せたり、心からの謝罪の気持ちを持たせたりするなど、適切な処遇を強化。

## ③待遇・活動環境

## ✓ 賃金制はひさしない

➢ 保護司活動は、労働の対価としての給与の支給を受けずに行われている崇高な社会貢献の取組。保護司の無償性は、利他の精神や人間尊重に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があるもの。

## ✓ 保護司実費弁償金の充実

➢ 幅広い年齢層の保護司が、保護観察等の担当の有無にかかわらず、無理なく保護司活動を継続できるよう保護司実費弁償金を充実。保護司組織の維持・強化に必要な保護司実費弁償金も充実。

## ✓ 現役世代が保護司活動を長く継続できるようするための環境整備

➢ 保護司活動に際し、兼職の可否や職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことや、ボランティア休暇制度の対象とすることを働き掛けるなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討。

## ✓ 國際的な情報発信の一環の推進

➢ 「国際更生保護ボランティアの日（4 月 17 日）」を活用して、保護司や保護司制度の国際的な認知度を向上。

## ④保護司の使命

## ✓ 保護司法制度の見直しを検討

➢ 保護司の使命（第 1 条関係）、保護司の具備条件（第 3 条関係）、地方公共団体の協力（第 17 条関係）等の見直しを検討。

## ✓ 保護司制度の在り方やその維持・発展のための方策等の検討

➢ 持続可能な保護司制度の確立には、今後の我が国社会情勢や人々の価値観の変化等に対応していく必要があることから、保護局において、少なくとも 5 年ごとに検討を実施。

## ⑤保護司の安全管理

## ✓ 安心して保護司活動を継続するための取組の強化

➢ 定期的な保護観察事件の点検、保護司の不安等の適時的確な把握、保護司が相談しやすい関係性の構築、保護司複数名制の活用、保護観察官による直接関与などの取組を強化。

## ✓ 保護司の家族への支援の充実

➢ 保護司の家族の不安や負担を軽減できるよう、保護司の家族が互いに意見交換できるような機会を設けるなど、必要な支援を充実。

## ✓ 面接場所・面接方法の選択肢の拡充

➢ 更生保護サポートセンターの複数設置に加え、公民館等の公的施設や民間団体の会議室等の利用など、保護司のみならず、保護観察官等にとっても利便性の高い面接場所を充実。

➢ 面接方法に一律のルールを設けるのではなく、保護観察官や企画調整保護司が対面・オンラインで同席できるようにするなど、安心・安全が確保される面接方法の柔軟かつ円滑な選択が可能に。

## ✓ 保護観察等の実施体制の強化

➢ ニューノーマルの導入を含む更生保護官・職員の配置の最適化や保護観察官の増員により、保護観察官が、保護司や保護観察対象者等の状況に応じて迅速かつ臨機に対応ができるよう体制を構築。

出典：法務省資料による。

## ※ 1 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）により 5 万 2,500 人を超えないものと定められている。

## 2 保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進【施策番号 65】

法務省は、令和6年度に、保護司活動に関する事務や保護観察所とのやりとりをオンライン上でスムーズに行えるよう保護司専用ホームページ“H@（はあと）”を改修してその機能を拡充し、保護司の負担軽減を図った。

## 3 保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供【施策番号 66】

法務省は、地域の実情に応じ、保護司活動インターンシップ<sup>※2</sup>を実施している。その内容は、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動に地域住民等が参加するものであり、実際に保護司活動を体験することにより、保護司に対する理解が深まり、保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られている。

また、保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、保護観察所と保護司会が共同で、保護司候補者検討協議会<sup>※3</sup>を開催している。同協議会は、特に保護司が必要な区域において開催され、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握している人物を構成員として選定している。

## 4 地方公共団体からの支援の確保【施策番号 67】

法務省は、総務省と連携し、地方公共団体に対し、保護司適任者に関する情報提供や職員の推薦、更生保護サポートセンター<sup>※4</sup>（[資 5-67-1 参照](#)）の設置場所や自宅以外で面接できる場所の確保、顕彰等による保護司の社会的認知の向上等といった、保護司活動に対する充実した支援が得られるよう働き掛けている。

更生保護サポートセンターは、地域における更生保護の拠点として、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室を備えている場合が多いところ、地方公共団体との連携により、市役所、福祉センター、公民館等に設置される場合が多く、全国の保護区全てに設置されている。

※ 2 保護司活動インターンシップ

地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的として、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する方々に保護司活動を体験する機会を提供するもの。

※ 3 保護司候補者検討協議会

保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置するもの。保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

※ 4 更生保護サポートセンター

保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。

## 資料5-67-1

## 更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

## 更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

- 保護司・保護司会の地域における活動拠点
- 全国の保護司会に整備
- 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐
- 地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の行う処遇活動に対する支援を実施

## 更生保護サポートセンターの機能・効果

## 保護司の行う処遇活動への支援

- ・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供
- ・保護司の行う処遇活動に関する相談への対応
- ・保護司同士の処遇協議や情報交換等

## 地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進

- ・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施
- ・一般住民からの非行相談の実施



## 地域支援ネットワークの構築

- ・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携
- 例  
地方公共団体・教育委員会・学校・児童相談所、  
福祉事務所・社会福祉協議会  
警察・少年センター・ハローワーク

## 地域への更生保護活動の情報発信

- ・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信
- ・保護司適任者の確保  
(保護司候補者検討協議会の企画・実施、  
保護司活動インターンシップの企画・実施)



## 保護司会における関係機関との協議会実施回数



## サポートセンターが設置されることによる、保護司会活動や処遇活動の変化



(令和6年12月)

## 地域での支援ネットワークが拡大

## 保護司の活動意欲が向上し、活動が活発化

出典：法務省資料による。

## 5 国内外への広報・啓発【施策番号 68】

法務省は、幅広い世代から多様な人材を保護司として迎え入れるため、保護司セミナー<sup>\*5</sup>による地域の関係機関等への広報、若年層にも訴求する多様な手法による広報を展開している。

また、7月を強調月間として実施する“社会を明るくする運動”（【施策番号 95】参照）においては、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指しており、地域の更生保護を担う保護司等ボランティアの社会的認知の向上を図っている。

令和6年4月にオランダで開催された第6回世界保護観察会議のプログラムの一つである「第2回世界保護司会議」において、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が承認されたことを踏まえ、保護司を始めとする更生保護の分野で活躍する地域ボランティアの認知度向上を図るために、ウェビナーの開催、国際会議における発表、広報動画<sup>\*6</sup>の配信等の様々な方法によって、更生保護ボランティアの意義を継続的に発信している。

※5 保護司セミナー

保護司が地域の関係機関・団体、民間企業等に対し保護司活動等について紹介することにより、保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司適任者を確保する間口の拡大及びそれら団体等の保護司活動への協力を促すことを目的としているもの。都道府県保護司会連合会により開催されている。

※6 更生保護ボランティア広報動画

日本語版 <https://www.youtube.com/watch?v=CrKN00E4K4g>

英語版 [https://www.youtube.com/watch?v=1UPhw2Q\\_EKw](https://www.youtube.com/watch?v=1UPhw2Q_EKw)



COLUMN  
8-1

## 再犯防止を支える民間協力者の方々 保護司

函館地区保護司会 風間美智子

### 1 保護司として活動するまでについて教えてください。

①保護司として活動するまで、どのような仕事（生活）をされていましたか

団体職員として従事し、出産後退職して以降、子育て支援、PTA活動を経て、乳児全戸訪問員をしながら、保護司としては8年目になります。

②どのような経緯、きっかけで保護司の存在を知りましたか

保護司をしている友人を子育て支援ボランティアに誘ったところ、逆に一緒に保護司をしないかと誘われ、私でも社会の役に立てるならと引き受けました。

保護司新任研修、保護司会の活動などで、先輩保護司さん達が意欲的に取り組む姿に感心し、保護司の役割の深さに「私にできるのか」と緊張いたしました。

③実際に民間協力者として活動することになった経緯、きっかけ

すぐに先輩保護司さんと一緒に保護観察事件の担当が始まり、保護観察対象者への遵守事項の確認、傾聴、励まし、面接に来ない時の対応等を学び、今でも当時の経験が「私の原点」となっています。

### 2 保護司の活動内容について教えてください。

保護観察対象者との面接や相談、生活環境調整のほか、保護司会の地域活動部として、「犯罪・非行の予防啓発」や「市民のつどい」の開催等に携わっています。

どの活動も地域の人の繋がりや支えがなければ成り立ちません。長い間、子育て支援の活動に携わっていますので、特に子供たちへ目が向きます。合理性や結果重視の現代社会の生きづらさは、保護観察対象者にはより厳しく感じるものです。ゆったり目線の「地域のおばちゃん」として地域の安全・安心づくりに参加していると思っています。



**3 保護司の活動のやりがいを教えてください。**

様々な保護観察対象者に出会い、良好措置で保護観察が終了する時は本当に安堵しますが、そうならない時の方が実際は多いです。面接当初、ソッポを向いていたのが、回を重ねるうちに正面を向き真剣な目線を見せてくれた時や反省の言葉を聞けた時が「やりがい」に当たるでしょうか。「このまま進んでほしい」と私も励されます。保護観察対象者の行動に手を焼き、諦め、気が沈む家族や引受人が協力してくれるようになった時もその様に感じます。

かつて担当していた保護観察対象者が「長期出張先から帰省し、「頑張っているよ」と、突然、顔を見せてくれた時などは嬉しく、「応援しているよ」と保護司をして良かったと思わず笑顔になります。

**4 保護司活動をする上で、御家族の理解をどのように得ましたか。**

「友人に誘われたのでやってみようと思う」と伝えた時に「大丈夫なのか」と問われたことは事実ですが、子ども達はもう家を離れていたこともあり、夫は「まあまあ～」というような感じでした。私自身も夫も保護司活動を深く理解していたわけではなく、活動していくうちにその必要性と深さをより感じた次第です。大津市で保護司が亡くなられた事件の後は、事件への注目も大きかったので神経質になった部分はありますが、「黙ってやらせてくれる」のも応援の一つと思って感謝しながら活動しています。

## 第2節 民間協力者（保護司を除く）の活動の促進

### 1 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

#### （1）少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号 69】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号 44、58、75】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

#### （2）更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号 70】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS 会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性を生かして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。また、都道府県等に置かれた更生保護協会等の地域連携・助成事業者（令和7年1月現在、全国で67事業者）は、保護司等の更生保護ボランティアの円滑な活動を支えるための助成、研修等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動等を行っており、保護観察所は、これらの活動の促進を図っている。

さらに、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各地で三団体合同の研修を実施し、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義やグループワーク等を行っている。

加えて、保護司に関し、法務省ではその担い手の減少傾向と高齢化に歯止めを掛けるため、保護司の活動支援及び担い手の確保の取組を進めている（【施策番号 64～67】参照）。

BBS会については、令和5年5月に、運動の理念や活動の指針を示す「BBS運動基本原則」が約20年ぶりに改定された。これにより、活動範囲及び活動対象が「非行少年等の自立支援」から「生きづらさを抱えた子ども・若者への寄り添い」に拡大され、「ともだち活動」の定義が変更されるなど、より時代に即した幅広い活動を行うことができるようになった。

更生保護女性会については、組織の独立性を担保し、活動の幅を広げていくため、全国組織である日本更生保護女性連盟を令和5年3月に一般社団法人化した。

なお、一部の保護観察所においては、更生保護ボランティアを始めとする地域の民間協力者等の活動を支援することなどを事業内容とする「更生保護地域連携拠点事業」（【施策番号 84】参照）を令和4年10月から実施してきたところ、同事業の内容の一部を見直し、令和7年度からは、「更生保護地域寄り添い支援事業」（【施策番号 84】参照）として実施することとしている。

### 2 民間協力者との連携強化

#### （1）地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等【施策番号 71】

法務省では、刑事施設や少年院、保護観察所において、ダルク<sup>※7</sup>や自助グループ<sup>※8</sup>を始めとする地域の民間団体や関係機関と連携し、被収容者や保護観察対象者等の処遇等を行っている。

※7 ダルク (DARC)

Drug Addiction Rehabilitation Center の略称。薬物依存症者の回復を支援する民間のリハビリ施設。

※8 自助グループ

同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。具体的には、薬物依存症者の回復を支援する NA (Narcotics Anonymous)、アルコール依存者の回復を支援する AA (Alcoholics Anonymous)、ギャンブル等依存者等の回復を支援する GA (Gamblers Anonymous) などがある。

また、法務省及び厚生労働省は、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（【施策番号 38】参照）を策定し、保護観察付一部執行猶予者等の薬物依存者を対象として、都道府県や医療機関等を含めた関係機関や民間支援団体と緊密に連携し、その機能や役割に応じた支援を効果的に実施している。

矯正施設においては、受刑者や少年院在院者等に対し、篤志面接委員<sup>\*9</sup>や教誨師<sup>\*10</sup>等、多くの民間協力者（【コラム 8-2、8-3、8-4】参照）の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

令和6年は、篤志面接委員が1万3,822件（令和5年：1万2,570件）の面接・指導を、教誨師が1万4,662件（令和5年：1万2,959件）の教誨を実施した。

保護観察所においては、更生保護に関する地域援助（【施策番号 83】参照）により、地域の実情に応じ、支援対象者が地域において必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう、関係機関等との連携体制の構築を進めている。

## （2）弁護士・弁護士会との連携強化【施策番号 72】

法務省は、国及び都道府県の取組として、令和5年度から「地域再犯防止推進事業」（【施策番号 78】参照）を開始しており、一部の都道府県では、犯罪をした者等に対する直接支援に関する業務を弁護士会に委託し、いわゆる「寄り添い弁護士制度」を活用した取組を実施している。具体的には、弁護士が犯罪をした者等に対して、債務整理や生活再建等に関する相談に応じること、居住手続や就労窓口、医療・福祉関係機関への引継ぎといった各種支援を行うなどにより、円滑な社会復帰や再犯防止を図ろうとする取組である。

また、矯正施設においても、弁護士会と連携した取組として、平成31年4月以降、一部の矯正管区と弁護士会が寄り添い弁護士制度に関する申合せを締結し、対象の矯正施設において、弁護士による支援を希望した被収容者に対し、担当弁護士による社会復帰に向けた各種支援を実施している。

検察庁においても、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

## （3）犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号 73】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供している。

保護観察所では、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

また、BBS会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼する場合に、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報が適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

\*9 篤志面接委員

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等に対して、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、令和6年の篤志面接委員は1,257人（令和5年：1,273人）である。

\*10 教誨師

矯正施設において、受刑者や少年院在院者等の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、令和6年の教誨師は1,909人（令和5年：1,900人）である。

### 3 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進【施策番号 74】

法務省は、少年院に在院している少年の再犯・再非行の防止を実現することを目的として、令和3年度から令和5年度までの間、成果連動型民間委託契約方式（PFS）<sup>\*11</sup>の一類型であるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）<sup>\*12</sup>を活用し、少年院に在院している少年のうち、意欲のある者に対し、学習支援を行う事業（[資料 5-74-1 参照](#)）を実施した。また、令和5年度には、地方公共団体に対してPFS等を活用した再犯防止の取組の実施に向けた支援を行うことを目的に、同事業等を素材としてPFS等による事業の導入・実施のプロセスを解説した「再犯防止分野におけるPFS／SIBの手引き～法務省におけるPFS／SIB事業の実施プロセス等解説～」<sup>\*13</sup>を公表した。さらに、令和6年度は、本事業の取組状況や成果の検証及び今後の課題の検討に着手した。

#### 資料 5-74-1 SIB による非行少年への学習支援事業

##### 再犯防止分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）事業について

###### ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）とは

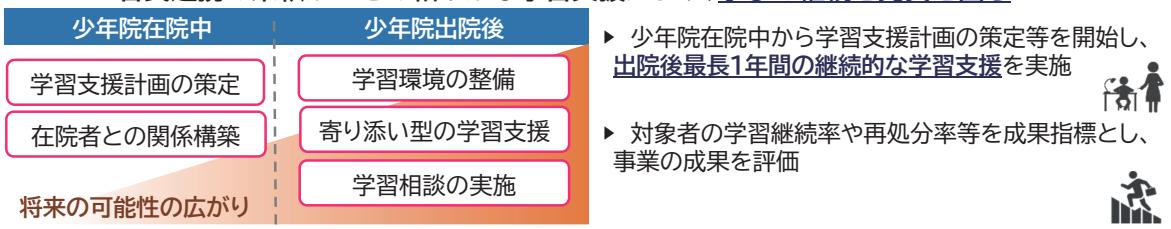
あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる成果連動型民間委託契約方式（PFS）の一類型であり、外部の民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組み

###### ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）のスキームとメリット



###### 再犯防止分野におけるSIB事業（非行少年への学習支援（令和3年度から））

官民連携の柔軟かつきめ細やかな学習支援により、学びの継続と充実を図る



出典：法務省資料による。

\*11 成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success、PFS）  
地方公共団体や国が、民間事業者に事業を委託し、事業の内容について民間事業者に一定の裁量を認めるとともに、事業の成果を評価した上で、その成果に連動して委託費の支払を行うもの。

\*12 ソーシャル・インパクト・ボンド（Social Impact Bond、SIB）  
PFSの一類型であり、民間事業者が金融機関等の資金提供者から当該事業等に係る資金調達を行い、民間事業者から資金提供者への償還等も成果に連動した地方公共団体等からの支払額に応じて行うもの。

\*13 再犯防止分野におけるPFS／SIBの手引き～法務省におけるPFS／SIB事業の実施プロセス等解説～  
<https://www.moj.go.jp/content/001397136.pdf>



加えて、クラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行い、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用及び更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図ることを目的とした実践マニュアル（[資5-74-2 参照](#)）や、BBS会の各種研修用教材として、クラウドファンディングの実践方法を紹介する動画を作成し、更生保護女性会やBBS会を始めとする更生保護関係団体による犯罪予防・再犯防止活動等の継続を支援している。

内閣府は、令和3年2月に、SIBを含むPFS事業を実施しようとする国又は地方公共団体等が当該事業を円滑に実施できるよう、PFS事業の実施に関する一連の手続の概説等を示した「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通的ガイドライン」<sup>\*14</sup>を作成、公表し、令和6年2月に改訂した。また、令和3年度からSIBを含むPFS事業を実施する地方公共団体を対象とする「成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業」（[資5-74-3 参照](#)）を開始し、PFS事業における委託費のうち、成果連動支払部分等について複数年にわたる補助を行うとともに、評価の専門機関が当該事業の成果評価について支援を行っている。

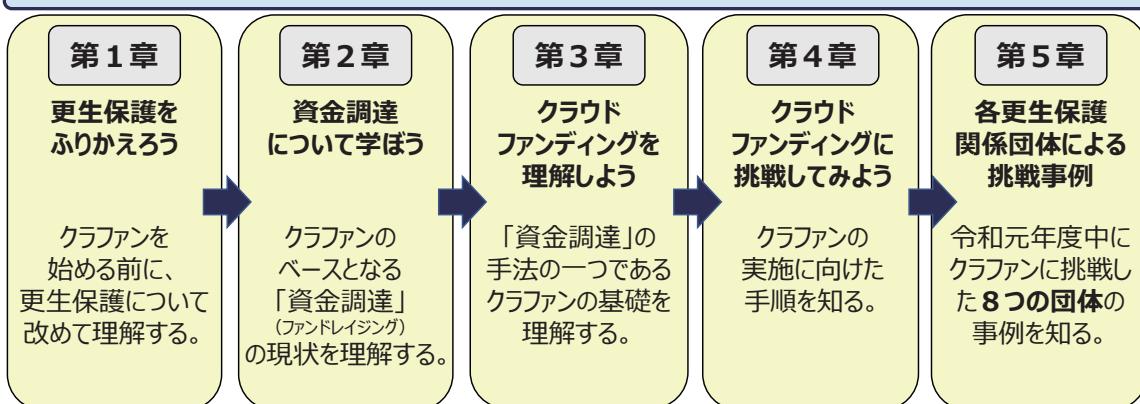
## 資5-74-2 更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアルの概要

### 更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアル

- 更生保護関係団体（保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設、更生保護協会）がクラウドファンディングを行うために必要なノウハウを分かりやすく掲載したもの。  
※クラウドファンディングとは、インターネットを活用し多くの人々に協力を呼びかけ、活動資金を募ることを言う。

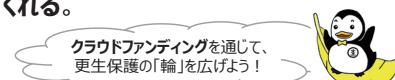
#### 本マニュアルの内容

※クラファンとは、クラウドファンディングの略。



#### 更生保護関係団体がクラウドファンディングを行うメリット

- 資金の問題から、これまでやりたくてもできなかった活動を実施することができる。
- クラウドファンディングを通じて、これまで更生保護に関わりのなかつた人たちに活動を知ってもらうことに繋がる。
- 活動の趣旨に共感する人たちが、会員や支援者として仲間に加わってくれる。



出典：法務省資料による。

\* 14 成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）共通的ガイドライン（令和6年2月改訂）  
[https://www8.cao.go.jp/pfs/r6\\_guidelines.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfs/r6_guidelines.pdf)



## 資料 5-74-3

## PFS 推進交付金の概要

## PFS推進交付金(国庫債務負担行為(5年) 1.65億円)

- PFS事業を実施する地方公共団体に対する複数年の交付金
- 成果評価について、評価の専門機関による支援（内閣府がコンサルを派遣）

## 補助率・補助限度額等

## 【成果連動部分】

・補助率：2分の1…上限額：4,000万円（但し先導案件の場合、3分の2／上限額5,000万円）

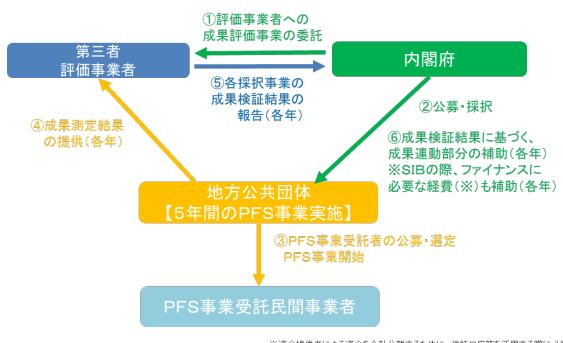
## 【中間支援事業者の活用費用部分（先導案件のみ）】

・補助率：10分の10…上限額1,000万円または総事業費の1割の低い方

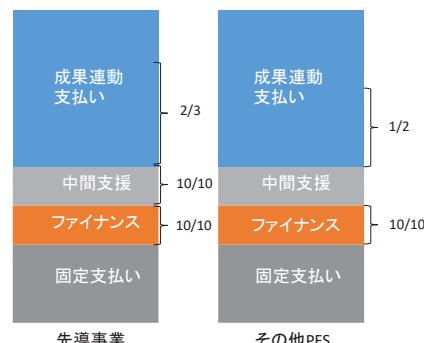
## 【ファイナンス部分（SIBのみ）】

・補助率：10分の10…上限額：500万円

## 【交付スキーム】



## 【補助対象】



出典：内閣府資料による。

## 4 民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実

## (1) 民間協力者の活動に関する広報の充実【施策番号 75】

警察は、令和6年4月現在、少年警察ボランティアとして、少年補導員4万6,000人、少年警察共助員約220人及び少年指導委員約5,600人を委嘱しているほか、令和7年3月現在、大学生ボランティア約8,600人が全国で活動している。これらのボランティアの活動への理解や協力を促進するため、啓発資材の作成・配布、警察のウェブサイト<sup>\*15</sup>等を通じて、ボランティア活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号 95】参照）の広報・啓発行事や、エックス（旧ツイッター）等のSNS<sup>\*16</sup>を通じて更生保護ボランティアの活動を紹介したり、啓発資材を作成・配布したことによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

また、保護司の適任者確保や保護司活動への協力の促進を図るため、保護司が地域の関係機関・団体・民間企業等に対し、保護司活動等について紹介する保護司セミナーに取り組んでいる。

\* 15 警察庁ウェブサイト「少年非行防止対策」  
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/index.html>



\* 16 更生保護ボランティアの活動を紹介するSNS  
法務省エックス（旧ツイッター）[https://x.com/MOJ\\_HOUMU](https://x.com/MOJ_HOUMU)  
法務省保護局エックス（旧ツイッター）[https://x.com/MOJ\\_HOGO](https://x.com/MOJ_HOGO)  
法務省保護局インスタグラム[https://www.instagram.com/moj\\_kouseihogo/](https://www.instagram.com/moj_kouseihogo/)



## (2) 民間協力者に対する表彰【施策番号 76】

内閣官房及び法務省は、平成30年度から、内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、再犯の防止等に関する活動の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を表彰している。令和6年度は、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった個人及び団体を表彰した<sup>\*17</sup>(**資5-76-1** 参照)。

### 資5-76-1 令和6年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者・受賞団体と活動概要

受賞者・受賞団体	活動概要
水舟 雪枝 (少年警察協助員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年警察協助員として、公園やコンビニ等を巡回し、少年に積極的に声を掛け、非行防止に尽力</li> <li>問題を抱える少年の立ち直りを支援する「立ち直り支援活動」にも積極的に参加</li> </ul>
牛久シャトー株式会社 (茨城県牛久市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城農芸学院の在院者が栽培したブドウを醸造して、醸造場(牛久シャトー)120周年記念ワインを製造・販売</li> <li>同社の技術担当者が、ブドウ栽培等に係る技術・知識を少年院に伝達</li> </ul>
ぐんま・つなごうネット (群馬県前橋市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県の弁護士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会及び司法書士会の申合せにより設立</li> <li>弁護士からの依頼を受け、被疑者・被告人等に対して福祉サービスにつなげるための支援等を無償で実施</li> </ul>
更生保護支援ボランティア ふれあいサークル (秋田県秋田市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑務所出所者等で身寄りがない高齢者や障害のある者等の居住先を訪問し、日常生活における「話し相手」となる活動を実施</li> <li>支援対象者が亡くなった後も、納骨や供養に参加</li> </ul>
更生保護法人鳥取県更生保護給産会 (鳥取県鳥取市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>更生保護施設を運営し、刑務所出所者等の住居支援や自立支援を実施</li> <li>地域食堂「みんなで来んさいな」を開設し、施設退所者、高齢者、生活困窮者など孤立しがちな者と地域住民との交流の場を提供</li> </ul>
特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構 (広島県広島市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑務所出所者等の就労支援や協力雇用主の支援を実施</li> <li>広島県、広島地方検察庁、広島保護観察所の依頼を受け、刑事司法の入口から刑事司法手続終了後まで、一貫した就労支援を実施</li> </ul>
横浜刑務所教化事業後援会 (神奈川県横浜市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>設立後約56年間にわたり、活動費助成や研修会開催など、横浜刑務所の教誨師・篤志面接委員への支援を実施</li> <li>花壇整備、運動器具・指導用書籍等の寄付など、横浜刑務所の矯正処遇の充実にも寄与</li> </ul>

※ 個人、団体の順に50音順。敬称略。

\*17 令和6年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の受賞者及び功績概要  
<https://www.moj.go.jp/content/001426023.pdf>



COLUMN  
8-2

## 再犯防止を支える民間協力者の方々 教誨師

宮城刑務所（教誨師） 梅澤徹玄

### 1 教誨師として活動するまでの経緯について教えてください。

私は寺院の家に生まれたわけではなく、ごく普通の一般の家庭で育ち、大学卒業後は会社員として働いていました。当時は好景気に沸いている時代でしたが、私は「地に足の着いた生き方」を求めて模索していました。

そんな折、29歳で出家することになるのですが、きっかけをくださったのは、宮城刑務所で教誨師をされていた2人の布教師の方々です。振り返れば、大学時代の経験も大きく影響していたと思います。法学を専攻していた私は、ある冤罪事件の被告の親族が、街頭で家族の無実を訴える姿に心を打たれ、裁判支援活動に関わりました。そうした経験が、司法や人間の尊厳への関心を育てたのだと思います。

時が流れ、教誨師のお一人から後任として推薦をいただき、「これは天命だ」と感じて教誨師の道を歩む決意をしました。

### 2 教誨師の活動内容について、教えてください。

刑務所で受刑者を対象に、月1回ほど宗教的な教えを伝える活動を行っています。内容は、複数人に向けた「集合教誨」や「坐禅会」、一対一の「個人教誨」など多岐にわたります。

活動は、季節にちなんだ話題を交え、仏教の真理を説く「法話」から始まり、仏教の教えに関する資料の読み合わせ、「数珠」や略式の袈裟である「絡子」（仏教徒の装身具）を身に着け、「五体投地」と呼ばれる、仏教において最も丁寧な礼拝、「読経」というお経の唱和、そして心・呼吸・身体を調える「坐禅」へと進みます。

個人教誨では、受刑者が被害者や家族に対して抱く、ざんげの気持ちに耳を傾け、共に礼拝や読経を行います。

また、臨済宗の僧侶として、お盆の時期には亡くなった方々やご先祖に感謝を伝える「盂蘭盆施餓鬼法要」という法要を、宗教行事として実施しています。この法要では、僧侶だけではなく在家信徒（出家していない信徒）の方々にも刑務所内に同行いただき、仏教の教えを信仰の心を込めて旋律に乗せて唱える「御詠歌」を実施しています。この行事は、僧侶以外の方々にも刑務所のことを知つていただく機会にもなっていると思います。



**3 教誨師の活動のやりがいを教えてください。**

教誨の場では、まずこちらから礼儀を尽くし、心を込めて丁寧な挨拶を行うことで、「人間の尊厳」を自覚してもらえるように努めています。読経、坐禅の指導、仏教の教えを丁寧に伝え、時には、思いに耳を傾け、一人ひとりの心に寄り添い、「一つの人格」として接する中で、その人が本来持っている「人間性」や「生まれながらの本来の心」が垣間見える瞬間があります。

こうした心の交流を重ねることで、受刑者が罪と向き合い、その重さを再認識し、人生をやり直そうとする、その後押しができることに、大きなやりがいを感じます。社会復帰が近づく頃には、感謝されることもあり、それが何よりの喜びとなっています。

**4 教誨師として大切にしていることを教えてください。**

刑務所に収容されている方の中には、過酷な環境や悪縁に翻弄され、法を逸脱してしまった人達もいると考えています。「犯罪者」というレッテルを不必要に抱くことなく私達と何ら変わらない人間の一人であるという気持ちを持つことが大切です。自らの罪と真摯に向き合い、尊厳を自覚し、人生をやり直す覚悟を持つには、理解し、後押しする他者の存在が必要です。

私はこれからも、受刑者にとって安心して心を開ける存在となれるよう、丁寧、誠実に向き合っていきたいと思っています。

COLUMN  
**8-3**

## 再犯防止を支える民間協力者の方々 篤志面接委員

愛光女子学園（篤志面接委員） 菅井文子

### 1 篤志面接委員として活動するまでの経緯について教えてください。

私の祖母は、篤志面接委員制度が創設された当時から、少年院である愛光女子学園で篤志面接委員として活動していました。その後、母もその志を受け継ぎ、同じ学園で長年篤志面接委員の活動を続けていたため、私の家庭では、ごく当たり前のように「篤面」という言葉を耳にしていました。

一方、私は、大学卒業後は一般企業に就職し、結婚後は専業主婦として子育てに専念する日々を送っていました。しかし、下の子が中学生になった頃から、「仕事に復帰するなら、社会の役に立つことがしたい」という思いが少しずつ強くなってきました。

そんな折、祖母が、篤志面接委員の活動として長年取り組んでいた愛光女子学園での生け花の指導を、平成16年から引き継ぐことになりました。こうして、もともと親しみを感じていた篤志面接委員としての活動を始めることができ、私にとってとても自然な流れだったと感じています。

### 2 篤志面接委員の活動内容について、教えてください。

私が担当している生け花の指導は、最初に、花材や道具の名前、基本的な生け方について、黒板を使いながら説明します。その後、在院生はそれぞれに用意された花を使って、思い思いに自由に生けていきます。

作業が始まると、あちこちから「先生！先生！」と声が上がり、たくさんの手が挙がります。私は、一人ひとりの声に丁寧に耳を傾け、「何が分からないのか」、「どんなふうに生けたいのか」をじっくりと聞き取ります。そして、そのやり取りの中で、その子なりの思いや悩みに寄り添いながら、個別にアドバイスをしています。

指導の際にいつも心掛けているのは、どの在院生にも分け隔てなく、平等に、そして誠実に丁寧に向き合うこと。生け花を通じた、そうしたやりとりの積み重ねが、信頼を育む時間となっていました。

### 3 篤志面接委員の活動のやりがいを教えてください。

生け花に初めて触れる在院生の中には、生け花に興味がなかったり、初めての体験に戸惑っている姿が見られたりすることも少なくありません。しかし、回を重ねるごとに、以前のアドバイスを思い出しながら工夫して生けるようになり、作品にはその子らしい個性が表れます。私はその努力をたくさん褒めるようにしています。そのときの子供たちの表情は、自信に満ちて見えます。こうした表情を見るたびに、この活動の意義を実感します。

授業の最後には、花の名前やスケッチ、感想をノートにまとめ、発表してもらいます。「楽しかった」、「お花の時間が楽しみ」、「お花に癒やされます」、「今日は今まで一番上手に生けられました」といった言葉を聞くたびに、私自身も大きな喜びを感じています。



**4 生け花教室を通して、在院生に望むことを教えてください。**

生け花を通して、在院生には四季の移ろいを感じてもらい、「美しいものを美しいと素直に思える心」を育んでほしいと願っています。そして何より、社会に戻ったとき、思い通りにならないことや、何かに行き詰まりを感じて怒りが込み上げてきたときに、お花に目を向けて心を落ち着けられる人になってくれたらと思うのです。

また、限られた時間の中で時には枝を1本1本、お花を1つ1つ切り離し生けるなど手間をかけ諦めずに作品を完成させたという経験が、子供達の自信につながることを願うとともに、小さな成功体験の積み重ねが、これから的人生の支えになることを信じています。



## COLUMN 8-4

### 再犯防止を支える民間協力者の方々 千葉刑務所読書クラブ

千葉刑務所読書クラブ 白井操

#### 1 刑務所において活動するまでの経緯について教えてください。

教員をしていた時、平成10年の学習指導要領で「共に生きる力を育てる」という目標が掲げられました。良い目標ですが、「さて自分は、外国人・障害のある人・犯罪にかかわった人と隣人として共に生きることができるだろうか。」という思いの中、千葉刑務所の教育活動に協力していた友人から、「先生」ではなく普通のおばさんとして参加しないかという誘いがありました。それなら私にもできそぐだと参加したのが千葉刑務所との関わりのスタートです。そして何回かその活動に参加しているうちに、「読書クラブ」をやらないかという話がきました。本を読むのは好きですし、参加している受刑者の方々が本を選び、全員で感想を話し合うという形式なら私にもできそうだと思い引き受けました。

#### 2 活動の内容について、教えてください。

参加している受刑者の方々には、事前に課題本を読んで感想文を書いてもらいます。月1回、1時間の活動日に感想文を持ち寄り、課題本を選んだ人から一人3~5分程度で感想を発表してもらいます。その後、時間があればフリートークをします。最後に課題本の選者が話し合いの感想を述べ、次の予定を確認して終了するという流れです。この読書会の後、参加した受刑者の方々が書いた感想文に、一言コメントを書いて返します。年度初め・年度末には、受刑者の方々がその時に読んでいる本の紹介や今年度読んだ本の中のベスト3の発表もしています。受刑者の方々が読む本をどう準備するかが難問ですが、今は千葉刑務所の職員の方々に協力いただき、できる限り受刑者の方々の希望に沿う形で対応してもらっています。

#### 3 活動のやりがいを教えてください。

本を読むことは一人で、それほどお金をかけずにできる楽しみです。長く厳しい刑務所生活を過ごす中で、出所した後の生活を支えるものとして読書の楽しみがあつたらしいなと思って活動していますが、参加している受刑者の方々がそれぞれ選ぶ本が多様であること、課題の本をとても丁寧に読み込んでいること、それぞれ多様な人生経験を踏まえた感想が語られること、それがのびのびと語られる事から、私自身が得ることが多く楽しんで活動しています。

#### 4 印象に残っている体験談を教えてください。

童話屋の「日本国憲法」を課題本として選定し、その感想を共有したことがあります。その際、受刑者の方々の意見の隔たりが大きく、なかなか話し合いは深まりませんでしたが、「前文」の命の大切さについて書かれているところに触れて「そういう大事な命を自分は殺めてしまった」と言った方がおり、そのことだけが原因ではないかも知れませんが、それからじきにその方はクラブを退会されました。その方の心の傷に不用心に触れてしまったのかもしれないと思う出来事でした。本人が望んでの退会は仕方ないことですが、様々な事情から退会を余儀なくされ、急に会えなくなるということもこの10年間、度々ありました。その都度、この集まりが一期一会のものであることを思い知らされ、この読書クラブでの、受刑者の方々との出会い、時間を大切にすることをしています。



## COLUMN 8-5

### 再犯防止を支える民間協力者の方々 菊陽町更生保護女性会

菊陽町更生保護女性会 村上緑

#### 1 更生保護女性会員として活動するまでについて教えてください。

私はスポーツが大好きで、スポーツ団体に籍をおき、子どもたちや高齢者等の健康運動指導士として多くの人とコミュニケーションを取る活動を行っておりました。

また、私の姉が、長年にわたり地区の更生保護女性会の会長として活動しており、私もよく手伝いをしていました。姉や会員の皆様が楽しく生き生きと活動している姿に感銘を受け、気付いたら私も入会していました。更生保護女性会での活動は、他にはない、目新しい新鮮な取組であるように思います。更生保護施設の慰問に行ったり、保護司さんたちと啓発活動に参加したり、刑務所の見学研修に行ったりと、経験したことのない心に残る活動を経験しています。

#### 2 更生保護女性会の活動内容について、教えてください。

会では、研究・研修（薬物乱用、男女共同参画、人権推進等）を行い、青少年健全育成を主軸に多くの団体と連携して活動をしており、社会福祉活動の一環として、共同募金運営にも関わっています。また、親子ふれあい交流活動として、農家の畠で収穫した作物で料理に挑戦する「親子収穫体験と食育」を行い、作物の大切さや、自然の恵みに感謝し、普段とは違った親子のふれあいの時間となっています。他にも、親子ふれあい交流活動として行っている「七夕とそうめん流し」「親子で餅つき大会」「親子で学ぶ社会見学」等では、親子で協力して笑顔で活動に取り組む姿が見られます。

#### 3 更生保護女性会の活動のやりがいを教えてください。

菊陽町更生保護女性会は昨年60周年を迎え、新たなスタートを切りました。長く続けられることに喜びを感じています。活動の苦労もありますが、成果や結果が出た時などは苦労も吹き飛び身も心も爽快になります。活動を通じて多くの方々と出会うことができますし、10年来の親友もできました。素晴らしい出会いに感謝しています。毎年「愛の手だより」という広報誌を発行し、町民に回覧しています。活動を少しでも理解してもらい、更生保護の心が広がっていることにも喜びを感じています。

積極的な活動が評価され、平成28年に内閣総理大臣による安全安心なまちづくり関係功労者表彰をいただき、令和7年には法務大臣感謝状をいただくことができました。会員一同、心より感謝しております。

#### 4 力を入れて取り組んでいる活動について教えてください。

子どもたちが成長していく上で大切なことである「早寝・早起き・朝ごはん」を家庭の目標として推奨しているほか、小さい時から多くの地域の方との出会いを大切にして絆を深め、コミュニケーションの取れる人に成長していくことが非行防止に繋がると信じ、親子ふれあい交流活動に取り組んでいます。また、社会を明るくする運動に町ぐるみで取り組み、多くの団体に呼びかけ、町民一人ひとりの立場で犯罪や非行防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深めてもらい、安全で安心な地域社会につなげることを目指しています。



## COLUMN 8-6

### 再犯防止を支える民間協力者の方々 茨城県 BBS 連盟

茨城県 BBS 連盟 理事 植竹智央

#### 1 BBS として活動するまでについて教えてください。

高校2年生から地元でボランティア活動をしていた私は、高校卒業のタイミングで市の社会福祉協議会に進路の報告をしに行きました。その際に、ボランティアコーディネーターの方から「来年度石岡でBBSというボランティア団体が発足するんだけど、手伝ってくれない？」という話を聞き、そこから参加していきました。

元々学生時代にいじめられていた経験がある私は、加害者側の心理や考えを理解したいと思って、BBSでの活動に参加しました。

#### 2 BBS の活動内容について、教えてください。

BBSは、地域ごとに活動内容に幅があります。BBSに入会した初期の頃は、非行少年の更生保護活動として、「少し年上のお兄さんお姉さんの立場で支援する」というともだち活動が主流でした。しかし、私が所属していた平成24年から現在にかけては少年の数も減少し、子ども食堂や地域の居場所での学習支援が増加しています。

茨城県BBS連盟でもコロナ禍までは、年に数回保護観察中の子を誘い、キャンプやスポーツ交流会を実施していました。コロナ禍以降は、私が新しく立ち上げたボランティア組織の活動の「オンラインでの不登校支援活動」をBBSの学生に協力してもらい、コロナ禍でボランティアができなくなつた会員の活動場所として提供しました。

#### 3 BBS の活動のやりがいを教えてください。

BBS活動のやりがいは二点あります。

一つ目は、少年の非行の背景に家庭環境や個人の特性が複雑に絡んでいることを理解でき、支援を通じて少年たちの葛藤や思考の深層に触れられたことです。自分自身も学生時代に同級生からのいじめを経験したのですが、いじめをしてきた同級生にも、彼らが抱える想いや家庭事情があったのではないかと、彼らの行動を理解することができました。

二つ目は、全国の同世代のBBS会員や更生保護関係者と交流する中で、自分の見識が広がり、支援活動へのモチベーションが高まったことです。また、内閣府の日本中国親善交流事業に代表青年として派遣させていただき、中国の青年と意見交換した経験を通して、価値観の違いなどを把握することができました。

#### 4 茨城県 BBS 連盟にて力を入れて取り組んでいる活動について教えてください。

茨城県BBS連盟では、令和2年以降、ICTやオンラインの活用と、更生保護女性会・保護司会との連携強化に力を入れています。ICTやオンラインの活用の面では、他地区のBBS会員や関係団体とのオンライン情報交換会を開催しました。他団体がオンラインで行っている1対1での不登校支援の活動もサポートしています。

更生保護女性会・保護司会との連携の面では、LINEやiPad講座を年3回実施し、BBS会員と更生保護女性会・保護司が直接交流する機会を創出しています。また、両団体のホームページ制作支援も行い、時代に沿ったデジタル化と地域連携の仕組みを推進しています。



COLUMN  
**8-7**

## 再犯防止を支える民間協力者の方々 協力雇用主

株式会社アイ・ドゥー 後藤さとみ

### 1 協力雇用主になったきっかけについて教えてください。

平成24年から現在に至るまで、1,100名ほど刑務所出所者等を雇い入れており、そのうち約5%にあたる55名は長期的に継続して雇用しています。また、在籍中の再犯等は10名程（1%）の状況です。

協力雇用主となったきっかけは、人材派遣業において、登録者の中に更生保護施設在所者がいたのが最初のきっかけでした。刑務所出所者と接することが初めての経験のため、分からぬことばかりで、最初は戸惑いや不安もありました。そこで、まずは、その方の状況や更生の実状をお聞きしようと更生保護施設に伺うことにしました。

その際、再犯を防ぐ取組をお聞きし、「もしかしたら、人材派遣業だからこそ、お役に立てことがあるのでは」と思い始め、徐々に気持ちも前向きになりました。さらに、更生保護施設職員の方から「今後もお世話になれますか」と尋ねられ、協力雇用主の一員として歩む決心をしました。

### 2 協力雇用主の活動内容について、教えてください。

就労支援事業者機構、家庭裁判所等を通じて保護観察対象者と面談をしたり、直接刑務所や少年院へ出向いて面談をしたりして、雇用に繋げています。

現在だけでなく将来も見据えた住居や仕事の準備、そして即対応できる体制を整え、継続的な生活支援も行っています。特に、就労後も毎日フォローを続けることが重要と考え、活動を行っています。生活困窮者に対しては、食料品の提供や生活費の前払いなどの対応も行い、最終的には「安定した生活」を目指しています。

### 3 協力雇用主の活動のやりがいを教えてください。

協力雇用主として活動するようになり、アパートの契約、仕事探しから職場定着に至るまで、様々な経験は負担というよりは勉強でした。雇用した方の生い立ちや人生の価値観、生活環境などをしっかり受け止め、今まで気づいていなかったことにも目を向けられるようになりました。その結果、仕事を続けていくためのフォローを手厚くできるようになったと感じています。

一人一人が自立した生活を築けるようになることは私たちの原動力であり、喜びです。毎日、面談を重ねながら、個々の成長を感じることができる時、また、社会の一員として働き、生活できる姿を見ることができるのは、本当に嬉しいことです。

### 4 非行や犯罪をした人を雇用する上で工夫していること・大切にしていることを教えてください。

雇用した方の罪名などは社員には公表していませんが、人柄や性格、希望などは共有し、情報を把握しながら進めています。人と人なので、合う、合わないは必ずあります。指導等を担当する社員が本人と合うかどうか最も見極めながら対応しています。

日常では、何かあったらすぐ会社に来てもらい面談します。何度も面談を行うこともあります。顔や表情を見て、心理状況や意識の変化なども感じながら、長く仕事を続けられるように、再マッチングも含めて業務にあたっています。

一番大切なことは、一人一人の支援を、決して投げ出さないことです。本人の意思がある限り、自立できるまではずっと寄り添っていきます。そのような心の支えとなる存在が必要であると痛感しています。継続的に収入を得て、生活に切れ目が生じないように、シームレスなサポートを心掛けています。

## COLUMN 8-8

### 再犯防止を支える民間協力者の方々 更生保護協会

更生保護法人静岡県更生保護協会 理事長 土屋雄二郎

#### 1 静岡県更生保護協会の成り立ちや現在の組織の概要について教えてください。

当協会は、昭和27年に静岡県内における犯罪予防と更生保護事業の充実発展を図るため、「更生保護会」として発足し、その後、「財団法人」の設立許可を受け、平成8年には「更生保護法人」の組織変更認可を受けて活動しています。役員等は、静岡県下の経済界・法曹界や更生保護団体等による理事17名、監事3名及び評議員26名のほか、運営助成会員として、特別賛助会員1,065名、賛助会員1,742名、普通会員2,404名の合計5,211名により構成されています（令和6年度）。

#### 2 活動の内容について、教えてください。

更生保護事業法に基づき事業を実施しており、更生保護の領域における助成団体としての役割を果たすため、具体的には、地域連携・助成事業として、地区保護司会、更生保護女性連盟、BBS連盟、就労支援事業者機構及び更生保護施設が充実した更生保護活動を実施できるように適切な助成を行っているほか、「社会を明るくする運動」の推進委員会への参画や「非行防止住民啓発活動」の一環として地区保護司会30か所において、地域住民・学生・生徒を対象に更生保護に関するビデオフォーラムやミニ集会・ケーススタディ方式によるグループ討議等を学校、コミュニティーセンター、大型小売店舗等を会場として行い、地域住民の非行防止に関する啓発活動を実施しています。

#### 3 最近力を入れている取組について教えてください。

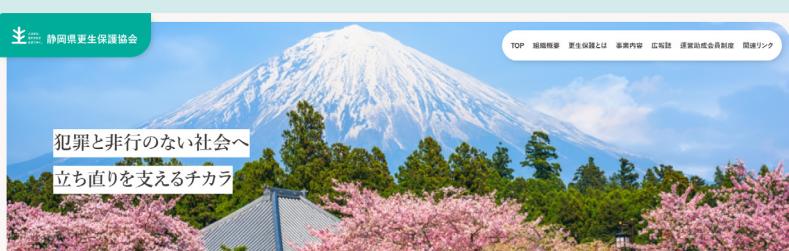
更生保護の広報や寄附活動に資することを主な目的として、令和5年度に「更生保護協会のホームページ」を開設しました。広報誌「静岡県更生保護」のバックナンバー検索ができるようになるとともに、役員の交代、事業内容等も毎年度更新しており、関連リンクにおいて、関係機関のホームページも検索可能になりました。

また、令和6年度から、「静岡犯罪被害者支援センター」の設立目的である「社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、地域安全や人権の擁護に寄与する」という趣旨に理事会及び評議員会において賛同し、同センターの賛助会員に登録して、犯罪被害者やその遺族に対する支援を実施しています。

#### 4 今後の展望について教えてください。

当協会の活動資金や地区保護司会の適切な運営を維持するため、現在、「運営助成会員制度」により資金の多くを確保している状況です。今後、活動資金の拡大策を検討・実行したり、静岡県内を拠点とするプロのサッカー・バスケット・野球チームに更なる協力の働き掛けを行うほか、更生保護関係団体の連携・活動拠点となるいわゆる「更生保護センター」構想を検討して、更生保護関係団体がより効率的にその機能と役割を発揮できるよう相互協力を活性化したりするなど、多くの課題克服のための方策を考えています。

※静岡県更生保護協会ウェブサイト <https://kouseihogo-net.com/>



## COLUMN

## 9

## 知りたい、学びたいと願う全ての人に まなびのつながりを育む

丸善雄松堂株式会社

「まなびの力で社会を明るく」これが私たちのポリシーです。

更生保護には、二つの大切な側面があると考えています。一つは、罪を犯してしまった人たちの立ち直りを支援すること。もう一つは、「まなび」の力によって、そもそも犯罪を起こさない社会をつくることです。私たちはこの両面に対して、長きにわたり「まなび」と向き合ってきた企業として、教育という観点から貢献したいと考えています。

つまり、誰もが平等にまなびの機会を得られる社会の実現こそが、犯罪を未然に防ぐ大きな力になると信じています。

こういった想いの下、保護局との連携協力協定（令和6年9月18日締結）に基づき、再犯防止に寄与すべく以下の取組を実施しています。

**【丸善雄松堂株式会社及び株式会社丸善ジュンク堂書店の取組】**

○ “社会を明るくする運動”への広報協力

全国の書店、大学内の物販店舗、賛同いただいた図書館において、“社会を明るくする運動”強調月間の7月にポスターを掲示するとともに、スタッフが幸福の黄色い羽根を着用し、お客様をお迎えします。店や図書館には知的好奇心旺盛なお客様が多く来店されるため、「黄色い羽根」に関心をお持ちになってお声がけいただくことがございます。趣旨をご説明すると、多くのお客様が好意的に受け止めてください、この取組に対して温かいご支援や励ましの言葉をいただいております。こうした活動を通じて、多様な層への広報・啓発に貢献させていただいております。

なお、令和6年度は法務大臣より感謝状を賜りました。令和7年度も継続し、全国226ヶ所にて“社会を明るくする運動”への広報協力を実施いたします。



#### ○ “社会を明るくする運動”関連シンポジウムの開催

弊社の持つネットワークを活用し、「産官学連携」シンポジウムを開催します。

令和7年度は、全国各地（山梨県甲府市、福島県楢葉町、静岡県（台風のため中止）、北海道帯広市、香川県善通寺市、東京都千代田区）で開催いたしました。

再犯防止においては、「立ち直りを支える地域のチカラ」が極めて重要であると考えており、地域に根差した活動の推進を目指しています。保護司、更生保護女性会、BBS会等更生保護の関係団体を始め、弊社の持つ大学ネットワークや企業及び自治体の皆様と連携し、多様な主体が関り合い、支え合う「地域のチカラ」を広げていきます。各地では、農福連携や、文化振興、アートの力等それぞれの地域の特色を活かした、安全で安心な地域社会の実現を目指す取組を紹介してまいります。



## 【今後の展望　社会的包摂拠点の実現に向けて】

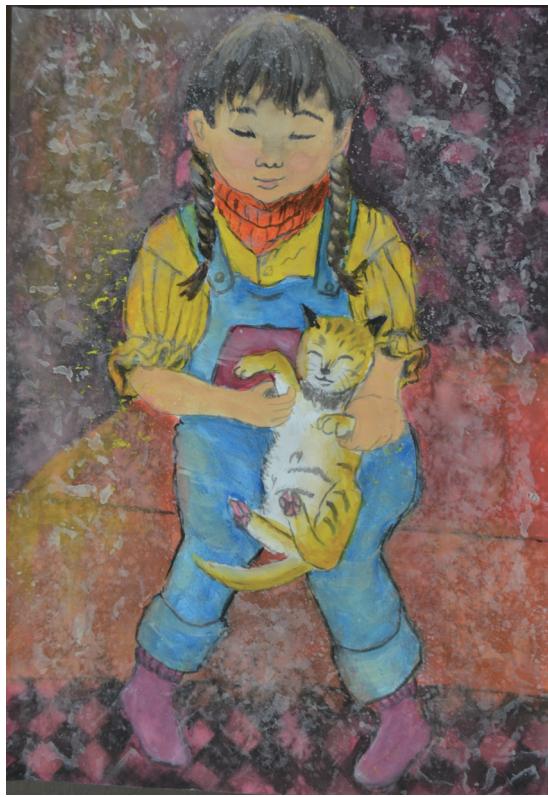
前述のとおり、再犯防止には「地域のチカラ」が重要で、誰もが正しい知識と意識を持った包摂的な社会を目指していきたいと私たちは考えます。誰もが平等にまなびの機会を得られる場、誰をも受け入れる共生社会の実現、孤独や孤立を防ぐ居場所、思いやりや助け合いの心を育み、みんなが幸せな社会を築く道標となる居場所づくりを、弊社の持つ公共施設の運営の実績を基に目指していきます。

今、私たちの活動を通して、想いを持ったたくさんの人たちがつながり始めています。

弊社だからこそ持ち得るネットワークで、教育、医療、福祉、宗教、いろいろな境界線を越えてつながりを育んでおり、個々の力が一つになった時、再犯防止に貢献する社会的包摶拠点は、まさに実現の時を迎えつつあると感じています。



# 第6章



気持ちいいね

## 地域による包摂を 推進するための取組

## 第1節 地方公共団体との連携強化等

### 1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

#### (1) 市区町村による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号 77】

再犯防止に関して、国、都道府県及び市区町村が担う役割（[資 6-77-1 参照](#)）が第二次再犯防止推進計画に明記されたところ、市区町村が、犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴走型支援を実施するなどして、前記の役割を十全に果たすことができるよう、法務省は、市区町村に対して再犯防止に関する必要な情報提供を行っている。

また、矯正施設においては、矯正施設が所在する自治体によって組織する矯正施設所在自治体会議（令和7年3月現在で102団体が参加）とも連携して、矯正施設の地域における防災拠点としての活用、地域と連携した刑務所作業製品の製作や職業指導製品の展示・販売、被収容者による社会貢献につながる活動の企画・実施等、市区町村等と連携協力し、再犯防止にも地方創生にも資する取組を推進している。

#### 資 6-77-1 第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割

##### 第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割について

- 国**
- ・ 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。
  - ・ 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

- 都道府県**
- 広域自治体として、
- ・ 各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や地域のネットワーク構築に努める。
  - ・ 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などの実施に努める。

- 市区町村**
- 地域住民に最も身近な地方公共団体として、
- ・ 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

出典：法務省資料による。

#### (2) 都道府県による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進【施策番号 78】

再犯防止に関して、国、都道府県及び市区町村が担う役割（[【施策番号 77】 参照](#)）が第二次再犯防止推進計画に明記されたところ、都道府県が、各地域の実情も踏まえ、域内の市区町村と連携し、再犯の防止等に関する取組を切れ目なく実施するために必要な調整等を行い、前記の役割を十全に果たすことができるよう、法務省は、都道府県に対して必要な情報提供等を行っている。

また、法務省は、令和5年度から、都道府県が地域の実情に応じた再犯防止施策の充実を図ることにより、地域における再犯防止の取組を促進し、安全安心な地域社会の実現に資することを目的として、都道府県が基礎自治体に対する施策の企画立案支援、基礎自治体に対する理解促進・人材育成及び犯罪をした者等に対する直接支援を実施するに当たり、補助金を交付する「地域再犯防止推進事業」を実施している。

## 2 地方再犯防止推進計画の策定等の支援【施策番号 79】

法務省は、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」<sup>\*1</sup>（[資料 6-79-1 参照](#)）を作成し、全国の地方公共団体に配布するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得て、地方公共団体に対し、再犯防止施策に関する説明や協議を実施している。

さらに、地方公共団体に対して、第二次再犯防止推進計画において設定された再犯の防止等に関する施策の指標（出所受刑者の2年以内再入率等）についての都道府県別データの提供を行っているほか、警察庁からデータの提供を受け、警察署管轄別の犯罪統計に係る情報についても提供している。

加えて、地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会（【施策番号 81】参照）等の開催等を通じて、引き続き、都道府県や市区町村に対して、再犯防止施策の効果的な実施に資する情報提供等を行うとともに、地方再犯防止推進計画の策定に向けた支援等を行っている。

### 資料 6-79-1 地方再犯防止推進計画策定の手引きについて

#### 「地方再犯防止推進計画策定の手引き」について

##### 概要

- 「**地方再犯防止推進計画**」とは、地方公共団体が再犯防止等に関する施策について定める計画。再犯防止推進法においては、その策定が努力義務とされている。
- 「**地方再犯防止推進計画策定の手引き**」は、特に市町村における地方再犯防止推進計画の策定を促進するため、計画策定に至るまでの事務手続例や、計画に盛り込む施策の具体例などをまとめたもの。

##### 手引きの構成

#### 第1章 計画策定の意義等

- 1 法的根拠
- 2 計画策定の意義
- 3 計画策定の流れ

#### 第2章 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について

- 1 計画策定の趣旨等
- 2 地域における再犯防止を取り巻く状況
- 3 重点課題・成果指標
- 4 取組内容
- 5 推進体制

#### 第3章 具体的な取組の記載例等

- 1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進等のための取組
- 6 地域による包摵を推進するための取組
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

出典：法務省資料による。

\*1 地方再犯防止推進計画策定の手引き（令和5年3月改定版）  
<https://www.moj.go.jp/content/001395209.pdf>



法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉計画（[資6-79-2 参照](#)）を積極的に活用するよう周知しており、地方再犯防止推進計画が地域福祉計画と一体として策定される例も相当数見受けられる（[資6-79-3 参照](#)）。

厚生労働省は、都道府県が医療計画（[資6-79-4 参照](#)）を策定するに当たって参考となるように、精神疾患の医療体制の構築に係る指針を定めている。当該指針では、再犯防止推進法において、犯罪をした薬物依存症者等に適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている点を紹介している。また、都道府県の第8次医療計画において、薬物依存症に対応できる医療機関を明確にする必要があるとしている。

## 資6-79-2 地域福祉（支援）計画の概要

### 地域福祉（支援）計画について

#### 概要

- 「市町村地域福祉計画」（社会福祉法第107条）と「都道府県地域福祉支援計画」（同法第108条）からなる。
- 「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。
- 「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。
- 平成29年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加するとともに、策定を努力義務化。
- 令和2年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を追加。

#### 計画に盛り込むべき事項

##### 【市町村地域福祉計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

##### 【都道府県地域福祉支援計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

※下線部分は令和2年の社会福祉法改正により追加された記載事項（令和3年4月1日施行）

出典：厚生労働省資料による。

## 資6-79-3 地方再犯防止推進計画策定数（策定方法別）

地方公共団体	策定数		
		他の関連計画に包含して策定	単独での策定
都道府県	47	2	45
指定都市	20	9	11
市区町村	748	625	123

注 1 法務省資料による（令和6年4月1日現在）。

2 地方再犯防止推進計画の策定に代えて条例を制定した地方公共団体、実施方針として策定した地方公共団体も含む。

3 他の関連計画としては、地域福祉計画、防犯に関する計画、人権に関する計画等が挙げられる。

## 資料 6-79-4

## 医療計画の概要

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

## 計画期間

- 6年間（現行の第8次医療計画の期間は2024年度～2029年度。中間年で必要な見直しを実施。）

## 記載事項(主なもの)

## ○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

## 二次医療圏

## 330医療圏（令和6年4月現在）

**【医療圏設定の考え方】**  
一般の入院に係る医療を提供することが相当地域の単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事故 等

## ○ 地域医療構想

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

## 三次医療圏

## 52医療圏（令和6年4月現在）

※都道府県ごとに1つ（北海道のみ6医療圏）

## 【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

## ○ 5疾病・6事業（※）及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）。

6事業…6つの事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・蔓延延時ににおける医療、べき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。

## ○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

## ○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

出典：厚生労働省資料による。

## 3 地方公共団体との連携の強化

## (1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号 80】

法務省では、再犯防止を一層推進していくに当たっては、矯正施設が被収容者に関する情報を適切かつ効果的に関係機関等との間で共有し、被収容者の立ち直りを支えていくことが極めて重要であるとし、令和4年9月から、被収容者等の同意がある場合において、再犯防止に資すると認められるときは、関係機関等への適切な情報提供を積極的に行うこととしており、令和6年3月、改めてこの取組の趣旨を矯正施設に通知した。

また、従来から、更生保護官署において、個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、地方公共団体等が犯罪をした者等への支援を行うに当たり必要な情報について、当該犯罪をした者等の同意を得るなどした上で、地方公共団体等への提供を行ってきたところ、令和6年3月、更生保護官署において犯罪をした者等に対する処遇等を実施する中で得られた情報は、その者に対する支援を行う地方公共団体にとっても有用性が高く、これらの情報を適切に共有することは、再犯の防止等を推進する上でも有意義であることを踏まえ、改めて、これらの情報を地方公共団体に提供するに当たっての留意事項等を取りまとめ、更生保護官署に通知した。

さらに、検察庁は、入口支援を実施するに当たり、犯罪をした者等の再犯防止を実現するため、関係機関等と十分なコミュニケーションを図りつつ、関係機関等に対し、適切な情報提供を行うこととしている。

## (2) 再犯の防止等の推進に関する知見等の提供及び地方公共団体間の情報共有等の推進【施策番号81】

法務省は、令和3年度から、地方公共団体による再犯防止の取組において蓄積された成果や課題等を全ての地方公共団体へ共有し、更なる取組の促進を図ることを目的に、地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会として、「全国会議」<sup>\*2</sup>及び全国6ブロックにおける「ブロック協議会」<sup>\*3</sup>を開催している。令和6年度は、「全国会議」及び「ブロック協議会」を対面及びオンラインのハイブリッド形式でそれぞれ実施した。

また、職員を地方公共団体、司法関係団体等が開催する研修やシンポジウム等に講師として派遣するなどし、地方公共団体の職員や犯罪をした者等の支援を行う関係者等に対して、法務省における取組や支援に関する知見等を提供している。

さらに、矯正管区においては、令和5年度から、矯正官署における再犯防止、地域連携等の取組について、地方公共団体や関係機関等の職員を主な対象として情報を提供する「地域連携セミナー」を実施している。

## (3) 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号82】

一部の地方公共団体においては、刑事司法関係機関の職員、犯罪をした者等への支援を行う民間団体の職員等を構成員とする会議体を設置し、再犯防止に係る取組の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行っている。

法務省は、こうした会議への職員の参画や必要な情報提供等を通じて、公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体におけるネットワークの構築や連携を支援している。令和3年度以降、これらの取組を更に促進するため、地方公共団体を対象とした全国会議及びブロック協議会（【施策番号81】参照）を開催している。

また、一部の保護観察所においては、令和4年10月から実施している「更生保護地域寄り添い支援事業」（令和4年10月から令和7年3月までは「更生保護地域連携拠点事業」）（【施策番号84】参照）を通じて、地方公共団体を含めた地域支援体制の整備や支援者支援に取り組んでいる。

さらに、保護観察所においては、令和5年12月から、更生保護に関する地域援助（【施策番号83】参照）により、地方公共団体を始め、地域社会において犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に資する支援等を行う関係機関・団体に対する援助として、更生保護に関する専門的知識を活用し、これらの関係機関等が支援している者への対応、更生保護又は犯罪予防に関する研修、広報等に係る必要な情報の提供、助言等を行っている。また、支援対象者が地域において必要な支援を円滑かつ継続的に受けるために必要な都道府県単位又は市区町村等の地域単位における関係機関等との連携体制の構築に取り組んでいる（実績については【施策番号83】参照）。

\*2 全国会議

地方における再犯防止の取組により蓄積された成果や課題等を全ての地方公共団体へ共有し、更なる取組の促進を図るもの。

\*3 ブロック協議会

全国会議の開催を受け、全国6ブロックにおいて、再犯防止の取組を進める地方公共団体を対象として、情報提供や意見交換等を実施するもの。

## 4 支援の連携強化

### (1) 更生保護に関する地域援助の推進【施策番号 83】

法務省は、保護観察所において、令和5年12月から施行された改正更生保護法（平成19年法律第88号）により新設された更生保護に関する地域援助（[資料6-83-1 参照](#)）を実施している。保護観察所においては、犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」（リスタート・サポートの略）<sup>※4</sup>を設け、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域で生活する元保護観察対象者や刑務所出所者等本人又はその家族を含む地域住民や、関係機関・団体等からの相談に応じ、個別事案に係る必要な助言や調整、支援に関する事例検討会・研修・情報提供等の援助を行うほか、犯罪をした者等が、地域における関係機関・団体等による必要な支援を必要な期間受けることができるよう、地域における関係機関・団体等との連携体制の構築を図っている（【施策番号 82】参照）。令和6年に、更生保護に関する地域援助を実施した件数は4,007件であり、そのうち、支援対象者等に対して実施した件数は1,071件、関係機関等に対して実施した件数は2,936件であった。

#### [資料6-83-1](#) 更生保護に関する地域援助の概要

### 「更生保護に関する地域援助」について

保護観察所の取組～更生保護に関する地域援助～

#### “息の長い”支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

##### 【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む

出典：法務省資料による。

※4 更生保護に関する地域援助（犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」）  
[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01\\_00024.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo01_00024.html)

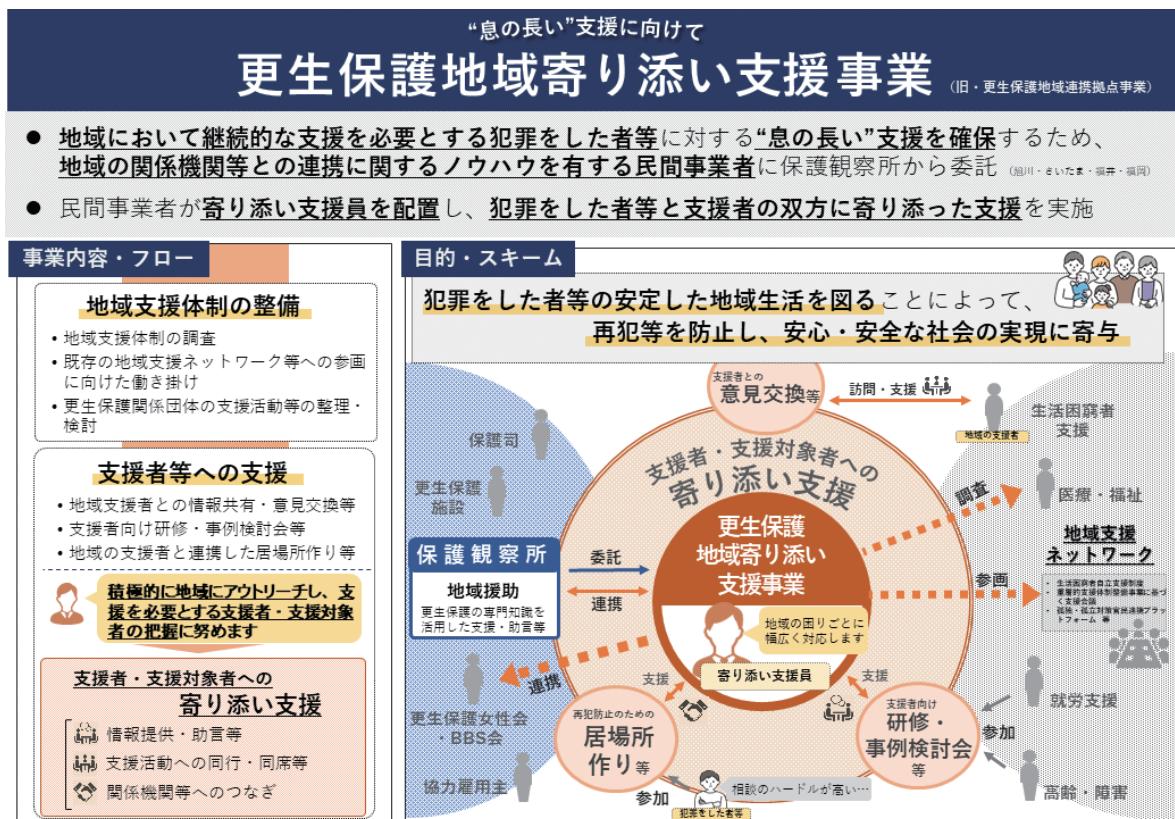


## (2) 更生保護地域連携拠点事業の充実等【施策番号 84】

法務省は、保護観察所3庁（旭川、さいたま及び福井）において、地域における再犯防止につながる“息の長い”支援を実現するため、令和4年10月から、地域の関係機関、民間協力者等による地域支援体制を整備するとともに、それぞれが行う支援活動の支援を行う「更生保護地域連携拠点事業」を民間事業者に委託し、実施してきたところ、令和7年度は、事業内容の一部を見直した上で、名称を「更生保護地域寄り添い支援事業」（[資 6-84-1 参照](#)）とし、保護観察所4庁（旭川、さいたま、福井及び福岡）において、地域において継続的な支援を必要とする犯罪をした者等と、これらの者を支援する支援者の双方に寄り添った支援を実施することとしている。

資 6-84-1

### 更生保護地域寄り添い支援事業の概要



出典：法務省資料による。

## (3) 法務少年支援センターにおける地域援助の充実【施策番号 85】

法務省は、少年鑑別所（法務少年支援センター）において、非行・犯罪をした者や、その支援を行う関係機関等の依頼に適切に対応できるよう、教育機関や保健福祉機関等、地域の関係機関と定期的な連絡会議を開催するなど、多機関連携を強化している。また、支援を必要とする当事者等がより利用しやすい相談環境を提供するため、令和3年11月から一部の少年鑑別所（法務少年支援センター）でオンラインによる心理相談を開始したところ、令和5年6月からは全ての少年鑑別所（法務少年支援センター）で実施している。さらに、令和6年5月から、法務少年支援センターのホームページを公開し、全ての少年鑑別所（法務少年支援センター）において、地域援助に係る相談メール受付システムの運用を開始するなど、相談者等の利便性の向上を図っている。

## 5 相談できる場所の充実

### (1) 刑執行終了者等に対する援助の充実【施策番号 86】

法務省は、保護観察所において、令和5年12月から施行された改正更生保護法により新設された、刑執行終了者等に対する援助を実施している。保護観察所においては、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、その特性や支援ニーズに応じた情報の提供、助言等を行うほか、地域の関係機関・団体等による必要な支援につながるよう必要な調整を行うなどの援助を実施している。刑執行終了者等に対する援助は、本人からの自発的な申出を待つことなく、保護観察所が能動的に働き掛けて実施することが可能なもので、かつ法定期間の定めもないという点で、更生緊急保護（【施策番号 25】参照）を補完する援助の措置として位置付けられる。令和6年に、刑執行終了者等に対する援助を実施した延べ人員は208人であった。

### (2) 更生保護施設による訪問支援事業の拡充【施策番号 87】

法務省は、更生保護施設退所者等が地域生活に定着するまでの間の継続的な支援として、平成29年度から更生保護施設に通所して支援を受けるフォローアップ事業（【施策番号 20】参照）を委託する取組を実施してきたところ、自発的に更生保護施設に通所できないなど、フォローアップ事業では支援の手が届かない者に対して必要な支援を行うため、令和3年10月からは、自宅等を訪問するなどして生活相談支援等をアウトリーチで行う訪問支援事業の委託も開始した。フォローアップ事業については、令和6年度の委託実人員は1,656人（令和5年度：1,159人）、延べ人員は11,586人（令和5年度：8,505人）であり、訪問支援事業については、令和6年度は、全国19施設において実施し、令和6年度の委託実人員は654人（令和5年度：445人）、延べ人員は5,733人（令和5年度：2,858人）である（[資6-87-1](#) 参照）。

資料 6-87-1

更生保護施設における訪問支援事業の概要

## 訪問支援事業について

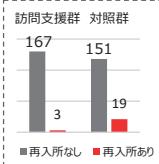
### 背景・導入の経緯

- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「フォローアップ事業」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど援助希求能力が低く、**従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」**によっては支援の手が届かない者が存在



アウトリーチ型の「訪問支援事業」開始（R3.10～）

### 効 果



#### 結果

**訪問支援群 1.8%**

↔ 対照群 11.2%

**訪問支援群の方が有意に再入所が少ない**

**訪問支援は再犯防止に効果あり**

対象 令和6年4月から令和7年3月までの間に訪問支援を実施した170人（全19施設）

方法 ○訪問支援を実施した者（訪問支援群）

○訪問支援を実施しなかった者（対照群）

について、令和7年3月末までに退所後の犯罪により受刑のため**刑事施設に再入所した者**の割合を比較

### 概 要

**全国19施設**を訪問支援実施施設として指定し、訪問支援職員を配置

[函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島]

#### 実施施設

#### 対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

#### 支援の方法・内容

訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施**

#### 定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導

・福祉関係団体等とのケア会議

・行政サービスの利用援助

・関係機関等への同行支援

…等



更生保護施設



更生保護施設職員  
(訪問支援職員)



更生保護施設  
退所者等

出典：法務省資料による。

## COLUMN

## 10

## 更生保護分野を対象としたフードバンク活動

更生保護施設等支援協議会 藤本晴男

## 1 活動のきっかけ（更生保護施設支援活動）

平成22年、リーマンショック後の不況で失業者が多発していました。刑務所出所者等で帰る場所のない人々は、更生保護施設に帰住しアルバイトで自立資金を蓄えるのですが、仕事が皆無の状況でした。

岡山県の更生保護施設美作自修会施設長の「収入がなくても期限には施設から出でてもらわなければならぬが、3日もすると空腹に耐えかねて万引きし、警察から照会が来る。何とか助けたい。」の声に保護観察官や保護司会会長が動き、私も協力を依頼され更生保護施設との関わりが始まりました。

## 2 「食品ロスで再犯防止」の取組

そうした中、県等の依頼を受け、フードバンク活動を関係団体に提案しましたが理解が得られず、平成30年「社会を明るくする運動」強調月間の7月、更生保護施設等支援協議会を立ち上げました。

まず、包装紙の破損や賞味期限切迫のために廃棄予定の食品を、スーパーから当協議会が毎月定期的に回収して更生保護施設や児童養護施設に届けることから始めました。

食品を受け取った施設では、施設内での利用のほか、退所者のフォローアップや近隣の生活困窮者を招いた取組での提供を行っています。声掛けと合わせて食品を渡す取組は対象者にとって心強い励ましとなり、再犯防止に役立っていると現場からお聞きしています。

## 3 地元店舗からの直接の受取りの推進

平成31年3月、法務省担当官から、「対象者等が直接近隣の店舗から受け取れないか」と提案を頂き、協力スーパーに相談しました。この方法であれば全国で毎日廃棄されている生鮮食品が活用できるため、「食品ロス削減と温室効果ガス排出量削減」が大きく進みます。

そこで、薬物依存症自立施設で、2店舗からの受取りを試行してみました。同施設は24時間共同生活で当番がする調理で、美味しい食事は多くないらしく、たまにスイーツなどが届くと歓声が上がるそうで、更生生活の励みになっていると聞いています。

また、全国各地の更生保護施設が同様に店舗から食品を直接引き取る実績を積み重ねていくことは、提供する企業にとって、広く社会貢献活動の機会を得ることにもつながります。提供企業が更生保護施設を核として、その対象を子ども食堂や就労支援事業所に広げることも期待されます。

## 4 市民の理解と協力による活動の広がり

食品スーパーとの協議で、家庭で余った食品を回収する「フードドライブ」にも取り組むことになりました。食料品価格の上昇が続いているため、期待薄と思いながらのPRでしたが、店舗からの提供量の数倍もの食品が寄せられています。

市民の皆さんのお善意は想像以上であり、今後、対象者及び更生保護施設双方の支援に一層役立てたいと頑張っています。



バレーボール岡山シーガルズとフードドライブの広報



スーパーで受け取っている様子



滋賀県光風寮施設長による直接受取り

# 第7章



里山の風景

## 再犯防止に向けた 基盤の整備等のための取組

## 第1節 再犯防止に向けた基盤の整備等

### 1 関係機関における人的・物的体制の整備

#### (1) 関係機関における人的体制の整備 【施策番号 88】

警察庁は、ストーカー事案をはじめとする人身安全関連事案への迅速・的確な対応、少年非行の未然防止、暴力団員の社会復帰対策に係る体制整備を推進している。

法務省は、高齢者や障害を有する者を始めとして、出所後に福祉的支援を要する受刑者等に対して的確な支援を行うため、矯正施設に福祉専門官等を配置している（【施策番号 26】参照）。

また、更生保護官署には、受刑者に対する重点的・継続的な生活環境の調整、満期釈放者に対する社会復帰支援の充実強化等のため、地方更生保護委員会に調整指導官を配置し、一部の保護観察所に社会復帰対策官を配置している。

検察庁は、起訴猶予者等のうち入口支援が必要である者について、社会福祉事務所や保健医療機関、特定非営利活動法人等に受入れを依頼するなどの社会復帰支援業務等を担当する検察事務官を配置している。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対して就労支援を行う就職支援ナビゲーターをハローワークに配置している。

#### (2) 関係機関の職員等に対する研修の充実等 【施策番号 89】

警察は、ストーカー加害者への対応、非行少年に対する支援、暴力団からの離脱に向けた指導等を担当する職員に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育・研修を行っている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対する就労支援を担当する労働局やハローワークの職員等に対して、必要な研修等を実施している。

法務省における研修については【施策番号 16、32、34、51】、法務省及び検察庁職員の研修等への派遣については【施策番号 81、94】を参照。

#### (3) 矯正施設の環境整備 【施策番号 90】

法務省は、矯正施設において、医療体制の充実、バリアフリー化や各種矯正処遇の充実等のための環境整備を行うほか、老朽化した矯正施設の建替えを始め、物的体制の整備を進めている。令和6年度は、職業訓練等の指導を円滑に実施するための改修・修繕を行ったほか、高松刑務所等において、再犯防止施策に資する施設の整備を推進した。しかしながら、矯正施設 271 庁（農場を含む。）のうち、99 庁が現行の耐震基準制定以前に建築された施設であり、老朽化対策を必要とする施設が多く残っていることから、今後も、各種施策に合わせた改修・修繕を行うとともに、現行の耐震基準制定以前に建築された老朽施設の建替え・長寿命化改修等を実施することとしている。

### 2 業務のデジタル化、効果検証の充実等

#### (1) 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実のための基盤整備 【施策番号 91】

法務省は、受刑者等の情報をデジタル化し、一元的管理を推進することで、矯正行政の効率化を図るとともに、より精度の高いデータに基づく処遇の実態把握や再犯防止効果の可視化を通じて矯正処

遇の一層の充実を図るため、これまでの業務システムを刷新し、令和6年度から、全国の矯正施設において、矯正処遇・再犯防止業務支援システムを運用している。

また、刑事手続のデジタル化に対応し、保護観察処遇等を充実させるとともに、保護司活動の負担低減を図るため、電子データによる書類の作成・管理、オンラインによる書類の発受等が可能となるよう、更生保護官署における業務全般のデジタル化に取り組んでいる。令和6年度は、次期更生保護トータルネットワークシステムの要件定義を実施するなどデジタル化に向けた検討を進めた。

## (2) 再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用【施策番号 92】

法務省は、平成29年から、検察庁、矯正施設及び更生保護官署がそれぞれのシステムで保有する情報のうち、犯罪をした者等の再犯等を防止する上で必要と認められる情報を一元的に管理・共有するデータ連携基盤である刑事情報連携データベースシステム（以下「SCRP」<sup>\*1</sup>という。）を運用している。他の機関が個々の対象者に実施した処遇・支援等の内容の詳細を把握できる「データ参照機能」や、再犯の状況把握や施策の効果検証等を簡易・迅速化する「データ分析機能」を利活用することにより、①各機関における個々の対象者に対する処遇・支援等の充実、②再犯の状況や施策の実施状況の迅速かつ効率的な把握、③施策の効果検証や再犯要因等の調査研究等を行うとともに、必要に応じ、施策の見直しや新たな施策の企画を行うなどして再犯防止施策の推進を図っている。令和5年から、SCRPの機能等を見直す観点から、一層の情報連携の促進と連携した情報のより効果的な利活用を実現するための方策等について検討を進めている。

また、法務総合研究所では、令和6年12月に公表した令和6年版犯罪白書の特集「女性犯罪者の実態と処遇」において、女性による犯罪の動向等のほか、女性犯罪者に対する処遇・支援の現状、女性受刑者等を対象として実施した特別調査の結果を紹介し、女性犯罪者の再犯防止と円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点について報告した。

## (3) 再犯防止施策の効果検証の充実と検証結果等を踏まえた施策の推進【施策番号 93】

法務省においては、エビデンス（科学的根拠）に基づく再犯防止施策の推進に向けて、効果検証と、その結果を踏まえた施策の一層の充実に向けた検討を行っている。令和5年版再犯防止推進白書の特集においては、犯罪や非行から離脱した当事者の語りを取り上げ、社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因の分析を試みた。また、令和6年版再犯防止推進白書の特集では、当事者に加え、その当事者の社会復帰に携わった支援者の語りを取り上げ、令和5年版白書の分析も踏まえながら、離脱の要因を改めて分析した。

また、矯正研修所効果検証センター<sup>\*2</sup>等と協力して、刑事施設における矯正処遇及び社会復帰支援、少年院における矯正教育及び社会復帰支援、少年鑑別所における鑑別・観護処遇等に係る効果検証を重ねるほか、アセスメントツール（例えば、受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）（【施策番号 50】参照）、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）（【施策番号 50】参照））や処遇プログラムの開発及び維持管理に資する研究等を体系的に実施している<sup>\*3</sup>。加えて、効果検証センターは、有為な人材の育成や職員の職務能力向上に資するため、外部専門家を講師に招へいして、拡大研

\*1 SCRP

System for Crime and Recidivism Prevention の略称。システムの機能と実績、活用例等については、令和3年度法務省行政事業レビュー公開プロセス資料参照。  
<https://www.moj.go.jp/content/001350629.pdf>



\*2 効果検証センター

矯正行政におけるEBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）の担い手として、刑事施設や少年院における処遇プログラムの開発やその再犯防止効果の検証、受刑者や非行少年の再犯・再非行の可能性や指導・教育上の必要性を把握するアセスメントツールの開発・維持管理等を行う矯正研修所の部署。

\*3 効果検証センターにおける研究結果等

[https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_kyousei18-07.html](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei18-07.html)



修会を計画的に企画・実施しており、令和6年度は、オープンダイアローグ<sup>※4</sup>の考え方と対話技法、児童やその養育者に対するメンタライジングアプローチ<sup>※5</sup>、アディクションと家族、犯罪・非行の立ち直り過程を踏まえた処遇の展開、発達特性を踏まえた受刑者への処遇の在り方をテーマとして取り上げた。

さらに、保護観察所における暴力防止プログラムに係る効果検証を行っているほか、依存性薬物（規制薬物等、指定薬物及び危険ドラッグ）の使用を反復する傾向を有する保護観察対象者等について、地域における民間団体等による援助や支援の利用状況と、薬物再乱用防止プログラムとの関連についての効果検証等を行っている。令和7年4月には、保護局観察課に効果検証室を設置し、これらの検証を更に進めるとともに、効果検証の結果等を踏まえた施策内容の見直しの検討を含め、再犯防止に関する施策の一層の推進を図ることとしている。また、更生保護就労支援事業（【施策番号7ウ】参照）について、支援対象者の就職率及び職場定着率を把握し、施策の効果について、適宜検証等を行っている。

加えて、薬物事犯者に対し、施設内及び社会内処遇を通じた一貫した薬物防止プログラムの効果について、特に、対象者が地域における治療・支援につながったか否かを変数の一つとして効果検証を行う計画を立て、令和6年度からデータ収集を実施している。

### 3 再犯防止関係者の人材育成等 【施策番号 94】

法務省は、保護司、更生保護施設職員、更生保護女性会員、BBS会員等の民間協力者に対して、研修や講演の機会を通じて、犯罪をした者等への処遇や支援に関する知見を提供している。また、地方公共団体との相互理解の促進及び広い視野を有する人材の育成の観点から、地方公共団体との人事交流を実施しており、令和6年度末時点において、出向等により8名の職員を地方公共団体に送り出している。さらに地方公共団体の職員等に対して、全国会議やブロック協議会（【施策番号81】参照）の機会を通じて、再犯防止に関する先進的な取組や好事例等を共有するなどして、再犯防止に関する理解の促進を図っている。

矯正研修所（同支所を含む。）においては、令和5年度から、刑務所出所者等の地域生活定着に向けた支援体制の充実化を図るために、矯正施設において地域との連携窓口を担当する職員等を対象とし、地方公共団体等からも職員を講師等として招いて、再犯防止にも地方創生にも資する取組をともに検討する「再犯防止×地方創生政策ワークショップ型研修」を実施している。

### 4 広報・啓発活動の推進

#### （1）啓発事業等の実施 【施策番号 95】

法務省は、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間である7月を中心に、広報・啓発活動を積極的に展開している。令和6年度は、SNSを活用した広報啓発を実施し、令和6年7月、動画「蝶野正洋が高知東生に聞く！「薬物依存の再犯防止」」をYouTube法務省チャンネルで配信した。同動画は、プロレスラーの蝶野正洋氏が、社会復帰を果たした俳優の高知東生氏へのインタビューを行い、犯罪や非行からの立ち直りには、その背景にある問題へのアプローチが重要であることや周囲の人の理解が大切であることについて知ることができる内容となっている。

※4 オープンダイアローグ

フィンランド・西ラップラント地方のケロプタス病院で行われていた精神疾患、特に統合失調症患者のケアの技法と臨床思想。

※5 メンタライジングアプローチ

自己と他者の行動をその背後にある精神状態と関連付けて理解するメンタライジングの能力を促進することを目指す心理療法アプローチ。

また、全国8ブロックにおいて再犯防止シンポジウムを開催している。令和6年度は、「地域における“息の長い”支援の実現」をテーマとして開催し、合計で約1,700人の参加を得た。

さらに、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を主唱している。これは、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である。平成26年12月に犯罪対策閣僚会議において決定した「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするとともに、平成27年からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージを発出するなど、本運動は政府全体の取組として重要性の高いものとなっている。再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージ、ポスター、動画等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

令和6年に実施した第74回“社会を明るくする運動”では、「想う、ときには足をとめ。」をテーマ（写真7-95-1参照）に、全国で4万3,187回（令和5年：4万5,926回）の行事が実施され、延べ146万7,029人（令和5年：139万8,782人）が参加した。同運動では、デジタルサイネージや、SNS、イエローライトアップ等の多様な手段を用いた広報等が行われた（写真7-95-2参照）。また、若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみの持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターである「ホゴちゃん」の活用、吉本興業株式会社と連携した広報・啓発活動が行われた。

法務省の人権擁護機関では、刑を終えて出所した人の社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施するとともに、全国の法務局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。令和6年における刑を終えた人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の件数は7件であった（令和5年：2件）。

検察庁においては、学生や一般の方々を対象に実施する広報活動等において、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなど、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進している。

## 写真 7-95-1 第74回“社会を明るくする運動”ポスター

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ  
第74回 社会を明るくする運動7月は“社会を明るくする運動”  
強調月間・再犯防止啓発月間です。

社明 しゃめい

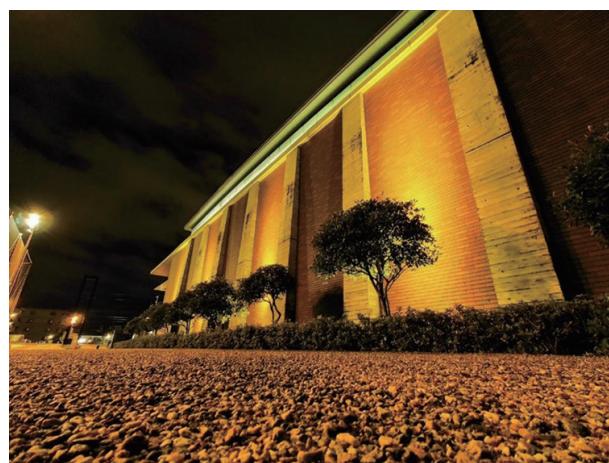
検索

更生保護法人 日本更生保護協会・更生保護司連盟・更生保護法人 立川更生保護財団



写真提供：法務省

## 写真 7-95-2 イエローライトアップ



写真提供：法務省

## (2) 法教育の充実【施策番号 96】

法務省は、学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育<sup>※6</sup>の実践の在り方及び教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等、法教育に関する取組について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会及び部会を開催（令和6年度：6回）している。

令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、契約や私法の基本的な考え方を学ぶことができる高校生向けのリーフレット<sup>※7</sup>及びリーフレットの内容に関する専門家の解説動画等を、引き続き、法務省ウェブサイトで公開しているほか、令和6年度は、全国各地の学校等で出前授業をしているお笑い芸人「オシエルズ」が制作・出演した法教育紹介動画である「オシエルズが教える法教育動画」<sup>※8</sup>（計6本）をYouTube法務省チャンネルで配信した。

また、これまでに、発達段階に応じた法教育教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布したほか、令和4年度には、刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材である「もぎさい」法教育教材を作成し、教員用の説明資料、授業用ワークシート等の補助資料とともに法務省ウェブサイトで公開した<sup>※9</sup>。

これらの教材の利用促進を図るため、同教材等を活用したモデル授業例を法務省ウェブサイトで公開しているほか、法教育の具体的な実践方法を習得してもらうため、法教育セミナーを実施している。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット<sup>※10</sup>を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

矯正施設においても地域の学校等で法教育を行っているところ、特に、少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、施設参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止（薬物・窃盗・暴力等）」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」等である。令和6年度には、矯正施設全体として約2,400回、延べ約14万2,000人に対して法教育を実施した（令和5年度：約2,300回、延べ約11万3,000人）。

また、保護観察所においては、学校との連携を進める中で、又は、広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施しており、令和6年度には、約405回、延べ約2万7,600人に対して実施した（令和5年度：約350回、延べ約2万3,700人）。

検察庁においては、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなどし、法教育を推進している。

### ※ 6 法教育

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であり、法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範意識を涵養することを通じて再犯防止に寄与するものである。

### ※ 7 成年年齢引下げに向けた高校生向けリーフレット

[https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku\\_koukouseimukeleaflet.html](https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_koukouseimukeleaflet.html)



### ※ 8 オシエルズが教える法教育動画

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLSmkcN62qni75HtnWQcZSgh64RuY\\_m6a\\_](https://www.youtube.com/playlist?list=PLSmkcN62qni75HtnWQcZSgh64RuY_m6a_)



### ※ 9 「もぎさい」法教育教材

[https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku\\_mogisaiban.html](https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_mogisaiban.html)



### ※ 10 法教育リーフレット

<https://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>



COLUMN  
11

## 更生保護における EBPMに基づく施策の推進

### 法務省保護局観察課効果検証室

政府全体において、近年、合理的根拠に基づく政策の企画を行い、政策の効果の検証を行うことによって、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼を確保する取組（EBPM：エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案）が進められています。

これまで、更生保護では、例えば、「性犯罪者処遇プログラム」の効果検証を行い、令和2年3月にその結果について公表しています。また、令和元年9月から令和2年8月にかけて、外部有識者を構成員として、刑事施設及び保護観察所における、より効果的な性犯罪者処遇プログラムの実施に向けた検討会を行いました。その結果を踏まえ、受講者の動機付けや強み等により着目した内容に改訂し、令和4年4月から「性犯罪再犯防止プログラム」として実施しています。

また、効果的な社会内処遇に関する理論と実証研究に基づいて、保護観察における新たなアセスメントツールであるCFP（Case Formulation in Probation/Parole）（【施策番号50】参照）を開発し、二度の試行の上で、令和3年1月から本格実施しました。さらに、専門家の協力を得て、ツールの予測妥当性と信頼性の検証を行い、その結果を踏まえて、令和7年6月から動的リスク評価を導入するなどしてツールを拡充しました。

このように、更生保護においては、施策の効果検証や調査研究の成果等を踏まえ、内容の見直し等を行ってきました。

令和5年3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画では、基本方針の一つとして「再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること」とされています。

これらを踏まえ、更生保護行政における理論的・実証的基盤を更に強化するとともに、より効果的な施策の企画・立案等を行うため、法務省においては、令和7年4月から、保護局観察課に効果検証室を新設しました。

効果検証室においては、①犯罪をした者等に対する社会内処遇の効果の検証、②犯罪をした者等に対する社会内処遇又は施策の実施状況等の調査・分析、③先行研究等の調査研究、④効果検証の結果や調査結果等を踏まえた施策の企画・立案等を行っています。

これまで更生保護では、様々な施策を実施し、一定の成果を挙げてきましたが、今般新設された効果検証室の業務を通じて、更生保護における施策に関する効果検証や調査研究等を一層充実強化し、施策の不断の見直しを行い、犯罪をした者等の再犯防止や改善更生のために、エビデンスに基づく構造化されたアセスメントを行い、これを踏まえた専門的な判断に基づく効果的な指導・支援・調整を行っていくこととしています。また、調査研究等によって得られた知見を保護司を始めとする民間協力者や地域の関係機関・団体等に対して積極的に還元し、“息の長い”支援を実施することで、新たな犯罪や犯罪被害を生まない安全・安心な社会、そして「誰一人取り残さない」共生社会の実現を目指してまいります。

## COLUMN

## 12

4月17日は  
「国際更生保護ボランティアの日」

法務省保護局更生保護振興課研修企画係

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

## 1 はじめに

令和6年4月に開催された第2回世界保護司会議において、保護司を始めとする更生保護ボランティアの取組を促進し、その国際的な認知度を向上させることを目指して、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が承認されました。

翌年4月17日には、その1周年の記念日を迎えるに当たり、多くの企業・団体の御協力を得て、様々な広報イベントを行いました。以下、いくつかのイベント例を紹介します。

## 2 東京スカイツリー®イエローライティング等について

東武タワースカイツリー株式会社の御協力の下、4月17日に、東京スカイツリーに更生保護のシンボルカラーであるイエローの点灯がされる特別ライティングが実施されました。

また、東京スカイツリーに来場される方々に更生保護の取組を知っていただくため、東京スカイツリー公式キャラクター「ソラカラちゃん®」、更生保護マスコットキャラクター「ホゴちゃん」、地元墨田区のおしなり商店街のイメージキャラクター「おしなりくん」、同じく地元墨田区の本所吾妻橋商店会のイメージキャラクター「あづちゃん」による特別グリーティングを開催しました。

スカイツリーを訪れる人には外国人も多く、まさに更生保護ボランティアについて国際発信する貴重な機会になりました。

グリーティング会場で配布したステッカーのイラストは、東京スカイツリーを背景に、第75回“社会を明るくする運動”ポスターの図柄と、ホゴちゃん・サラちゃんが描かれた親しみやすいデザインとなっており、更生保護に馴染みがない方々にも大好評でした。

## 3 東京都等の御協力について

東京都や新宿区の御協力の下、都庁都民広場において式典が開催されたほか、新宿中央公園前で警視庁音楽隊やカラーガードを交えたパレードが開催され、約450名の更生保護関係者の方々が更生保護のシンボルカラーである黄色のスカーフを振って行進しました。

また、夜には東京都庁第一本庁舎等のイエローライトアップも実施されました。

## 4 丸善雄松堂株式会社及び株式会社丸善ジュンク堂書店の御協力について

4月1日から同月30日まで、丸善丸の内本店、丸善日本橋店、丸善ジュンク堂書店池袋本店の3店舗で、「犯罪からの立ち直りに寄り添うー更生保護とはー」と題して更生保護に関する企画コーナーを設けていただき、更生保護に関する書籍を紹介文とともに並べていただきました。店舗には「国際更生保護ボランティアの日」ポスターも掲示いただき、書店を訪れた人に、更生保護について知っていただくことができました。

## 5 墨田区役所のアトリウムにおける企画展示

墨田区役所1階のアトリウムにおいて、4月14日から同月18日までの1週間、更生保護に関する企画展示を行いました。

同期間中、パンフレットやポスターを熱心に御覧になっている人もおり、更生保護を身近に感じていただくことができたと思います。

## 6 “国際更生保護ボランティアの日”1周年を記念するウェビナー

オンライン・イベントとして、日本とタイ、シンガポール、マレーシア及びインドネシアを結び、各国の更生保護ボランティアの取組についての情報共有などを行うウェビナーを開催しました。

## 7 おわりに

法務省では、今後も「国際更生保護ボランティアの日」の広報を通じて、国内外に更生保護ボランティアの活動の意義を一層発信していくこととしています。



グリーティングの様子



パレードの様子



ステッカー



## COLUMN

## 13

社会復帰を果たした者等の  
犯罪や非行からの離脱プロセス

法務省大臣官房秘書課

法務省大臣官房秘書課では、令和5年版再犯防止推進白書の特集において、犯罪や非行から離脱した4名の当事者の語りを、令和6年版の同白書の特集においては、犯罪や非行から離脱した3名の当事者及びその立ち直りを支えた支援者の語りを聴取し、そこから見えてくる犯罪や非行からの離脱要因の分析を試みました。本白書では、当事者の立ち直りに向けた支援を促進していくに当たり、引き続き更なる事例の集積を行うため、コラムとして、非行から立ち直った当事者と立ち直りを支えた支援者の語りを掲載することとしました。

## 事例

20代女性

## 1 私にとって非行とは

私は、中学生の頃から万引きをしていました。最初の頃は、お金が欲しくなったら、万引きしてお金を換えればいいやという安易な気持ちで万引きをしていました。

親と折り合いが悪かった私は、高校卒業後、実家を出て、交際相手と同棲生活をしました。交際相手は、至って常識的な人で、私たち二人のために真面目に働いてくれましたが、私は、働いてお金を稼がなければいけないと分かっていたながらも、楽に稼ぎたいという気持ちから万引きを続け、次第に盗む物の金額も大きくなっていました。

## 2 処分を受けて

そのような生活はいつまでもうまくいくわけがありません。私も例外ではなく、19歳のときに、窃盗で警察に逮捕されました。逮捕されたときは正直、「やばいな。」と感じました。翌年には成人式もありましたし、少年院に入りたくないという気持ちが強かったです。一方で、いつかは万引きを止めなければいけないという危機感もありましたので、逆に逮捕されて良かったという気持ちもありました。逮捕された段階で、「もう捕まりたくない。」という気持ちは明確でしたが、まだ先のことは考えられませんでした。

## 3 離脱の過程における転換点

留置場を経て、少年鑑別所に入ることになりました。少年鑑別所では、職員の方にも気に掛けてもらい、きちんと話を聞いてもらうことができたので、落ち着いて生活できました。親は数回面会に来てくれて、その頃から少しずつ、親との関係性が雪解けに向かったと思います。

そんな中で、弁護士の先生から紹介を受けて、再非行防止サポートセンター愛知の高坂さんに出会いました。複数回の面接を経て、社会に戻ったら、高坂さんの運営する自立準備ホームに帰住できることとなりました。

家庭裁判所の審判では保護観察処分となり、少年鑑別所を出て、自立準備ホーム（【施策番号 21】参照）に入居しました。その後、介護の仕事を見つけたものの、最初は働くことが嫌で長続きせず、その後も離職を繰り返しました。しかし、自立準備ホームのスタッフの皆さんに、厳しい指導ばかりではなく、励まし支えてくれたこと、保護司さんからも温かいサポートを受けられたこと、何より、後に夫となる当時の交際相手が変わらずに支え続けてくれたことから、徐々に仕事も長続きするようになりました。立ち直りの過程で親との関係が更に改善したこと、大きな支えになったと思います。

入居から約半年後、生活も安定してきたので、自立準備ホームを円満に退所し、再び交際相手と同棲生活を送り始めました。今は、介護の仕事を離れて、施工管理の仕事を数年経験した後、営業の仕事に就いています。自立準備ホームの退所から5年後に結婚し、夫とともに穏やかな日々を過ごしています。

#### 4 立ち直って思うこと

自分はかつて、非行をし、逮捕されました。逮捕されるまでは、このままではいけないという危機感はあったと思いますが、窃盗をやめることはできませんでした。非行をしてしまう前に、支援してくれる人や、相談に乗ってくれる人がいたなら、非行してしまうのを回避できたのではないかと思うこともあります。逮捕された後に、少年鑑別所や自立準備ホームでの生活の中で、支えてくれた人たちに恵まれ、本当に感謝していますが、一方で、もし、支えてくれる人と、相性が合わなかつたら、再非行をしていた可能性も十分にあると思っています。もう犯罪をしたくないという思いは強いですが、今でもメンタルが崩れそうになるときもあります。そんな時にただ助けを待っているだけではなく、自分から手を伸ばして、支えてくれる人たちに助けを求めることが大事なのだと思います。今も高坂さんをはじめとした自立準備ホームのスタッフの方々に、よく相談に乗ってもらい、助けていただきながら、社会生活を送っています。

どんな人でも立ち直れるきっかけに出会える日が絶対に来ると思っています。どんなに非行や犯罪を繰り返していても、このままではだめだ、変わらなきゃ、と必ず気付ける時が来ると思います。今、犯罪や非行を繰り返してしまっている人にも、そんな時が絶対に来るから、その時まで、頑張ってほしいと思います。

#### 立ち直りを支援する人の視点から

NPO 法人再非行防止サポートセンター愛知理事長 高坂 朝人

彼女が逮捕され、少年鑑別所に入っていた頃、担当の弁護士さんからの依頼があり、少年鑑別所に面会に行ったのが初めての出会いでした。最初の印象は、明るくて元気があり、自分の考えをしっかり話してくれる子だと思いました。何度か面接を重ね、当法人が運営する自立準備ホームで彼女を受け入れることとしました。その後、家庭裁判所の審判において、保護観察処分となつたため、保護観察開始とともに、その日に自立準備ホームに入居しました。

自立準備ホームに入居した後、最初こそ昼夜逆転のような生活をしていたこともあり、仕事の面接の予定を入れていたのに寝坊してしまうこともありました。彼女を自立準備ホームに受け入れた日の月末には、就職面接に行き、真剣に仕事を探し始めていました。

その後も、ようやく見つけた仕事を2週間で辞めてしまったりするという紆余曲折もあったのですが、その都度彼女の相談に乗りながら、寄り添っていました。私たちは彼女の支援をするに当たり、「犯罪でお金を稼がないこと」「できれば昼の仕事を続けること」を伝えつつ、「仕事を休んだりすることを厳しく責めないこと」「彼女の性格に合わせて励ましながら寄り添うこと」を心掛けてしていました。

結果として、彼女は自分の力で新たな仕事を見つけ、家族や交際相手の支えも得ながら、約半年で自立準備ホームを退去し、自立することができました。今でも、時折彼女から連絡があり、無事に社会人生活を送っている旨の報告をいただいています。

私は、犯罪や非行から立ち直ろうとする当事者の方を支援するに当たって、支援者と当事者の関係構築が重要だと思っています。制度や組織として事務的に関わるのではなく、一緒に食事をとるなど、共に時間を過ごすことで、人と人との信頼関係を構築することが支援者に求められていると考えます。

なお、これまで数多くの方を支援してきましたが、様々な経験を通して考えることとして、矯正施設の職員と、社会内にいる支援者の連携が更に進めば良いと思います。矯正施設の職員の方には、もっと場の外に出ていただいて、社会内で行われている支援についての理解を一層深めていただきたいですし、保護観察官や地方自治体の職員等の社会内にいる支援者も、支援対象者が矯正施設を出所等する前から、もっと矯正施設に赴いて、必要な支援を行っていただきたいです。施設内と社会内の支援者相互の行き来がもっと増えれば、立ち直ろうとする人に対してより充実した支援を行うことができると思っています。